官報
（号外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法律〕
○防衛省設置法等の一部を改正する法律（四四）　四
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（四五）　七
○電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（四六）　九
〔政令〕
○著作権法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一九五）　二四
○自衛隊法施行令等の一部を改正する政令（一九六）　二五
〔法規的告示〕
○厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数の一部を改正する件（厚生労働一六六）　二六
○生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の一部を改正する件（環境五四）　二七
○水質汚濁に係る農薬登録基準の一部を改正する件（同五五）　二八
〔その他告示〕
○平成十二年建設省告示第千八百十三号の一部を改正する件（国土交通三九七）　二九
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三〇
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　三一
会社その他
会社決算公告　三二

本号で公布された法令のあらまし

◇防衛省設置法等の一部を改正する法律（法律第四四号）（防衛省）

一　防衛省設置法の一部改正関係

自衛官の定数を改めることとした。（第六条関係）

二　自衛隊法の一部改正関係

1　海上自衛隊の護衛艦隊、掃海隊群等を水上艦隊に新編し、その隷下部隊に水上戦群、水陸両用戦機雷戦群及び哨戒防備群を新編するとともに、情報作戦集団を新編することとした。（第一五条、第一六条の二、第一七条の二、第一七条の三、第一八条及び第二一条の二関係）

2　航空自衛隊の航空戦術教導団を廃止することとした。（第二〇条関係）

3　陸上自衛隊の補給統制本部を補給本部に改編するとともに、所要の規定の整備を行うこととした。（第二四条、第二六条、第二六条の二、第二七条の三、第二七条の四及び第二八条関係）

4　自衛官候補生の身分を廃止することとした。（第二九条、第三三条、第三六条、第五八条及び第九七条関係）

5　自衛官の再任用について、定年退職等の後に自衛官としての勤務から一旦離れた者であっても、自衛官としての任務を遂行し得る体力や能力等を維持しているものは再任用の対象とすることとした。（第四五条の二関係）

6　一定期間以上在職し、かつ、良好な成績で勤務した即応予備自衛官に支給する勤続報奨金を予備自衛官にも支給できるようにすることとした。（第七二条の二、第七五条の七及び第七五条の八関係）

7　事業を営む予備自衛官又は即応予備自衛官に対する当該事業の継続に資するための給付金を新設することとした。（第七三条の三、第七三条の四及び第七五条の八関係）

8　物品役務相互提供協定に係る規定の整備を行うこととした。（第八四条の五、第一〇〇条の六及び第一〇〇条の八～第一〇〇条の一九関係）

9　留学を命ぜられた防衛大学校の学生に対して、留学中又は留学終了後一定期間内に離職した場合、国が支出した留学費用の全部又は一部を償還させるための規定を新設することとした。（第三三条及び第九九条の二関係）

10　装備移転の対象となる船舶の製造等を実施するため、船舶安全法等の適用除外規定等を整備することとした。（第一〇九条、第一一一条の二及び第一一一条の三関係）

11　装備移転の対象となる航空機及び船舶の製造等並びに無人船舶の民間人による試験航行等を実施するため、航空法等及び船舶職員及び小型船舶操縦者法の適用除外規定等を整備することとした。（第一〇七条、第一〇九条～第一一一条の三及び附則第七項関係）

三　防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正関係

1　入隊直後から営舎や船舶等において集団生活を送る特殊な生活環境下にある自衛官に支給する指定場所生活調整金を新設することとした。（第一条及び第二六条の三関係）

2　航空管制業務を行う自衛官に支給する航空管制官手当を新設することとした。（第一六条第一項、第一九条及び第二七条関係）

3　航空機乗員に支給する航空手当の上限額並びに予備自衛官手当及び即応予備自衛官手当の月額をそれぞれ引き上げることとした。（第一六条第三項、第二四条の三及び第二四条の四関係）

4　自衛官候補生の身分の廃止に伴う規定の整理を行うこととした。（第一条、第四条、第一八条の二、第二二条、第二四条の二～第二四条の七、第二六条の二、第二六条の三及び第二八条関係）

四　国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部改正関係

大規模な災害に対処する外国の軍隊に対する物品又は役務の提供について、物品役務相互提供協定の締約国を対象とする規定を整備することとした。（第三三条関係）

五　施行期日等

1　この法律の施行に伴い必要となる経過措置について定め、関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第二条～第一三条関係）

2　この法律は、令和八年三月三一日までの間において政令で定める日から施行するほか、必要な施行期日を定めることとした。

◇風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（法律第四五号）（警察庁）

1　接待飲食営業に係る遵守事項等の追加

㈠　接待飲食営業を営む風俗営業者は、その営業に関し、次に掲げる行為をしてはならないこととした。（第一八条の三関係）

(1)　料金について、事実に相違する説明等をする行為

(2)　客が接客従業者に対して恋愛感情等を抱いていること等を知りながら、これに乗じ、一定の行為により当該客を困惑させ、それによって飲食等をさせる行為

(3)　客が注文等をする前に飲食等の全部又は一部を提供することにより当該客を困惑させ、それによって当該飲食等をさせるなどする行為

㈡　接待飲食営業を営む者は、その営業に関し、次に掲げる行為をしてはならないこととし、当該行為をした者に対する罰則を設けることとした。（第二二条の二及び第五三条関係）

(1)　客に注文等をさせ、又は料金の支払等をさせる目的で、当該客を威迫して困惑させる行為

(2)　客に対し、威迫し、又は誘惑して、料金の支払等のために当該客が法令に違反する行為により金銭を得ること等を要求する行為

2　いわゆるスカウトバックに係る禁止規定の整備

性風俗関連特殊営業のうち一定の営業を営む者は、異性の客に接触する役務を提供する業務に従事しようとする者の紹介を受けた場合において、当該紹介をした者又は第三者に対し、当該紹介の対価として金銭等を提供し、又は第三者をして提供させてはならないこととし、当該行為をした者に対する罰則を設けることとした。（第二八条、第三一条の三及び第五三条関係）

3　無許可営業等に対する罰則の強化

風俗営業の許可を受けないで風俗営業を営んだ者等に対する罰則を強化するとともに、法人の代表者又は従業者がこれらの違反行為をしたときの当該法人に対する罰金の上限額を引き上げることとした。（第四九条及び第五七条関係）

4　風俗営業の許可に係る不許可事由の追加

都道府県公安委員会が風俗営業の許可をしてはならない者として、次に掲げる者を追加することとした。（第四条関係）

㈠　親会社等が風俗営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者である法人

㈡　警察職員による立入りが行われた日から風俗営業の許可取消処分に係る聴聞決定予定日までの間に許可証の返納をした者で当該返納の日から起算して五年を経過しないもの

㈢　集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者がその事業活動に支配的な影響力を有する者

5　その他の規定の整備

所要の規定の整備を行うこととした。

6　施行期日等

㈠　所要の経過措置を設けることとした。

㈡　施行期日

(1)　4を除き、この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行することとした。

(2)　4については、公布の日から起算して六月を経過した日から施行することとした。

◇電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（法律第四六号）（総務省）

一　電気通信事業法の一部改正関係

1　基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者に関する制度の整備

㈠　電気通信事業の登録等について、基礎的電気通信役務（専ら自ら設置する電気通信回線設備を用いて提供されるものその他これに準ずるものとして総務省令で定めるものに限る。以下同じ。）を提供する電気通信事業を営もうとする場合には、当該基礎的電気通信役務に係る業務区域等を総務大臣に提出しなければならないこととした。（第一〇条第一項及び第一六条第一項関係）

㈡　総務大臣は、基礎的電気通信役務の区分ごと及び地域単位区域ごとに、基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者の氏名又は名称及び住所等を記載した基礎的電気通信役務台帳を作成し、これを公表することとした。（第一八条の二関係）

㈢　最終保障電気通信事業者（第一種適格電気通信事業者、第二種適格電気通信事業者、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。）は、その最終保障業務区域において、基礎的電気通信役務の提供の求めがあった場合において、同一区分基礎的電気通信役務を提供する区域内電気通信事業者がいないときは、経営上の理由がある場合であっても、同一区分基礎的電気通信役務のうちいずれかの基礎的電気通信役務の提供を開始しなければならないこととした。（第二五条の二第一項関係）

㈣　近隣電気通信事業者は、最終保障電気通信事業者による最終保障電気通信役務の円滑な提供に必要な協力をしなければならないこととした。（第二五条の四第一項関係）

㈤　基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、当該基礎的電気通信役務に係る業務区域の減少等をしようとする場合には、総務省令で定める一年以上の期間前までに、当該減少等により影響を受ける基礎的電気通信役務の利用者に対し、当該減少等の日等を周知させなければならないこととした。（第二六条の四第一項関係）

㈥　基礎的電気通信役務支援機関は、最終保障電気通信事業者に対し、最終保障電気通信役務の提供に要する費用の一部に充てるための交付金を交付する業務等を行うものとすることとした。（第一〇七条関係）

2　第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「一種指定事業者」という。）等の禁止行為等に関する規定の整備

㈠　電気通信事業の登録の更新を要する事由として、一種指定事業者等がその特定関係法人（特定電気通信事業を営むものに限る。）と合併をしたとき等を追加することとした。（第一二条の二第一項関係）

㈡　一種指定事業者等は、卸電気通信役務の提供の業務に関して知り得た当該卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者及びその利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならないこととした。（第三〇条第三項及び第四項関係）

㈢　一種指定事業者の取締役等は特定関係事業者の取締役等に加えてその従業者を、一種指定事業者の従業者は特定関係事業者の取締役等を、それぞれ兼ねてはならないこととするほか、一種指定事業者は、特定関係事業者の従業者を、当該一種指定事業者の業務のうち電気通信事業者間の適正な競争関係の確保のためその公正な運営が特に必要なものに従事させてはならないこととした。（第三一条第一項及び第二項関係）

(四) 一種指定事業者は、特定関係事業者との間で行う電気通信業務に関する取引であって、その条件が当該特定関係事業者に有利なものであることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものを行ってはならないこととした。（第三条第五項関係）

3　電気通信番号使用計画の認定の欠格事由の追加等

(一) 電気通信番号使用計画の認定の欠格事由として、詐欺罪等により刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者等を追加することとした。（第五〇条の三関係）

(二) 電気通信番号使用計画の認定の基準として、当該認定の申請をした者が申請に係る利用者設備識別番号を使用する電気通信役務の提供を継続的に実施すると見込まれること及びその提供する電気通信役務が詐欺罪等の罪に当たる行為に利用されるおそれが高い者の要件に該当しないことを追加することとした。（第五〇条の四関係）

(三) 電気通信番号使用計画の認定を受けた電気通信事業者は、利用者設備識別番号を使用する卸電気通信役務の提供に関する契約の締結等をしようとするときは、当該提供の相手方が一定の要件に該当することの確認をした後でなければ、これを行ってはならないこととした。（第五〇条の七関係）

4　鉄塔等提供事業を営む者等の土地等の使用に関する認定制度の創設

鉄塔等提供事業を営み、又は営もうとする者は、土地等の使用に関する総務大臣の裁定等の規定の適用を受けようとする場合には、その鉄塔等提供事業の全部又は一部について、総務大臣の認定を受けることができることとした。（第一四三条の二関係）

5　電気通信事業者間の適正な競争関係の確保に関する評価等の導入

総務大臣は、毎年、電気通信事業の公正な競争の促進のために講じられる措置の実施状況について調査を行い、その結果に基づき、電気通信事業者（第三号事業を営む者を含む。）間の適正な競争関係が確保されているかどうかについて評価を行うとともに、当該調査及び評価の結果を公表することとした。（第一六七条の三第一項及び第三項関係）

6　電報の事業について、電気通信事業とみなすこと等とする規定を削除することとした。

（改正前の附則第五条関係）

二　日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正関係

1　地域会社の業務等に関する規定の整備

(一) 地域会社が営むものとされる地域電気通信業務について、同一の都道府県の区域内における通信を媒介する電気通信役務を提供する電気通信業務から、目的業務区域内における通信を媒介する電気通信役務を提供する電気通信業務とし、その一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務等を提供する電気通信業務を除くこととした。（法第三条の規定による改正後の第二条第三項関係）

(二) 地域会社が営むことができるその保有する設備等を活用して行う業務について、業務ごとにあらかじめ総務大臣に届け出ることを不要とし、あらかじめ総務大臣に対する届出及び公表をした実施基準に従って営むことができることとした。（法第三条の規定による改正後の第二条第七項、第八項及び第一〇項関係）

(三) 地域会社等に係る電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与する責務を廃止することとした。（改正前の第三条関係）

2　地域会社に係る認可に関する規定の整備

(一) 地域会社の特定の合併又は分割の決議について、総務大臣の認可を不要とすることとした。（第一一条第一項関係）

(二) 地域会社は、電気通信設備の設置に必要な建物その他の工作物及び土地について、譲り渡し、担保に供し、その他総務省令で定める処分をしようとするときは、総務大臣の認可を要することとした。（第一三条関係）

三　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇著作権法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一九五号）（文部科学省）

著作権法の一部を改正する法律（令和五年法律第三三号）の施行期日は令和八年四月一日とし、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は令和七年六月一日とすることとした。

◇自衛隊法施行令等の一部を改正する政令（政令第一九六号）（防衛省）

一　自衛隊法施行令の一部改正関係

1　自衛隊法（昭和二九年法律第一六五号）第九九条の二第一項に規定する「政令で定める研修」、留学を命ずる学生に対して明示すべき事項、同項第一号に規定する「政令で定める費用」及び償還をしなければならない者に対する通知について規定することとした。（第一二〇条の一九～第一二〇条の二二関係）

2　自衛隊法第九九条の二第一項第二号に規定する「政令で定める率」について規定することとした。（第一二〇条の二三関係）

3　自衛隊法第九九条の二第二項第三号に規定する「政令で定める場合」について規定することとした。（第一二〇条の二四関係）

4　その他所要の規定の整備を行うこととした。

二　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正関係

1　航空管制官手当の額等について規定することとした。（第一一条の三～第一二条及び第一三条関係）

2　航空手当の月額の支給割合を引き上げることとした。（第一二条関係）

3　指定場所生活調整金の額等について規定することとした。（第一九条の五及び第一九条の六関係）

4　その他所要の規定の整備を行うこととした。

三　国家公務員退職手当法施行令の一部改正関係

航空管制官手当の新設に伴い、退職手当に関する一般職の職員の基本給月額に準ずる額に当該手当を加えることとした。（第六条の七関係）

四　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。

法律

防衛省設置法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和七年五月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第四十四号

防衛省設置法等の一部を改正する法律

（防衛省設置法の一部改正）

第一条　防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第六条中「十四万九千七百六十七人」を「十四万九千四百三人」に、「四万五千四百五十二人」を「四万五千四百六十二人」に、「四万七千七人」を「四万七千百三十一人」に、「二千百九十三人」を「二千四百二十三人」に改める。

（自衛隊法の一部改正）

第二条　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「地方隊」の下に「、情報作戦集団」を加え、同条第二項中「及び護衛艦隊」を「及び水上艦隊」に改め、「、掃海隊群」及びただし書を削り、同条第三項中「護衛艦隊は、護衛艦隊司令部及び護衛隊群」を「水上艦隊は、水上艦隊司令部及び水上戦群、水陸両用戦機雷戦群、哨（しょう）戒防備群」に改め、同条第六項中「掃海隊、基地隊その他の」及びただし書を削り、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

７　情報作戦集団は、情報作戦集団司令部、作戦情報群及びサイバー防護群から成る。

第十六条の二の見出しを「（水上艦隊司令官）」に改め、同条中「護衛艦隊の」を「水上艦隊の」に、「護衛艦隊司令官」を「水上艦隊司令官」に改める。

第十七条の三を第十七条の四とし、第十七条の二を第十七条の三とし、第十七条の次に次の一条を加える。

（情報作戦集団司令官）

第十七条の二　情報作戦集団の長は、情報作戦集団司令官とする。

２　情報作戦集団司令官は、防衛大臣の指揮監督を受け、情報作戦集団の隊務を統括する。

第十八条中「護衛艦隊」を「水上艦隊」に改め、「地方隊」の下に「、情報作戦集団」を加える。

第二十条第二項中「、航空戦術教導団」を削る。

第二十一条の二第二項中「地方隊」の下に「、情報作戦集団」を加える。

第二十四条第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　補給本部

第二十四条第二項中「及び補給統制本部を、海上自衛隊又は航空自衛隊の機関として補給本部」を削る。

第二十六条第三項ただし書及び同条第四項を削り、同条第五項中「海上自衛隊又は航空自衛隊の補給処の」を削り、同項を同条第四項とし、同条の次に次の一条を加える。

（補給本部）

第二十六条の二　補給本部においては、前条第一項に規定する事務の実施の企画及び総合調整並びに補給処の管理を行うとともに、陸上自衛隊及び海上自衛隊の補給本部においては、同項に規定する調達の事務のうち防衛大臣が定めるものを行う。

２　補給本部に、補給本部長を置き、自衛官をもつて充てる。

３　補給本部長は、防衛大臣の定めるところにより、部務を掌理する。ただし、防衛大臣は、必要があると認める場合には、陸上総隊司令官、自衛艦隊司令官又は航空総隊司令官に指揮監督させることができる。

第二十七条の三及び第二十七条の四を削る。

第二十八条中「、補給統制本部長」を削る。

第二十九条第一項中「及び自衛官候補生」を削る。

第三十三条中「、自衛官候補生」を削り、「を除き」を「及び第九十九条の二第一項を除き」に改める。

第三十六条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「前各項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条中第六項を第三項とし、第七項を第四項とし、第八項を第五項とする。

第四十五条の二第一項中「引き続いて」を削る。

第五十八条第二項中「、自衛官候補生」を削る。

第七十二条の次に次の一条を加える。

（勤続報奨金）

第七十二条の二　防衛大臣又はその委任を受けた者は、予備自衛官（第七十条第一項各号の規定による招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となつている者を含む。）がその任用期間のうち防衛省令で定める期間以上在職し、かつ、良好な成績で勤務したときは、防衛省令で定めるところにより、その者に対し、勤続報奨金を支給することができる。

第七十三条の三第一項中「第二号」の下に「及び次条第一項」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（事業を営む予備自衛官に対する給付金）

第七十三条の四　防衛大臣又はその委任を受けた者は、事業を営む予備自衛官が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときであつて、当該事業を継続するときは、当該予備自衛官に対し、自ら当該事業を行うことができない間における当該事業の継続に伴う負担を考慮して政令で定める額に、当該各号に定める日の数を乗じて得た額を、当該予備自衛官の事業の継続に資するための給付金として支給することができる。

一　前条第一項第一号に掲げる場合　自衛官としての勤務のために当該事業を行うことができなかつた日（招集に応じて出頭した日から招集の解除の日までの間の日に限る。）

二　前条第一項第二号に掲げる場合　当該負傷又は疾病の療養のために当該事業を行うことができなかつた日（招集の解除の日又は第七十一条第一項の招集期間の終了の日の翌日以後最初に当該事業を行うことができなかつた日から起算して政令で定める期間を経過する日までの間の日に限る。）

２　前項に定めるもののほか、同項の給付金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十五条の七を次のように改める。

第七十五条の七　削除

第七十五条の八中「第七十三条から」を「第七十二条の二から」に、「第七十三条の二中「第七十条第一項各号」とあるのは「第七十五条の四第一項各号」と、」を「第七十二条の二、第七十三条の二及び」に改め、「同項第二号」の下に「及び第七十三条の四第一項第二号」を加える。

第八十四条の五第一項第三号中「アメリカ合衆国、オーストラリア、英国、フランス、カナダ、インド又はドイツ」を「物品役務相互提供協定（自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間の物品又は役務の相互の提供に関する我が国と当該締約国との間の条約その他の国際約束であつて、物品又は役務の相互の提供を実施する活動及び提供する物品又は役務並びに当該提供を実施する場合における決済その他の手続について定めるものをいう。第百条の九において同じ。）の我が国以外の締約国（次項第四号、第百条の八及び第百条の九において「締約国」という。）」に改め、同条第二項第四号中「アメリカ合衆国、オーストラリア、英国、フランス、カナダ、インド又はドイツ」を「締約国」に改める。

第九十七条第一項及び第二項中「及び自衛官候補生」を削る。

第九十九条の次に次の一条を加える。

（留学費用の償還）

第九十九条の二　留学（防衛大学校に相当する外国の軍隊の教育機関の課程に在学してその課程を履修する研修（三年以内の研修を除く。）であつて、学生（防衛省設置法第十五条第一項の教育訓練を受けている者をいう。以下この項において同じ。）の同意を得て、国が実施するもののうち、その内容及び実施形態を考慮して政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を命ぜられた学生は、次の各号に掲げるいずれかの期間内に離職した場合には、それぞれ当該各号に定める金額を国に償還しなければならない。

一　当該留学を開始した日から自衛官に任用される日までの期間　当該留学のために国が支出した留学費用（旅費その他の留学に必要な費用として政令で定めるものをいう。次号において同じ。）の総額に相当する金額

二　自衛官に任用される日の翌日から起算した在職期間が八年に達するまでの期間　当該留学のために国が支出した留学費用の総額に相当する金額に、同日から起算した自衛官としての在職期間が逓増する程度に応じて百分の百から一定の割合で逓減するように政令で定める率を乗じて得た金額

２　前項の離職した場合には、次の各号のいずれかに該当する場合を含まないものとする。

一　死亡により離職したとき。

二　公務による災害のため心身に故障を生じ、第四十二条第二号の規定に該当して免職されたとき、又は同条第四号の規定に該当して免職されたとき。

三　前二号に掲げる場合に準ずる場合として政令で定める場合

３　前二項に定めるもののほか、第一項の規定による償還に関し必要な事項は、政令で定める。

第百条の六第一項中「及び次条」を「から第百条の八まで」に改める。

第百条の八の見出し中「オーストラリア軍隊」を「締約国の軍隊」に改め、同条第一項中「オーストラリア軍隊（オーストラリアの軍隊をいう）」を「締約国の軍隊（合衆国軍隊を除く）」に、「オーストラリア軍隊に」を「締約国の軍隊に」に改め、同項第一号から第八号までの規定中「オーストラリア軍隊」を「締約国の軍隊」に改め、同項第九号中「オーストラリア内にあるオーストラリア軍隊の施設」を「締約国の軍隊の施設（当該締約国にあるものに限る。）」に、「行うオーストラリア軍隊」を「行う締約国の軍隊」に改め、同条第二項及び第三項中「オーストラリア軍隊」を「締約国の軍隊」に改め、同条第四項中「武器」の下に「（同項の締約国の軍隊がインドの軍隊である場合には、弾薬を含む。）」を加える。

第百条の九の見出し中「オーストラリア軍隊」を「締約国の軍隊」に改め、同条中「オーストラリア軍隊」を「締約国の軍隊」に、「日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定」を「当該締約国との間の物品役務相互提供協定」に改める。

第百条の十から第百条の十九までを削る。

第百九条第一項中「）に」を「）及び装備移転（防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和五年法律第五十四号）第二条第四項に規定する装備移転をいう。）の対象となる船舶として製造されるもの（水陸両用車両を含む。以下この項、第百十一条の二及び第百十一条の三において「装備移転船舶」という。）に」に改め、同項ただし書中「船舶に」を「船舶及び装備移転船舶に」に改める。

第百十一条の次に次の二条を加える。

（装備移転船舶についての技術上の基準）

第百十一条の二　防衛大臣は、装備移転船舶について堪航性及び人命の安全を確保するため必要な技術上の基準を定めなければならない。

（検査）

第百十一条の三　装備移転船舶は、前条の技術上の基準に適合するかどうかについて防衛省令で定めるところにより防衛大臣の検査を受け、かつ、これに合格したものでなければ、航行の用に供してはならない。

第三条　自衛隊法の一部を次のように改正する。

第百七条第一項中「航空法中」を「航空法」に、「並びにその航空機」を「及び装備移転（防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和五年法律第五十四号）第二条第四項に規定する装備移転をいう。第百九条第一項において同じ。）の対象となる航空機として製造されるもの（第七項において「装備移転航空機」という。）（以下この条及び附則第七項において「自衛隊の使用する航空機等」と総称する。）並びにこれら」に改め、同条第三項中「自衛隊の使用する航空機及びその航空機」を「自衛隊の使用する航空機等及びこれら」に改め、同条第五項中「自衛隊が使用する航空機」を「自衛隊の使用する航空機等」に、「その航空機」を「これら」に改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「自衛隊の使用する航空機」を「自衛隊の使用する航空機等」に、「自衛隊以外の者が使用する」を「自衛隊の使用する航空機等以外の」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

７　装備移転航空機を製造する者は、第五項の規定により防衛大臣が定める基準（装備移転航空機に係るものに限る。）に適合することについて、防衛省令で定めるところにより、防衛大臣の確認を受けなければならない。

第百九条第一項中「（防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和五年法律第五十四号）第二条第四項に規定する装備移転をいう。）」を削り、「、第百十一条の二及び第百十一条の三」を「及び次条から第百十一条の二まで」に改める。

第百十条中「及びこれ」を「及び装備移転船舶並びにこれら」に、「隊員」を「者」に、「又はこれ」を「又はこれら」に改める。

第百十一条（見出しを含む。）中「自衛隊の使用する船舶」の下に「及び装備移転船舶」を加える。

第百十一条の二を削る。

第百十一条の三の見出しを「（検査等）」に改め、同条に次の一項を加える。

２　装備移転船舶を航行しようとする者は、前条の配員の基準に従つて配員して航行することについて防衛省令で定めるところにより防衛大臣の確認を受けた後でなければ、これを航行してはならない。

第百十一条の三を第百十一条の二とする。

附則第七項中「自衛隊の使用する航空機並びにその航空機」を「自衛隊の使用する航空機等並びにこれら」に改める。

（防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正）

第四条　防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「自衛官任用一時金」の下に「、指定場所生活調整金」を加える。

第十六条第一項に次の一号を加える。

六　航空管制官　航空管制官手当

第十六条第三項中「百分の八十」を「百分の九十」に改める。

第十九条中「特殊作戦隊員手当」の下に「、航空管制官手当」を加える。

第二十四条の三第二項中「四千円」を「一万二千三百円」に改める。

第二十四条の四第二項中「一万六千円」を「一万八千五百円」に改める。

第二十六条の二の次に次の一条を加える。

（指定場所生活調整金の支給）

第二十六条の三　自衛隊法第三十六条第二項に規定する自衛官候補生から引き続いて同条第一項の自衛官に任用された者及び同条第五項に規定する陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者の指定を受けた者のうち防衛大臣の定めるもの（以下この項において「防衛大臣の定める陸曹候補者等」

という。）が、基準期間（自衛官候補生又は防衛大臣の定める陸曹候補者等の採用の日から六年を経過するまでの期間をその初日以後一年ごとに区分した期間をいう。）の全部を第十八条第一項に規定する集団的居住場所その他の防衛大臣が定める場所に居住する場合には、当該基準期間に係る指定場所生活調整金を支給する。

２　前項の指定場所生活調整金の額は、政令で定める。

３　第一項の指定場所生活調整金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十七条第二項中「及び特殊作戦隊員手当」を「、特殊作戦隊員手当及び航空管制官手当」に、「及び営外手当」を「、航空管制官手当及び営外手当」に改める。

第五条　防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「、自衛官任用一時金」を削る。

第四条第一項、第十八条の二第一項及び第二十二条第一項中「、自衛官候補生」を削る。

第二十四条の二を削る。

第二十四条の三の前の見出しを削り、同条を第二十四条の二とし、同条の前に見出しとして「（予備自衛官等の給与）」を付し、第二十四条の四を第二十四条の三とし、第二十四条の五を第二十四条の四とし、第二十四条の六を第二十四条の五とする。

第二十四条の七中「第二十四条の三」を「第二十四条の二」に改め、同条を第二十四条の六とする。

第二十六条の二を削る。

第二十六条の三第一項中「第三十六条第二項に規定する自衛官候補生から引き続いて同条第一項」を「第三十六条第一項」に、「同条第五項」を「同条第二項」に改め、「（以下この項において「防衛大臣の定める陸曹候補者等」という。）」を削り、「自衛官候補生又は防衛大臣の定める陸曹候補者等」を「これらの自衛官」に改め、同条を第二十六条の二とする。

第二十八条第一項第一号を削り、同項第二号中「（前号の規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号中「第三十六条第七項」を「第三十六条第四項」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「第三十六条第七項」を「第三十六条第四項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「第三十六条第七項」を「第三十六条第四項」に改め、同号を同項第四号とし、同条第三項中「及び第二号」を削り、「同項第三号」を「同項第二号」に、「同項第四号」を「同項第三号」に、「同項第五号」を「同項第四号」に改め、同条第五項中「第三十六条第七項」を「第三十六条第四項」に、「同条第八項」を「同条第五項」に改め、同条第六項中「第三十六条第八項」を「第三十六条第五項」に改め、同条第八項中「第三十六条第七項」を「第三十六条第四項」に、「同条第八項」を「同条第五項」に改め、同条第九項第一号中「第三十六条第七項」を「第三十六条第四項」に改め、同項第二号中「第三十六条第八項」を「第三十六条第五項」に改める。

第六条　国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の見出し中「合衆国軍隊等」を「締約国の軍隊」に改め、同条第一項中「アメリカ合衆国、オーストラリア、英国、フランス、カナダ、インド又はドイツの軍隊（以下この条において「合衆国軍隊等」という。）」を「締約国（自衛隊法第八十四条の五第一項第三号に規定する締約国をいう。以下この条において同じ。）の軍隊」に、「合衆国軍隊等に」を「締約国の軍隊に」に改め、同条第二項中「合衆国軍隊等」を「締約国の軍隊」に改め、同条第四項中「武器」の下に「（同項の締約国の軍隊がインドの軍隊である場合には、弾薬を含む。）」を加え、同条第五項を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和八年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条中自衛隊法第八十四条の五の改正規定、同法第百条の六第一項の改正規定、同法第百条の八（見出しを含む。）の改正規定、同法第百条の九（見出しを含む。）の改正規定及び同法第百条の十から第百条の十九までを削る改正規定並びに第六条の規定並びに附則第八条の規定　公布の日

二　第二条中自衛隊法第三十三条の改正規定（「、自衛官候補生」を削る部分を除く。）及び同法第九十九条の次に一条を加える改正規定並びに第四条の規定（第四号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第四条、第十一条及び第十二条（国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第二十四条第一項の改正規定を除く。）の規定　公布の日又は令和七年四月一日のいずれか遅い日

三　第二条中自衛隊法第四十五条の二第一項の改正規定　令和七年十月一日

四　第二条中自衛隊法第七十二条の次に一条を加える改正規定、同法第七十三条の三第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第七十五条の七の改正規定及び同法第七十五条の八の改正規定並びに第四条中防衛省の職員の給与等に関する法律第二十四条の三第二項及び第二十四条の四第二項の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定　公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

五　第二条中自衛隊法第百九条第一項の改正規定及び同法第百十一条の次に二条を加える改正規定並びに附則第七条及び第九条の規定　公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

六　第三条の規定及び附則第十三条の規定　令和八年四月一日

七　第二条中自衛隊法第二十九条第一項の改正規定、同法第三十三条の改正規定（「、自衛官候補生」を削る部分に限る。）、同法第三十六条の改正規定、同法第五十八条第二項の改正規定並びに同法第九十七条第一項及び第二項の改正規定並びに第五条の規定並びに附則第五条、第六条、第十条及び第十二条（国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四条第一項の改正規定に限る。）の規定　公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（勤続報奨金の支給に関する経過措置）

第二条　前条第四号に掲げる規定の施行の日前に第二条の規定（同号に掲げる改正規定に限る。次条において同じ。）による改正前の自衛隊法第七十五条の七の規定により勤続報奨金を支給することができることとされていた即応予備自衛官（自衛隊法第七十五条の四第一項各号の規定による招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となっている者を含む。）に係る当該勤続報奨金の支給については、なお従前の例による。

（事業を営む予備自衛官又は即応予備自衛官に対する給付金の支給に関する経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の自衛隊法（以下この条において「第四号改正後自衛隊法」という。）第七十三条の四（第四号改正後自衛隊法第七十五条の八において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以後に自衛隊法第七十条第一項各号若しくは第七十五条の四第一項各号の規定による招集命令又は同法第七十一条第一項若しくは第七十五条の五第一項の規定による訓練招集命令を受けた第四号改正後自衛隊法第七十三条の三第一項（第四号改正後自衛隊法第七十五条の八において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する予備自衛官又は即応予備自衛官について適用する。

（指定場所生活調整金の支給に関する経過措置）

第四条　第四条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律第二十六条の三の規定は、同条に規定する基準期間の末日が同号に掲げる規定の施行の日以後である者について適用する。

（自衛官任用一時金の支給に関する経過措置）

第五条　附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日前に第五条の規定による改正前の防衛省の職員の給与等に関する法律第二十六条の二第一項の規定により自衛官任用一時金の支給を受けた者については、同条第三項の規定は、その任用期間が満了するまでの間、なおその効力を有する。

（退職手当の特例に関する経過措置）

第六条　附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日前に第五条の規定による改正前の防衛省の職員の給与等に関する法律第二十八条第一項第一号に掲げる区分に該当した者に係る退職手当の支給については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第七条　附則第一条第五号及び第六号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（高圧ガス保安法の一部改正）

第九条　高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「船舶及び」を「船舶内並びに」に、「内に」を「及び装備移転（防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和五年法律第五十四号）第二条第四項に規定する装備移転をいう。）の対象となる船舶として製造されるもの（水陸両用車両を含む。）内に」に改める。

（国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正）

第十条　国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項の表第三条第一項の項中

「職員（第二十三条第二項）、任命権者	職員（自衛官候補生、第二十三条第二項）、任命権者
、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項免について権限を有する者（以下「任命権者」という。）」	、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項免について権限を有する隊員の任命権者（以下「任命権者」という。）」

を

に改め、同表第十二条第一項の項中「、自衛官候補生」を削り、同表前条第一項の項を削り、同表前条第二項の項中「前条第二項」を「前条第一項及び第二項」に改める。

（国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律の一部改正）

第十一条　国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条の見出し中「学資金」を「学資金等」に改め、同条中「及び第九十九条第一項」を「、第九十九条第一項及び第九十九条の二第一項第二号」に改める。

（国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正）

第十二条　国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「、自衛官候補生」を削り、同条第四項中「及び第九十九条第一項」を「、第九十九条第一項及び第九十九条の二第一項第二号」に改める。

（重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第十三条　重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和七年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第四条のうち自衛隊法中第九十五条の四を第九十五条の五とし、第九十五条の三の次に一条を加える改正規定の次に次のように加える。

第百七条第一項中「（令和五年法律第五十四号）」を削る。

内閣総理大臣　石破　茂
経済産業大臣　武藤　容治
防衛大臣　中谷　元

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年五月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第四十五号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十七条」を「第五十八条」に改める。

第四条第一項第二号イ中「又は第五十条第一項」を「、第五十条又は第五十一条第一項」に改め、同項第十一号中「第九号」を「第六号まで又は第八号から第十号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号ただし書中「及び次号」を「（第七号を除く。）、次号及び第十三号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号中「第七号に規定する」を「第八号イに掲げる」に、「同号」を「同号イ」に、「又は」を「若しくは」に、「者で」を「者又は同号ロに掲げる期間内に分割により同号ロの立入りに係る風俗営業を承継させ、若しくは分割により当該風俗営業以外の風俗営業を承継した法人（分割について相当な理由がある者を除く。）若しくはこれらの法人の当該立入りが行われた日前六十日以内に役員であつた者で」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「前号に規定する」を「前号イに掲げる」に、「法人又は」を「法人若しくは」に、「前号の」を「前号イの」に、「者で」を「者又は同号ロに掲げる期間内に合併により消滅した法人若しくは同項第一号の規定による許可証の返納をした法人（合併又は風俗営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）の前号ロの立入りが行われた日前六十日以内に役員であつた者で」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「第二十六条第一項の規定による風俗営業の許可の取消処分に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間」を「次のいずれかに掲げる期間内」に改め、同号に次のように加える。

イ　第二十六条第一項の規定による風俗営業の許可の取消処分に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間

ロ　第三十七条第二項の規定による風俗営業の営業所への立入りが行われた日から聴聞決定予定日（当該立入りの結果に基づき第二十六条第一項の規定による風俗営業の許可の取消処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として国家公安委員会規則で定めるところにより公安委員会が当該立入りを受けた者に当該立入りが行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間

第四条第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　当該許可を受けようとする者（法人に限る。イ及びハにおいて同じ。）と密接な関係を有する次に掲げる法人が第二十六条第一項の規定により風俗営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者である者

イ　当該許可を受けようとする者の株式の所有その他の事由を通じて当該許可を受けようとする者の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として国家公安委員会規則で定めるもの（ロにおいて「親会社等」という。）

ロ　親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として国家公安委員会規則で定めるもの

ハ　当該許可を受けようとする者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として国家公安委員会規則で定めるもの

第四条第一項に次の一号を加える。

十三　第三号に該当する者が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者

第七条第三項中「の申請をした相続人」を削る。

第七条の二第二項後段及び第七条の三第二項後段を削る。

第十八条の二の次に次の一条を加える。

（客の正常な判断を著しく阻害する行為の規制）

第十八条の三　第二条第一項第一号の営業を営む風俗営業者は、その営業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一　第十七条に規定する料金について、事実に相違する説明をし、又は客を誤認させるような説明をすること。

二　客が、接客従業者に対して恋愛感情その他の好意の感情を抱き、かつ、当該接客従業者も当該客に対して同様の感情を抱いているものと誤信していることを知りながら、これに乗じ、次に掲げる行為により当該客を困惑させ、それによつて遊興又は飲食をさせること。

イ　当該客が遊興又は飲食をしなければ当該接客従業者との関係が破綻することになる旨を告げること。

ロ　当該接客従業者がその意に反して受ける降格、配置転換その他の業務上の不利益を回避するためには、当該客が遊興又は飲食をすることが必要不可欠である旨を告げること。

三　客が注文その他の遊興又は飲食の提供を受ける旨の意思表示（第二十二条の二第一号において「注文等」という。）をする前に遊興又は飲食の全部又は一部を提供することにより、当該客を困惑させ、それによつて当該遊興をさせ、若しくはしたものとさせ、又は当該飲食をさせること。

第二十二条の見出しを「風俗営業を営む者の禁止行為等）」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（接待飲食営業を営む者の禁止行為）

第二十二条の二　第二条第一項第一号の営業を営む者は、その営業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一　客に注文等をさせ、又は当該営業に係る料金の支払その他の財産上の給付若しくは財産の預託若しくはこれらに充てるために行われた金銭の借入れ（これと同様の経済的性質を有するものを含む。）に係る債務の弁済（次号において「料金の支払等」という。）をさせる目的で、当該客を威迫して困惑させること。

二　客に対し、威迫し、又は誘惑して、料金の支払等のために当該客が次に掲げる行為により金銭その他の財産を得ることを要求すること。

イ　売春防止法その他の法令に違反する行為をすること。

ロ　対償を受け、又は受ける約束で、不特定の相手方と性交類似行為等（性交類似行為をし、又は他人の性的好奇心を満たす目的で、当該他人の性器等（性器、肛門又は乳首をいう。以下ロにおいて同じ。）を触り、若しくは当該他人に自己の性器等を触らせることをいう。）をすること。

ハ　第二条第六項第一号若しくは第二号又は第七項第一号の営業において異性の客に接触する役務を提供する業務に従事すること。

ニ　性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（令和四年法律第七十八号）第二条第三項に規定する性行為映像制作物への出演をすること。

ホ　外国において売春をすること。

第二十三条の見出しを「遊技場営業を営む者の禁止行為）」に改め、同条第一項及び第二項中「、前条第一項の規定によるほか」を削る。

第二十四条第二項第二号中「又は第六号から第九号」を「、第六号又は第八号から第十号」に改める。

第二十八条に次の一項を加える。

13　第二条第六項第一号又は第二号の営業を営む者は、営業所で異性の客に接触する役務を提供する業務に従事しようとする者の紹介を受けた場合において、当該紹介をした者又は第三者に対し、当該紹介の対価として金銭その他の財産上の利益を提供し、又は第三者をして提供させてはならない。

第三十一条の三第一項中「規定は、」を「規定は」に改め、「者について」の下に「、同条第十三項の規定は第二条第七項第一号の営業を営む者について、それぞれ」を、「なつて」と」の下に「、同条第十三項中「営業所で異性」とあるのは「異性」と」を加える。

第三十一条の十五第一項中「第四十九条第五号及び第六号」を「第五十条第一号及び第二号」に改める。

第三十一条の二十三の表第四条第一項第六号及び第七号の項中「及び第七号」を「から第八号まで」に改める。

第三十六条の二第一項第三号イ中「在留期間」の下に「の満了の日」を加える。

第五十七条を第五十八条とする。

第五十六条中「代表者、法人又は」を「代表者又は法人若しくは」に、「が、」を「が、その」に、「営業」を「業務」に、「第四十九条、第五十条第一項又は第五十二条から前条まで」を「次の各号に掲げる規定」に、「又は人に対し、」を「に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第四十九条　三億円以下の罰金刑

二　第五十条、第五十一条第一項又は第五十三条から前条まで　各本条の罰金刑

第五十六条に次の一項を加える。

2　前項の規定により第四十九条の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。

第五十六条を第五十七条とする。

第五十五条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「とき。」に改め、同条を第五十六条とする。

第五十四条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「とき。」に改め、同条を第五十五条とする。

第五十三条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号及び第二号中「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「した者」を「したとき。」に改め、同条第四号から第七号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条を第五十四条とする。

第五十二条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「者」を「とき。」に改め、同条第五号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　第二十二条の二の規定に違反したとき。

第五十二条に次の一号を加える。

七　第二十八条第十三項（第三十一条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

第五十二条を第五十三条とし、第五十一条を第五十二条とする。

第五十条第一項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同項各号中「者」を「とき。」に改め、同条を第五十一条とする。

第四十九条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条各号を次のように改める。

一　第三十一条の十三第一項において準用する第二十八条第一項の規定に違反したとき。

二　第三十一条の十三第一項において準用する第二十八条第二項の規定に基づく都道府県の条例の規定に違反したとき。

三　第三十一条の十五、第三十一条の二十、第三十一条の二十一第二項第二号、第三十一条の二十五、第三十四条第二項、第三十五条、第三十五条の二又は第三十五条の四第二項若しくは第四項第二号の規定による公安委員会の処分に違反したとき。

四　第三十一条の二十二の規定に違反して同条の許可を受けないで特定遊興飲食店営業を営んだとき。

五　偽りその他不正の手段により第三十一条の二十二の許可又は第三十一条の二十三において準用する第七条第一項、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項の承認を受けたとき。

六　第三十一条の二十三において準用する第十一条の規定に違反したとき。

第四十九条を第五十条とし、第七章中同条の前に次の一条を加える。

第四十九条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第三条第一項の規定に違反して同項の許可を受けないで風俗営業を営んだとき。

二　偽りその他不正の手段により第三条第一項の許可又は第七条第一項、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項の承認を受けたとき。

三　第十一条の規定に違反したとき。

四　第二十六条、第三十条、第三十一条の五第一項若しくは第二項又は第三十一条の六第二項第二号若しくは第三号の規定による公安委員会の処分に違反したとき。

五　第二十八条第一項（第三十一条の三第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

六　第二十八条第二項（第三十一条の三第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定に基づく都道府県の条例の規定に違反したとき。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第六条の規定　公布の日

二　第四条第一項の改正規定（同項第二号イの改正規定を除く。）、第二十四条第二項第二号の改正規定及び第三十一条の二十三の表第四条第一項第六号及び第七号の項の改正規定　公布の日から起算して六月を経過した日

（調整規定）

第二条　この法律の施行の日（次項及び附則第五条において「施行日」という。）が刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この項において「刑法施行日」という。）前である場合には、刑法施行日の前日までの間におけるこの法律による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第四十九条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

２　施行日が刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行の日前である場合には、同法第九十六条のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第四十九条、第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条の改正規定中「第四十九条、第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条」とあるのは、「第五十条、第五十一条第一項、第五十二条及び第五十三条」とする。

（酒税法の一部改正）

第三条　酒税法（昭和二十八年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第十条第七号の二中「第五十条第一項第四号」を「第五十一条第一項第四号」に、「禁止行為等」を「風俗営業を営む者の禁止行為等」に、「第五十条第一項第五号」を「第五十一条第一項第五号」に、「第五十条第一項第八号」を「第五十一条第一項第八号」に、「第五十六条」を「第五十七条第一項（第二号」に改め、「第八号に」の下に「係る部分に限る。）に」を加える。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

第四条　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。次条において「組織的犯罪処罰法」という。）の一部を次のように改正する。

別表第二中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第三十七号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第三第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四十九条（無許可営業等）の罪

（組織的犯罪処罰法の一部改正に伴う経過措置）

第五条　組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条及び第十一条の規定は、施行日前に財産上の不正な利益を得る目的で犯したこの法律による改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第四十九条第二号から第六号までの罪（この法律による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第五十条各号（第四号を除く。）の罪に相当するものを除く。）の犯罪行為（日本国外でした行為であって、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に関して施行日以後にした行為に対しても、適用する。この場合において、これらの財産は、組織的犯罪処罰法第二条第二項第一号の犯罪収益とみなす。

（政令への委任）

第六条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

内閣総理大臣　石破　茂
法務大臣　鈴木　馨祐
財務大臣　加藤　勝信

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年五月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第四十六号

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律

（電気通信事業法の一部改正）

第一条　電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十八条」を「第十八条の二」に、「事業の認定」を「電気通信事業の認定」に、「第二節　土地の使用（第百二十八条―第百四十三条）」を「第二節　認定電気通信事業者による土地の使用　第三節　鉄塔等提供事業の認定等（第百四十三条の二―第百四十三条の十五）」に改める。

第十条第一項中「の事項」を「に掲げる事項」に改め、同項第二号中「第百十八条第四号」を「次章」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　業務区域及び次のイ又はロに掲げる場合にあつては、当該イ又はロに定める事項

イ　第一号基礎的電気通信役務（専らその者の設置する電気通信回線設備を用いて提供されるものその他これに準ずるものとして総務省令で定めるものに限る。）を提供する電気通信事業を営もうとする場合　第一号基礎的電気通信役務の種別（その性質に応じて総務省令で定める第一号基礎的電気通信役務の種別をいう。以下同じ。）ごとの当該第一号基礎的電気通信役務に係る業務区域及び当該業務区域にその全部又は一部が含まれる地域単位区域（第十八条の二に規定する基礎的電気通信役務台帳を作成する際の単位とするために全国を総務省令で定める地域の単位に分けた区域をいう。以下同じ。）

ロ　第二号基礎的電気通信役務（専らその者の設置する電気通信回線設備を用いて提供されるものその他これに準ずるものとして総務省令で定めるものに限る。）を提供する電気通信事業を営もうとする場合　当該第二号基礎的電気通信役務に係る業務区域及び当該業務区域にその全部又は一部が含まれる地域単位区域

第十条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　基礎的電気通信役務（第三号イに規定する第一号基礎的電気通信役務又は同号ロに規定する第二号基礎的電気通信役務に限る。第十六条第一項第五号、第十八条の二、第二十六条の四及び第二十六条の五第一項において同じ。）を提供する電気通信事業を営もうとする場合にあつては、当該基礎的電気通信役務の提供に関する問合せを受けるための電話番号その他の連絡先

第十一条第一項中「の事項」を「に掲げる事項」に改める。

第十二条の二第一項中第四号を第七号とし、第三号を第六号とし、同項第二号中「（第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備をいう。以下第三十一条までにおいて同じ。）」を削り、「第四項第二号ハ」を「第四項第三号ハ」に、「場合に限る。以下この項」を「場合に限る。次号及び第七号」に改め、同号ロ中「当該」を削り、「以下この項」を「ハ及び次号」に改め、同号を同項第五号とし、同号の前に次の二号を加える。

三　第九条の登録を受けた者が設置する電気通信設備が、第三十四条第一項の規定により新たに指定をされたとき（その者が設置する他の電気通信設備が同項の規定により既に指定をされているときを除く。）。

四　第九条の登録を受けた者（第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者たる法人又は第一種指定電気通信設備（第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備をいう。以下第三十一条までにおいて同じ。）を設置する電気通信事業者たる法人である場合に限る。第四項第二号において同じ。）が、次のいずれかに該当するとき。

イ　その特定関係法人（特定電気通信事業を営むものに限る。ロ及びハにおいて同じ。）と合併（合併後存続する法人が当該第九条の登録を受けた者である場合に限る。）をしたとき。

ロ　その特定関係法人から分割により特定電気通信事業の全部又は一部を承継したとき。

ハ　その特定関係法人から特定電気通信事業の全部又は一部を譲り受けたとき。

第十二条の二第一項第一号中「、又は第三十四条第一項の規定により新たに指定をされたとき（その者が設置する他の電気通信設備が同項の規定により既に指定をされているときを除く。）」を削り、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　第九条の登録を受けた者が、第三十条第一項の規定により新たに指定をされたとき。

第十二条の二第二項の表第十一条第一項第二号の項の前に次のように加える。

第十条第一項第三号及び第五号	営もうとする	営む

第十二条の二第二項の表前条第一項の項中「整備（」の下に「第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者にあつては同条第三項の規定を遵守するための体制の整備、」を加え、「、第三十一条第六項」を「第三十条第四項並びに第三十一条第一項、第二項及び第五項の規定を遵守するための体制の整備並びに同条第八項」に改め、同条第四項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　特定電気通信事業　第九条の登録を受けた者が新たに営むこととなつた場合には電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信事業をいう。

第十三条第一項、第二項及び第四項中「の事項」を「に掲げる事項」に改め、同条第五項中「第十条第一項第一号、第二号若しくは第五号の」を「第十条第一項各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる」に改める。

第十六条第一項中「の事項」を「に掲げる事項」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　業務区域及び次のイ又はロに掲げる場合にあつては、当該イ又はロに定める事項

イ　第十条第一項第三号イに規定する第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業を営もうとする場合　第一号基礎的電気通信役務の種別ごとの当該第一号基礎的電気通信役務に係る業務区域及び当該業務区域にその全部又は一部が含まれる地域単位区域

ロ　第十条第一項第三号ロに規定する第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業を営もうとする場合　当該第二号基礎的電気通信役務に係る業務区域及び当該業務区域にその全部又は一部が含まれる地域単位区域

第十六条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業を営もうとする場合にあつては、当該基礎的電気通信役務の提供に関する問合せを受けるための電話番号その他の連絡先

第十六条第三項中「第一項第一号、第二号又は第五号の」を「第一項各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる」に改め、同条第四項から第六項までの規定中「の事項」を「に掲げる事項」に改める。

第二章第二節に次の一条を加える。

（基礎的電気通信役務台帳の公表）

第十八条の二　総務大臣は、総務省令で定めるところにより、基礎的電気通信役務の区分（第一号基礎的電気通信役務又は第二号基礎的電気通信役務の別及び第一号基礎的電気通信役務にあつては、第一号基礎的電気通信役務の種別による区分をいう。）ごと及び地域単位区域ごとに、次に掲げる事項を記載した基礎的電気通信役務台帳を作成し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

一　当該地域単位区域の全部又は一部を当該基礎的電気通信役務の区分に属する基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲に含む電気通信事業者の氏名又は名称及び住所

二　前号に規定する電気通信事業者が同号に規定する基礎的電気通信役務の提供に関する問合せを受けるための電話番号その他の連絡先

三　第一号に規定する電気通信事業者が次のイ又はロに掲げる行為をしようとする場合には、当該イ又はロに定める事項

イ　基礎的電気通信役務に係る業務区域の減少（当該地域単位区域が減少後の基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲に含まれないこととなるものに限る。）　その減少の日その他総務省令で定める事項

ロ　基礎的電気通信役務に係る電気通信業務の全部又は一部の休止又は廃止（基礎的電気通信役務に係る業務区域の減少に係るもの及び利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないものとして総務省令で定めるものを除く。）その休止又は廃止の日その他総務省令で定める事項

四　その他総務省令で定める事項

第十九条第一項中「第二十五条第二項」を「第二十五条第一項」に改め、同条第二項中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　地域により異なる料金の額が定められているとき（総務省令で定める特別の事情がある場合を除く。）。

第十九条第三項第二号中「（第二号基礎的電気通信役務に限る。）」を削る。

第二十条第一項中「第二十五条第三項」を「第二十五条第二項」に改める。

第二十一条第三項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　申請に係る特定電気通信役務が基礎的電気通信役務である場合において、地域により異なる料金の額が定められていること（第十九条第二項第二号の総務省令で定める特別の事情がある場合を除く。）。

第二十五条第一項を削り、同条第二項中「第二号基礎的電気通信役務」を「基礎的電気通信役務」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第二十六条の五を第二十六条の六とする。

第二十六条の四の見出しを削り、同条第一項中「、電気通信業務」の下に「（基礎的電気通信役務に係るものを除く。以下この条及び次条において同じ。）」を加え、同条を第二十六条の五とし、第二十六条の三の次に次の見出し及び一条を加える。

（電気通信業務の休止等の周知及び届出）

第二十六条の四　基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、次の表の上欄に掲げる場合には、総務省令で定めるところにより、同表の中欄に規定する日の総務省令で定める一年以上の期間前までに、同表の下欄に掲げる者に対し、同表の中欄に掲げる事項を周知させなければならない。ただし、利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないものとして総務省令で定める場合は、この限りでない。

一　基礎的電気通信役務に係る業務区域の減少又は基礎的電気通信役務に用いられる電気通信回線設備の規模の縮小をしようとする場合	その業務区域の減少又はその電気通信回線設備の規模の縮小の日その他総務省令で定める事項	その業務区域の減少又はその電気通信回線設備の規模の縮小により影響を受ける基礎的電気通信役務の利用者
二　基礎的電気通信役務に係る電気通信業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする場合（前号の上欄に掲げる場合を除く。）	その電気通信業務の休止又は廃止の日その他総務省令で定める事項	その電気通信業務の休止又は廃止により影響を受ける基礎的電気通信役務の利用者

2　基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、前項の表の上欄に掲げる場合には、総務省令で定めるところにより、同表の中欄に規定する日の同項の総務省令で定める一年以上の期間前までに、同欄に掲げる事項を総務大臣に届け出なければならない。ただし、同表第一号の上欄に規定する業務区域の減少について第十三条第一項の規定による変更登録を受けたとき又は第十六条第四項の規定による届出をしたときにおける当該業務区域の減少については、この限りでない。

第二十九条第二項第一号中「第二十六条の四第一項」の下に「、第二十六条の五第一項」を加える。

第三十条第三項第一号中「他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を当該」を「次のイ又はロに掲げる情報をそれぞれ当該イ又はロに規定する」に改め、同号に次のように加える。

イ　他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報

ロ　卸電気通信役務の提供の業務に関して知り得た当該卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者及びその利用者に関する情報

第三十条第三項第二号中「次条第一項」を「次条第十一項第一号」に改め、同条第四項第一号中「他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を当該」を「次のイ又はロに掲げる情報をそれぞれ当該イ又はロに規定する」に改め、同号に次のように加える。

イ　他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報

ロ　卸電気通信役務の提供の業務に関して知り得た当該卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者及びその利用者に関する情報

第三十一条第一項中「役員は、当該電気通信事業者の特定関係法人（当該電気通信事業者の子会社、当該電気通信事業者を子会社とする会社又は当該会社の子会社（当該電気通信事業者を除く。）である電気通信事業者に限る。）であつて、その役員を兼ねた場合には電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものとして総務大臣が指定するもの（次項及び第百六十九条第二号において「特定関係事業者」という。）の役員」を「次の各号に掲げる者は、特定関係事業者の当該各号に定める者」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として総務省令で定める場合は、この限りでない。

一　取締役、執行役その他業務を執行する役員（以下この項及び第四項第一号において「取締役等」という。）　取締役等又は従業者

二　従業者　取締役等

第三十一条第八項中「第二項、第三項及び第六項」を「第五項、第六項及び第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、第五項を削り、同条第四項中「第二項各号」を「第五項各号」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第三項を第六項とし、第二項に次の二号を加える。

三　前二号に掲げるもののほか、特定関係事業者との間で行う電気通信業務に関する取引であつて、その条件が当該電気通信事業者の取引の通常の条件に比して当該特定関係事業者に有利なものであることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものとして総務省令で定めるものを行うこと。

四　前三号に掲げるもののほか、他の電気通信事業者に比して特定関係事業者に有利となる取引又は行為であつて、電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれが大きいものとして総務省令で定めるものをすること。

第三十一条中第二項を第五項とし、第一項の次に次の三項を加える。

2　第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、特定関係事業者の従業者（当該特定関係事業者の業務の運営において重要な役割を担う従業者として総務省令で定める要件に該当するものに限る。次項において「重要従業者」という。）を、当該電気通信事業者の業務のうち、電気通信事業者間の適正な競争関係の確保のためその公正な運営が特に必要なものとして総務省令で定めるものに従事させてはならない。

3　特定関係事業者は、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務のうち前項の総務省令で定めるものに従事する者を、当該特定関係事業者の重要従業者として従事させてはならない。

4　総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める者に対し、その違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一　第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の取締役等又は従業者が第一項の規定に違反したとき　当該電気通信事業者又は特定関係事業者

二　第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が第二項の規定に違反したとき　当該電気通信事業者

三　特定関係事業者が前項の規定に違反したとき　当該特定関係事業者

第三十一条に次の一項を加える。

11　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　特定関係事業者　第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人（当該電気通信事業者の子会社、当該電気通信事業者を子会社とする会社又は当該会社の子会社（当該電気通信事業者を除く。）である電気通信事業者に限る。）であつて、当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の第一項各号に掲げる者が当該特定関係法人の当該各号に定める者を兼ねた場合には電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものとして総務大臣が指定するものをいう。

二　子会社　法人がその総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株主を含む。以下この号において同じ。）又は総社員の議決権の過半数を有する他の会社をいう。この場合において、法人及びその一若しくは二以上の子会社又は法人の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を有する他の会社は、当該法人の子会社とみなす。

第四十二条第二項中「の事項」を「に掲げる事項」に改める。

第五十条第一項中「第五十条の十一」を「第五十条の十二」に改め、同条第二項中「第五十条の十一」を「第五十条の十二」に、「第五十条の十二」を「第五十条の十三」に改め、同条第三項中「の事項」を「に掲げる事項」に改める。

第五十条の二第一項中「第五十条の四各号に掲げる要件に適合していることについて、」を「適当である旨の」に改め、同条第二項中「電気通信番号使用計画並びに」の下に「次条第一号から第四号までに該当しないことを誓約する書面その他」を加える。

第五十条の三第一号中「電波法又は」を「電波法若しくは」に改め、「処せられ」の下に「、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十六条若しくは第二百四十六条の二若しくは組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第三条第一項（第十三号に係る部分に限る。）の規定（次条第二号において「詐欺罪等」という。）により刑に処せられ」を加え、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　第五十条の十の規定により前条第一項の認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

第五十条の四を次のように改める。

（認定の基準）

第五十条の四　総務大臣は、第五十条の二第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、同項の認定をしなければならない。

一　申請に係る電気通信番号使用計画が、次に掲げる要件に適合すること。

イ　申請に係る電気通信番号使用計画が電気通信番号計画に照らし適切なものであること。

ロ　申請に係る電気通信番号使用計画に第五十条の二第一項第二号に掲げる事項を記載した場合には、申請に係る利用者設備識別番号が電気通信番号計画に照らし同項の指定をすることができるものであること。

ハ　イ又はロに掲げるもののほか、総務省令で定める基準に適合するものであること。

二　申請をした者が、次に掲げる要件に適合すること。

イ　申請に係る利用者設備識別番号が電気通信役務を利用した詐欺罪等の罪に当たる行為の発生状況を勘案して総務省令で定める利用者設備識別番号に該当する場合には、申請をした者が、申請に係る利用者設備識別番号を使用する電気通信役務の提供を継続的に実施すると見込まれること。

ロ　申請をした者が、その提供する電気通信役務が詐欺罪等の罪に当たる行為に利用されるおそれが高い者の要件として総務省令で定める要件に該当しないこと。

第五十条の五中「同項」を「、同項」に、「第九条」を「、第九条」に改める。

第五十条の六第二項中「、第五十条の四中「同項第二号」とあるのは「第五十条の二第一項第二号」と」を削る。

第五十条の十二第三号中「第五十条の七」を「第五十条の八」に改め、同条第四号中「第五十条の八」を「第五十条の九」に改め、同条第五号中「第五十条の九」を「第五十条の十」に改め、同条を第五十条の十三とし、第五十条の十一を第五十条の十二とする。

第五十条の十第一号中「第五十条の八」を「第五十条の九」に改め、同条を第五十条の十一とする。

第五十条の九第三号中「第五十条の三各号（第二号にあつては、」を「第五十条の三第一号、第二号（」に、「のいずれか」を「、第四号又は第五号」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　第五十条の四第二号ロの総務省令で定める要件に該当するに至つたとき。

第五十条の九を第五十条の十とし、第五十条の八を第五十条の九とする。

第五十条の七ただし書中「、当該電気通信事業者が第十六条第一項の規定による届出をした者である場合において」を削り、同条を第五十条の八とし、第五十条の六の次に次の一条を加える。

（卸電気通信役務を提供する際の確認義務）

第五十条の七　第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者は、同項の指定を受けた利用者設備識別番号（第五十条の四第二号イの総務省令で定める利用者設備識別番号に該当するものに限る。以下この条において同じ。）を使用する卸電気通信役務の提供に関する契約の締結をし、又は更新をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該卸電気通信役務の提供の相手方が次の各号のいずれにも該当すること（当該相手方が使用することとなる利用者設備識別番号の数が総務省令で定める数以下である場合又は当該相手方との契約の更新をしようとする場合にあつては、第一号に該当すること）の確認をした後でなければ、これを行つてはならない。

一　次のイ又はロに掲げる当該相手方の区分に応じ、当該イ又はロに定める要件に該当すること。

イ　ロに掲げる者以外の電気通信事業者　当該相手方の利用者設備識別番号の使用に係る電気通信番号使用計画が、第五十条の二第一項の認定を受けていること。

ロ　第五十条の二第三項の規定により同条第一項の認定を受けたものとみなされる電気通信事業者　当該相手方の利用者設備識別番号の使用に係る電気通信番号使用計画が、標準電気通信番号使用計画と同一であること。

二　当該相手方が、総務省令で定める期間以上継続して電気通信事業その他の事業を行つていることその他利用者設備識別番号を使用する電気通信役務の提供を継続的に実施すると見込まれる要件として総務省令で定める要件に該当すること。

第七十八条第二項中「明治四十年法律第四十五号）」を削る。

第百八条第二項中「総務省令で定める」を削る。

第百十条の二第一項第二号中「者に限る」を「者に限り、当該第二号基礎的電気通信役務に係る業務区域の減少（当該単位区域が減少後の当該業務区域の範囲に含まれないこととなるものに限る。）について第二十六条の四第二項の規定による届出をした者その他総務省令で定める者を除く」に改める。

第三章第一節の節名中「事業」を「電気通信事業」に改める。

第三章第二節の節名中「土地」を「認定電気通信事業者による土地」に改める。

第百二十八条第一項中「この節」の下に「及び第百四十三条の二第一項」を加える。

第三章に次の一節を加える。

第三節　鉄塔等提供事業の認定等

（事業の認定）

第百四十三条の二　電気通信事業の用に供する線路を設置するための鉄塔その他の総務省令で定める工作物（第三項第四号において「鉄塔等」という。）を電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する電気通信事業（以下この項及び第百四十三条の四第三号において「回線設置電気通信事業」という。）を営む電気通信事業者（第百四十三条の十三及び第百五十七条の三において「回線設置電気通信事業者」という。）の回線設置電気通信事業の用に供する役務（以下この節において「鉄塔等提供役務」という。）を提供する事業（以下この節において「鉄塔等提供事業」という。）を営み、又は営もうとする者は、第百四十三条の十五において読み替えて準用する前節（第百四十条から前条までを除く。）の規定の適用を受けようとする場合には、申請により、その鉄塔等提供事業の全部又は一部について、総務大臣の認定を受けることができる。

2　前項の認定を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、申請書及び鉄塔等提供役務を提供する業務（以下この節において「鉄塔等提供業務」という。）に関する規程（以下この節において「鉄塔等提供業務規程」という。）を総務大臣に提出しなければならない。

3　前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　外国法人等にあつては、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所

三　申請に係る鉄塔等提供事業の業務区域

四　申請に係る鉄塔等提供事業の用に供する鉄塔等の種類

五　申請に係る鉄塔等提供事業に係る鉄塔等提供役務の提供の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

六　その他総務省令で定める事項

4　第二項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　事業計画書

二　前項第五号に規定する相手方との鉄塔等提供役務の提供に関する契約の契約書の写し

三　その他総務省令で定める書類

5　鉄塔等提供業務規程には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　第一項の認定の申請に係る鉄塔等提供業務の実施体制及び実施方法に関する事項として総務省令で定める事項

二　第一項の認定の申請に係る鉄塔等提供役務に関する料金その他の提供条件に関する事項として総務省令で定める事項

（欠格事由）

第百四十三条の三　次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。

一　この法律、有線電気通信法若しくは電波法又はこれらに相当する外国の法令の規定により罰金以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二　第百四十三条の十一第一項の規定により前条第一項の認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

三　法人又は団体であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

四　外国法人等であつて国内における代表者又は国内における代理人を定めていない者

（認定の基準）

第百四十三条の四　総務大臣は、第百四十三条の二第一項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認定をしてはならない。

一　申請に係る鉄塔等提供事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

二　申請に係る第百四十三条の二第三項第五号に規定する相手方に対する鉄塔等提供役務の提供に係る鉄塔等提供事業の計画が確実かつ合理的であること。

三　申請に係る第百四十三条の二第三項第五号に規定する相手方が回線設置電気通信事業を営むために必要とされる第九条の登録若しくは第十三条第一項の変更登録を受けた者又は第十六条第一項、第四項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第五項の届出をした者であること。

四　申請に係る鉄塔等提供業務規程が次に掲げる要件に適合するものであること。

イ　第百四十三条の二第五項第一号に掲げる事項の内容が鉄塔等提供業務の適正かつ確実な実施を確保するために十分なものであること。

ロ　第百四十三条の二第五項第二号に掲げる事項の内容が適正かつ明確に定められていること。

（事業の開始の義務）

第百四十三条の五　第百四十三条の二第一項の認定を受けた者（以下「認定鉄塔等提供事業者」という。）は、総務大臣が指定する期間内に、同項の認定に係る鉄塔等提供事業（以下この節において「認定鉄塔等提供事業」という。）を開始しなければならない。

2　総務大臣は、特に必要があると認めるときは、第百四十三条の二第三項第三号の業務区域を区分して前項の規定による期間の指定をすることができる。

3　総務大臣は、認定鉄塔等提供事業者から申請があつた場合において、正当な理由があると認めるときは、第一項の規定により指定した期間を延長することができる。

4　認定鉄塔等提供事業者は、認定鉄塔等提供事業（第二項の規定により業務区域を区分して第一項の規定による期間の指定があつたときは、その区分に係る認定鉄塔等提供事業）を開始したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

（変更の認定等）

第百四十三条の六　認定鉄塔等提供事業者は、第百四十三条の二第三項第三号から第五号までに掲げる事項の変更又は鉄塔等提供業務規程の変更（同条第五項各号に掲げる事項の変更に限る。第四項及び第七項において同じ。）をしようとするときは、総務大臣の認定を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2　第百四十三条の二第三項第三号から第五号までに掲げる事項の変更に係る前項の変更の認定を受けようとする認定鉄塔等提供事業者は、総務省令で定めるところにより、同条第三項第三号から第五号までに掲げる事項のうち変更に係るものの変更の内容を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

3　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　その変更後の事業計画書

二　第百四十三条の二第三項第五号に規定する相手方の変更をしようとする場合にあつては、その変更後の相手方との鉄塔等提供役務の提供に関する契約の契約書の写し

三　その他総務省令で定める書類

4　鉄塔等提供業務規程の変更に係る第一項の変更の認定を受けようとする認定鉄塔等提供事業者は、総務省令で定めるところにより、第百四十三条の二第五項各号に掲げる事項のうち変更に係るものの変更の内容を記載した申請書及びその変更後の鉄塔等提供業務規程を総務大臣に提出しなければならない。

5　認定鉄塔等提供事業者は、第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

6　第百四十三条の三（第二号を除く。）及び第百四十三条の四の規定は、第一項の変更の認定について準用する。

7　前条の規定は、第一項の場合（第百四十三条の二第三項第三号の業務区域の減少の場合、同項第四号に掲げる事項の変更の場合及び鉄塔等提供業務規程の変更の場合を除く。）について準用する。この場合において、前条第一項中「第百四十三条の二第一項の認定を受けた者（以下「認定鉄塔等提供事業者」という。）」とあるのは「次条第一項の変更の認定を受けた者」と、「認定に係る鉄塔等提供事業（以下この節において「認定鉄塔等提供事業」という。）」とあるのは「変更の認定に係る鉄塔等提供事業」と、同条第三項中「認定鉄塔等提供事業者」とあるのは「次条第一項の変更の認定を受けた者」と、同条第四項中「認定鉄塔等提供事業者は、認定鉄塔等提供事業」とあるのは「次条第一項の変更の認定を受けた者は、同項の変更の認定に係る鉄塔等提供事業」と、「認定鉄塔等提供事業）」とあるのは「当該鉄塔等提供事業）」と読み替えるものとする。

8　認定鉄塔等提供事業者は、第百四十三条の二第三項第一号、第二号又は第六号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

（承継）

第百四十三条の七　認定鉄塔等提供事業者が死亡した場合においては、その相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議によりその認定鉄塔等提供事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が被相続人たる認定鉄塔等提供事業者の地位を承継する。

2　前項の相続人が被相続人の死亡後六十日以内にその相続について総務大臣の認可を申請しない場合又は同項の相続人がしたその申請に対し認可をしない旨の処分があつた場合には、その期間の経過した時又はその処分があつた時に、その第百四十三条の二第一項の認定は、その効力を失う。

3　認定鉄塔等提供事業者たる法人が合併又は分割（認定鉄塔等提供事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該認定鉄塔等提供事業の全部を承継した法人は、総務大臣の認可を受けて認定鉄塔等提供事業者の地位を承継することができる。

4　認定鉄塔等提供事業者が認定鉄塔等提供事業の全部の譲渡しをしたときは、当該認定鉄塔等提供事業の全部を譲り受けた者は、総務大臣の認可を受けて認定鉄塔等提供事業者の地位を承継することができる。

5　第百四十三条の二（第一項を除く。）、第百四十三条の三及び第百四十三条の四の規定は、前三項の認可について準用する。

（事業の休止）

第百四十三条の八　認定鉄塔等提供事業者は、認定鉄塔等提供事業の全部又は一部を休止しようとするとき（認定鉄塔等提供事業の全部又は一部に係る鉄塔等提供役務の提供について、全ての相手方との当該提供に関する契約を終了しようとするときを含む。）は、あらかじめ、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2　前項の休止の期間は、一年を超えてはならない。

（事業の廃止）

第百四十三条の九　認定鉄塔等提供事業者は、認定鉄塔等提供事業の全部又は一部を廃止しようとするときは、当該廃止の日の総務省令で定める日数前までに、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

（認定の失効）

第百四十三条の十　認定鉄塔等提供事業者が認定鉄塔等提供事業の全部を廃止したときは、第百四十三条の二第一項の認定は、その効力を失う。

（認定の取消し）

第百四十三条の十一　総務大臣は、認定鉄塔等提供事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第百四十三条の二第一項の認定を取り消すことができる。

一　第百四十三条の三各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至つたとき。

二　第百四十三条の五第一項の規定により指定された期間（同条第三項の規定による期間の延長があつたときは、その延長後の期間）内に認定鉄塔等提供事業を開始しないとき。

三　前二号に掲げる場合のほか、認定鉄塔等提供事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。

2　総務大臣は、前項の規定により第百四十三条の二第一項の認定を取り消したときは、文書によりその理由を付して通知しなければならない。

（変更の認定の取消し）

第百四十三条の十二　総務大臣は、第百四十三条の六第一項の規定による変更の認定を受けた認定鉄塔等提供事業者が、同条第七項において読み替えて準用する第百四十三条の五第一項の規定により指定された期間（第百四十三条の六第七項において読み替えて準用する第百四十三条の五第三項の規定による期間の延長があつたときは、その延長後の期間）内に第百四十三条の六第一項の変更の認定に係る認定鉄塔等提供事業を開始しないときは、同項の変更の認定を取り消すことができる。

2　総務大臣は、前項の規定により第百四十三条の六第一項の変更の認定を取り消したときは、文書によりその理由を付して通知しなければならない。

（業務の実施等）

第百四十三条の十三　認定鉄塔等提供事業者は、第百四十三条の二第一項の認定に係る鉄塔等提供業務規程（第百四十三条の六第一項の規定による変更の認定又は同条第五項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下この条において「認定鉄塔等提供業務規程」という。）に従つて第百四十三条の二第一項の認定に係る鉄塔等提供業務を行わなければならない。

2　総務大臣は、認定鉄塔等提供事業者の認定鉄塔等提供業務規程が第百四十三条の四第四号イ又はロに掲げる要件に適合しないものとなつたと認めるときは、当該認定鉄塔等提供事業者に対し、当該認定鉄塔等提供業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3　総務大臣は、認定鉄塔等提供事業者が第一項の規定に違反したときは、当該認定鉄塔等提供事業者に対し、回線設置電気通信事業者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、その認定鉄塔等提供業務規程を遵守すべきことを命ずることができる。

4　認定鉄塔等提供事業者は、回線設置電気通信事業者から認定鉄塔等提供事業に係る鉄塔等提供役務（以下「認定鉄塔等提供役務」という。）の提供に関する契約の締結の申入れを受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じなければならない。

一　当該申入れに係る契約の内容が認定鉄塔等提供業務規程（第百四十三条の二第五項第二号に掲げる事項に係る部分に限る。）に適合しないとき。

二　前号に掲げる場合のほか、正当な理由があるとき。

5　総務大臣は、回線設置電気通信事業者が認定鉄塔等提供事業者に対し認定鉄塔等提供役務の提供に関する契約の締結を申し入れたにもかかわらず、当該認定鉄塔等提供事業者がその協議に応じず、又は当該協議が調わなかつた場合で、当該回線設置電気通信事業者から申立てがあつたときは、前項各号に掲げる場合に該当すると認めるとき及び第百五十七条の三第三項の規定による仲裁の申請がされているときを除き、当該認定鉄塔等提供事業者に対し、その協議の開始又は再開を命ずるものとする。

6　第三十五条第三項から第十項までの規定は、認定鉄塔等提供役務の提供について準用する。この場合において、同条第三項中「電気通信事業者の」とあるのは「第百四十三条の五第一項に規定する認定鉄塔等提供事業者の」と、「接続条件」とあるのは「提供の条件」と、「協定」とあるのは「契約」と、「電気通信設備に接続する電気通信設備を設置する電気通信事業者」とあるのは「認定鉄塔等提供事業者と契約を締結しようとする第百四十三条の二第一項に規定する回線設置電気通信事業者」と、同項ただし書中「第百五十五条第一項」とあるのは「第百五十七条の三第三項」と、同条第四項中「第一項又は第二項」とあるのは「第百四十三条の十三第五項」と、「接続条件」とあるのは「提供の条件」と、「協定」とあるのは「契約」と読み替えるものとする。

（事故の報告）

第百四十三条の十四　認定鉄塔等提供事業者は、第百四十三条の二第一項の認定に係る鉄塔等提供業務に関し、総務省令で定める重大な事故が生じた場合には、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

（土地の使用に関する規定の準用）

第百四十三条の十五　前節（第百四十条から第百四十三条までを除く。）の規定は、認定鉄塔等提供事業者について準用する。この場合において、これらの規定（第百二十八条第一項及び第二項ただし書並びに第百三十三条第一項ただし書及び第二号並びに第五項を除く。）中「線路」とあるのは、「鉄塔等」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百二十八条第一項	認定電気通信事業の用に供する線路及び空中線（主として一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は建物内（以下この項において「構内等」という。）にいる者の通信の用に供するため当該構内等に設置する線路及び空中線については、公衆の通行し、又は集合する構内等に設置するものに限る。）並びにこれらの附属設備（以下この節及び第百四十三条の二第一項において「線路」と総称する	認定鉄塔等提供事業（第百四十三条の五第一項に規定する認定鉄塔等提供事業をいう。第百三十三条第一項及び第百三十九条において同じ。）の用に供する鉄塔等（第百四十三条の二第一項に規定する鉄塔等をいう。以下この節において同じ
第百二十八条第二項ただし書	線路	回線設置電気通信事業者（第百四十三条の二第一項に規定する回線設置電気通信事業者をいう。第百三十三条第一項ただし書及び第百三十六条第三項において同じ。）の線路及び空中線（主として一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は建物内（以下この項において「構内等」という。）にいる者の通信の用に供するため当該構内等に設置する線路及び空中線については、公衆の通行し、又は集合する構内等に設置するものに限る。）並びにこれらの附属設備（第百三十三条第一項ただし書及び第二号において「線路」と総称する。）
第百三十三条第一項	認定電気通信事業の	認定鉄塔等提供事業の
第百三十三条第一項ただし書	線路	回線設置電気通信事業者の線路
第百三十三条第一項第二号	その他の電気通信設備	を設置するために使用する鉄塔等
第百三十三条第五項	仮線路	仮設の鉄塔等
第百三十六条第三項	通信の	回線設置電気通信事業者の通信の
第百三十九条	認定電気通信事業の	認定鉄塔等提供事業の

第百五十七条の二の次に次の一条を加える。

第百五十七条の三　回線設置電気通信事業者が認定鉄塔等提供事業者に対し認定鉄塔等提供役務の提供に関する契約の締結を申し入れたにもかかわらず、当該認定鉄塔等提供事業者がその協議に応じず、若しくは当該協議が調わないとき、又は当該契約の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額若しくは提供の条件その他契約の細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、委員会に対し、あつせんを申請することができる。ただし、当事者が第百四十三条の十三第五項の申立て、同条第六項において準用する第三十五条第三項の規定による裁定の申請又は第三項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

2　第百五十四条第二項から第六項までの規定は、前項のあつせんについて準用する。この場合において、同条第六項中「第三十五条第一項若しくは第二項」とあるのは「第百四十三条の十三第五項」と、「同条第六項において準用する第三十五条第三項」とあるのは「同条第六項において準用する第三十五条第三項」と、「次条第一項」とあるのは「第百五十七条の三第三項」と読み替えるものとする。

3　回線設置電気通信事業者と認定鉄塔等提供事業者との間において、認定鉄塔等提供役務の提供に関する契約の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は提供の条件その他契約の細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができる。ただし、当事者が第百四十三条の十三第五項の申立て又は同条第六項において準用する第三十五条第三項の規定による裁定の申請をした後は、この限りでない。

4　第百五十五条第二項から第四項までの規定は、前項の仲裁について準用する。

第百六十条第一号中「又は第百三十八条第三項」を「、第百三十八条第三項」に改め、「措置に関する裁定」の下に「、第百四十三条の十三第五項の規定による認定鉄塔等提供役務の提供に関する命令、同条第六項において準用する第三十五条第三項若しくは第四項の規定による認定鉄塔等提供役務の提供に関する裁定、第百四十三条の十五において準用する第百二十八条第一項の規定による土地等の使用に関する認可、第百四十三条の十五において準用する第百二十九条第一項の規定による土地等の使用に関する裁定又は第百四十三条の十五において準用する第百三十八条第三項の規定による支障の除去に必要な措置に関する裁定」を加え、同条第二号中「同条第二項各号」を「同条第一項から第三項までの規定の違反を是正するために必要な措置をとるべきことの命令、同条第七項の規定による同条第五項各号」に、「第三十一条第二項各号」を「第三十一条第五項各号」に改める。

第百六十一条第一項中「第三十一条第四項」の下に「若しくは第七項」を加え、「又は第百二十一条第二項」を「、第百二十一条第二項又は第百四十三条の十三第二項、第三項若しくは第五項」に改める。

第百六十四条第三項中「第十七号」を「第十八号」に改める。

第百六十六条第一項中「若しくは媒介等業務受託者」を「、媒介等業務受託者若しくは認定鉄塔等提供事業者」に改める。

第百六十七条の三を第百六十七条の四とし、第百六十七条の二の次に次の一条を加える。

（電気通信事業者間の適正な競争関係の確保に関する評価等）

第百六十七条の三　総務大臣は、毎年、電気通信技術の発達及び電気通信役務に関する需給の動向その他の事情を勘案して、電気通信事業者（第三号事業を営む者を含む。以下この項において同じ。）間の競争の状況及びこの法律又は日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）に基づき講じられる措置その他の電気通信事業の公正な競争の促進のために講じられる措置の実施状況について調査を行い、その結果に基づき、電気通信事業者間の適正な競争関係が確保されているかどうかについて評価を行うものとする。

2　総務大臣は、前項の規定による調査及び評価を行おうとするときは、当該調査及び評価の実施に関する方針を定め、総務省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

３　総務大臣は、第一項の規定による調査及び評価を行ったときは、総務省令で定めるところにより、その結果を公表するものとする。

４　総務大臣は、第一項の規定による評価の結果を、この法律又は日本電信電話株式会社等に関する法律に基づく命令の制定又は改廃その他のこれらの法律の適正な運用に活用するものとする。

第百六十九条中「定めるもの」の下に「（以下この条及び次条において単に「審議会等」という。）」を加え、同条ただし書中「当該」を削り、同条第二号中「第十二条の二第四項第二号ロ」を「第十二条の二第四項第三号ロ」に、「第三十一条第一項の規定による」を「第三十一条第十一項第一号の規定による同号に規定する」に、「制定又は」を「制定、」に改め、「提供する者の指定」の下に「、第百六十七条の三第一項の規定による同項に規定する電気通信事業者間の適正な競争関係が確保されているかどうかについての評価又は同条第二項の規定による調査及び評価の実施に関する方針の策定」を加え、同条第四号中「第十二条の二第四項第二号ロ若しくはニ」を「第十条第一項第三号イ若しくはロ（第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）、第十二条の二第四項第二号若しくは第三号ロ若しくはニ、第十九条第二項第二号」に、「第二十六条の四」を「第二十六条の四第一項、第二十六条の五」に、「第三十一条第二項ただし書、第六項若しくは第八項」を「第三十一条第一項ただし書、第二項、第五項ただし書若しくは第三号若しくは第四号、第八項若しくは第十項」に、「第五十条の四第三号、第五十条の十」を「第五十条の四第一号ハ若しくは第二号イ若しくはロ、第五十条の七、第五十条の十一」に改め、「第百十条の五第一項」の下に「、第百四十三条の九」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（勧告）

第百六十九条の二　審議会等は、前条各号に掲げる事項に関し、総務大臣に対し、必要な勧告をすることができる。

２　総務大臣は、前項の勧告を受けたときは、その内容を公表しなければならない。

３　総務大臣は、第一項の勧告に基づき講じた措置について審議会等に報告しなければならない。

第百七十条中「第五十条の九」を「第五十条の十」に、「又は第百二十七条第一項」を「、第百二十七条第一項、第百四十三条の十一第一項又は第百四十三条の十二第一項」に改める。

第百七十二条第一項中「電気通信役務」の下に「若しくは認定鉄塔等提供事業者の認定鉄塔等提供役務」を加え、「若しくは媒介等業務受託者」を「、媒介等業務受託者若しくは認定鉄塔等提供事業者」に改める。

第百七十六条中「第百三十八条第四項」の下に「（第百四十三条の十五において準用する場合を含む。）及び第百四十三条の十五」を加える。

第百七十八条中「から第三項まで」を「又は第二項」に改める。

第百八十六条第一号中「の事項」を「に掲げる事項」に改め、同条第三号中「第三十一条第四項」の下に「若しくは第七項」を加え、「又は第百二十一条第二項」を「、第百二十一条第二項又は第百四十三条の十三第二項、第三項若しくは第五項」に改める。

第百八十七条第一号中「の事項」を「に掲げる事項」に改める。

第百八十八条第一号中「第二十六条の四第二項」の下に「、第二十六条の五第二項」を加え、「又は第百二十四条第一項」を「、第百二十四条第一項、第百四十三条の五第四項（第百四十三条の六第七項において準用する場合を含む。）、第百四十三条の八第一項又は第百四十三条の九」に改め、同条第二号中「（第二号基礎的電気通信役務に係る部分に限る。）」を削り、同条第六号中「第三十一条第八項」を「第三十一条第十項」に改め、同条中第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、第十六号の次に次の一号を加える。

十七　第百四十三条の十四の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第百九十一条第三号を削る。

附則中第二条を削り、第三条を第二条とする。

附則第四条の前の見出し及び同条第三項を削り、同条を附則第三条とし、同条の前に見出しとして「（経過措置）」を付する。

附則中第五条を削り、第六条を第四条とし、第七条を第五条とし、第八条を削る。

附則第九条第二項中「施行の日以後に」の下に「同条第二項に規定する」を、「又は」の下に「同条第三項に規定する」を加え、同条を附則第六条とする。

附則中第十条を第七条とし、第十一条及び第十二条を削り、第十三条を第八条とし、第十四条から第十九条までを五条ずつ繰り上げる。

附則第二十条中「附則第四条」を「附則第三条」に改め、同条を附則第十五条とする。

第二条　電気通信事業法の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「第百十条の五第一項」を「第百十条の六第一項」に改める。

第十条第一項第五号中「第二十六条の四及び第二十六条の五第一項」を「第二十五条の二、第二十五条の三、第二十六条の四、第二十六条の五第一項並びに第百七十八条第二号及び第三号」に改める。

第十八条の二中「いう」の下に「。第二十五条の二第三項第四号において同じ」を加える。

第十九条第一項中「及び第二十五条第一項」を「、第二十五条第一項及び第二十五条の二第一項」に改める。

第十九条第二項に次の一号を加える。

八　最終保障電気通信事業者（第二十五条の二第三項第一号に規定する最終保障電気通信事業者をいう。）の届出契約約款にあつては、最終保障電気通信役務（第二十五条の三第四項に規定する最終保障電気通信役務をいう。以下この号において同じ。）の提供の終了に関する事項その他の最終保障電気通信役務の提供に関し利用者の利益を保護するために必要な事項として総務省令で定める事項が適正かつ明確に定められていないとき。

第二十五条の見出しを「（基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者等の提供義務）」に改め、同条第一項中「除き、」の下に「経営上の理由（当該基礎的電気通信役務の提供により生ずると見込まれる収益及び当該提供に要すると見込まれる費用の額その他の事情を勘案して当該提供をしないことが経営上合理的であることをいう。次条第一項及び第二項ただし書において同じ。）又はその他の」を加える。

第二十五条の次に次の四条を加える。

（最終保障電気通信事業者の提供義務）

第二十五条の二　最終保障電気通信事業者は、その最終保障業務区域において、当該最終保障業務区域に係る基礎的電気通信役務の届出契約約款に定める料金その他の提供条件による基礎的電気通信役務の提供の求めがあつた場合において、当該提供の求めに係る提供場所において当該基礎的電気通信役務に係る同一区分基礎的電気通信役務を提供する区域内電気通信事業者がいないときは、経営上の理由がある場合であつても、当該同一区分基礎的電気通信役務のうちいずれかの基礎的電気通信役務の提供を開始しなければならない。ただし、当該提供の求めをした者がこれを拒んだ場合又は当該提供場所の特殊性その他の事情に照らして特にやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

２　最終保障電気通信事業者は、区域内電気通信事業者により前項に規定する提供の求めに係る提供場所において当該同一区分基礎的電気通信役務が提供されるまでは、同項の規定により開始した基礎的電気通信役務の提供を継続しなければならない。ただし、当該基礎的電気通信役務の提供の相手方の同意がある場合又は正当な理由（経営上の理由を除く。）がある場合は、この限りでない。

３　この条及び次条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　最終保障電気通信事業者　次に掲げる者をいう。

イ　第百八条第一項の規定により指定された第一種適格電気通信事業者

ロ　第百十条の三第一項の規定により指定された第二種適格電気通信事業者

ハ　東日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第二条第二項に規定する東日本電信電話株式会社をいう。次号イ⑵及び附則第六条第二項において同じ。）

ニ　西日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第三項に規定する西日本電信電話株式会社をいう。次号イ⑵及び附則第六条第二項において同じ。）

二　最終保障業務区域　次のイ又はロに掲げる第一号基礎的電気通信役務又は第二号基礎的電気通信役務の別による区分に応じ、当該イ又はロに定める区域をいう。

イ　第一号基礎的電気通信役務　次の⑴又は⑵に掲げる最終保障電気通信事業者の区分に応じ、第一号基礎的電気通信役務の種別ごとに、当該⑴又は⑵に定める区域

⑴　第百八条第一項の規定により指定された第一種適格電気通信事業者（⑵に掲げる者を除く。）その全ての担当第一種支援区域（同条第四項に規定する担当第一種支援区域をいう。）

⑵　東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「地域会社」という。）その目的業務区域（日本電信電話株式会社等に関する法律第三条第六項に規定する目的業務区域をいう。ロ⑵において同じ。）のうち、⑴に掲げる者の⑴に定める区域以外の区域

ロ　第二号基礎的電気通信役務　次の⑴又は⑵に掲げる最終保障電気通信事業者の区分に応じ、当該⑴又は⑵に定める区域

⑴　第百十条の三第一項の規定により指定された第二種適格電気通信事業者（⑵に掲げる者を除く。）その全ての担当第二種支援区域（同条第三項に規定する担当第二種支援区域をいう。第百七条第三号、第百十条の二第一項並びに第百十条の三第一項第二号及び第二項第二号において同じ。）

⑵　地域会社　その目的業務区域のうち、⑴に掲げる者の⑴に定める区域以外の区域

三　提供場所　電気通信役務を提供した場合に当該電気通信役務に用いられる伝送路設備の一端に接続されることとなる当該電気通信役務の提供を受ける者の電気通信設備の設置の場所をいう。

四　同一区分基礎的電気通信役務　第一項に規定する提供の求めに係る基礎的電気通信役務又はこれと同一の基礎的電気通信役務の区分に属する他の基礎的電気通信役務をいう。

五　区域内電気通信事業者　第一項に規定する提供の求めに係る同一区分基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者（当該提供の求めを受けた最終保障電気通信事業者を除く。）であつて、当該提供の求めに係る提供場所が所在する地域単位区域の全部又は一部を当該同一区分基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲に含む者をいう。

（最終保障電気通信事業者による役務提供確認等）

第二十五条の三　最終保障電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、前条第一項に規定する提供の求めがあつた場合には、速やかに、全ての区域内電気通信事業者に対し、役務提供確認（区域内電気通信事業者が、当該提供の求めに係る提供場所において同一区分基礎的電気通信役務のうちいずれかの基礎的電気通信役務の提供を求められた場合に、その提供をするかどうかの確認をすることをいう。第三項及び第四項において同じ。）をしなければならない。ただし、当該提供の求めをした者に対し、直ちに、自らが同一区分基礎的電気通信役務のうちいずれかの基礎的電気通信役務の提供をする旨その他総務省令で定める事項を通知する場合は、この限りでない。

2　前項本文の場合において、区域内電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、速やかに、同一区分基礎的電気通信役務のうちいずれかの基礎的電気通信役務の提供をするかどうかを当該最終保障電気通信事業者に回答しなければならない。

3　前条第一項に規定する提供の求めを受けた最終保障電気通信事業者は、第一項の規定により役務提供確認をした全ての区域内電気通信事業者から前項の規定による回答を受けたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、総務省令で定めるところにより、速やかに、当該各号に定める事項その他総務省令で定める事項を当該提供の求めをした者に通知しなければならない。

一　同一区分基礎的電気通信役務のうちいずれかの基礎的電気通信役務の提供をする区域内電気通信事業者がいる場合　その旨及び当該区域内電気通信事業者の氏名又は名称

二　前号に掲げる場合以外の場合であつて、前条第一項ただし書に規定する特にやむを得ない理由があるとき　同一区分基礎的電気通信役務の提供をすることができない旨及びその理由

三　前二号に掲げる場合以外の場合　自らが同一区分基礎的電気通信役務のうちいずれかの基礎的電気通信役務の提供をする旨

4　最終保障電気通信事業者は、最終保障電気通信役務（前条第一項及び第二項の規定により提供される基礎的電気通信役務をいう。以下同じ。）を提供している間、区域内電気通信事業者に対し、総務省令で定めるところにより、役務提供確認をすることができる。この場合において、区域内電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、速やかに、同一区分基礎的電気通信役務のうちいずれかの基礎的電気通信役務の提供をするかどうかを当該最終保障電気通信事業者に回答しなければならない。

（最終保障電気通信役務の円滑な提供のための協力）

第二十五条の四　近隣電気通信事業者（最終保障電気通信役務の提供場所（第二十五条の二第三項第三号に規定する提供場所をいう。）が所在する地域単位区域又はその近隣の地域単位区域の全部又は一部を業務区域の範囲に含む電気通信事業者であつて、当該最終保障電気通信役務を提供する最終保障電気通信事業者（同項第一号に規定する最終保障電気通信事業者をいう。以下同じ。）以外の電気通信事業者をいう。次項及び次条第一項において同じ。）は、最終保障電気通信事業者による最終保障電気通信役務の円滑な提供に必要な協力をしなければならない。

2　近隣電気通信事業者は、最終保障電気通信事業者から前項に規定する協力に関する協定（第三十五条第一項に規定する接続に関するものを除く。）又は契約（第三十八条の二第二項に規定する特定卸電気通信役務の提供に関するものを除く。）（次条第一項及び第百五十六条第三項において「協定等」という。）の締結に関する協議の申入れがあつたときは、正当な理由がある場合を除き、当該協議に応じなければならない。

（最終保障電気通信役務の円滑な提供のための協力に関する命令等）

第二十五条の五　総務大臣は、最終保障電気通信事業者が近隣電気通信事業者に対し前条第一項に規定する協力に関する協定等の締結に関する協議を申し入れたにもかかわらず、当該近隣電気通信事業者がその協議に応じず、又は当該協議が調わなかつた場合で、当該最終保障電気通信事業者から申立てがあつたときは、同条第二項に規定する正当な理由があると認めるとき及び第百五十六条第三項において準用する第百五十五条第一項の規定による仲裁の申請がされているときを除き、当該近隣電気通信事業者に対し、その協議の開始又は再開を命ずるものとする。

2　第三十五条第三項から第十項までの規定は、前条第一項に規定する協力について準用する。この場合において、第三十五条第三項中「接続条件」とあるのは「協力の条件」と、「協定」とあるのは「第二十五条の四第二項に規定する協定等（以下この項及び次項において単に「協定等」という。）」と、「当該電気通信設備に接続する電気通信設備を設置する電気通信事業者」とあるのは「近隣電気通信事業者（同条第一項に規定する近隣電気通信事業者をいう。）と協定等を締結しようとする最終保障電気通信事業者」と、同項ただし書中「第百五十五条第一項」とあるのは「第百五十六条第三項において準用する第百五十五条第一項」と、同条第四項中「第一項又は第二項」とあるのは「第二十五条の五第一項」と、「接続条件」とあるのは「協力の条件」と、「協定」とあるのは「協定等」と読み替えるものとする。

第二十九条第二項中第四号を第六号とし、第一号から第三号までを二号ずつ繰り下げ、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一　最終保障電気通信事業者が第二十五条の三第一項又は第三項の規定に違反したとき　当該最終保障電気通信事業者

二　第二十五条の二第三項第五号に規定する区域内電気通信事業者が第二十五条の三第二項又は第四項後段の規定に違反したとき　当該区域内電気通信事業者

第四十一条第三項中「第一種適格電気通信事業者」の下に「（地域会社（第百八条の二第一項の規定による確認を受けている場合に限る。）を含む。第四十二条第五項において同じ。）」を加え、同条第六項中「の事項」を「に掲げる事項」に改める。

第百七条第一号中「、当該指定に係る」を「、第一号基礎的電気通信役務の種別ごとに、その全ての担当第一種支援区域における」に、「が当該指定に係る」を「が当該全ての担当第一種支援区域における」に改め、「交付金」の下に「（当該交付金の額を算定する年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この節において同じ。）の前年度の第一号基礎的電気通信役務の提供に要した費用の額が当該前年度の第一号基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額を上回る当該第一種適格電気通信事業者に対して当該上回る額を限度として交付するものに限る。）」を加え、同条第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号中「担当支援区域（同条第二項に規定する担当支援区域をいい、」を「担当第二種支援区域（」に改め、「提供するもの」の下に「その他これに準ずるものとして総務省令で定めるもの」を加え、「担当支援区域に」を「担当第二種支援区域に」に改め、「（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この節において同じ。）」を削り、同号を同条第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　地域会社（第百十条の四第一項の規定による確認を受けている場合に限る。同条第二項及び第百十条の五第四項において同じ。）に対し、その特定第二種最終保障電気通信役務（第百十条の四第一項に規定する特定第二種最終保障電気通信役務をいう。以下この号において同じ。）の提供に要する費用の額が当該特定第二種最終保障電気通信役務の提供により生ずる収益の額を上回ると見込まれる場合において、当該上回ると見込まれる額の費用の一部に充てるための交付金を交付すること。

第百七条第一号の次に次の一号を加える。

二　地域会社（第百八条の二第一項の規定による確認を受けている場合に限る。同条第三項及び第四項、第百九条第四項並びに第百十条第一項第一号において同じ。）に対し、第一号基礎的電気通信役務の種別ごとに、その特定第一種最終保障電気通信役務（第百八条の二第一項に規定する特定第一種最終保障電気通信役務をいう。以下この号において同じ。）の提供に要する費用の額が当該特定第一種最終保障電気通信役務の提供により生ずる収益の額を上回ると見込まれる額の費用の一部に充てるための交付金を交付すること。

第百八条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（第一種適格電気通信事業者の指定等）」を付し、同条第一項第三号を次のように改める。

三　申請に係る第一号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲にその全部が含まれる第一種単位区域（担当第一種支援区域の単位とするために全国を総務省令で定める地域の単位に分けた区域をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）のうち、当該申請により担当第一種支援区域の指定を受けようとするものの一以上が、次のいずれにも該当すること。

イ　当該第一種単位区域について他の第一種適格電気通信事業者が当該申請に係る第一号基礎的電気通信役務の種別に係る担当第一種支援区域の指定をされていないこと。

ロ　イに掲げるもののほか、総務省令で定める基準に適合するものであること。

第百八条第五項第一号中「次条第二項又は第三項」を「第百九条第三項又は第五項」に改め、同項第二号中「第一項各号のいずれか」を「第一項第一号又は第二号」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　その第一項の規定による指定に係る全ての担当第一種支援区域の指定が解除されたとき。

第百八条第五項を同条第十項とし、同条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、総務大臣は、同条第二項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を支援機関に通知するとともに、これを公表するものとする。

第百八条中第四項を第九項とし、第三項を第八項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の四項を加える。

4　第一項の規定により総務大臣が第一種適格電気通信事業者を指定するときは、併せて、その申請に係る第二項第三号に掲げる第一種単位区域のうち第一項第三号イ及びロに該当するものを、当該第一種単位区域ごとに、担当第一種支援区域として指定しなければならない。第一種適格電気通信事業者が、その第一号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲にその全部が含まれる第一種単位区域（当該第一種適格電気通信事業者の担当第一種支援区域に該当しないものに限る。）について、総務省令で定めるところにより、担当第一種支援区域の指定を申請したときも、同様とする。

5　総務大臣は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める担当第一種支援区域の指定を解除するものとする。

一　第一種適格電気通信事業者がその担当第一種支援区域について次のイ又はロに掲げる場合に該当することとなつたとき　当該イ又はロに定める担当第一種支援区域

イ　担当第一種支援区域の全部又は一部が当該第一種適格電気通信事業者の提供する第一号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲に含まれないこととなつたとき　当該業務区域の範囲にその全部又は一部が含まれないこととなつた担当第一種支援区域

ロ　担当第一種支援区域が第一項第三号ロに該当しないこととなつたとき　同号ロに該当しないこととなつた担当第一種支援区域

二　第一種適格電気通信事業者がその担当第一種支援区域の指定の解除を申請したとき　当該申請に係る担当第一種支援区域

三　第十項の規定により第一種適格電気通信事業者の指定の取消しをしたとき　当該第一種適格電気通信事業者の当該指定に係る全ての担当第一種支援区域

6　総務大臣は、第一項の規定による第一種適格電気通信事業者の指定及び第四項前段の規定による当該第一種適格電気通信事業者に係る担当第一種支援区域の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を支援機関及び当該第一種適格電気通信事業者に通知するとともに、これを公表するものとする。同項後段の規定による担当第一種支援区域の指定、前項の規定による担当第一種支援区域の指定の解除又は第十項の規定による第一種適格電気通信事業者の指定の取消しをしたときも、同様とする。

7　第一種適格電気通信事業者は、第二項第一号又は第四号に掲げる事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

第百八条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定による指定を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、総務省令で定める書類を添付しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　第一号基礎的電気通信役務の種別のうち、申請に係る第一号基礎的電気通信役務が該当するもの

三　申請に係る第一号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲にその全部が含まれる第一種単位区域のうち、担当第一種支援区域の指定を受けようとするもの

四　その他総務省令で定める事項

第百八条の次に次の一条を加える。

第百八条の二　地域会社は、その提供する特定第一種最終保障電気通信役務（当該地域会社がその担当第一種支援区域以外の第一種単位区域において提供する第一号基礎的電気通信役務であつて、最終保障電気通信役務（最終保障電気通信役務として提供されていた第一号基礎的電気通信役務であつて、最終保障電気通信役務でなくなつた日から総務省令で定める期間を経過していないものを含む。）に該当するものをいう。以下この項及び次条第四項において同じ。）について第百七条第二号の交付金の交付を受けようとするときは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる措置を講じていることについて、総務大臣の確認を受けなければならない。

一　総務省令で定めるところにより、特定第一種最終保障電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表していること。

二　特定第一種最終保障電気通信役務を提供するために設置している電気通信設備が第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備以外の電気通信設備であるときは、当該電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、地域会社が取得すべき金額及び接続条件について接続約款を定め、総務省令で定めるところにより、これを公表していること。

２　前項の規定による確認は、第一号基礎的電気通信役務の種別ごとに行う。

３　地域会社は、第一項第二号に規定する接続約款を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

４　総務大臣は、地域会社が次の各号のいずれかに該当するとき、又は地域会社から第一項の規定による確認の取消しの申請があつたときは、その確認を取り消すことができる。

一　次条第四項又は第五項の規定に違反したとき。

二　第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認められるとき。

三　第四十三条第二項において準用する同条第一項の規定による命令又は処分（第四十一条第三項に規定する電気通信設備に係る命令又は処分に限る。）に違反したとき。

第百九条第一項中「第百七条第一号」の下に「及び第二号」を加え、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、「より」の下に「算定し、前二項の収益は、標準的な料金を設定するとしたならば通常生ずる収益を算定するものとして総務省令で定める方法により」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項中「第一種交付金」を「第百七条第一号の交付金」に改め、「として」の下に「、第一号基礎的電気通信役務の種別ごと及びその担当第一種支援区域ごとに」を加え、「前条第一項の規定による指定に係る」及び「当該指定に係る」を削り、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

４　地域会社は、総務省令で定めるところにより、第百七条第二号の交付金の額の算定をするための資料として、第一号基礎的電気通信役務の種別ごとに、当該算定の前年度における特定第一種最終保障電気通信役務の提供に要した原価及び特定第一種最終保障電気通信役務の提供により生じた収益の額その他総務省令で定める事項を支援機関に届け出なければならない。

第百九条第一項の次に次の一項を加える。

２　前項の認可の申請は、第百七条第一号又は第二号の交付金の区分ごとに第一種交付金の額の内訳を明らかにした書類を添えてしなければならない。

第百十条第一項中「第百七条第一号」の下に「及び第二号」を加え、「これに」を「これらに」に改め、同項第一号中「電気通信設備」の下に「（地域会社が第百八条の二第一項の規定による確認に係る第一号基礎的電気通信役務を提供するために設置している電気通信設備を含む。）」を加える。

第百十条の二第一項中「より、」の下に「第二種単位区域（担当第二種支援区域の単位とするために」を加え、「（以下この項及び次項において「単位区域」という」を「をいう。以下この条及び第百十条の四第一項において同じ」に、「同項各号」を「次項各号」に改め、同項第一号中「単位区域」を「第二種単位区域」に改め、同項第二号中「単位区域」を「第二種単位区域」に改め、「提供するもの」の下に「その他これに準ずるものとして総務省令で定めるもの」を加え、同条第二項中「単位区域のうち」を「第二種単位区域のうち」に改め、同項第一号ロ中「単位区域」を「第二種単位区域」に改める。

第百十条の三の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（第二種適格電気通信事業者の指定等）」を付し、同条第一項中「及び支援区域」を「及び第二種支援区域」に改め、同項第二号中「が一以上の支援区域（次のいずれにも該当するものに限る。次項において同じ。）の全部を含む」を「にその全部が含まれる第二種支援区域のうち、当該申請により担当第二種支援区域の指定を受けようとするものの一以上が、次のいずれにも該当する」に改め、同号イ中「当該支援区域」を「当該第二種支援区域」に、「次項に規定する担当支援区域」を「担当第二種支援区域」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ　当該第二種支援区域において提供する申請に係る第二号基礎的電気通信役務が第百七条第三号に規定する総務省令で定める規模を超える電気通信回線設備を設置して提供するものその他これに準ずるものとして総務省令で定めるものに該当すること。

第百十条の三第六項第一号中「次条第三項又は第四項」を「第百十条の五第三項又は第五項」に改め、同項第二号中「第一項各号のいずれか」を「第一項第一号」に改め、同項に次の一号を加える。

三　その全ての担当第二種支援区域の指定が解除されたとき。

第百十条の三第六項を同条第八項とし、同条第五項に後段として次のように加える。

この場合において、総務大臣は、同条第二項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を支援機関に通知するとともに、これを公表するものとする。

第百十条の三第五項を同条第七項とし、同条第四項中「第二項前段」を「第三項前段」に、「担当支援区域」を「担当第二種支援区域」に、「第六項」を「第八項」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

６　第二種適格電気通信事業者は、第二項第一号又は第三号に掲げる事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

第百十条の三第三項中「担当支援区域の指定」を「担当第二種支援区域の指定」に改め、同項第一号中「担当支援区域」を「担当第二種支援区域」に、「支援区域の」を「第二種支援区域の」に改め、同項第二号中「その担当支援区域」を「その担当第二種支援区域」に改め、「次のイ又はロ」の下に「に掲げる場合」を加え、「定める当該担当支援区域」を「定める担当第二種支援区域」に改め、同号イ中「当該担当支援区域」を「担当第二種支援区域」に、「その」を「当該第二種適格電気通信事業者の」に、「当該範囲に」を「当該業務区域の範囲にその全部又は一部が」に改め、同号ロ中「当該担当支援区域」を「担当第二種支援区域」に、「当該同号ロ」を「同号ロ」に改め、同項第三号中「第六項」を「第八項」に、「担当支援区域」を「担当第二種支援区域」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　第二種適格電気通信事業者がその担当第二種支援区域の指定の解除を申請したとき　当該申請に係る担当第二種支援区域

第百十条の三第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「第二号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲に含まれる支援区域を、当該支援区域」を「前項第二号に掲げる第二種支援区域のうち第一項第二号イ及びロに該当するものを、当該第二種支援区域」に、「当該第二種適格電気通信事業者に係る支援区域（以下この条及び次条第三項において「担当支援区域」という。）」を「担当第二種支援区域」に、「当該業務区域の範囲に新たな支援区域が含まれることとなつた」を「第二種適格電気通信事業者が、その第二号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲にその全部が含まれる第二種支援区域（当該第二種適格電気通信事業者の担当第二種支援区域に該当しないものに限る。）について、総務省令で定めるところにより、担当第二種支援区域の指定を申請した」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　前項の規定による指定を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、総務省令で定める書類を添付しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　申請に係る第二号基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲にその全部が含まれる第二種支援区域のうち、担当第二種支援区域の指定を受けようとするもの

三　その他総務省令で定める事項

第百十条の五第一項中「第百七条第二号」を「第百七条第三号及び第四号」に、「これ」を「これら」に改め、同条第二項中「第百十条の五第一項」を「第百十条の六第一項」に改め、同条を第百十条の六とする。

第百十条の四第一項中「第百七条第二号」を「第百七条第三号及び第四号」に改め、同条第二項中「申請は」の下に「、第百七条第三号又は第四号の交付金の区分ごと及び同条第三号の交付金にあつては」を加え、同条第三項中「第二種交付金」を「第百七条第三号の交付金」に、「担当支援区域」を「担当第二種支援区域」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」及び「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

４　地域会社は、総務省令で定めるところにより、第百七条第四号の交付金の額の算定をするための資料として、当該算定の前年度における特定第二種最終保障電気通信役務の提供に要した原価及び特定第二種最終保障電気通信役務の提供により生じた収益の額その他総務省令で定める事項を支援機関に届け出なければならない。

第百十条の四を第百十条の五とし、第百十条の三の次に次の一条を加える。

第百十条の四　地域会社は、その提供する特定第二種最終保障電気通信役務（当該地域会社がその担当第二種支援区域以外の第二種単位区域において提供する第二号基礎的電気通信役務であつて、最終保障電気通信役務（最終保障電気通信役務として提供されていた第二号基礎的電気通信役務であつて、最終保障電気通信役務でなくなつた日から総務省令で定める期間を経過していないものを含む。）に該当するものをいう。以下この項及び次条第四項において同じ。）について第百七条第四号の交付金の交付を受けようとするときは、総務省令で定めるところにより、特定第二種最終保障電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表していることについて、総務大臣の確認を受けなければならない。

２　総務大臣は、地域会社が次の各号のいずれかに該当するとき、又は地域会社から前項の規定による確認の取消しの申請があつたときは、その確認を取り消すことができる。

一　次条第四項又は第五項の規定に違反したとき。

二　前項の規定による公表をしていないと認められるとき。

第百十二条第一項中「第百七条第一号」の下に「及び第二号」を加え、「同条第二号」を「同条第三号及び第四号」に改める。

第百十六条第二項の表第八十四条第二項第一号の項中「第四項」を「第六項」に、「第百十条の五第二項」を「第百十条の六第二項」に、「第百十条の四第一項若しくは第五項」を「第百十条の五第一項若しくは第六項」に改める。

第百五十六条に次の一項を加える。

３　前二条の規定は、第二十五条の四第一項に規定する協力に関する協定等について準用する。この場合において、第百五十四条第一項中「電気通信事業者間において、その一方が」とあるのは「最終保障電気通信事業者が、近隣電気通信事業者（第二十五条の四第一項に規定する近隣電気通信事業者をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）に対し」と、「他の一方」とあるのは「当該近隣電気通信事業者」と、「接続条件」とあるのは「協力の条件」と、「協定の細目」とあるのは「第二十五条の四第二項に規定する協定等（次条第一項において単に「協定等」という。）の細目」と、同項ただし書及び同条第六項中「第三十五条第一項若しくは第二項」とあるのは「第二十五条の五第一項」と、「同条第三項」とあるのは「同条第二項において準用する第三十五条第三項」と、前条第一項中「電気通信事業者」とあるのは「最終保障電気通信事業者と近隣電気通信事業者との」と、「接続条件」とあるのは「協力の条件」と、「協定の細目」とあるのは「協定等の細目」と、同項ただし書中「第三十五条第一項若しくは第二項」とあるのは「第二十五条の五第一項」と、「同条第三項」とあるのは「同条第二項において準用する第三十五条第三項」と読み替えるものとする。

第百六十条第一号中「第三十五条第一項若しくは」を「第二十五条の五第一項の規定による最終保障電気通信役務の円滑な提供のための協力に関する命令、同条第二項において準用する第三十五条第三項若しくは第四項の規定による最終保障電気通信役務の円滑な提供のための協力に関する裁定、第三十五条第一項若しくは」に改める。

第百六十一条第一項中「第二十一条第四項」の下に「、第二十五条の五第一項」を加える。

第百六十四条第三項中「第四号」を「第六号」に改める。

第百六十七条の三第一項中「（昭和五十九年法律第八十五号）」を削る。

第百六十九条第一号中「第一種適格電気通信事業者の指定」の下に「、第百八条の二第一項の規定による地域会社の措置についての確認」を、「第百十条の四第一項」の下に「の規定による地域会社の措置についての確認、第百十条の五第一項」を加え、「第百十条の五第二項」を「第百十条の六第一項」に改め、同条第二号中「第百十条の五第一項」を「第百十条の六第一項」に改め、同条第四号中「第十九条第二項第二号」の下に「若しくは第八号」を加え、「第百七条第二号、第百八条第一項各号若しくは第三項、第百九条第一項から第三項まで」を「第百七条第三号、第百八条第一項各号若しくは第八項、第百八条の二第一項若しくは第三項、第百九条第一項若しくは第三項から第五項まで」に、「第百十条の五第二項」を「第百十条の六第二項」に、「第三項若しくは第四項、第百十条の五第一項」を「第百十条の五第一項若しくは第三項から第五項まで、第百十条の六第一項」に改める。

第百七十八条中「第二十五条第一項又は第二項の規定に違反して電気通信役務の提供を拒んだときは、その」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、当該」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第二十五条第一項又は第二項の規定に違反して電気通信役務の提供を拒んだとき。

二　第二十五条の二第一項の規定に違反して基礎的電気通信役務の提供を開始しなかつたとき。

三　第二十五条の二第二項の規定に違反して基礎的電気通信役務の提供を継続しなかつたとき。

第百八十六条第三号中「第二十一条第四項」の下に「、第二十五条の五第一項」を加える。

第百八十八条第一号中「第百八条第三項」を「第百八条第八項、第百八条の二第三項」に改め、同条第七号中「又は第百八条第三項」を「、第百八条第八項又は第百八条の二第三項」に改める。

第百九十三条第一号中「又は第七十三条の二第二項若しくは第五項」を「、第七十三条の二第二項若しくは第五項、第百八条第七項又は第百十条の三第六項」に改める。

附則第六条第一項中「第一条の二第二項」を「第二条第二項」に、「第一条の二第三項」を「第二条第三項」に改め、同条第二項中「第一条の二第一項」を「第二条第一項」に改め、「同条第二項に規定する」及び「同条第三項に規定する」を削る。

（日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正）

第三条　日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項中「次条第三項第一号イに掲げる都道県の同号に規定する」を「次条第六項第一号に定める」に改め、同条第三項中「次条第三項第一号ロに掲げる府県の同号に規定する」を「次条第六項第二号に定める」に改める。

第二条第三項第一号を次のように改める。

一　地域電気通信業務（その目的業務区域内において、基礎的電気通信役務（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第七条に規定する基礎的電気通信役務をいう。）及びその他の電気通信役務（通信を媒介するものに限り、次に掲げる電気通信役務を除く。）を提供する電気通信業務をいう。以下この条及び第二十三条第三号において同じ。）

イ　その一端が移動端末設備（電気通信事業法第十二条の二第四項第三号ロに規定する移動端末設備をいう。）と接続される伝送路設備であつて総務省令で定めるものを用いる電気通信役務

ロ　専らインターネットへの接続を可能とする電気通信役務を提供するために設置される電気通信設備として総務省令で定めるものを用いる電気通信役務

第二条第三項第二号中「前号に掲げる業務」を「地域電気通信業務」に改め、同条第四項中「、地域会社は」の下に「、当該業務を開始したときは」を加え、「、あらかじめ」を削り、同項第二号を次のように改める。

二　他の地域会社の目的業務区域内における通信を媒介する電気通信役務（前項第一号イ及びロに掲げる電気通信役務を除く。）を提供する電気通信業務

第二条第五項中「地域電気通信業務」の下に「（前項第二号に掲げる業務を含み、目的業務区域内の各都道府県の区域（電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務省令で別に定める区域。以下この項において同じ。）と当該目的業務区域内の他の各都道府県の区域との間の通信を媒介する電気通信役務を提供する電気通信業務を除く。第二十三条第三号において同じ。）」を加え、同項ただし書中「こと」の下に「又は地域電気通信業務（電話の役務に係るものを除く。）に係る電気通信役務の適切かつ安定的な提供」を加え、同条第六項中「の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で、同項に規定する業務」を削り、「その他の業務」の下に「（同項第一号イ及びロに掲げる電気通信役務を提供する電気通信業務その他総務省令で定める業務を除く。以下この条において「活用業務」という。）」を加え、同項後段を削り、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　前三項において「目的業務区域」とは、次の各号に掲げる地域会社の区分に応じ、当該各号に定める区域をいう。

一　東日本電信電話株式会社　北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県の区域を合わせた区域（電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務省令で定める区域を含み、総務省令で定める区域を除く。）

二　西日本電信電話株式会社　京都府及び大阪府並びに前号に規定する県以外の県の区域を合わせた区域（電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務省令で定める区域を含み、総務省令で定める区域を除く。）

第二条に次の六項を加える。

8　地域会社は、前項の規定により活用業務を営もうとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、活用業務の実施に関する基準（以下この条において「実施基準」という。）を定め、これを総務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

9　実施基準は、地域会社が活用業務を営むに当たつて遵守すべき次に掲げる事項に関し、総務省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。

一　活用業務が第三項に規定する業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において営まれることを確保するための措置に関する事項

10　活用業務が電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内において営まれることを確保するための措置に関する事項

11　地域会社は、活用業務を営むに当たつては、実施基準に定めるところに従わなければならない。

12　地域会社は、毎事業年度、総務省令で定めるところにより、活用業務の実施状況その他の総務省令で定める事項を総務大臣に報告するとともに、公表しなければならない。

13　総務大臣は、実施基準が第九項の規定に適合しないと認めるときは、地域会社に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

14　総務大臣は、地域会社が実施基準を遵守していないと認めるときは、地域会社に対し、活用業務が第三項に規定する業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内において営まれることを確保するために必要な限度において、実施基準を遵守すべきことを命ずることができる。

第四条第二項中「第二十三条第四号」を「第二十三条第六号」に改める。

第六条第二項中「すべて」を「全て」に改め、同条第四項中「方法」を「ところ」に、「公告しなければ」を「公告するとともに、総務大臣に報告しなければ」に改め、同条に次の二項を加える。

5　会社は、外国人等議決権割合に総務省令で定める変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、当該変更の内容を総務大臣に報告しなければならない。

6　会社は、第一項から第三項までの規定の遵守を確保するため、関係職員の知識の習得及び向上を図るために必要な研修その他の措置を講ずるとともに、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める期間ごとに、その実施状況を総務大臣に報告しなければならない。

第十一条第一項中「（会社又は地域会社の商号の変更に係る定款の変更についての決議を除く。）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げる事項の決議は、この限りでない。

一　会社又は地域会社の商号の変更に係る定款の変更

二　電気通信事業を営まない法人であつて資本の額その他の経営の規模が総務省令で定める基準に達しないものの権利義務の全部を地域会社に承継させる合併

三　地域会社の電気通信事業以外の事業であつてその規模が総務省令で定める基準に達しないものに係る権利義務の全部又は一部を他の法人に承継させる分割

四　前二号に掲げるもののほか、第二条第一項又は第三項に規定する業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のないものとして総務省令で定める合併又は分割

第十一条第二項中「前項に規定する」を削り、「総務大臣」を「前項」に改め、「（昭和五十九年法律第八十六号）」を削る。

第十三条を削る。

第十四条の見出し中「設備」を「設備等」に改め、同条中「電気通信幹線路及びこれに準ずる重要な電気通信設備を譲渡し、又は担保に供しよう」を「次に掲げる物について、譲り渡し、担保に供し、その他総務省令で定める処分をしよう」に改め、同条に次の各号を加える。

一　電気通信幹線路及びこれに準ずる重要な電気通信設備

二　電気通信設備の設置に必要な建物その他の工作物及び土地（総務省令で定めるものに限る。）

第十四条を第十三条とし、第十五条から第十七条までを一条ずつ繰り上げる。

第十八条第二号中「第十四条」を「第十三条」に改め、同条に次の一号を加える。

三　第十一条第一項第二号から第四号までの総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

第十八条を第十七条とする。

第十八条の二第一項中「第十五条」を「第十四条」に改め、同条第二項の表第十五条の項中「第十五条」を「第十四条」に改め、同表第二十五条の項中「第二十五条」の下に「及び第二十六条」を加え、同条を第十八条とする。

第二十三条中第三号を削り、第二号を第三号とし、同条第一号中「第六項」を「第八項」に、「第十八条の二」を「第十八条」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　第二条第一項から第四項まで及び第七項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

第二十三条中第七号及び第八号を削り、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、同号の前に次の二号を加える。

四　第二条第十一項、第六条第四項から第六項まで又は第十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五　第二条第十二項若しくは第十三項又は第十五条第二項の規定による命令に違反したとき。

第二十三条第九号を次のように改める。

九　第十三条の認可を受けないで、同条各号に掲げる物について、譲り渡し、担保に供し、その他同条の総務省令で定める処分をしたとき。

第二十三条第十号を削る。

第二十五条を第二十六条とし、第二十四条の次に次の一条を加える。

第二十五条　第二条第八項又は第十一項の規定に違反して、公表することを怠り、又は不実の公表をした地域会社の取締役は、百万円以下の過料に処する。

第四条　日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

第二条第五項ただし書中「電話の役務をあまねく目的業務区域において適切、公平かつ安定的に提供すること又は」及び「（電話の役務に係るものを除く。）」を削り、同条を第三条とし、第一条の二を第二条とする。

第十一条第一項第四号中「第二条第一項」を「第三条第一項」に改める。

第二十三条第一号中「第二条第一項」を「第三条第一項」に改め、同条第二号中「第二条第二項」を「第三条第二項」に改め、同条第三号中「第二条第五項」を「第三条第五項」に改め、同条第四号中「第二条第十一項」を「第三条第十一項」に改め、同条第五号中「第二条第十二項」を「第三条第十二項」に改める。

第二十五条中「第二条第八項」を「第三条第八項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中電気通信事業法第五十条の二第二項、第五十条の三、第五十条の七ただし書、第五十条の九第三号及び第七十八条第二項の改正規定並びに次条並びに附則第三条及び第十二条の規定　公布の日

二　第一条中電気通信事業法第百六十七条の三を同法第百六十七条の四とし、同法第百六十七条の二の次に一条を加える改正規定、同法第百六十九条の改正規定（同条第二号の改正規定（「制定又は」を「制定」に改め、「提供する者の指定」の下に「、第百六十七条の三第一項の規定による同項に規定する電気通信事業者間の適正な競争関係が確保されているかどうかについての評価又は同条第二項の規定による調査及び評価の実施に関する方針の策定」を加える部分を除く。）及び同条第四号の改正規定を除く。）及び同条の次に一条を加える改正規定並びに附則第四条の規定　公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三　第二条及び第四条の規定並びに附則第八条第一項及び第七項、第九条第五項、第十六条並びに第十七条の規定、附則第十八条中電話加入権質に関する臨時特例法（昭和三十三年法律第百三十八号）第五条第一項の改正規定並びに附則第二十条及び第二十一条の規定　公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（準備行為）

第二条　総務大臣は、前条第二号に掲げる規定の施行の日（附則第四条において「第二号施行日」という。）前においても、第一条の規定による改正後の電気通信事業法（以下「第一条改正後事業法」という。）第百六十七条の三第二項の規定による調査及び評価の実施に関する方針の策定のために、第一条の規定による改正前の電気通信事業法（附則第四条及び第六条において「第一条改正前事業法」という。）第百六十九条の政令で定める審議会等（次項及び第三項において単に「審議会等」という。）に諮問することができる。

2　総務大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第一条改正後事業法第三十一条第十一項第一号の規定による同号に規定する特定関係事業者の指定のために、審議会等に諮問することができる。

3　総務大臣は、次の各号に掲げる規定による総務省令の制定又は改廃のために、当該各号に定める日前においても、審議会等に諮問することができる。

一　第一条改正後事業法第十条第一項第三号イ若しくはロ（第一条改正後事業法第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）、第十二条の二第四項第二号、第十九条第二項第二号、第二十六条の四第一項、第三十一条第一項ただし書、第二項、第五項ただし書若しくは第三号若しくは第四号若しくは第十項、第五十条の四第一号ハ若しくは第二号イ若しくはロ、第五十条の七、第百十条の二第一項第二号又は第百四十三条の九　施行日

二　第二条の規定による改正後の電気通信事業法（附則第八条及び第九条において「第二条改正後事業法」という。）第十九条第二項第八号、第百七条第三号、第百八条第一項第三号、第百八条の二第一項若しくは第三項、第百九条第一項若しくは第三項から第五項まで、第百十条の二第一項第二号、第百十条の四第一項又は第百十条の五第一項、第四項若しくは第五項　前条第三号に掲げる規定の施行の日（以下「第三号施行日」という。）

（附則第一条第一号に掲げる改正規定による改正後の電気通信事業法第五十条の三の規定の適用に関する経過措置）

第三条　附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行日の前日までの間における同号に掲げる改正規定による改正後の電気通信事業法第五十条の三（同法第五十条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第五十条の三第一号中「規定（次条第二号において「詐欺罪等」という。）」とあるのは「規定」と、同条第三号中「第五十条の十」とあるのは「第五十条の九」とする。

（第一条改正前事業法附則第五条第一項の規定の適用に関する経過措置）

第四条　第二号施行日から施行日の前日までの間における第一条改正前事業法附則第五条第一項の規定の適用については、同項中「日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）」とあるのは、「日本電信電話株式会社等に関する法律」とする。

（現に電気通信事業の登録を受けている者に関する経過措置）

第五条　この法律の施行の際現に電気通信事業法第九条の登録を受けている者であって基礎的電気通信役務（同法第七条に規定する基礎的電気通信役務をいい、第一条改正後事業法第十条第一項第三号イに規定する第一号基礎的電気通信役務又は同号ロに規定する第二号基礎的電気通信役務に限る。次条において同じ。）を提供しているものについては、施行日において同号イ又はロに定める事項及び同項第五号に掲げる事項に変更があったものとみなして、第一条改正後事業法第十三条第一項及び第五項の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「を変更しようとするときは」とあるのは「に変更があったときは、当該変更の日から三月以内に」と、同条第五項前段中「遅滞なく」とあるのは「これらの変更の日から三月以内に」とする。

（現に電気通信事業の届出をしている者に関する経過措置）

第六条　この法律の施行の際現に第一条改正前事業法第十六条第一項の届出をしている者であって基礎的電気通信役務を提供しているものについては、施行日において第一条改正後事業法第十六条第一項第三号イ又はロに定める事項及び同項第五号に掲げる事項に変更があったものとみなして、同条第三項及び第四項の規定を適用する。この場合において、同条第三項中「遅滞なく」とあるのは「当該変更の日から三月以内に」と、同条第四項中「を変更しようとするときは」とあるのは「に変更があったときは、当該変更の日から三月以内に」とする。

（電気通信業務の休止等の周知及び届出に関する経過措置）

第七条　第一条改正後事業法第二十六条の四第一項の表の中欄に規定する日が、施行日から施行日から起算して同項の総務省令で定める一年以上の期間が経過する日の前日までの間にある場合における同条の規定の適用については、同項中「同表の中欄に規定する日の総務省令で定める一年以上の期間前までに」とあるのは「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十六号）の施行の日以後、速やかに」と、同条第二項中「同表の中欄に規定する日の同項の総務省令で定める一年以上の期間前までに、同欄」とあるのは「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日以後、速やかに、同表の中欄」とする。

（第一種適格電気通信事業者、第二種適格電気通信事業者及び地域会社に関する経過措置）

第八条　附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に第二条の規定による改正前の電気通信事業法（第七項及び次条第五項において「第二条改正前事業法」という。）第百八条第一項の規定により同項に規定する第一種適格電気通信事業者として指定をされている者の当該指定は、第三号施行日に、その効力を失う。

2　第二条改正後事業法第百八条第一項に規定する第一種適格電気通信事業者（以下この条において単に「第一種適格電気通信事業者」という。）の指定を受けようとする者は、第三号施行日前においても、第二条改正後事業法第百八条第二項の規定の例により、その指定の申請をすることができる。

3　総務大臣は、前項の規定による指定の申請があった場合には、第三号施行日前においても、第二条改正後事業法第百八条第一項から第三項までの規定の例により、第一種適格電気通信事業者の指定をすることができる。

4　前項の規定により総務大臣が第一種適格電気通信事業者の指定をするときは、第二条改正後事業法第百八条第四項の規定の例により、併せて、当該指定の申請に係る同条第二項第三号に掲げる同条第一項第三号に規定する第一種単位区域のうち同号イ及びロに該当するものを、当該第一種単位区域ごとに、担当第一種支援区域（同条第四項に規定する担当第一種支援区域をいう。次項において同じ。）として指定しなければならない。

5　第三項の規定による第一種適格電気通信事業者の指定及び前項の規定による担当第一種支援区域の指定は、第三号施行日において、それぞれ、第二条改正後事業法第百八条第一項の規定による第一種適格電気通信事業者の指定及び同条第四項の規定による担当第一種支援区域の指定とみなす。

6　地域会社（第二条改正後事業法第二十五条の二第三項第二号イ(2)に規定する地域会社をいう。以下この項及び第八項において同じ。）は、第三号施行日前においても、第二条改正後事業法第百八条の二第一項及び第二項の規定の例により、総務大臣の確認を受けることができる。この場合において、その確認を受けた地域会社は、第三号施行日において、同条第一項の規定により確認を受けたものとみなす。

7　附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に第二条改正前事業法第百十条の三第一項の規定により同項に規定する第二種適格電気通信事業者として指定をされている者は、第三号施行日において、第二条改正後事業法第百十条の三第一項の規定により同項に規定する第二種適格電気通信事業者として指定をされたものとみなす。この場合において、当該者の第二条改正前事業法第百十条の三第二項の規定により指定を受けている同項に規定する担当支援区域は、第三号施行日において、第二条改正後事業法第百十条の三第三項の規定により当該者の同項に規定する担当第二種支援区域として指定をされたものとみなす。

8　地域会社は、第三号施行日前においても、第二条改正後事業法第百十条の四第一項の規定の例により、総務大臣の確認を受けることができる。この場合において、その確認を受けた地域会社は、第三号施行日において、同項の規定により確認を受けたものとみなす。

9　総務大臣は、第三項の規定による第一種適格電気通信事業者の指定並びに第六項及び前項の規定による確認については、第二条改正後事業法第百六十九条の規定の例により、同条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

（基礎的電気通信役務支援機関の業務に関する経過措置）

第九条　基礎的電気通信役務支援機関（電気通信事業法第百六条に規定する基礎的電気通信役務支援機関をいう。第三項及び第五項において同じ。）は、第三号施行日前においても、第二条改正後事業法第百十六条第一項において準用する第二条改正後事業法第七十九条第一項の規定の例により、支援業務規程（附則第一条第三号に掲げる規定の施行により必要となる業務の実施に関する事項に係る部分に限る。）について、その認可の申請をすることができる。

2　総務大臣は、前項の規定による認可の申請があった場合には、第三号施行日前においても、第二条改正後事業法第百十六条第一項において準用する第二条改正後事業法第七十九条第一項の規定の例により、その認可をすることができる。この場合において、その認可を受けた支援業務規程は、第三号施行日において、同項の規定による認可を受けたものとみなす。

3　基礎的電気通信役務支援機関は、第三号施行日前においても、第二条改正後事業法第百十六条第一項において準用する第二条改正後事業法第八十条第一項の規定の例により、事業計画及び収支予算（附則第一条第三号に掲げる規定の施行により必要となる業務の実施に関する事項に係る部分に限る。）について、その認可の申請をすることができる。

4　総務大臣は、前項の規定による認可の申請があった場合には、第三号施行日前においても、第二条改正後事業法第百十六条第一項において準用する第二条改正後事業法第八十条第一項の規定の例により、その認可をすることができる。この場合において、その認可を受けた事業計画及び収支予算は、第三号施行日において、同項の規定による認可を受けたものとみなす。

5　第二条改正後事業法第百七条、第百九条、第百十条（第二条改正後事業法第百十条の六第二項において準用する場合を含む。）、第百十条の五、第百十条の六第一項及び第百十二条の規定は、第三号施行日以後に開始する年度（第二条改正後事業法第百七条第一号に規定する年度をいう。以下この項において同じ。）に係る基礎的電気通信役務支援機関の業務、第二条改正後事業法第百九条第一項に規定する第一種交付金の交付、第二条改正後事業法第百十条第一項に規定する第二種交付金の交付、第二条改正後事業法第百十条の六第一項に規定する第二種負担金の徴収及び基礎的電気通信役務支援機関の区分経理について適用し、第三号施行日前に開始した年度に係る基礎的電気通信役務支援機関の業務、第二条改正前事業法第百九条第一項に規定する第一種交付金の交付、第二条改正前事業法第百十条第一項に規定する第一種負担金の徴収、第二条改正前事業法第百十条の四第一項に規定する第二種交付金の交付、第二条改正前事業法第百十条の五第一項に規定する第二種負担金の徴収及び基礎的電気通信役務支援機関の区分経理については、なお従前の例による。

（地域会社の業務に関する経過措置）

第十条　地域会社（第三条の規定による改正前の日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第一項第一号に規定する地域会社をいう。以下この条において同じ。）は、この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第六項に規定する電気通信業務その他の業務を営んでいるときは、施行日から起算して三月を経過する日（地域会社が同日前に第三条の規定による改正後の日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第八項の規定による同項に規定する実施基準の届出及び公表をしたときは、当該届出をした日又は当該公表をした日のいずれか遅い日）までの間は、第三条の規定による改正後の日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第八項の規定にかかわらず、当該業務を従前の例により営むことができる。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十一条　この法律（附則第一条第三号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びに附則第九条第五項及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十二条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第十三条　政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後の電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の施行の状況並びに電気通信技術の進展の状況及びその利用の動向、電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者間の競争の状況その他内外の社会経済情勢の変化を勘案し、引き続き、国民生活に不可欠な電気通信役務（同条第三号に規定する電気通信役務をいう。以下この項において同じ。）のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保、電気通信事業（同条第四号に規定する電気通信事業をいう。以下この項において同じ。）の公正な競争の促進、電気通信事業及びその関連事業の国際競争力の強化、電気通信事業に係る安全保障の確保、災害その他非常の事態における通信を確保する能力の強化並びに生活の利便性の向上、事業活動の効率化及び地域経済の活性化に寄与する電気通信役務の利用の促進等を図る観点から、電気通信事業に係る制度の在り方について検討を加えるとともに、日本電信電話株式会社等に関する法律の改廃を含め、第四条の規定による改正後の日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第一項に規定する日本電信電話株式会社、同条第二項に規定する東日本電信電話株式会社及び同条第三項に規定する西日本電信電話株式会社に係る制度の在り方について検討を加え、それらの結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2　施行日から第三号施行日の前日までの間における前項の規定の適用については、同項中「第四条」とあるのは「第三条」と、「第二条第一項」とあるのは「第一条の二第一項」とする。

（地方自治法の一部改正）

第十四条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の項中「第百三十八条第四項」の下に「（第百四十三条の十五において準用する場合を含む。）及び第百四十三条の十五」を加える。

（電波法の一部改正）

第十五条　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

附則中第十三項を削り、第十四項を第十三項とし、第十五項を第十四項とする。

（気象業務法の一部改正）

第十六条　気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「第一条の二第二項」を「第二条第二項」に、「第一条の二第三項」を「第二条第三項」に改める。

（自衛隊法の一部改正）

第十七条　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第百一条第一項中「第一条の二第二項」を「第二条第二項」に改める。

附則第五項中「第一条の二第一項」を「第二条第一項」に改める。

（電話加入権質に関する臨時特例法の一部改正）

第十八条　電話加入権質に関する臨時特例法の一部を次のように改正する。

第一条中「附則第九条第一項」を「附則第六条第一項」に、「附則第三条」を「附則第二条」に改める。

第五条第一項中「第一条の二第二項」を「第二条第二項」に改める。

第六条第二項中「附則第九条」を「附則第六条」に、「附則第三条」を「附則第二条」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第十九条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二十四の項中「又は同法第百二十二条第五項の届出」を「、同法第百二十二条第五項の届出、同法第百四十三条の二第一項の認定又は同法第百四十三条の六第八項の届出」に改める。

（日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律等の一部改正）

第二十条　次に掲げる法律の規定中「第一条の二第一項」を「第二条第一項」に改める。

一　日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第八十七号）附則第七条

二　日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第一条

三　厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三十二条第六項第二号

（日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十一条　日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律（平成九年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第二項中「第一条の二第一項」を「第二条第一項」に、「第一条の二第二項」を「第二条第二項」に、「第一条の二第三項」を「第二条第三項」に、「第二条第一項」を「第三条第一項」に改める。

（電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第二十二条　電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第五項を削る。

（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律等の一部改正）

第二十三条　次に掲げる法律の規定中「第十二条の二第四項第二号ロ」を「第十二条の二第四項第三号ロ」に改める。

一　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第十六条の二第一項

二　青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）第二条第七項

三　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十八条の二第一項

（電子委任状の普及の促進に関する法律の一部改正）

第二十四条　電子委任状の普及の促進に関する法律（平成二十九年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第三号イ中「から第五号までの」を「、第三号（イ及びロに係る部分を除く。）、第四号及び第六号に掲げる」に改め、同号ロ中「又は第四号の」を「（イ及びロに係る部分を除く。）又は第四号に掲げる」に改め、同号ハ中「から第五号までの」を「、第三号（イ及びロに係る部分を除く。）、第四号又は第六号に掲げる」に改め、同号二中「から第五号までの」を「、第三号（イ及びロに係る部分を除く。）、第四号及び第六号に掲げる」に改め、同号ホ中「第五号の」を「第六号に掲げる」に改め、同号へ中「又は第四号の」を「（イ及びロに係る部分を除く。）又は第四号に掲げる」に改める。

（聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の一部改正）

第二十五条　聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和二年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第五十条の十一」を「第五十条の十二」に改める。

（民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第二十六条　民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第四十一条のうち電気通信事業法附則第九条第一項の改正規定中「附則第九条第一項」を「附則第六条第一項」に改める。

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
法務大臣　鈴木　馨祐
財務大臣　加藤　勝信
国土交通大臣　中野　洋昌
防衛大臣　中谷　元

政　令

著作権法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年五月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百九十五号

著作権法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、著作権法の一部を改正する法律（令和五年法律第三十三号）附則第一条（第一号及び第二号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

著作権法の一部を改正する法律の施行期日は令和八年四月一日とし、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は令和七年六月一日とする。

内閣総理大臣　石破　茂
法務大臣　鈴木　馨祐
文部科学大臣　阿部　俊子
経済産業大臣　武藤　容治

自衛隊法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年五月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百九十六号

自衛隊法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第九十九条の二第一項、第二項第三号及び第三項、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十六条、第十九条並びに第二十六条の三第二項及び第三項並びに国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第六条の五第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第一条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第三項中「を除き」を「、第百二十条の十九第二号、第百二十条の二十及び第百二十条の二十二を除き」に改める。

第百二十条の十八の次に次の七条を加える。

（留学）

第百二十条の十九　法第九十九条の二第一項に規定する政令で定める研修は、次の各号のいずれにも該当するものとして防衛大臣が定める研修とする。

一　将来就くことが見込まれる幹部自衛官（三等陸尉、三等海尉及び三等空尉以上の自衛官をいう。）としての職務の遂行に必要な知識及び技能を修得させるものであること。

二　法第九十九条の二第一項に規定する学生（次条及び第百二十条の二十二において単に「学生」という。）の同項の同意があらかじめ書面により行われるものであること。

（留学を命ずる学生に対して明示すべき事項）

第百二十条の二十　防衛大臣は、法第九十九条の二第一項の同意を得るときは、当該学生に対して、同項に規定する留学（以下単に「留学」という。）が同項各号に掲げるいずれかの期間内に離職した場合にはそれぞれ当該各号に定める金額を国に償還しなければならないものである旨を明示しなければならない。

2　防衛大臣は、学生に留学を命ずるときは、当該学生に当該留学の期間を明示しなければならない。

（留学費用）

第百二十条の二十一　法第九十九条の二第一項第一号に規定する政令で定める費用（次条において「留学費用」という。）は、次に掲げる費用とする。

一　国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）による旅費

二　防衛大学校に相当する外国の軍隊の教育機関の課程に在学して当該課程を履修するために当該教育機関に対して支払う費用

三　前号の課程に在学して当該課程を履修する上で必要な教育を受けるために同号の教育機関以外の者に対して支払う費用

（償還をしなければならない者に対する通知）

第百二十条の二十二　防衛大臣は、留学を命ぜられた学生が法第九十九条の二第一項の規定による償還（以下単に「償還」という。）をしなければならない離職をしたことを知つたときは、速やかに、当該者に対し、当該留学の名称及び期間、当該留学のために国が支出した留学費用の総額、償還をしなければならない金額その他必要な事項を書面により通知するものとする。

（自衛官としての在職期間に応じて逓減する率）

第百二十条の二十三　法第九十九条の二第一項第二号に規定する政令で定める率は、九十六月から同号に規定する自衛官に任用される日の翌日から起算した自衛官としての在職期間の月数を控除した月数を九十六で除して得た率とする。

2　前項に規定する自衛官としての在職期間の月数の計算については、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

3　第一項に規定する自衛官としての在職期間には、第百二十条の十五第二項各号（第五号を除く。）に掲げる期間を含まないものとする。

4　国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第二十七条第一項の規定により派遣された自衛官、国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律第二条第一項の規定により派遣された隊員及び国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四条第一項において準用する同法第七条第一項の規定による交流派遣をされた隊員に関する前三項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

5　次条第二号に掲げる場合に該当して離職した自衛官のうち引き続き一般職国家公務員等（法第四十六条第二項に規定する一般職国家公務員等をいう。以下この項及び同号において同じ。）として在職した後、引き続いて自衛官として採用された者（一の一般職国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の一般職国家公務員等として在職し、引き続いて自衛官として採用された者を含む。）が離職した場合又は同号に掲げる場合に該当して離職した自衛官のうち引き続き一般職国家公務員等として在職する者（一の一般職国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の一般職国家公務員等として在職する者を含む。）が当該一般職国家公務員等でなくなつた場合（引き続いて自衛官として採用される場合及び引き続き当該一般職国家公務員等以外の一般職国家公務員等として在職する場合を除く。）における第一項から第三項までの規定の適用については、同号に掲げる場合に該当して離職した後における一般職国家公務員等として在職した期間を自衛官として在職した期間とみなす。この場合において、同項中「掲げる期間」とあるのは、「掲げる期間及び第五項の規定により法第四十六条第二項に規定する一般職国家公務員等としての在職した期間が自衛官として在職した期間とみなされる場合における第百二十条の十五第二項各号（第五号を除く。）に掲げる期間に相当する期間」とする。

（償還をしなければならない離職に含まない場合）

第百二十条の二十四　法第九十九条の二第二項第三号の政令で定める場合は、次のとおりとする。

一　公務による災害のため心身に故障を生じ、法第四十八条第一項の規定により退校にされた場合

二　任命権者の要請に応じ一般職国家公務員等となるため離職した場合

（委任規定）

第百二十条の二十五　第百二十条の十九から前条までに定めるもののほか、償還をしなければならない者に対する通知の様式その他償還に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第二条　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　法第十六条第一項第六号に掲げる航空管制官として政令で定める自衛官（以下「航空管制官」という。）は、進入管制業務、飛行場管制業務その他の航空機の管制に関する業務（以下「航空管制業務」という。）で防衛大臣の定めるものに従事することを本務とする自衛官として防衛大臣の定める者とする。

第十一条の四第一項中「又は特殊作戦隊員」を「、特殊作戦隊員又は航空管制官」に改め、同項第二号中「及び特殊作戦隊員」を「、特殊作戦隊員及び航空管制官」に改め、同条第二項中「又は特殊作戦隊員」を「、特殊作戦隊員又は航空管制官」に改め、同項第二号中「特殊作戦業務を」の下に「、航空管制官にあつては航空管制業務で防衛大臣の定めるものを」を加える。

第十二条第一項中「百分の八十を」を「百分の九十を」に、「百分の六十を」を「百分の七十を」に改め、同条第九項中「又は特殊作戦隊員（」を「、特殊作戦隊員又は航空管制官（」に、「第五項」を「第六項」に、「又は特殊作戦隊員手当」を「、特殊作戦隊員手当又は航空管制官手当」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「特別警備隊員又は特殊作戦隊員」を「特別警備隊員、特殊作戦隊員又は航空管制官」に、「又は特殊作戦隊員手当」を「、特殊作戦隊員手当又は航空管制官手当」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「又は特殊作戦隊員に」を「、特殊作戦隊員又は航空管制官に」に、「又は特殊作戦隊員手当」を「、特殊作戦隊員手当又は航空管制官手当」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「及び特殊作戦隊員手当」を「、特殊作戦隊員手当及び航空管制官手当」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

６　法第十六条第三項の航空管制官手当の月額は、航空管制官の属している階級における最低の号俸の額（その階級が三等陸佐、三等海佐又は三等空佐以上の階級である場合にあつては、その額に百分の九十四・二の範囲内において防衛大臣が定める割合を乗じて得た額）に、その従事する航空管制業務で防衛大臣の定めるものの危険性及び困難性に応じて防衛大臣の定めるところにより百分の十又は百分の五を乗じて得た額（一円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

第十三条第二項中「及び」を「、航空管制官手当及び」に改める。

第十九条の四の次に次の二条を加える。

（指定場所生活調整金の額等）

第十九条の五　指定場所生活調整金の額は、二十万円とする。

２　指定場所生活調整金は、基準期間（法第二十六条の三第一項に規定する基準期間をいう。次項において同じ。）の末日の翌日の属する月又はその翌月に支給する。

３　基準期間において懲戒処分その他防衛大臣が定める事由があつた場合にあつては、当該基準期間に係る指定場所生活調整金は、支給しない。

（委任規定）

第十九条の六　前条に規定するもののほか、指定場所生活調整金の支給に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

別表第五航空管制手当の項中「進入管制業務、飛行場管制業務その他の航空機の管制に関する業務」を「航空管制業務」に改める。

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第三条　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第六条の七第一号中「及び特殊作戦隊員手当」を「、特殊作戦隊員手当及び航空管制官手当」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　加藤　勝信
防衛大臣　中谷　元
内閣総理大臣　石破　茂

法規的告示

○厚生労働省告示第百六十六号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第一号ただし書並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表４から６まで及び20の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数（平成二十四年厚生労働省告示第百六十五号）の一部を次のように改正し、令和七年六月一日から適用する。

令和七年五月二十八日

厚生労働大臣　福岡　資麿

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一

	都道府県	病院	基礎係数	機能評価係数Ⅱ	救急補正係数	激変緩和係数
10001	北海道	札幌医科大学附属病院	1.1182	0.0785	0.0049	0.0000
10002	北海道	北海道大学病院	1.1182	0.0784	0.0071	0.0000
10003	北海道	旭川医科大学病院	1.1182	0.1084	0.0109	0.0000
10004	青森	弘前大学医学部附属病院	1.1182	0.0821	0.0097	0.0000
10005	岩手	岩手医科大学附属病院	1.1182	0.1016	0.0073	0.0000
10006	宮城	東北医科薬科大学病院	1.1182	0.0581	0.0255	0.0000
10007	宮城	東北大学病院	1.1182	0.0801	0.0098	0.0000
10008	秋田	秋田大学医学部附属病院	1.1182	0.0770	0.0099	0.0000
10009	山形	国立大学法人山形大学医学部附属病院	1.1182	0.0691	0.0109	0.0000
10010	福島	公立大学法人福島県立医科大学附属病院	1.1182	0.0906	0.0110	0.0000
10011	茨城	筑波大学附属病院	1.1182	0.0866	0.0091	0.0000
10012	栃木	自治医科大学附属病院	1.1182	0.0938	0.0158	0.0000
10013	栃木	獨協医科大学病院	1.1182	0.0839	0.0123	0.0000
10014	群馬	国立大学法人群馬大学医学部附属病院	1.1182	0.0764	0.0098	0.0000
10015	埼玉	埼玉医科大学病院	1.1182	0.0664	0.0110	0.0000
10016	埼玉	防衛医科大学校病院	1.1182	0.0672	0.0079	0.0000
10017	千葉	国際医療福祉大学成田病院	1.1182	0.0572	0.0120	0.0000
10018	千葉	千葉大学医学部附属病院	1.1182	0.1053	0.0142	0.0000
10019	東京	東京慈恵会医科大学附属病院	1.1182	0.0754	0.0107	0.0000
10020	東京	東京医科大学病院	1.1182	0.0838	0.0125	0.0000
10021	東京	東京女子医科大学病院	1.1182	0.0856	0.0070	0.0000
10022	東京	慶應義塾大学病院	1.1182	0.0812	0.0087	0.0000
10023	東京	日本医科大学付属病院	1.1182	0.0954	0.0190	0.0000
10024	東京	順天堂大学医学部附属順天堂医院	1.1182	0.0815	0.0052	0.0000
10025	東京	昭和医科大学病院	1.1182	0.0717	0.0131	0.0000

10026	東京	東邦大学医療センター大森病院	1.1182	0.0793	0.0148	0.0000
10027	東京	日本大学医学部附属板橋病院	1.1182	0.0754	0.0192	0.0000
10028	東京	帝京大学医学部附属病院	1.1182	0.0698	0.0161	0.0000
10029	東京	杏林大学医学部付属病院	1.1182	0.0864	0.0159	0.0000
10030	東京	東京科学大学病院	1.1182	0.0928	0.0109	0.0000
10031	東京	東京大学医学部附属病院	1.1182	0.1030	0.0097	0.0000
10032	神奈川	公立大学法人横浜市立大学附属病院	1.1182	0.1115	0.0186	0.0000
10033	神奈川	北里大学病院	1.1182	0.0878	0.0174	0.0000
10034	神奈川	東海大学医学部付属病院	1.1182	0.1048	0.0225	0.0000
10035	神奈川	聖マリアンナ医科大学病院	1.1182	0.0891	0.0164	0.0000
10036	新潟	新潟大学医歯学総合病院	1.1182	0.0767	0.0094	0.0000
10037	富山	国立大学法人富山大学附属病院	1.1182	0.0974	0.0080	0.0000
10038	石川	金沢医科大学病院	1.1182	0.0642	0.0098	0.0000
10039	石川	国立大学法人金沢大学附属病院	1.1182	0.0744	0.0078	0.0000
10040	福井	福井大学医学部附属病院	1.1182	0.0757	0.0053	0.0000
10041	山梨	山梨大学医学部附属病院	1.1182	0.0791	0.0104	0.0000
10042	長野	国立大学法人信州大学医学部附属病院	1.1182	0.0851	0.0107	0.0000
10043	岐阜	岐阜大学医学部附属病院	1.1182	0.0801	0.0110	0.0000
10044	静岡	浜松医科大学医学部附属病院	1.1182	0.0875	0.0139	0.0000
10045	愛知	名古屋市立大学病院	1.1182	0.0824	0.0113	0.0000
10046	愛知	藤田医科大学病院	1.1182	0.1061	0.0164	0.0000
10047	愛知	愛知医科大学病院	1.1182	0.0749	0.0146	0.0000
10048	愛知	名古屋大学医学部附属病院	1.1182	0.0991	0.0039	0.0000
10049	三重	国立大学法人三重大学医学部附属病院	1.1182	0.0945	0.0108	0.0000
10050	滋賀	滋賀医科大学医学部附属病院	1.1182	0.0818	0.0092	0.0000
10051	京都	京都府立医科大学附属病院	1.1182	0.0987	0.0119	0.0000
10052	京都	国立大学法人京都大学医学部附属病院	1.1182	0.0867	0.0080	0.0000
10053	大阪	大阪医科薬科大学病院	1.1182	0.0908	0.0144	0.0000
10054	大阪	大阪公立大学医学部附属病院	1.1182	0.0733	0.0094	0.0000
10055	大阪	関西医科大学附属病院	1.1182	0.0860	0.0140	0.0000
10056	大阪	近畿大学病院	1.1182	0.0987	0.0122	0.0000
10057	大阪	大阪大学医学部附属病院	1.1182	0.0805	0.0073	0.0000
10058	兵庫	兵庫医科大学病院	1.1182	0.0730	0.0090	0.0000
10059	兵庫	神戸大学医学部附属病院	1.1182	0.0840	0.0089	0.0000
10060	奈良	奈良県立医科大学附属病院	1.1182	0.0951	0.0206	0.0000
10061	和歌山	和歌山県立医科大学附属病院	1.1182	0.1106	0.0161	0.0000
10062	鳥取	鳥取大学医学部附属病院	1.1182	0.1050	0.0109	0.0000
10063	島根	島根大学医学部附属病院	1.1182	0.0776	0.0108	0.0000
10064	岡山	川崎医科大学附属病院	1.1182	0.0732	0.0110	0.0000
10065	岡山	岡山大学病院	1.1182	0.1032	0.0116	0.0000
10066	広島	広島大学病院	1.1182	0.0939	0.0095	0.0000
10067	山口	山口大学医学部附属病院	1.1182	0.0711	0.0087	0.0000
10068	徳島	徳島大学病院	1.1182	0.0848	0.0054	0.0000
10069	香川	香川大学医学部附属病院	1.1182	0.0565	0.0111	0.0000
10070	愛媛	愛媛大学医学部附属病院	1.1182	0.0984	0.0044	0.0000
10071	高知	高知大学医学部附属病院	1.1182	0.0772	0.0070	0.0000
10072	福岡	福岡大学病院	1.1182	0.0481	0.0096	0.0000
10073	福岡	久留米大学病院	1.1182	0.0531	0.0079	0.0000
10074	福岡	産業医科大学病院	1.1182	0.0811	0.0065	0.0000
10075	福岡	九州大学病院	1.1182	0.0774	0.0048	0.0000
10076	佐賀	佐賀大学医学部附属病院	1.1182	0.0851	0.0103	0.0000
10077	長崎	長崎大学病院	1.1182	0.1098	0.0143	0.0000
10078	熊本	熊本大学病院	1.1182	0.0981	0.0039	0.0000
10079	大分	大分大学医学部附属病院	1.1182	0.0703	0.0108	0.0000
10080	宮崎	宮崎大学医学部附属病院	1.1182	0.0894	0.0083	0.0000
10081	鹿児島	鹿児島大学病院	1.1182	0.1118	0.0076	0.0000
10082	沖縄	琉球大学病院	1.1182	0.0650	0.0095	0.0000

別表第二

	都道府県	病　　院	基礎係数	機能評価係数Ⅱ	救急補正係数	激変緩和係数
20001	北海道	医療法人徳洲会札幌東徳洲会病院	1.0718	0.0807	0.0484	0.0000
20002	北海道	旭川赤十字病院	1.0718	0.1203	0.0260	0.0000
20003	北海道	社会医療法人製鉄記念室蘭病院	1.0718	0.0881	0.0174	0.0000
20004	北海道	ＪＡ北海道厚生連帯広厚生病院	1.0718	0.1342	0.0236	0.0000
20005	青森	青森県立中央病院	1.0718	0.1058	0.0227	0.0000
20006	青森	八戸市立市民病院	1.0718	0.0864	0.0248	0.0000

20007	岩手	岩手県立中央病院	1.0718	0.0979	0.0150	0.0000
20008	宮城	石巻赤十字病院	1.0718	0.0844	0.0353	0.0000
20009	宮城	大崎市民病院	1.0718	0.0840	0.0374	0.0000
20010	宮城	独立行政法人国立病院機構仙台医療センター	1.0718	0.0873	0.0250	0.0000
20011	山形	山形県立中央病院	1.0718	0.1013	0.0244	0.0000
20012	山形	日本海総合病院	1.0718	0.1071	0.0238	0.0000
20013	福島	一般財団法人脳神経疾患研究所附属総合南東北病院	1.0718	0.0845	0.0250	0.0000
20014	福島	いわき市医療センター	1.0718	0.0821	0.0199	0.0000
20015	茨城	総合病院土浦協同病院	1.0718	0.0995	0.0331	0.0000
20016	茨城	茨城県立中央病院	1.0718	0.0642	0.0237	0.0000
20017	茨城	筑波記念病院	1.0718	0.0659	0.0247	0.0000
20018	栃木	済生会宇都宮病院	1.0718	0.0828	0.0335	0.0000
20019	群馬	前橋赤十字病院	1.0718	0.0905	0.0282	0.0000
20020	群馬	ＳＵＢＡＲＵ健康保険組合太田記念病院	1.0718	0.0618	0.0387	0.0000
20021	埼玉	自治医科大学附属さいたま医療センター	1.0718	0.0770	0.0280	0.0000
20022	埼玉	埼玉医科大学総合医療センター	1.0718	0.0758	0.0144	0.0000
20023	埼玉	学校法人獨協学園獨協医科大学埼玉医療センター	1.0718	0.0712	0.0123	0.0000
20024	埼玉	社会医療法人社団埼玉巨樹の会新久喜総合病院	1.0718	0.0791	0.0455	0.0000
20025	埼玉	社会医療法人財団石心会埼玉石心会病院	1.0718	0.0744	0.0337	0.0000
20026	埼玉	埼玉医科大学国際医療センター	1.0718	0.1029	0.0219	0.0000
20027	埼玉	さいたま赤十字病院	1.0718	0.0906	0.0241	0.0000
20028	千葉	千葉県がんセンター	1.0718	0.0655	0.0045	0.0000
20029	千葉	総合病院国保旭中央病院	1.0718	0.0845	0.0321	0.0000
20030	千葉	学校法人順天堂順天堂大学医学部附属浦安病院	1.0718	0.0507	0.0148	0.0000
20031	千葉	東京慈恵会医科大学附属柏病院	1.0718	0.0519	0.0184	0.0000
20032	千葉	医療法人徳洲会千葉西総合病院	1.0718	0.0652	0.0521	0.0000
20033	千葉	船橋市立医療センター	1.0718	0.0657	0.0241	0.0000
20034	千葉	医療法人鉄蕉会亀田総合病院	1.0718	0.0830	0.0131	0.0000
20035	千葉	東邦大学医療センター佐倉病院	1.0718	0.0454	0.0215	0.0000
20036	千葉	日本赤十字社成田赤十字病院	1.0718	0.1015	0.0248	0.0000
20037	千葉	国立研究開発法人国立がん研究センター東病院	1.0718	0.0837	0.0014	0.0000
20038	東京	社会福祉法人三井記念病院	1.0718	0.0578	0.0177	0.0000
20039	東京	聖路加国際病院	1.0718	0.0681	0.0271	0.0000
20040	東京	虎の門病院	1.0718	0.0949	0.0214	0.0000
20041	東京	地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立駒込病院	1.0718	0.0893	0.0129	0.0000
20042	東京	公益財団法人がん研究会有明病院	1.0718	0.0807	0.0067	0.0000
20043	東京	ＮＴＴ東日本関東病院	1.0718	0.0539	0.0128	0.0000
20044	東京	日本赤十字社医療センター	1.0718	0.0784	0.0263	0.0000
20045	東京	市立青梅総合医療センター	1.0718	0.0682	0.0146	0.0000
20046	東京	東京医科大学八王子医療センター	1.0718	0.0615	0.0282	0.0000
20047	東京	武蔵野赤十字病院	1.0718	0.0999	0.0370	0.0000
20048	東京	地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立多摩総合医療センター	1.0718	0.0851	0.0269	0.0000
20049	東京	公立昭和病院	1.0718	0.0763	0.0373	0.0000
20050	東京	国立健康危機管理研究機構国立国際医療センター	1.0718	0.0711	0.0257	0.0000
20051	東京	独立行政法人国立病院機構東京医療センター	1.0718	0.0676	0.0227	0.0000
20052	東京	国立研究開発法人国立がん研究センター中央病院	1.0718	0.1103	0.0004	0.0000
20053	神奈川	社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会横浜市東部病院	1.0718	0.0882	0.0351	0.0000
20054	神奈川	公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター	1.0718	0.0871	0.0209	0.0000
20055	神奈川	国家公務員共済組合連合会横浜南共済病院	1.0718	0.0726	0.0253	0.0000
20056	神奈川	国家公務員共済組合連合会横須賀共済病院	1.0718	0.0869	0.0342	0.0000
20057	神奈川	国家公務員共済組合連合会平塚共済病院	1.0718	0.0622	0.0305	0.0000
20058	神奈川	医療法人徳洲会湘南鎌倉総合病院	1.0718	0.1009	0.0403	0.0000
20059	神奈川	藤沢市民病院	1.0718	0.0647	0.0323	0.0000
20060	神奈川	昭和医科大学藤が丘病院	1.0718	0.0684	0.0225	0.0000
20061	神奈川	社会医療法人財団石心会川崎幸病院	1.0718	0.0772	0.0201	0.0000
20062	神奈川	独立行政法人労働者健康安全機構関東労災病院	1.0718	0.0500	0.0239	0.0000
20063	神奈川	横浜市立市民病院	1.0718	0.0876	0.0248	0.0000
20064	新潟	新潟市民病院	1.0718	0.0870	0.0200	0.0000
20065	新潟	新潟県厚生農業協同組合連合会長岡中央綜合病院	1.0718	0.0753	0.0217	0.0000
20066	富山	富山県立中央病院	1.0718	0.1089	0.0187	0.0000
20067	富山	富山県厚生農業協同組合連合会高岡病院	1.0718	0.0888	0.0220	0.0000
20068	石川	石川県立中央病院	1.0718	0.1019	0.0240	0.0000
20069	福井	福井県立病院	1.0718	0.1107	0.0187	0.0000
20070	福井	福井県済生会病院	1.0718	0.1048	0.0158	0.0000
20071	長野	長野赤十字病院	1.0718	0.0927	0.0191	0.0000

20072	長野	長野市民病院	1.0718	0.0613	0.0220	0.0000
20073	長野	諏訪赤十字病院	1.0718	0.0771	0.0198	0.0000
20074	長野	長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院佐久医療センター	1.0718	0.0923	0.0229	0.0000
20075	岐阜	岐阜市民病院	1.0718	0.1028	0.0203	0.0000
20076	岐阜	岐阜県総合医療センター	1.0718	0.0942	0.0214	0.0000
20077	岐阜	岐阜県立多治見病院	1.0718	0.0871	0.0201	0.0000
20078	岐阜	大垣市民病院	1.0718	0.1064	0.0253	0.0000
20079	静岡	順天堂大学医学部附属静岡病院	1.0718	0.0828	0.0206	0.0000
20080	静岡	静岡県立静岡がんセンター	1.0718	0.0820	0.0002	0.0000
20081	静岡	静岡県立総合病院	1.0718	0.0935	0.0249	0.0000
20082	静岡	静岡市立静岡病院	1.0718	0.0877	0.0334	0.0000
20083	静岡	社会福祉法人聖隷福祉事業団総合病院聖隷浜松病院	1.0718	0.0976	0.0249	0.0000
20084	静岡	社会福祉法人聖隷福祉事業団総合病院聖隷三方原病院	1.0718	0.0605	0.0244	0.0000
20085	愛知	名古屋市立大学医学部附属東部医療センター	1.0718	0.0666	0.0273	0.0000
20086	愛知	日本赤十字社愛知医療センター名古屋第一病院	1.0718	0.0851	0.0223	0.0000
20087	愛知	日本赤十字社愛知医療センター名古屋第二病院	1.0718	0.0881	0.0208	0.0000
20088	愛知	独立行政法人地域医療機能推進機構中京病院	1.0718	0.0575	0.0257	0.0000
20089	愛知	豊橋市民病院	1.0718	0.0957	0.0284	0.0000
20090	愛知	岡崎市民病院	1.0718	0.0712	0.0362	0.0000
20091	愛知	一宮市立市民病院	1.0718	0.0804	0.0311	0.0000
20092	愛知	一宮西病院	1.0718	0.0977	0.0268	0.0000
20093	愛知	医療法人徳洲会名古屋徳洲会総合病院	1.0718	0.0812	0.0447	0.0000
20094	愛知	愛知県厚生農業協同組合連合会豊田厚生病院	1.0718	0.0698	0.0315	0.0000
20095	愛知	愛知県厚生農業協同組合連合会安城更生病院	1.0718	0.1155	0.0242	0.0000
20096	愛知	愛知県厚生農業協同組合連合会江南厚生病院	1.0718	0.0692	0.0262	0.0000
20097	愛知	小牧市民病院	1.0718	0.0867	0.0318	0.0000
20098	愛知	愛知県厚生農業協同組合連合会海南病院	1.0718	0.0785	0.0354	0.0000
20099	三重	市立四日市病院	1.0718	0.0846	0.0194	0.0000
20100	三重	伊勢赤十字病院	1.0718	0.0995	0.0343	0.0000
20101	滋賀	社会福祉法人恩賜財団済生会滋賀県病院	1.0718	0.1010	0.0262	0.0000
20102	京都	医療法人徳洲会宇治徳洲会病院	1.0718	0.0884	0.0563	0.0000
20103	京都	社会福祉法人京都社会事業財団京都桂病院	1.0718	0.0715	0.0199	0.0000
20104	京都	京都市立病院	1.0718	0.0574	0.0167	0.0000
20105	京都	京都第二赤十字病院	1.0718	0.0819	0.0288	0.0000
20106	京都	京都第一赤十字病院	1.0718	0.0879	0.0260	0.0000
20107	京都	独立行政法人国立病院機構京都医療センター	1.0718	0.0754	0.0228	0.0000
20108	大阪	関西電力病院	1.0718	0.0756	0.0153	0.0000
20109	大阪	泉大津急性期メディカルセンター	1.0718	0.0719	0.0280	0.0000
20110	大阪	和泉市立総合医療センター	1.0718	0.0733	0.0285	0.0000
20111	大阪	医療法人徳洲会岸和田徳洲会病院	1.0718	0.0803	0.0414	0.0000
20112	大阪	大阪赤十字病院	1.0718	0.0850	0.0225	0.0000
20113	大阪	社会医療法人大阪国際メディカル＆サイエンスセンター大阪警察病院	1.0718	0.0831	0.0190	0.0000
20114	大阪	医療法人徳洲会野崎徳洲会病院	1.0718	0.0660	0.0385	0.0000
20115	大阪	地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪急性期・総合医療センター	1.0718	0.0765	0.0233	0.0000
20116	大阪	関西医科大学総合医療センター	1.0718	0.0580	0.0203	0.0000
20117	大阪	公益財団法人田附興風会医学研究所北野病院	1.0718	0.0615	0.0254	0.0000
20118	大阪	りんくう総合医療センター	1.0718	0.0785	0.0304	0.0000
20119	大阪	医療法人徳洲会松原徳洲会病院	1.0718	0.0687	0.0417	0.0000
20120	大阪	大阪市立総合医療センター	1.0718	0.1031	0.0157	0.0000
20121	大阪	医療法人徳洲会八尾徳洲会総合病院	1.0718	0.0839	0.0464	0.0000
20122	大阪	堺市立総合医療センター	1.0718	0.0752	0.0353	0.0000
20123	大阪	地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪国際がんセンター	1.0718	0.0947	0.0020	0.0000
20124	大阪	社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会中津病院	1.0718	0.0641	0.0223	0.0000
20125	大阪	市立岸和田市民病院	1.0718	0.0588	0.0248	0.0000
20126	大阪	独立行政法人国立病院機構大阪医療センター	1.0718	0.0464	0.0194	0.0000
20127	大阪	国立研究開発法人国立循環器病研究センター	1.0718	0.0885	0.0230	0.0000
20128	兵庫	兵庫県立淡路医療センター	1.0718	0.0652	0.0287	0.0000
20129	兵庫	北播磨総合医療センター	1.0718	0.0609	0.0229	0.0000
20130	兵庫	加古川中央市民病院	1.0718	0.0664	0.0168	0.0000
20131	兵庫	独立行政法人労働者健康安全機構関西労災病院	1.0718	0.0676	0.0331	0.0000
20132	兵庫	兵庫県立尼崎総合医療センター	1.0718	0.0826	0.0250	0.0000
20133	兵庫	姫路赤十字病院	1.0718	0.0878	0.0184	0.0000
20134	兵庫	兵庫県立はりま姫路総合医療センター	1.0718	0.0798	0.0212	0.0000
20135	兵庫	神鋼記念病院	1.0718	0.0476	0.0197	0.0000
20136	兵庫	神戸市立医療センター中央市民病院	1.0718	0.1190	0.0327	0.0000

20137	兵庫	神戸市立西神戸医療センター	1.0718	0.0559	0.0286	0.0000
20138	奈良	奈良県総合医療センター	1.0718	0.1105	0.0294	0.0000
20139	奈良	公益財団法人天理よろづ相談所病院	1.0718	0.0717	0.0235	0.0000
20140	和歌山	日本赤十字社和歌山医療センター	1.0718	0.1209	0.0354	0.0000
20141	鳥取	鳥取県立中央病院	1.0718	0.1064	0.0132	0.0000
20142	岡山	公益財団法人大原記念倉敷中央医療機構倉敷中央病院	1.0718	0.1333	0.0249	0.0000
20143	岡山	津山中央病院	1.0718	0.0712	0.0328	0.0000
20144	岡山	岡山赤十字病院	1.0718	0.1108	0.0275	0.0000
20145	岡山	独立行政法人国立病院機構岡山医療センター	1.0718	0.0940	0.0140	0.0000
20146	広島	県立広島病院	1.0718	0.1044	0.0256	0.0000
20147	広島	地方独立行政法人広島市立病院機構広島市立広島市民病院	1.0718	0.0942	0.0202	0.0000
20148	広島	地方独立行政法人広島市立病院機構広島市立北部医療センター安佐市民病院	1.0718	0.0996	0.0350	0.0000
20149	広島	福山市民病院	1.0718	0.0725	0.0220	0.0000
20150	広島	独立行政法人国立病院機構呉医療センター	1.0718	0.0808	0.0176	0.0000
20151	広島	独立行政法人国立病院機構東広島医療センター	1.0718	0.0523	0.0189	0.0000
20152	徳島	徳島赤十字病院	1.0718	0.1071	0.0267	0.0000
20153	香川	高松赤十字病院	1.0718	0.1073	0.0283	0.0000
20154	香川	香川県立中央病院	1.0718	0.0823	0.0117	0.0000
20155	愛媛	松山赤十字病院	1.0718	0.1047	0.0145	0.0000
20156	愛媛	愛媛県立中央病院	1.0718	0.1048	0.0183	0.0000
20157	高知	社会医療法人近森会近森病院	1.0718	0.1001	0.0265	0.0000
20158	高知	高知県・高知市病院企業団立高知医療センター	1.0718	0.1446	0.0177	0.0000
20159	高知	高知赤十字病院	1.0718	0.0895	0.0257	0.0000
20160	福岡	福岡和白病院	1.0718	0.0760	0.0213	0.0000
20161	福岡	福岡県済生会福岡総合病院	1.0718	0.0795	0.0304	0.0000
20162	福岡	福岡赤十字病院	1.0718	0.0927	0.0242	0.0000
20163	福岡	医療法人徳洲会福岡徳洲会病院	1.0718	0.0613	0.0429	0.0000
20164	福岡	新古賀病院	1.0718	0.0700	0.0298	0.0000
20165	福岡	飯塚病院	1.0718	0.0862	0.0268	0.0000
20166	福岡	独立行政法人地域医療機能推進機構九州病院	1.0718	0.0758	0.0156	0.0000
20167	福岡	小倉記念病院	1.0718	0.0682	0.0143	0.0000
20168	福岡	独立行政法人国立病院機構九州医療センター	1.0718	0.0797	0.0151	0.0000
20169	佐賀	佐賀県医療センター好生館	1.0718	0.1008	0.0217	0.0000
20170	長崎	独立行政法人国立病院機構長崎医療センター	1.0718	0.0910	0.0222	0.0000
20171	長崎	佐世保市総合医療センター	1.0718	0.0931	0.0133	0.0000
20172	熊本	熊本赤十字病院	1.0718	0.1022	0.0257	0.0000
20173	熊本	済生会熊本病院	1.0718	0.1144	0.0466	0.0000
20174	大分	大分県立病院	1.0718	0.0771	0.0084	0.0000
20175	鹿児島	鹿児島市立病院	1.0718	0.0938	0.0179	0.0000
20176	鹿児島	独立行政法人国立病院機構鹿児島医療センター	1.0718	0.0713	0.0131	0.0000
20177	沖縄	友愛医療センター	1.0718	0.0860	0.0157	0.0000
20178	沖縄	沖縄県立南部医療センター・こども医療センター	1.0718	0.0769	0.0228	0.0000

別表第三

	都道府県	病　　院	基礎係数	機能評価係数Ⅱ	救急補正係数	激変緩和係数
30001	北海道	ＮＴＴ東日本札幌病院	1.0451	0.0773	0.0224	0.0000
30002	北海道	ＪＲ札幌病院	1.0451	0.0674	0.0242	0.0000
30003	北海道	社会医療法人北海道循環器病院	1.0451	0.0568	0.0192	0.0000
30004	北海道	社会医療法人医仁会中村記念病院	1.0451	0.0877	0.0373	0.0000
30005	北海道	ＪＡ北海道厚生連札幌厚生病院	1.0451	0.0867	0.0122	0.0000
30006	北海道	市立札幌病院	1.0451	0.1256	0.0170	0.0000
30007	北海道	札幌南三条病院	1.0451	0.0856	0.0031	0.0000
30008	削除	削除	削除	削除	削除	削除
30009	北海道	カレス記念病院	1.0451	0.0408	0.0060	0.0000
30010	北海道	社会医療法人社団愛心館愛心メモリアル病院	1.0451	0.0419	0.0297	0.0000
30011	北海道	天使病院	1.0451	0.0478	0.0093	0.0000
30012	北海道	札幌心臓血管クリニック	1.0451	0.0820	0.0463	0.0000
30013	北海道	勤医協中央病院	1.0451	0.1142	0.0173	0.0000
30014	北海道	ＫＫＲ札幌医療センター	1.0451	0.0791	0.0199	0.0000
30015	北海道	独立行政法人地域医療機能推進機構北海道病院	1.0451	0.0649	0.0154	0.0000
30016	北海道	社会医療法人柏葉会札幌柏葉会病院	1.0451	0.0871	0.0363	0.0000
30017	北海道	社会医療法人恵和会西岡病院	1.0063	0.0845	0.0034	0.0000
30018	北海道	新札幌循環器病院	1.0451	0.0535	0.0085	0.0000
30019	北海道	医療法人社団エス・エス・ジェイ札幌整形循環器病院	1.0451	0.0293	0.0102	0.0000
30020	北海道	医療法人北海道整形外科記念病院	1.0451	0.0388	0.0000	0.0000
30021	北海道	独立行政法人地域医療機能推進機構札幌北辰病院	1.0451	0.0631	0.0197	0.0000

30022	北海道	社会医療法人北楡会札幌北楡病院	1.0451	0.0992	0.0053	0.0000
30023	北海道	社会医療法人康和会札幌しらかば台病院	1.0063	0.0664	0.0136	0.0000
30024	北海道	医療法人社団明生会イムス札幌消化器中央総合病院	1.0451	0.0497	0.0282	0.0000
30025	北海道	手稲渓仁会病院	1.0451	0.1239	0.0174	0.0000
30026	北海道	北海道立子ども総合医療・療育センター	1.0451	0.0690	0.0058	0.0000
30027	北海道	社会医療法人孝仁会札幌孝仁会記念病院	1.0451	0.0768	0.0324	0.0000
30028	北海道	社会医療法人北腎会坂泌尿器科病院	1.0451	0.0396	0.0057	0.0000
30029	北海道	医療法人徳洲会札幌真駒内病院	1.0451	0.1053	0.0090	0.0000
30030	北海道	社会医療法人医翔会札幌白石記念病院	1.0451	0.1057	0.0330	0.0000
30031	北海道	医療法人徳洲会札幌徳洲会病院	1.0451	0.0741	0.0446	0.0000
30032	北海道	社会医療法人恵佑会札幌病院	1.0451	0.0821	0.0023	0.0000
30033	北海道	国家公務員共済組合連合会斗南病院	1.0451	0.0742	0.0135	0.0000
30034	北海道	社会医療法人禎心会札幌禎心会病院	1.0451	0.1032	0.0343	0.0000
30035	北海道	江別市立病院	1.0451	0.0475	0.0317	0.0000
30036	北海道	医療法人渓和会江別病院	1.0451	0.0777	0.0240	0.0000
30037	北海道	市立千歳市民病院	1.0451	0.0706	0.0364	0.0000
30038	北海道	社会医療法人北晨会恵み野病院	1.0451	0.0695	0.0376	0.0000
30039	北海道	医療法人社団我汝会えにわ病院	1.0451	0.0900	0.0045	0.0000
30040	北海道	社会医療法人即仁会北広島病院	1.0063	0.0510	0.0064	0.0000
30041	北海道	社会福祉法人函館厚生院函館五稜郭病院	1.0451	0.0963	0.0170	0.0000
30042	北海道	函館中央病院	1.0451	0.0848	0.0152	0.0000
30043	北海道	函館市医師会病院	1.0451	0.0511	0.0207	0.0000
30044	北海道	社会医療法人函館脳神経外科函館脳神経外科病院	1.0451	0.0759	0.0385	0.0000
30045	北海道	医療法人雄心会函館新都市病院	1.0451	0.0784	0.0238	0.0000
30046	北海道	市立函館病院	1.0451	0.1269	0.0234	0.0000
30047	北海道	共愛会病院	1.0451	0.0553	0.0416	0.0000
30048	北海道	社会福祉法人北海道社会事業協会小樽病院	1.0451	0.0589	0.0083	0.0000
30049	北海道	社会福祉法人恩賜財団済生会支部北海道済生会小樽病院	1.0451	0.0624	0.0145	0.0000
30050	北海道	小樽市立病院	1.0451	0.0856	0.0236	0.0000
30051	北海道	小樽掖済会病院	1.0451	0.0278	0.0079	0.0000
30052	北海道	ＪＡ北海道厚生連ニセコ羊蹄広域倶知安厚生病院	1.0451	0.0652	0.0088	0.0000
30053	北海道	社会福祉法人北海道社会事業協会余市病院	1.0451	0.1051	0.0289	0.0000
30054	北海道	市立旭川病院	1.0451	0.0768	0.0222	0.0000
30055	北海道	ＪＡ北海道厚生連旭川厚生病院	1.0451	0.1007	0.0134	0.0000
30056	北海道	医療法人社団慶友会吉田病院	1.0451	0.0505	0.0029	0.0000
30057	北海道	社会福祉法人北海道社会事業協会富良野病院	1.0451	0.0993	0.0149	0.0000
30058	北海道	名寄市立総合病院	1.0451	0.1223	0.0414	0.0000
30059	北海道	社会医療法人母恋日鋼記念病院	1.0451	0.0517	0.0069	0.0000
30060	北海道	市立室蘭総合病院	1.0451	0.0754	0.0384	0.0000
30061	北海道	社会医療法人平成醫塾苫小牧東病院	1.0451	0.1034	0.0112	0.0000
30062	北海道	王子総合病院	1.0451	0.1216	0.0190	0.0000
30063	北海道	苫小牧市立病院	1.0451	0.1023	0.0221	0.0000
30064	北海道	総合病院伊達赤十字病院	1.0451	0.0556	0.0265	0.0000
30065	北海道	総合病院釧路赤十字病院	1.0451	0.0759	0.0156	0.0000
30066	北海道	独立行政法人労働者健康安全機構釧路労災病院	1.0451	0.0850	0.0180	0.0000
30067	北海道	市立釧路総合病院	1.0451	0.1053	0.0251	0.0000
30068	北海道	社会医療法人孝仁会釧路孝仁会記念病院	1.0451	0.0817	0.0221	0.0000
30069	北海道	社会医療法人北斗北斗病院	1.0451	0.0746	0.0116	0.0000
30070	北海道	公益財団法人北海道医療団帯広第一病院	1.0451	0.0394	0.0220	0.0000
30071	北海道	社会医療法人博愛会開西病院	1.0451	0.0631	0.0046	0.0000
30072	北海道	社会福祉法人北海道社会事業協会帯広病院	1.0451	0.0769	0.0264	0.0000
30073	北海道	帯広中央病院	1.0063	0.0682	0.0027	0.0000
30074	北海道	医療法人徳洲会帯広徳洲会病院	1.0063	0.0245	0.0410	0.0000
30075	北海道	北見赤十字病院	1.0451	0.1359	0.0170	0.0000
30076	北海道	美幌町立国民健康保険病院	1.0451	0.0646	0.0059	0.0000
30077	北海道	ＪＡ北海道厚生連網走厚生病院	1.0451	0.0761	0.0193	0.0000
30078	北海道	ＪＡ北海道厚生連遠軽厚生病院	1.0451	0.0828	0.0314	0.0000
30079	北海道	独立行政法人労働者健康安全機構北海道中央労災病院	1.0451	0.0683	0.0186	0.0000
30080	北海道	岩見沢市立総合病院	1.0451	0.0797	0.0304	0.0000
30081	北海道	留萌市立病院	1.0451	0.0879	0.0186	0.0000
30082	北海道	市立稚内病院	1.0451	0.1046	0.0247	0.0000
30083	北海道	砂川市立病院	1.0451	0.1312	0.0248	0.0000
30084	北海道	深川市立病院	1.0451	0.0673	0.0133	0.0000
30085	北海道	滝川市立病院	1.0451	0.0796	0.0278	0.0000
30086	北海道	独立行政法人国立病院機構北海道がんセンター	1.0451	0.0813	0.0019	0.0000

30087	北海道	独立行政法人国立病院機構北海道医療センター	1.0451	0.0646	0.0183	0.0000
30088	北海道	独立行政法人国立病院機構函館医療センター	1.0451	0.0545	0.0206	0.0000
30089	北海道	独立行政法人国立病院機構旭川医療センター	1.0451	0.0819	0.0234	0.0000
30090	北海道	独立行政法人国立病院機構帯広病院	1.0451	0.0368	0.0233	0.0000
30091	青森	青森市民病院	1.0451	0.0863	0.0318	0.0000
30092	青森	社団法人慈恵会青森慈恵会病院	1.0451	0.0775	0.0070	0.0000
30093	青森	あおもり協立病院	1.0451	0.0512	0.0204	0.0000
30094	青森	医療法人雄心会青森新都市病院	1.0451	0.0586	0.0176	0.0000
30095	青森	鳴海病院	1.0063	0.0073	0.0020	0.0000
30096	青森	弘前中央病院	1.0451	0.0522	0.0061	0.0000
30097	青森	津軽保健生活協同組合健生病院	1.0451	0.0793	0.0362	0.0000
30098	青森	独立行政法人労働者健康安全機構青森労災病院	1.0451	0.0425	0.0111	0.0000
30099	青森	八戸赤十字病院	1.0451	0.0898	0.0289	0.0000
30100	青森	八戸平和病院	1.0451	0.0207	0.0091	0.0000
30101	青森	黒石市国民健康保険黒石病院	1.0451	0.0583	0.0290	0.0000
30102	青森	つがる西北五広域連合つがる総合病院	1.0451	0.1102	0.0419	0.0000
30103	青森	十和田市立中央病院	1.0451	0.0895	0.0322	0.0000
30104	青森	むつ総合病院	1.0451	0.1028	0.0096	0.0000
30105	青森	独立行政法人国立病院機構弘前総合医療センター	1.0451	0.1022	0.0261	0.0000
30106	岩手	盛岡友愛病院	1.0451	0.0471	0.0041	0.0000
30107	岩手	盛岡赤十字病院	1.0451	0.0826	0.0108	0.0000
30108	岩手	盛岡市立病院	1.0451	0.0504	0.0125	0.0000
30109	岩手	岩手県立宮古病院	1.0451	0.1007	0.0133	0.0000
30110	岩手	岩手県立大船渡病院	1.0451	0.1119	0.0224	0.0000
30111	岩手	岩手県立中部病院	1.0451	0.1160	0.0275	0.0000
30112	岩手	社会福祉法人恩賜財団済生会北上済生会病院	1.0451	0.0635	0.0043	0.0000
30113	岩手	岩手県立久慈病院	1.0451	0.0970	0.0245	0.0000
30114	岩手	岩手県立磐井病院	1.0451	0.1391	0.0252	0.0000
30115	岩手	岩手県立釜石病院	1.0451	0.0816	0.0147	0.0000
30116	岩手	岩手県立二戸病院	1.0451	0.0974	0.0176	0.0000
30117	岩手	岩手県立胆沢病院	1.0451	0.1222	0.0277	0.0000
30118	宮城	公益財団法人宮城厚生協会坂総合病院	1.0451	0.0672	0.0407	0.0000
30119	宮城	気仙沼市立病院	1.0451	0.0578	0.0348	0.0000
30120	宮城	公立刈田綜合病院	1.0451	0.0576	0.0268	0.0000
30121	宮城	宮城県立がんセンター	1.0451	0.0588	0.0029	0.0000
30122	宮城	総合南東北病院	1.0451	0.0468	0.0151	0.0000
30123	宮城	栗原市立栗原中央病院	1.0451	0.0661	0.0339	0.0000
30124	宮城	みやぎ県南中核病院	1.0451	0.1097	0.0396	0.0000
30125	宮城	公立黒川病院	1.0063	0.0648	0.0094	0.0000
30126	宮城	仙台厚生病院	1.0451	0.1083	0.0202	0.0000
30127	宮城	国家公務員共済組合連合会東北公済病院	1.0451	0.0613	0.0134	0.0000
30128	宮城	独立行政法人労働者健康安全機構東北労災病院	1.0451	0.0760	0.0187	0.0000
30129	宮城	ＪＲ仙台病院	1.0451	0.0382	0.0186	0.0000
30130	宮城	宮城県立こども病院	1.0451	0.0783	0.0043	0.0000
30131	宮城	医療法人財団明理会イムス明理会仙台総合病院	1.0451	0.0256	0.0232	0.0000
30132	宮城	公益財団法人仙台市医療センター仙台オープン病院	1.0451	0.0774	0.0225	0.0000
30133	宮城	中嶋病院	1.0451	0.1105	0.0271	0.0000
30134	宮城	独立行政法人地域医療機能推進機構仙台南病院	1.0451	0.0301	0.0107	0.0000
30135	宮城	仙台赤十字病院	1.0451	0.0724	0.0172	0.0000
30136	宮城	仙台市立病院	1.0451	0.1045	0.0244	0.0000
30137	宮城	医療法人松田会松田病院	1.0451	0.0935	0.0114	0.0000
30138	宮城	一般財団法人宮城県成人病予防協会附属仙台循環器病センター	1.0451	0.0301	0.0273	0.0000
30139	宮城	独立行政法人地域医療機能推進機構仙台病院	1.0451	0.0697	0.0130	0.0000
30140	宮城	医療法人徳洲会仙台徳洲会病院	1.0451	0.0613	0.0364	0.0000
30141	宮城	独立行政法人国立病院機構仙台西多賀病院	1.0063	0.0340	0.0000	0.0000
30142	秋田	社会医療法人明和会中通総合病院	1.0451	0.0634	0.0162	0.0000
30143	秋田	秋田赤十字病院	1.0451	0.1012	0.0255	0.0000
30144	秋田	秋田厚生医療センター	1.0451	0.0983	0.0227	0.0000
30145	秋田	市立秋田総合病院	1.0451	0.0803	0.0188	0.0000
30146	秋田	能代山本医師会病院	1.0451	0.0313	0.0109	0.0000
30147	秋田	能代厚生医療センター	1.0451	0.0885	0.0324	0.0000
30148	秋田	独立行政法人地域医療機能推進機構秋田病院	1.0451	0.0291	0.0195	0.0000
30149	秋田	市立横手病院	1.0451	0.0772	0.0240	0.0000
30150	秋田	平鹿総合病院	1.0451	0.1224	0.0369	0.0000
30151	秋田	大館市立総合病院	1.0451	0.0995	0.0304	0.0000
30152	秋田	本荘第一病院	1.0451	0.0292	0.0090	0.0000

30153	秋田	由利組合総合病院	1.0451	0.1034	0.0359	0.0000
30154	秋田	雄勝中央病院	1.0451	0.0715	0.0346	0.0000
30155	秋田	大曲厚生医療センター	1.0451	0.1221	0.0376	0.0000
30156	秋田	かづの厚生病院	1.0451	0.0805	0.0349	0.0000
30157	秋田	藤原記念病院	1.0451	0.0385	0.0049	0.0000
30158	秋田	北秋田市民病院	1.0451	0.0622	0.0220	0.0000
30159	山形	山形市立病院済生館	1.0451	0.0939	0.0233	0.0000
30160	山形	公立学校共済組合東北中央病院	1.0451	0.0347	0.0029	0.0000
30161	山形	社会福祉法人恩賜財団済生会山形済生病院	1.0451	0.0826	0.0118	0.0000
30162	山形	米沢市立病院	1.0451	0.0798	0.0213	0.0000
30163	山形	鶴岡市立荘内病院	1.0451	0.1090	0.0230	0.0000
30164	山形	山形県立新庄病院	1.0451	0.1176	0.0215	0.0000
30165	山形	山形県立河北病院	1.0451	0.0502	0.0299	0.0000
30166	山形	公立置賜総合病院	1.0451	0.1162	0.0243	0.0000
30167	山形	医療法人徳洲会庄内余目病院	1.0451	0.0422	0.0306	0.0000
30168	福島	福島第一病院	1.0451	0.0378	0.0072	0.0000
30169	福島	あづま脳神経外科病院	1.0063	0.1129	0.0419	0.0000
30170	福島	一般財団法人脳神経疾患研究所附属南東北福島病院	1.0451	0.0750	0.0072	0.0000
30171	福島	済生会福島総合病院	1.0451	0.0390	0.0109	0.0000
30172	福島	一般財団法人大原記念財団大原綜合病院	1.0451	0.0710	0.0182	0.0000
30173	福島	福島赤十字病院	1.0451	0.0746	0.0294	0.0000
30174	福島	竹田綜合病院	1.0451	0.1216	0.0249	0.0000
30175	福島	会津中央病院	1.0451	0.0723	0.0183	0.0000
30176	福島	公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター附属病院	1.0451	0.0922	0.0078	0.0000
30177	福島	一般財団法人太田綜合病院附属太田西ノ内病院	1.0451	0.0962	0.0136	0.0000
30178	福島	公益財団法人湯浅報恩会寿泉堂綜合病院	1.0451	0.0685	0.0226	0.0000
30179	福島	公益財団法人星総合病院	1.0451	0.0989	0.0215	0.0000
30180	福島	松村総合病院	1.0063	0.0635	0.0029	0.0000
30181	福島	独立行政法人労働者健康安全機構福島労災病院	1.0451	0.0641	0.0200	0.0000
30182	福島	公益財団法人ときわ会常磐病院	1.0451	0.0539	0.0157	0.0000
30183	福島	福島県厚生農業協同組合連合会白河厚生総合病院	1.0451	0.1179	0.0253	0.0000
30184	福島	公立岩瀬病院	1.0451	0.0526	0.0115	0.0000
30185	福島	独立行政法人地域医療機能推進機構二本松病院	1.0451	0.0455	0.0076	0.0000
30186	福島	北福島医療センター	1.0451	0.0732	0.0154	0.0000
30187	福島	公立藤田総合病院	1.0451	0.0551	0.0145	0.0000
30188	福島	福島県厚生農業協同組合連合会坂下厚生総合病院	1.0451	0.0656	0.0032	0.0000
30189	福島	福島県厚生農業協同組合連合会塙厚生病院	1.0451	0.0382	0.0179	0.0000
30190	茨城	水戸赤十字病院	1.0451	0.0536	0.0242	0.0000
30191	茨城	社会福祉法人恩賜財団済生会支部茨城県済生会水戸済生会総合病院	1.0451	0.0933	0.0203	0.0000
30192	茨城	茨城県立こども病院	1.0451	0.0861	0.0091	0.0000
30193	茨城	総合病院水戸協同病院	1.0451	0.0876	0.0382	0.0000
30194	茨城	国家公務員共済組合連合会水府病院	1.0451	0.0779	0.0319	0.0000
30195	茨城	医療法人桜丘会水戸ブレインハートセンター	1.0451	0.0672	0.0387	0.0000
30196	茨城	株式会社日立製作所日立総合病院	1.0451	0.1368	0.0305	0.0000
30197	茨城	社会医療法人愛宣会ひたち医療センター	1.0451	0.0644	0.0236	0.0000
30198	茨城	医療法人聖麗会聖麗メモリアル病院	1.0451	0.0883	0.0269	0.0000
30199	茨城	友愛記念病院	1.0451	0.0803	0.0204	0.0000
30200	茨城	古河赤十字病院	1.0451	0.0583	0.0215	0.0000
30201	茨城	医療法人徳洲会古河総合病院	1.0451	0.0516	0.0433	0.0000
30202	茨城	公益社団法人地域医療振興協会石岡第一病院	1.0451	0.0694	0.0382	0.0000
30203	茨城	茨城県西部メディカルセンター	1.0451	0.0523	0.0157	0.0000
30204	茨城	龍ケ崎済生会病院	1.0451	0.0664	0.0269	0.0000
30205	茨城	北茨城市民病院	1.0451	0.0439	0.0148	0.0000
30206	茨城	ＪＡとりで総合医療センター	1.0451	0.0980	0.0327	0.0000
30207	茨城	医療法人社団常仁会牛久愛和総合病院	1.0451	0.0619	0.0315	0.0000
30208	茨城	社会医療法人若竹会つくばセントラル病院	1.0451	0.0761	0.0349	0.0000
30209	茨城	一般財団法人筑波麓仁会筑波学園病院	1.0451	0.0580	0.0131	0.0000
30210	茨城	公益財団法人筑波メディカルセンター筑波メディカルセンター病院	1.0451	0.1056	0.0260	0.0000
30211	茨城	株式会社日立製作所ひたちなか総合病院	1.0451	0.0791	0.0240	0.0000
30212	茨城	医療法人社団愛友会勝田病院	1.0063	0.0516	0.0254	0.0000
30213	茨城	医療法人社団善仁会小山記念病院	1.0451	0.0969	0.0216	0.0000
30214	茨城	社会医療法人社団光仁会総合守谷第一病院	1.0451	0.0963	0.0272	0.0000
30215	茨城	守谷慶友病院	1.0451	0.0674	0.0204	0.0000
30216	削除	削除	削除	削除	削除	削除
30217	茨城	常陸大宮済生会病院	1.0451	0.0576	0.0322	0.0000

30218	茨城	独立行政法人国立病院機構水戸医療センター	1.0451	0.0789	0.0257	0.0000
30219	茨城	村立東海病院	1.0063	0.0917	0.0131	0.0000
30220	茨城	東京医科大学茨城医療センター	1.0451	0.0837	0.0290	0.0000
30221	茨城	茨城西南医療センター病院	1.0451	0.0876	0.0269	0.0000
30222	茨城	独立行政法人国立病院機構霞ヶ浦医療センター	1.0451	0.0454	0.0062	0.0000
30223	栃木	独立行政法人地域医療機能推進機構うつのみや病院	1.0451	0.0663	0.0212	0.0000
30224	栃木	宇都宮記念病院	1.0451	0.0671	0.0148	0.0000
30225	栃木	栃木県立がんセンター	1.0451	0.0804	0.0024	0.0000
30226	栃木	とちぎメディカルセンターしもつが	1.0451	0.0762	0.0237	0.0000
30227	栃木	佐野厚生総合病院	1.0451	0.0971	0.0276	0.0000
30228	栃木	上都賀総合病院	1.0451	0.0798	0.0223	0.0000
30229	栃木	学校法人獨協学園獨協医科大学日光医療センター	1.0451	0.0475	0.0096	0.0000
30230	栃木	新小山市民病院	1.0451	0.0976	0.0385	0.0000
30231	栃木	芳賀赤十字病院	1.0451	0.1057	0.0207	0.0000
30232	栃木	菅間記念病院	1.0451	0.0484	0.0144	0.0000
30233	栃木	石橋総合病院	1.0451	0.0625	0.0156	0.0000
30234	栃木	黒須病院	1.0451	0.0709	0.0213	0.0000
30235	栃木	日本赤十字社栃木県支部足利赤十字病院	1.0451	0.1166	0.0296	0.0000
30236	栃木	那須赤十字病院	1.0451	0.1104	0.0217	0.0000
30237	栃木	国際医療福祉大学病院	1.0451	0.0816	0.0144	0.0000
30238	栃木	独立行政法人国立病院機構栃木医療センター	1.0451	0.0754	0.0284	0.0000
30239	栃木	独立行政法人国立病院機構宇都宮病院	1.0451	0.0852	0.0310	0.0000
30240	群馬	独立行政法人地域医療機能推進機構群馬中央病院	1.0451	0.0656	0.0111	0.0000
30241	群馬	群馬県済生会前橋病院	1.0451	0.0751	0.0224	0.0000
30242	群馬	公益財団法人老年病研究所附属病院	1.0451	0.0980	0.0282	0.0000
30243	群馬	善衆会病院	1.0451	0.0723	0.0036	0.0000
30244	群馬	公益財団法人脳血管研究所美原記念病院	1.0451	0.1046	0.0502	0.0000
30245	群馬	伊勢崎市民病院	1.0451	0.1027	0.0272	0.0000
30246	群馬	沼田脳神経外科循環器科病院	1.0451	0.0651	0.0364	0.0000
30247	群馬	利根中央病院	1.0451	0.0874	0.0360	0.0000
30248	群馬	北関東循環器病院	1.0451	0.0386	0.0262	0.0000
30249	群馬	医療法人社団日高会日高病院	1.0451	0.0630	0.0246	0.0000
30250	群馬	黒沢病院	1.0451	0.0827	0.0353	0.0000
30251	群馬	公立藤岡総合病院	1.0451	0.1237	0.0335	0.0000
30252	群馬	公立富岡総合病院	1.0451	0.1089	0.0304	0.0000
30253	群馬	原町赤十字病院	1.0451	0.0631	0.0250	0.0000
30254	群馬	西吾妻福祉病院	1.0063	0.1150	0.0351	0.0000
30255	群馬	桐生厚生総合病院	1.0451	0.1010	0.0231	0.0000
30256	群馬	医療法人財団明理会イムス太田中央総合病院	1.0451	0.0497	0.0258	0.0000
30257	群馬	公立館林厚生病院	1.0451	0.0818	0.0290	0.0000
30258	群馬	医療法人社団三思会東邦病院	1.0451	0.0597	0.0233	0.0000
30259	群馬	医療法人社団東郷会恵愛堂病院	1.0451	0.0575	0.0047	0.0000
30260	群馬	群馬県立心臓血管センター	1.0451	0.0522	0.0210	0.0000
30261	群馬	群馬県立がんセンター	1.0451	0.0814	0.0055	0.0000
30262	群馬	群馬県立小児医療センター	1.0451	0.0682	0.0044	0.0000
30263	群馬	独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター	1.0451	0.1327	0.0263	0.0000
30264	群馬	独立行政法人国立病院機構渋川医療センター	1.0451	0.0780	0.0115	0.0000
30265	埼玉	独立行政法人地域医療機能推進機構埼玉メディカルセンター	1.0451	0.0659	0.0168	0.0000
30266	埼玉	医療法人社団松弘会三愛病院	1.0451	0.0614	0.0290	0.0000
30267	埼玉	社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会川口総合病院	1.0451	0.0995	0.0231	0.0000
30268	埼玉	医療法人健仁会益子病院	1.0451	0.0440	0.0108	0.0000
30269	埼玉	埼玉協同病院	1.0451	0.0863	0.0272	0.0000
30270	埼玉	医療法人社団協友会東川口病院	1.0451	0.0669	0.0199	0.0000
30271	埼玉	川口市立医療センター	1.0451	0.1181	0.0288	0.0000
30272	埼玉	川口工業総合病院	1.0451	0.0779	0.0106	0.0000
30273	埼玉	医療法人豊仁会三井病院	1.0451	0.0560	0.0209	0.0000
30274	埼玉	武蔵野総合病院	1.0451	0.0806	0.0144	0.0000
30275	埼玉	社会医療法人社団尚篤会赤心堂病院	1.0451	0.0435	0.0211	0.0000
30276	埼玉	医療法人社団誠弘会池袋病院	1.0063	0.0572	0.0115	0.0000
30277	埼玉	医療法人社団哺育会白岡中央総合病院	1.0451	0.0687	0.0399	0.0000
30278	埼玉	医療法人財団明理会春日部中央総合病院	1.0451	0.0643	0.0426	0.0000
30279	埼玉	秀和総合病院	1.0451	0.0768	0.0256	0.0000
30280	埼玉	春日部市立医療センター	1.0451	0.0668	0.0171	0.0000
30281	埼玉	医療法人慈正会丸山記念総合病院	1.0451	0.0547	0.0293	0.0000
30282	埼玉	越谷市立病院	1.0451	0.0687	0.0211	0.0000

30283	埼玉	医療法人社団協友会越谷誠和病院	1.0451	0.0615	0.0321	0.0000
30284	埼玉	医療法人道心会埼玉東部循環器病院	1.0451	0.0681	0.0207	0.0000
30285	埼玉	医療法人土屋小児病院	1.0451	0.0707	0.0005	0.0000
30286	埼玉	医療法人社団協友会八潮中央総合病院	1.0451	0.0622	0.0240	0.0000
30287	埼玉	医療法人財団健和会みさと健和病院	1.0451	0.0515	0.0326	0.0000
30288	埼玉	医療法人社団愛友会三郷中央総合病院	1.0451	0.0620	0.0222	0.0000
30289	埼玉	三愛会総合病院	1.0451	0.0643	0.0417	0.0000
30290	埼玉	医療法人社団愛友会伊奈病院	1.0451	0.0609	0.0231	0.0000
30291	埼玉	埼玉県立がんセンター	1.0451	0.1007	0.0000	0.0000
30292	埼玉	医療法人社団愛友会上尾中央総合病院	1.0451	0.1217	0.0246	0.0000
30293	埼玉	草加市立病院	1.0451	0.0770	0.0181	0.0000
30294	埼玉	医療法人社団東光会戸田中央総合病院	1.0451	0.1000	0.0306	0.0000
30295	埼玉	医療法人社団武蔵野会ＴＭＧあさか医療センター	1.0451	0.0829	0.0218	0.0000
30296	埼玉	医療法人社団明芳会イムス三芳総合病院	1.0451	0.0576	0.0369	0.0000
30297	埼玉	社会医療法人至仁会圏央所沢病院	1.0451	0.1084	0.0356	0.0000
30298	埼玉	所沢美原総合病院	1.0451	0.0947	0.0463	0.0000
30299	埼玉	医療法人財団明理会イムス富士見総合病院	1.0451	0.0950	0.0341	0.0000
30300	埼玉	埼玉慈恵病院	1.0451	0.0686	0.0156	0.0000
30301	埼玉	社会医療法人熊谷総合病院	1.0451	0.0818	0.0313	0.0000
30302	埼玉	埼玉県立循環器・呼吸器病センター	1.0451	0.0899	0.0242	0.0000
30303	埼玉	小川赤十字病院	1.0451	0.0741	0.0167	0.0000
30304	埼玉	医療法人埼玉成恵会病院	1.0451	0.0681	0.0145	0.0000
30305	埼玉	社会医療法人壮幸会行田総合病院	1.0451	0.0821	0.0303	0.0000
30306	埼玉	社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会加須病院	1.0451	0.0911	0.0359	0.0000
30307	埼玉	医療法人徳洲会羽生総合病院	1.0451	0.0742	0.0448	0.0000
30308	埼玉	深谷赤十字病院	1.0451	0.1119	0.0252	0.0000
30309	埼玉	医療法人徳洲会皆野病院	1.0451	0.0968	0.0430	0.0000
30310	埼玉	秩父市立病院	1.0451	0.0756	0.0304	0.0000
30311	埼玉	医療法人社団武蔵野会新座志木中央総合病院	1.0451	0.0783	0.0329	0.0000
30312	埼玉	学校法人北里研究所北里大学メディカルセンター	1.0451	0.0734	0.0274	0.0000
30313	埼玉	蓮田病院	1.0451	0.0394	0.0135	0.0000
30314	埼玉	社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス東埼玉総合病院	1.0451	0.0549	0.0198	0.0000
30315	埼玉	医療法人関越病院	1.0451	0.0780	0.0274	0.0000
30316	埼玉	医療法人社団協友会吉川中央総合病院	1.0451	0.0511	0.0346	0.0000
30317	埼玉	さいたま市立病院	1.0451	0.1257	0.0269	0.0000
30318	埼玉	社会医療法人さいたま市民医療センターさいたま市民医療センター	1.0451	0.0848	0.0247	0.0000
30319	埼玉	医療法人社団協友会彩の国東大宮メディカルセンター	1.0451	0.0775	0.0295	0.0000
30320	埼玉	独立行政法人地域医療機能推進機構さいたま北部医療センター	1.0451	0.0637	0.0192	0.0000
30321	埼玉	埼玉県立小児医療センター	1.0451	0.0834	0.0050	0.0000
30322	埼玉	独立行政法人国立病院機構埼玉病院	1.0451	0.1044	0.0165	0.0000
30323	埼玉	独立行政法人国立病院機構西埼玉中央病院	1.0451	0.0473	0.0111	0.0000
30324	千葉	医療法人社団普照会井上記念病院	1.0451	0.0598	0.0106	0.0000
30325	千葉	独立行政法人地域医療機能推進機構千葉病院	1.0451	0.0773	0.0219	0.0000
30326	千葉	千葉市立海浜病院	1.0451	0.0838	0.0221	0.0000
30327	千葉	千葉県こども病院	1.0451	0.0705	0.0105	0.0000
30328	千葉	医療法人社団翠明会山王病院	1.0451	0.0519	0.0062	0.0000
30329	千葉	医療法人社団誠馨会千葉中央メディカルセンター	1.0451	0.0709	0.0210	0.0000
30330	千葉	社会医療法人社団健脳会千葉脳神経外科病院	1.0451	0.0991	0.0353	0.0000
30331	千葉	医療法人社団創進会みつわ台総合病院	1.0451	0.0681	0.0299	0.0000
30332	千葉	千葉市立青葉病院	1.0451	0.0907	0.0297	0.0000
30333	千葉	医療法人社団誠仁会みはま病院	1.0451	0.0337	0.0095	0.0000
30334	千葉	医療法人社団淳英会おゆみの中央病院	1.0451	0.0710	0.0105	0.0000
30335	千葉	医療法人社団誠馨会千葉メディカルセンター	1.0451	0.0756	0.0307	0.0000
30336	千葉	医療法人社団保健会谷津保健病院	1.0451	0.0578	0.0252	0.0000
30337	千葉	医療法人社団愛友会津田沼中央総合病院	1.0451	0.0665	0.0302	0.0000
30338	千葉	社会福祉法人恩賜財団済生会支部千葉県済生会千葉県済生会習志野病院	1.0451	0.0727	0.0236	0.0000
30339	千葉	東京女子医科大学附属八千代医療センター	1.0451	0.0925	0.0151	0.0000
30340	千葉	独立行政法人労働者健康安全機構千葉労災病院	1.0451	0.1100	0.0293	0.0000
30341	千葉	千葉県循環器病センター	1.0451	0.0535	0.0196	0.0000
30342	千葉	帝京大学ちば総合医療センター	1.0451	0.0788	0.0172	0.0000
30343	千葉	東千葉メディカルセンター	1.0451	0.0758	0.0300	0.0000
30344	千葉	国保直営総合病院君津中央病院	1.0451	0.1371	0.0265	0.0000
30345	千葉	公益社団法人地域医療振興協会東京ベイ・浦安市川医療センター	1.0451	0.1007	0.0282	0.0000
30346	千葉	キッコーマン総合病院	1.0451	0.0427	0.0214	0.0000

30347	千葉	医療法人徳洲会野田総合病院	1.0451	0.0584	0.0119	0.0000
30348	千葉	医療法人社団誠高会おおたかの森病院	1.0451	0.0626	0.0261	0.0000
30349	千葉	医療法人社団協友会柏厚生総合病院	1.0451	0.0655	0.0298	0.0000
30350	千葉	社会医療法人社団蛍水会名戸ヶ谷病院	1.0451	0.0808	0.0305	0.0000
30351	千葉	医療法人社団協友会千葉愛友会記念病院	1.0451	0.0440	0.0286	0.0000
30352	千葉	医療法人財団東京勤労者医療会東葛病院	1.0451	0.0546	0.0290	0.0000
30353	千葉	医療法人財団明理会新松戸中央総合病院	1.0451	0.0874	0.0299	0.0000
30354	千葉	医療法人財団松圃会東葛クリニック病院	1.0063	0.0314	0.0000	0.0000
30355	千葉	医療法人社団誠馨会新東京病院	1.0451	0.0899	0.0189	0.0000
30356	千葉	松戸市立総合医療センター	1.0451	0.1077	0.0190	0.0000
30357	千葉	医療法人社団創造会平和台病院	1.0451	0.0591	0.0283	0.0000
30358	千葉	医療法人社団聖仁会我孫子聖仁会病院	1.0063	0.0680	0.0079	0.0000
30359	千葉	医療法人徳洲会鎌ケ谷総合病院	1.0451	0.0656	0.0441	0.0000
30360	千葉	東京歯科大学市川総合病院	1.0451	0.0860	0.0242	0.0000
30361	千葉	医療法人財団明理会行徳総合病院	1.0451	0.0650	0.0437	0.0000
30362	千葉	独立行政法人地域医療機能推進機構船橋中央病院	1.0451	0.0711	0.0169	0.0000
30363	千葉	社会医療法人社団千葉県勤労者医療協会船橋二和病院	1.0451	0.0634	0.0149	0.0000
30364	千葉	医療法人社団誠馨会セコメディック病院	1.0451	0.0792	0.0265	0.0000
30365	千葉	医療法人社団紺整会船橋整形外科病院	1.0451	0.0994	0.0004	0.0000
30366	千葉	医療法人社団協友会船橋総合病院	1.0451	0.0590	0.0274	0.0000
30367	千葉	医療法人徳洲会千葉徳洲会病院	1.0451	0.0634	0.0405	0.0000
30368	千葉	医療法人ＳＨＩＯＤＡ塩田記念病院	1.0451	0.0539	0.0263	0.0000
30369	千葉	社会福祉法人太陽会安房地域医療センター	1.0451	0.0557	0.0239	0.0000
30370	千葉	日本医科大学千葉北総病院	1.0451	0.0986	0.0286	0.0000
30371	千葉	社会福祉法人聖隷福祉事業団聖隷佐倉市民病院	1.0451	0.0565	0.0168	0.0000
30372	千葉	医療法人徳洲会四街道徳洲会病院	1.0451	0.0527	0.0303	0.0000
30373	千葉	医療法人社団東光会北総白井病院	1.0063	0.0693	0.0282	0.0000
30374	千葉	医療法人徳洲会成田富里徳洲会病院	1.0451	0.0684	0.0373	0.0000
30375	千葉	千葉県立佐原病院	1.0451	0.0718	0.0327	0.0000
30376	千葉	さんむ医療センター	1.0451	0.0746	0.0239	0.0000
30377	千葉	独立行政法人国立病院機構千葉医療センター	1.0451	0.0673	0.0221	0.0000
30378	千葉	国立健康危機管理研究機構国立国府台医療センター	1.0451	0.0508	0.0241	0.0000
30379	東京	公益社団法人東京都教職員互助会三楽病院	1.0451	0.0341	0.0065	0.0000
30380	東京	日本大学病院	1.0451	0.0788	0.0172	0.0000
30381	東京	独立行政法人地域医療機能推進機構東京高輪病院	1.0451	0.0495	0.0240	0.0000
30382	東京	東京都済生会中央病院	1.0451	0.1042	0.0351	0.0000
30383	東京	国際医療福祉大学三田病院	1.0451	0.0561	0.0047	0.0000
30384	東京	北里大学北里研究所病院	1.0451	0.0678	0.0227	0.0000
30385	東京	社会福祉法人聖母会聖母病院	1.0451	0.0426	0.0117	0.0000
30386	東京	独立行政法人地域医療機能推進機構東京新宿メディカルセンター	1.0451	0.0782	0.0288	0.0000
30387	東京	独立行政法人地域医療機能推進機構東京山手メディカルセンター	1.0451	0.0692	0.0284	0.0000
30388	東京	医療法人社団大坪会東都文京病院	1.0451	0.0381	0.0080	0.0000
30389	東京	公益財団法人ライフ・エクステンション研究所付属永寿総合病院	1.0451	0.0902	0.0252	0.0000
30390	東京	医療法人社団哺育会浅草病院	1.0451	0.0531	0.0190	0.0000
30391	東京	社会福祉法人賛育会賛育会病院	1.0451	0.0832	0.0159	0.0000
30392	東京	同愛記念病院	1.0451	0.0812	0.0200	0.0000
30393	東京	医療法人伯鳳会東京曳舟病院	1.0451	0.0660	0.0366	0.0000
30394	東京	地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立墨東病院	1.0451	0.1288	0.0254	0.0000
30395	東京	社会医療法人社団順江会江東病院	1.0451	0.0587	0.0194	0.0000
30396	東京	社会福祉法人あそか会あそか病院	1.0451	0.0419	0.0120	0.0000
30397	東京	独立行政法人地域医療機能推進機構東京城東病院	1.0451	0.0416	0.0166	0.0000
30398	東京	医療法人社団青藍会鈴木病院	1.0063	0.0615	0.0161	0.0000
30399	東京	医療法人社団藤﨑病院	1.0451	0.0419	0.0261	0.0000
30400	東京	順天堂大学医学部附属順天堂東京江東高齢者医療センター	1.0451	0.0446	0.0199	0.0000
30401	東京	昭和医科大学江東豊洲病院	1.0451	0.0897	0.0217	0.0000
30402	東京	公益財団法人河野臨牀医学研究所附属第三北品川病院	1.0451	0.0537	0.0108	0.0000
30403	東京	昭和医科大学病院附属東病院	1.0451	0.0224	0.0010	0.0000
30404	東京	社会医療法人社団東京巨樹の会東京品川病院	1.0451	0.0942	0.0319	0.0000
30405	東京	国家公務員共済組合連合会東京共済病院	1.0451	0.0687	0.0285	0.0000
30406	東京	国家公務員共済組合連合会三宿病院	1.0451	0.0778	0.0253	0.0000
30407	東京	総合病院厚生中央病院	1.0451	0.0451	0.0164	0.0000
30408	東京	東邦大学医療センター大橋病院	1.0451	0.0968	0.0226	0.0000
30409	東京	医療法人横浜未来ヘルスケアシステム大田池上病院	1.0451	0.0930	0.0390	0.0000
30410	東京	東京労災病院	1.0451	0.0588	0.0355	0.0000
30411	東京	日本赤十字社東京都支部大森赤十字病院	1.0451	0.0830	0.0339	0.0000

30412	東京	独立行政法人地域医療機能推進機構東京蒲田医療センター	1.0451	0.0377	0.0187	0.0000
30413	東京	医療法人社団七仁会田園調布中央病院	1.0451	0.0525	0.0308	0.0000
30414	東京	大田病院	1.0451	0.0434	0.0226	0.0000
30415	東京	医療法人社団松和会池上総合病院	1.0451	0.0789	0.0241	0.0000
30416	東京	東急株式会社東急病院	1.0451	0.0443	0.0263	0.0000
30417	東京	公益財団法人日産厚生会玉川病院	1.0451	0.0827	0.0244	0.0000
30418	東京	公立学校共済組合関東中央病院	1.0451	0.0830	0.0392	0.0000
30419	東京	社会福祉法人康和会久我山病院	1.0451	0.0493	0.0176	0.0000
30420	東京	医療法人横浜未来ヘルスケアシステム奥沢病院	1.0063	0.0537	0.0399	0.0000
30421	東京	ＪＲ東京総合病院	1.0451	0.0794	0.0192	0.0000
30422	東京	伊藤病院	1.0451	0.0485	0.0002	0.0000
30423	東京	東京医療生活協同組合新渡戸記念中野総合病院	1.0451	0.0693	0.0445	0.0000
30424	東京	一般財団法人自警会東京警察病院	1.0451	0.0916	0.0231	0.0000
30425	東京	医療法人財団健貢会総合東京病院	1.0451	0.0783	0.0223	0.0000
30426	東京	河北総合病院	1.0451	0.0807	0.0284	0.0000
30427	東京	医療法人財団荻窪病院	1.0451	0.0643	0.0284	0.0000
30428	東京	医療法人財団アドベンチスト会東京衛生アドベンチスト病院	1.0451	0.0527	0.0141	0.0000
30429	東京	ニューハート・ワタナベ国際病院	1.0451	0.0991	0.0018	0.0000
30430	東京	杏林大学医学部付属杉並病院	1.0451	0.0687	0.0259	0.0000
30431	東京	地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立大塚病院	1.0451	0.0710	0.0242	0.0000
30432	東京	公益社団法人地域医療振興協会東京北医療センター	1.0451	0.0904	0.0342	0.0000
30433	東京	医療法人財団明理会明理会中央総合病院	1.0451	0.0726	0.0268	0.0000
30434	東京	医療法人社団明芳会板橋中央総合病院	1.0451	0.1030	0.0315	0.0000
30435	東京	医療法人社団明芳会イムス記念病院	1.0451	0.0341	0.0184	0.0000
30436	東京	東京都健康長寿医療センター	1.0451	0.0853	0.0214	0.0000
30437	東京	医療法人財団明理会明理会東京大和病院	1.0451	0.0733	0.0045	0.0000
30438	東京	医療法人社団明芳会高島平中央総合病院	1.0451	0.0687	0.0352	0.0000
30439	東京	地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立豊島病院	1.0451	0.0733	0.0269	0.0000
30440	東京	順天堂大学医学部附属練馬病院	1.0451	0.0929	0.0178	0.0000
30441	東京	公益財団法人東京都医療保健協会練馬総合病院	1.0451	0.0597	0.0233	0.0000
30442	東京	公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院	1.0451	0.0893	0.0351	0.0000
30443	東京	博慈会記念総合病院	1.0451	0.0622	0.0296	0.0000
30444	東京	社会医療法人社団慈生会等潤病院	1.0451	0.0374	0.0734	0.0000
30445	東京	医療法人社団けいせい会東京北部病院	1.0451	0.0640	0.0137	0.0000
30446	東京	医療法人社団苑田会苑田第一病院	1.0451	0.0931	0.0467	0.0000
30447	東京	綾瀬循環器病院	1.0451	0.1021	0.0317	0.0000
30448	東京	東京女子医科大学附属足立医療センター	1.0451	0.0968	0.0216	0.0000
30449	東京	東京慈恵会医科大学葛飾医療センター	1.0451	0.0868	0.0265	0.0000
30450	東京	社会医療法人社団正志会平成立石病院	1.0451	0.0786	0.0303	0.0000
30451	東京	医療法人社団明芳会イムス葛飾ハートセンター	1.0451	0.0994	0.0229	0.0000
30452	東京	医療法人社団明芳会イムス東京葛飾総合病院	1.0451	0.0684	0.0420	0.0000
30453	東京	東京かつしか赤十字母子医療センター	1.0451	0.0336	0.0050	0.0000
30454	東京	地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立東部地域病院	1.0451	0.0695	0.0223	0.0000
30455	東京	社会福祉法人仁生社江戸川病院	1.0451	0.0983	0.0142	0.0000
30456	東京	医療法人社団同愛会病院	1.0451	0.0376	0.0192	0.0000
30457	東京	医療法人社団昌医会葛西昌医会病院	1.0451	0.0635	0.0336	0.0000
30458	東京	日本私立学校振興・共済事業団東京臨海病院	1.0451	0.0876	0.0248	0.0000
30459	東京	社会医療法人社団森山医会森山記念病院	1.0451	0.0874	0.0403	0.0000
30460	東京	公益財団法人結核予防会新山手病院	1.0451	0.0620	0.0211	0.0000
30461	東京	地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立多摩北部医療センター	1.0451	0.0747	0.0203	0.0000
30462	東京	医療法人社団仁成会高木病院	1.0451	0.0589	0.0209	0.0000
30463	東京	東海大学医学部付属八王子病院	1.0451	0.1089	0.0206	0.0000
30464	東京	医療法人社団永生会南多摩病院	1.0451	0.0647	0.0447	0.0000
30465	東京	医療法人社団東光会八王子山王病院	1.0451	0.0910	0.0137	0.0000
30466	東京	国家公務員共済組合連合会立川病院	1.0451	0.1065	0.0224	0.0000
30467	東京	立川相互病院	1.0451	0.0882	0.0301	0.0000
30468	東京	町田市民病院	1.0451	0.0831	0.0139	0.0000
30469	東京	社会医療法人社団正志会南町田病院	1.0451	0.0725	0.0275	0.0000
30470	削除	削除	削除	削除	削除	削除
30471	東京	日野市立病院	1.0451	0.0525	0.0287	0.0000
30472	東京	医療法人財団慈生会野村病院	1.0451	0.0513	0.0080	0.0000
30473	東京	医療法人社団永寿会三鷹中央病院	1.0451	0.0656	0.0159	0.0000
30474	東京	府中恵仁会病院	1.0451	0.0654	0.0274	0.0000
30475	東京	公益財団法人榊原記念財団附属榊原記念病院	1.0451	0.0799	0.0102	0.0000
30476	東京	地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立小児総合医療センター	1.0451	0.0929	0.0125	0.0000
30477	東京	医療法人社団時正会佐々総合病院	1.0451	0.0891	0.0505	0.0000

30478	東京	医療法人社団東光会西東京中央総合病院	1.0451	0.0636	0.0337	0.0000
30479	東京	社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会昭島病院	1.0451	0.0722	0.0125	0.0000
30480	東京	医療法人徳洲会東京西徳洲会病院	1.0451	0.0752	0.0481	0.0000
30481	東京	医療法人社団武蔵野会一橋病院	1.0451	0.0741	0.0247	0.0000
30482	東京	公立福生病院	1.0451	0.0648	0.0250	0.0000
30483	東京	東京慈恵会医科大学附属第三病院	1.0451	0.0861	0.0197	0.0000
30484	東京	社会医療法人財団大和会東大和病院	1.0451	0.0790	0.0353	0.0000
30485	東京	公益財団法人結核予防会複十字病院	1.0451	0.0537	0.0143	0.0000
30486	東京	社会医療法人財団大和会武蔵村山病院	1.0451	0.0541	0.0284	0.0000
30487	東京	日本医科大学多摩永山病院	1.0451	0.0795	0.0278	0.0000
30488	東京	地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立多摩南部地域病院	1.0451	0.0649	0.0176	0.0000
30489	東京	稲城市立病院	1.0451	0.0518	0.0166	0.0000
30490	東京	公立阿伎留医療センター	1.0451	0.0833	0.0245	0.0000
30491	東京	医療法人徳洲会武蔵野徳洲会病院	1.0451	0.0607	0.0469	0.0000
30492	東京	医療法人社団下田緑眞会世田谷北部病院	1.0063	0.0917	0.0352	0.0000
30493	東京	社会医療法人財団仁医会牧田総合病院	1.0451	0.0765	0.0257	0.0000
30494	東京	地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立荏原病院	1.0451	0.0704	0.0343	0.0000
30495	東京	地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立大久保病院	1.0451	0.0667	0.0221	0.0000
30496	東京	地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立広尾病院	1.0451	0.0780	0.0240	0.0000
30497	東京	国立研究開発法人国立成育医療研究センター	1.0451	0.0839	0.0017	0.0000
30498	東京	独立行政法人国立病院機構災害医療センター	1.0451	0.1099	0.0334	0.0000
30499	東京	独立行政法人国立病院機構村山医療センター	1.0451	0.0481	0.0062	0.0000
30500	東京	独立行政法人国立病院機構東京病院	1.0451	0.0495	0.0283	0.0000
30501	東京	東京逓信病院	1.0451	0.0673	0.0206	0.0000
30502	神奈川	汐田総合病院	1.0451	0.0799	0.0467	0.0000
30503	神奈川	社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会神奈川県病院	1.0451	0.0455	0.0185	0.0000
30504	神奈川	一般財団法人神奈川県警友会けいゆう病院	1.0451	0.0724	0.0243	0.0000
30505	神奈川	独立行政法人地域医療機能推進機構横浜中央病院	1.0451	0.0483	0.0157	0.0000
30506	神奈川	神奈川県立こども医療センター	1.0451	0.0969	0.0048	0.0000
30507	神奈川	横浜保土ケ谷中央病院	1.0451	0.0415	0.0189	0.0000
30508	神奈川	医療法人社団明芳会イムス横浜狩場脳神経外科病院	1.0451	0.0638	0.0253	0.0000
30509	神奈川	聖隷横浜病院	1.0451	0.0635	0.0106	0.0000
30510	神奈川	磯子中央病院	1.0451	0.0707	0.0234	0.0000
30511	神奈川	医療法人社団協友会金沢文庫病院	1.0451	0.0629	0.0136	0.0000
30512	神奈川	神奈川県立循環器呼吸器病センター	1.0451	0.1129	0.0061	0.0000
30513	神奈川	独立行政法人労働者健康安全機構横浜労災病院	1.0451	0.0972	0.0226	0.0000
30514	神奈川	菊名記念病院	1.0451	0.0753	0.0417	0.0000
30515	神奈川	医療法人横浜未来ヘルスケアシステム戸塚共立第１病院	1.0451	0.0562	0.0458	0.0000
30516	神奈川	医療法人横浜未来ヘルスケアシステム戸塚共立第２病院	1.0451	0.0810	0.0221	0.0000
30517	神奈川	西横浜国際総合病院	1.0451	0.0541	0.0242	0.0000
30518	神奈川	医療法人財団明理会東戸塚記念病院	1.0451	0.0689	0.0412	0.0000
30519	神奈川	医療法人徳洲会葉山ハートセンター	1.0451	0.0560	0.0331	0.0000
30520	神奈川	医療法人徳洲会湘南大磯病院	1.0451	0.0473	0.0330	0.0000
30521	神奈川	神奈川県立足柄上病院	1.0451	0.0627	0.0365	0.0000
30522	神奈川	社会福祉法人日本医療伝道会衣笠病院	1.0451	0.0179	0.0188	0.0000
30523	神奈川	横須賀市立市民病院	1.0451	0.0714	0.0260	0.0000
30524	神奈川	横須賀市立総合医療センター	1.0451	0.0978	0.0217	0.0000
30525	神奈川	医療法人横浜未来ヘルスケアシステムよこすか浦賀病院	1.0451	0.0486	0.0175	0.0000
30526	神奈川	平塚市民病院	1.0451	0.1238	0.0311	0.0000
30527	神奈川	大船中央病院	1.0451	0.0623	0.0174	0.0000
30528	神奈川	一般財団法人同友会藤沢湘南台病院	1.0451	0.0571	0.0174	0.0000
30529	神奈川	医療法人徳洲会湘南藤沢徳洲会病院	1.0451	0.0952	0.0490	0.0000
30530	神奈川	小田原市立病院	1.0451	0.1221	0.0322	0.0000
30531	神奈川	医療法人尽誠会山近記念総合病院	1.0451	0.0389	0.0106	0.0000
30532	神奈川	茅ヶ崎市立病院	1.0451	0.0911	0.0304	0.0000
30533	神奈川	湘南東部総合病院	1.0451	0.0710	0.0245	0.0000
30534	神奈川	医療法人徳洲会茅ヶ崎徳洲会病院	1.0451	0.0370	0.0283	0.0000
30535	神奈川	医療法人社団相和会渕野辺総合病院	1.0451	0.0412	0.0157	0.0000
30536	神奈川	独立行政法人地域医療機能推進機構相模野病院	1.0451	0.0619	0.0150	0.0000
30537	神奈川	相模原赤十字病院	1.0451	0.0732	0.0311	0.0000
30538	神奈川	神奈川県厚生農業協同組合連合会相模原協同病院	1.0451	0.1124	0.0311	0.0000
30539	神奈川	秦野赤十字病院	1.0451	0.0714	0.0377	0.0000
30540	神奈川	東名厚木病院	1.0451	0.0830	0.0219	0.0000
30541	神奈川	厚木市立病院	1.0451	0.0808	0.0245	0.0000
30542	神奈川	医療法人徳洲会湘南厚木病院	1.0451	0.0548	0.0280	0.0000
30543	神奈川	大和市立病院	1.0451	0.0807	0.0209	0.0000

30544	神奈川	医療法人徳洲会大和徳洲会病院	1.0451	0.0639	0.0424	0.0000
30545	神奈川	医療法人社団哺育会桜ヶ丘中央病院	1.0451	0.0758	0.0240	0.0000
30546	神奈川	社会医療法人三栄会中央林間病院	1.0451	0.1196	0.0258	0.0000
30547	神奈川	社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会横浜市南部病院	1.0451	0.1003	0.0365	0.0000
30548	神奈川	医療法人社団仁明会秋山脳神経外科病院	1.0063	0.0809	0.0147	0.0000
30549	神奈川	医療法人社団明芳会横浜旭中央総合病院	1.0451	0.0840	0.0442	0.0000
30550	神奈川	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	1.0451	0.0845	0.0161	0.0000
30551	神奈川	医療法人社団恵生会上白根病院	1.0451	0.0722	0.0302	0.0000
30552	神奈川	神奈川県立がんセンター	1.0451	0.1340	0.0036	0.0000
30553	神奈川	医療法人社団武蔵野会牧野記念病院	1.0451	0.0947	0.0386	0.0000
30554	神奈川	医療法人社団三喜会横浜新緑総合病院	1.0451	0.0739	0.0274	0.0000
30555	神奈川	国家公務員共済組合連合会横浜栄共済病院	1.0451	0.0896	0.0307	0.0000
30556	神奈川	ゆめが丘総合病院	1.0451	0.0789	0.0265	0.0000
30557	神奈川	社会福祉法人親善福祉協会国際親善総合病院	1.0451	0.0659	0.0356	0.0000
30558	神奈川	医療法人横浜未来ヘルスケアシステム戸塚共立いずみ野病院	1.0063	0.0884	0.0341	0.0000
30559	神奈川	医療法人社団明芳会横浜新都市脳神経外科病院	1.0451	0.0894	0.0438	0.0000
30560	神奈川	医療法人社団緑成会横浜総合病院	1.0451	0.0695	0.0305	0.0000
30561	神奈川	医療法人社団一成会たちばな台病院	1.0451	0.0523	0.0111	0.0000
30562	神奈川	昭和医科大学横浜市北部病院	1.0451	0.1020	0.0143	0.0000
30563	神奈川	神奈川県厚生農業協同組合連合会伊勢原協同病院	1.0451	0.0840	0.0213	0.0000
30564	神奈川	医療法人興生会相模台病院	1.0451	0.0264	0.0079	0.0000
30565	神奈川	社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス座間総合病院	1.0451	0.0670	0.0150	0.0000
30566	神奈川	社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス海老名総合病院	1.0451	0.1022	0.0258	0.0000
30567	神奈川	川崎市立川崎病院	1.0451	0.1158	0.0200	0.0000
30568	神奈川	医療法人愛仁会太田総合病院	1.0451	0.0413	0.0127	0.0000
30569	神奈川	医療法人誠医会宮川病院	1.0451	0.0539	0.0219	0.0000
30570	神奈川	川崎医療生活協同組合川崎協同病院	1.0451	0.0609	0.0440	0.0000
30571	神奈川	医療法人社団慶友会第一病院	1.0451	0.0489	0.0116	0.0000
30572	神奈川	日本鋼管病院	1.0451	0.0744	0.0158	0.0000
30573	神奈川	川崎市立井田病院	1.0451	0.0704	0.0239	0.0000
30574	神奈川	日本医科大学武蔵小杉病院	1.0451	0.0902	0.0231	0.0000
30575	神奈川	医療法人社団亮正会総合高津中央病院	1.0451	0.0693	0.0176	0.0000
30576	神奈川	国家公務員共済組合連合会虎の門病院分院	1.0451	0.1167	0.0205	0.0000
30577	神奈川	帝京大学医学部附属溝口病院	1.0451	0.0790	0.0146	0.0000
30578	神奈川	川崎市立多摩病院	1.0451	0.0707	0.0272	0.0000
30579	神奈川	医療法人社団三成会新百合ヶ丘総合病院	1.0451	0.1036	0.0183	0.0000
30580	神奈川	横浜市立脳卒中・神経脊椎センター	1.0451	0.1012	0.0272	0.0000
30581	神奈川	横浜市立みなと赤十字病院	1.0451	0.1149	0.0266	0.0000
30582	神奈川	独立行政法人国立病院機構横浜医療センター	1.0451	0.1118	0.0303	0.0000
30583	神奈川	独立行政法人国立病院機構相模原病院	1.0451	0.0795	0.0236	0.0000
30584	新潟	新潟中央病院	1.0451	0.0715	0.0048	0.0000
30585	新潟	新潟県立がんセンター新潟病院	1.0451	0.0833	0.0028	0.0000
30586	新潟	社会福祉法人恩賜財団済生会新潟病院	1.0451	0.1019	0.0234	0.0000
30587	新潟	社会医療法人桑名恵風会桑名病院	1.0451	0.0813	0.0412	0.0000
30588	新潟	新潟臨港病院	1.0451	0.0467	0.0089	0.0000
30589	新潟	新潟白根総合病院	1.0451	0.0550	0.0276	0.0000
30590	新潟	厚生連豊栄病院	1.0063	0.0320	0.0194	0.0000
30591	新潟	医療法人愛仁会亀田第一病院	1.0451	0.0687	0.0139	0.0000
30592	新潟	社会福祉法人新潟市社会事業協会信楽園病院	1.0451	0.0461	0.0155	0.0000
30593	新潟	猫山宮尾病院	1.0451	0.0714	0.0077	0.0000
30594	新潟	新潟県厚生農業協同組合連合会新潟医療センター	1.0451	0.0785	0.0428	0.0000
30595	新潟	新潟医療生活協同組合木戸病院	1.0451	0.0542	0.0164	0.0000
30596	新潟	下越病院	1.0451	0.0636	0.0234	0.0000
30597	新潟	新潟南病院	1.0451	0.0631	0.0112	0.0000
30598	新潟	長岡赤十字病院	1.0451	0.1450	0.0197	0.0000
30599	新潟	立川綜合病院	1.0451	0.0788	0.0142	0.0000
30600	新潟	独立行政法人労働者健康安全機構新潟労災病院	1.0451	0.0809	0.0100	0.0000
30601	新潟	新潟県立中央病院	1.0451	0.1345	0.0191	0.0000
30602	新潟	新潟県厚生農業協同組合連合会上越総合病院	1.0451	0.0772	0.0313	0.0000
30603	新潟	済生会三条病院	1.0451	0.0470	0.0160	0.0000
30604	新潟	富永草野病院	1.0451	0.0522	0.0018	0.0000
30605	新潟	新潟県厚生農業協同組合連合会柏崎総合医療センター	1.0451	0.0708	0.0322	0.0000
30606	新潟	新潟県立新発田病院	1.0451	0.1455	0.0241	0.0000
30607	新潟	新潟県厚生農業協同組合連合会小千谷総合病院	1.0451	0.0620	0.0296	0.0000
30608	新潟	新潟県立十日町病院	1.0451	0.0652	0.0279	0.0000
30609	新潟	村上総合病院	1.0451	0.0609	0.0284	0.0000

30610	新潟	社会福祉法人恩賜財団済生会新潟県央基幹病院	1.0451	0.0945	0.0294	0.0000
30611	新潟	厚生連糸魚川総合病院	1.0451	0.0663	0.0254	0.0000
30612	新潟	五泉中央病院	1.0451	0.0233	0.0127	0.0000
30613	新潟	新潟県厚生農業協同組合連合会佐渡総合病院	1.0451	0.1246	0.0344	0.0000
30614	新潟	新潟県地域医療推進機構魚沼基幹病院	1.0451	0.1117	0.0199	0.0000
30615	新潟	南魚沼市民病院	1.0451	0.0721	0.0167	0.0000
30616	富山	富山市立富山市民病院	1.0451	0.1072	0.0256	0.0000
30617	富山	富山赤十字病院	1.0451	0.1047	0.0210	0.0000
30618	富山	富山県済生会富山病院	1.0451	0.0732	0.0306	0.0000
30619	富山	西能病院	1.0063	0.1094	0.0001	0.0000
30620	富山	富山西総合病院	1.0451	0.0457	0.0143	0.0000
30621	富山	高岡市民病院	1.0451	0.0761	0.0196	0.0000
30622	富山	独立行政法人地域医療機能推進機構高岡ふしき病院	1.0063	0.0231	0.0053	0.0000
30623	富山	富山県済生会高岡病院	1.0451	0.0684	0.0162	0.0000
30624	富山	医療法人社団整志会沢田記念高岡整志会病院	1.0451	0.0748	0.0001	0.0000
30625	富山	独立行政法人労働者健康安全機構富山労災病院	1.0451	0.0572	0.0191	0.0000
30626	富山	金沢医科大学氷見市民病院	1.0451	0.0476	0.0151	0.0000
30627	富山	富山県厚生農業協同組合連合会滑川病院	1.0451	0.0578	0.0262	0.0000
30628	富山	黒部市民病院	1.0451	0.1291	0.0192	0.0000
30629	富山	市立砺波総合病院	1.0451	0.1184	0.0292	0.0000
30630	富山	公立学校共済組合北陸中央病院	1.0451	0.0762	0.0135	0.0000
30631	富山	かみいち総合病院	1.0451	0.1060	0.0148	0.0000
30632	富山	真生会富山病院	1.0451	0.0926	0.0177	0.0000
30633	富山	射水市民病院	1.0451	0.0736	0.0143	0.0000
30634	富山	南砺市民病院	1.0451	0.0728	0.0231	0.0000
30635	削除	削除	削除	削除	削除	削除
30636	石川	金沢市立病院	1.0451	0.0570	0.0377	0.0000
30637	石川	公益社団法人石川勤労者医療協会城北病院	1.0451	0.0634	0.0093	0.0000
30638	石川	金沢赤十字病院	1.0451	0.0568	0.0258	0.0000
30639	石川	医療法人社団浅ノ川心臓血管センター金沢循環器病院	1.0451	0.0546	0.0100	0.0000
30640	石川	木島病院	1.0451	0.0912	0.0009	0.0000
30641	石川	石川県済生会金沢病院	1.0451	0.0800	0.0126	0.0000
30642	石川	独立行政法人地域医療機能推進機構金沢病院	1.0451	0.0531	0.0140	0.0000
30643	石川	医療法人社団浅ノ川浅ノ川総合病院	1.0451	0.0678	0.0194	0.0000
30644	石川	金沢有松病院	1.0451	0.0226	0.0010	0.0000
30645	石川	社会医療法人財団董仙会恵寿金沢病院	1.0451	0.1163	0.0015	0.0000
30646	石川	社会医療法人財団董仙会恵寿総合病院	1.0451	0.0965	0.0245	0.0000
30647	石川	公立能登総合病院	1.0451	0.0973	0.0241	0.0000
30648	石川	特定医療法人社団勝木会やわたメディカルセンター	1.0451	0.0767	0.0197	0.0000
30649	石川	国民健康保険小松市民病院	1.0451	0.1104	0.0189	0.0000
30650	石川	市立輪島病院	1.0451	0.1138	0.0228	0.0000
30651	石川	加賀市医療センター	1.0451	0.0924	0.0278	0.0000
30652	石川	公立羽咋病院	1.0451	0.0629	0.0180	0.0000
30653	石川	医療法人社団浅ノ川金沢脳神経外科病院	1.0451	0.0844	0.0273	0.0000
30654	石川	公立松任石川中央病院	1.0451	0.0725	0.0226	0.0000
30655	削除	削除	削除	削除	削除	削除
30656	石川	医療法人社団和楽仁芳珠記念病院	1.0451	0.0680	0.0172	0.0000
30657	石川	独立行政法人国立病院機構金沢医療センター	1.0451	0.0853	0.0172	0.0000
30658	福井	福井赤十字病院	1.0451	0.1055	0.0209	0.0000
30659	福井	福井循環器病院	1.0451	0.0546	0.0085	0.0000
30660	福井	福井総合病院	1.0451	0.0828	0.0128	0.0000
30661	福井	福井厚生病院	1.0451	0.0681	0.0080	0.0000
30662	福井	市立敦賀病院	1.0451	0.0890	0.0205	0.0000
30663	福井	医療法人林病院	1.0451	0.1175	0.0135	0.0000
30664	福井	杉田玄白記念公立小浜病院	1.0451	0.0722	0.0122	0.0000
30665	福井	独立行政法人地域医療機能推進機構福井勝山総合病院	1.0451	0.0584	0.0126	0.0000
30666	福井	公立丹南病院	1.0451	0.0914	0.0226	0.0000
30667	山梨	甲府共立病院	1.0451	0.0620	0.0241	0.0000
30668	山梨	山梨県立中央病院	1.0451	0.1289	0.0251	0.0000
30669	山梨	市立甲府病院	1.0451	0.0713	0.0246	0.0000
30670	山梨	独立行政法人地域医療機能推進機構山梨病院	1.0451	0.0538	0.0245	0.0000
30671	山梨	公益財団法人山梨厚生会山梨厚生病院	1.0451	0.0704	0.0157	0.0000
30672	山梨	国民健康保険富士吉田市立病院	1.0451	0.0853	0.0142	0.0000
30673	山梨	山梨赤十字病院	1.0451	0.0881	0.0118	0.0000
30674	山梨	医療法人徳洲会白根徳洲会病院	1.0451	0.0688	0.0505	0.0000
30675	山梨	医療法人社団協友会笛吹中央病院	1.0451	0.0536	0.0195	0.0000

30676	山梨	上野原市立病院	1.0451	0.0841	0.0128	0.0000
30677	山梨	独立行政法人国立病院機構甲府病院	1.0451	0.0329	0.0102	0.0000
30678	長野	長野県厚生農業協同組合連合会長野松代総合病院	1.0451	0.0533	0.0183	0.0000
30679	長野	長野県厚生農業協同組合連合会南長野医療センター篠ノ井総合病院	1.0451	0.0950	0.0232	0.0000
30680	長野	長野医療生活協同組合長野中央病院	1.0451	0.0624	0.0226	0.0000
30681	長野	医療法人健成会小林脳神経外科病院	1.0063	0.0850	0.0365	0.0000
30682	長野	藤森病院	1.0063	0.0390	0.0022	0.0000
30683	長野	社会医療法人抱生会丸の内病院	1.0451	0.0806	0.0009	0.0000
30684	長野	社会医療法人財団慈泉会相澤病院	1.0451	0.1148	0.0287	0.0000
30685	長野	松本協立病院	1.0451	0.0614	0.0141	0.0000
30686	長野	一之瀬脳神経外科病院	1.0063	0.0854	0.0186	0.0000
30687	長野	松本市立病院	1.0451	0.0789	0.0229	0.0000
30688	長野	丸子中央病院	1.0451	0.0512	0.0116	0.0000
30689	長野	岡谷市民病院	1.0451	0.0657	0.0148	0.0000
30690	長野	飯田市立病院	1.0451	0.1166	0.0209	0.0000
30691	長野	社会医療法人栗山会飯田病院	1.0451	0.0638	0.0051	0.0000
30692	長野	健和会病院	1.0451	0.0650	0.0110	0.0000
30693	長野	輝山会記念病院	1.0063	0.0705	0.0035	0.0000
30694	長野	長野県立信州医療センター	1.0451	0.0728	0.0053	0.0000
30695	長野	長野県厚生農業協同組合連合会浅間南麓こもろ医療センター	1.0451	0.0690	0.0228	0.0000
30696	長野	伊那中央病院	1.0451	0.1188	0.0143	0.0000
30697	長野	昭和伊南総合病院	1.0451	0.0779	0.0104	0.0000
30698	長野	長野県厚生農業協同組合連合会北信総合病院	1.0451	0.1137	0.0220	0.0000
30699	長野	市立大町総合病院	1.0451	0.0893	0.0234	0.0000
30700	長野	飯山赤十字病院	1.0451	0.1197	0.0467	0.0000
30701	長野	組合立諏訪中央病院	1.0451	0.1161	0.0359	0.0000
30702	長野	長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院	1.0451	0.0591	0.0297	0.0000
30703	長野	佐久市立国保浅間総合病院	1.0451	0.0860	0.0173	0.0000
30704	長野	長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院小海分院	1.0063	0.0731	0.0301	0.0000
30705	長野	国民健康保険依田窪病院	1.0451	0.0925	0.0223	0.0000
30706	長野	長野県厚生農業協同組合連合会富士見高原医療福祉センター富士見高原病院	1.0451	0.0693	0.0148	0.0000
30707	削除	削除	削除	削除	削除	削除

30708	長野	長野県立木曽病院	1.0451	0.0837	0.0115	0.0000
30709	長野	長野県厚生農業協同組合連合会北アルプス医療センターあづみ病院	1.0451	0.0711	0.0218	0.0000
30710	長野	長野県立こども病院	1.0451	0.0708	0.0067	0.0000
30711	長野	安曇野赤十字病院	1.0451	0.0839	0.0287	0.0000
30712	長野	医療法人仁雄会穂高病院	1.0451	0.0367	0.0074	0.0000
30713	長野	独立行政法人国立病院機構信州上田医療センター	1.0451	0.0972	0.0179	0.0000
30714	長野	独立行政法人国立病院機構まつもと医療センター	1.0451	0.1028	0.0141	0.0000
30715	岐阜	岐阜赤十字病院	1.0451	0.0525	0.0295	0.0000
30716	岐阜	医療法人社団志朋会加納渡辺病院	1.0063	0.0430	0.0019	0.0000
30717	岐阜	朝日大学病院	1.0451	0.0640	0.0252	0.0000
30718	岐阜	河村病院	1.0451	0.0849	0.0175	0.0000
30719	岐阜	山内ホスピタル	1.0063	0.0645	0.0016	0.0000
30720	岐阜	岐阜県厚生農業協同組合連合会中濃厚生病院	1.0451	0.0982	0.0286	0.0000
30721	岐阜	美濃市立美濃病院	1.0451	0.0716	0.0261	0.0000
30722	岐阜	羽島市民病院	1.0451	0.0858	0.0302	0.0000
30723	岐阜	公立学校共済組合東海中央病院	1.0451	0.0619	0.0250	0.0000
30724	岐阜	松波総合病院	1.0451	0.1054	0.0237	0.0000
30725	岐阜	岐阜県厚生農業協同組合連合会岐阜・西濃医療センター岐北厚生病院	1.0451	0.0649	0.0270	0.0000
30726	岐阜	郡上市民病院	1.0451	0.0503	0.0085	0.0000
30727	岐阜	社会医療法人厚生会多治見市民病院	1.0451	0.0436	0.0365	0.0000
30728	岐阜	中部国際医療センター	1.0451	0.1201	0.0254	0.0000
30729	岐阜	総合病院中津川市民病院	1.0451	0.1061	0.0421	0.0000
30730	岐阜	岐阜県厚生農業協同組合連合会東濃中部医療センター東濃厚生病院	1.0451	0.0576	0.0268	0.0000
30731	岐阜	市立恵那病院	1.0451	0.0657	0.0405	0.0000
30732	岐阜	岐阜県厚生農業協同組合連合会東濃中部医療センター土岐市立総合病院	1.0451	0.0894	0.0362	0.0000
30733	岐阜	医療法人徳洲会大垣徳洲会病院	1.0451	0.0707	0.0369	0.0000
30734	岐阜	博愛会病院	1.0451	0.0617	0.0075	0.0000
30735	岐阜	岐阜県厚生農業協同組合連合会岐阜・西濃医療センター西濃厚生病院	1.0451	0.0681	0.0225	0.0000
30736	岐阜	高山赤十字病院	1.0451	0.1316	0.0208	0.0000
30737	岐阜	岐阜県厚生農業協同組合連合会飛騨医療センター久美愛厚生病院	1.0451	0.0760	0.0353	0.0000
30738	岐阜	独立行政法人地域医療機能推進機構可児とうのう病院	1.0451	0.0647	0.0206	0.0000

30739	静岡	医療法人社団健育会西伊豆健育会病院	1.0063	0.0792	0.0081	0.0000
30740	静岡	公益社団法人地域医療振興協会伊豆今井浜病院	1.0063	0.0753	0.0225	0.0000
30741	静岡	伊東市民病院	1.0451	0.0769	0.0197	0.0000
30742	削除	削除	削除	削除	削除	削除
30743	静岡	国際医療福祉大学熱海病院	1.0451	0.0638	0.0192	0.0000
30744	静岡	独立行政法人地域医療機能推進機構三島総合病院	1.0451	0.0357	0.0147	0.0000
30745	静岡	社会医療法人志仁会三島中央病院	1.0451	0.0715	0.0232	0.0000
30746	静岡	一般財団法人芙蓉協会聖隷沼津病院	1.0451	0.0506	0.0174	0.0000
30747	静岡	沼津市立病院	1.0451	0.0817	0.0332	0.0000
30748	静岡	公益社団法人有隣厚生会富士病院	1.0451	0.0398	0.0202	0.0000
30749	静岡	医療法人社団宏和会岡村記念病院	1.0451	0.0533	0.0095	0.0000
30750	静岡	富士宮市立病院	1.0451	0.0784	0.0392	0.0000
30751	静岡	一般財団法人富士脳障害研究所附属病院	1.0451	0.0979	0.0446	0.0000
30752	静岡	富士市立中央病院	1.0451	0.1075	0.0367	0.0000
30753	静岡	共立蒲原総合病院	1.0451	0.0766	0.0351	0.0000
30754	静岡	独立行政法人地域医療機能推進機構清水さくら病院	1.0451	0.0581	0.0314	0.0000
30755	静岡	ＪＡ静岡厚生連静岡厚生病院	1.0451	0.0458	0.0294	0.0000
30756	静岡	静岡済生会総合病院	1.0451	0.1130	0.0285	0.0000
30757	静岡	静岡赤十字病院	1.0451	0.0997	0.0203	0.0000
30758	静岡	静岡市立清水病院	1.0451	0.0741	0.0373	0.0000
30759	静岡	医療法人徳洲会静岡徳洲会病院	1.0451	0.0818	0.0469	0.0000
30760	静岡	静岡県立こども病院	1.0451	0.0889	0.0035	0.0000
30761	削除	削除	削除	削除	削除	削除
30762	静岡	岡本石井病院	1.0451	0.0446	0.0098	0.0000
30763	静岡	焼津市立総合病院	1.0451	0.0904	0.0331	0.0000
30764	静岡	藤枝平成記念病院	1.0451	0.0545	0.0055	0.0000
30765	静岡	藤枝市立総合病院	1.0451	0.1151	0.0305	0.0000
30766	静岡	島田市立総合医療センター	1.0451	0.0867	0.0242	0.0000
30767	静岡	榛原総合病院	1.0451	0.0626	0.0348	0.0000
30768	静岡	市立御前崎総合病院	1.0451	0.0688	0.0338	0.0000
30769	静岡	菊川市立総合病院	1.0451	0.0842	0.0290	0.0000
30770	静岡	公立森町病院	1.0063	0.0944	0.0176	0.0000
30771	静岡	磐田市立総合病院	1.0451	0.1371	0.0322	0.0000
30772	静岡	浜松赤十字病院	1.0451	0.0793	0.0223	0.0000
30773	静岡	ＪＡ静岡厚生連遠州病院	1.0451	0.0811	0.0183	0.0000
30774	静岡	独立行政法人労働者健康安全機構浜松労災病院	1.0451	0.0743	0.0347	0.0000
30775	静岡	浜松医療センター	1.0451	0.1121	0.0266	0.0000
30776	静岡	医療法人社団松愛会松田病院	1.0451	0.0454	0.0016	0.0000
30777	静岡	掛川市・袋井市病院企業団立中東遠総合医療センター	1.0451	0.1114	0.0361	0.0000
30778	静岡	独立行政法人国立病院機構静岡医療センター	1.0451	0.0645	0.0235	0.0000
30779	愛知	愛知県がんセンター	1.0451	0.0971	0.0004	0.0000
30780	愛知	社会医療法人愛生会総合上飯田第一病院	1.0451	0.1054	0.0399	0.0000
30781	愛知	大隈病院	1.0451	0.0726	0.0268	0.0000
30782	愛知	名古屋市立大学医学部附属西部医療センター	1.0451	0.0953	0.0143	0.0000
30783	愛知	名鉄病院	1.0451	0.0750	0.0192	0.0000
30784	愛知	医療法人衆済会増子記念病院	1.0451	0.0370	0.0032	0.0000
30785	愛知	名古屋セントラル病院	1.0451	0.0566	0.0139	0.0000
30786	愛知	国家公務員共済組合連合会名城病院	1.0451	0.0595	0.0253	0.0000
30787	愛知	社会福祉法人聖霊会聖霊病院	1.0451	0.0608	0.0154	0.0000
30788	愛知	みなと医療生活協同組合協立総合病院	1.0451	0.0597	0.0201	0.0000
30789	愛知	名古屋掖済会病院	1.0451	0.1096	0.0296	0.0000
30790	愛知	藤田医科大学ばんたね病院	1.0451	0.0737	0.0192	0.0000
30791	愛知	名古屋共立病院	1.0451	0.0525	0.0069	0.0000
30792	愛知	独立行政法人労働者健康安全機構中部労災病院	1.0451	0.0937	0.0275	0.0000
30793	愛知	大同病院	1.0451	0.1061	0.0429	0.0000
30794	愛知	総合病院南生協病院	1.0451	0.0543	0.0262	0.0000
30795	愛知	名古屋市立大学医学部附属みどり市民病院	1.0451	0.0720	0.0284	0.0000
30796	愛知	名古屋記念病院	1.0451	0.0845	0.0195	0.0000
30797	愛知	光生会病院	1.0451	0.0422	0.0123	0.0000
30798	愛知	成田記念病院	1.0451	0.0463	0.0091	0.0000
30799	愛知	藤田医科大学岡崎医療センター	1.0451	0.0960	0.0198	0.0000
30800	愛知	総合大雄会病院	1.0451	0.0956	0.0259	0.0000
30801	愛知	大雄会第一病院	1.0451	0.0270	0.0010	0.0000
30802	愛知	医療法人泰玄会泰玄会病院	1.0451	0.0501	0.0151	0.0000
30803	愛知	公立陶生病院	1.0451	0.1239	0.0254	0.0000
30804	愛知	知多半島総合医療センター	1.0451	0.1178	0.0379	0.0000

30805	愛知	春日井市民病院	1.0451	0.1227	0.0319	0.0000
30806	愛知	医療法人社団喜峰会東海記念病院	1.0063	0.0594	0.0101	0.0000
30807	愛知	豊川市民病院	1.0451	0.1151	0.0275	0.0000
30808	愛知	総合青山病院	1.0451	0.0487	0.0164	0.0000
30809	愛知	津島市民病院	1.0451	0.0800	0.0304	0.0000
30810	愛知	碧南市民病院	1.0451	0.0808	0.0265	0.0000
30811	愛知	医療法人豊田会刈谷豊田総合病院	1.0451	0.1237	0.0288	0.0000
30812	愛知	トヨタ記念病院	1.0451	0.1406	0.0343	0.0000
30813	愛知	愛知県厚生農業協同組合連合会足助病院	1.0451	0.0419	0.0144	0.0000
30814	愛知	社会医療法人財団新和会八千代病院	1.0451	0.0476	0.0266	0.0000
30815	愛知	西尾市民病院	1.0451	0.0819	0.0251	0.0000
30816	愛知	蒲郡市民病院	1.0451	0.0768	0.0268	0.0000
30817	愛知	社会医療法人志聖会総合犬山中央病院	1.0451	0.0848	0.0353	0.0000
30818	愛知	地方独立行政法人知多半島総合医療機構知多半島りんくう病院	1.0451	0.0629	0.0197	0.0000
30819	愛知	稲沢市民病院	1.0451	0.0697	0.0224	0.0000
30820	愛知	愛知県厚生農業協同組合連合会稲沢厚生病院	1.0451	0.0471	0.0429	0.0000
30821	愛知	新城市民病院	1.0451	0.0946	0.0579	0.0000
30822	愛知	公立西知多総合病院	1.0451	0.0909	0.0405	0.0000
30823	愛知	あいち小児保健医療総合センター	1.0451	0.0951	0.0070	0.0000
30824	愛知	独立行政法人労働者健康安全機構旭労災病院	1.0451	0.0714	0.0342	0.0000
30825	愛知	さくら総合病院	1.0451	0.0598	0.0203	0.0000
30826	愛知	愛知県厚生農業協同組合連合会知多厚生病院	1.0451	0.0756	0.0378	0.0000
30827	愛知	愛知県厚生農業協同組合連合会渥美病院	1.0451	0.0651	0.0365	0.0000
30828	愛知	医療法人済衆館済衆館病院	1.0451	0.0726	0.0135	0.0000
30829	愛知	あま市民病院	1.0451	0.0767	0.0330	0.0000
30830	愛知	独立行政法人国立病院機構豊橋医療センター	1.0451	0.0886	0.0328	0.0000
30831	愛知	独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター	1.0451	0.1185	0.0236	0.0000
30832	三重	桑名市総合医療センター	1.0451	0.0936	0.0309	0.0000
30833	三重	独立行政法人地域医療機能推進機構四日市羽津医療センター	1.0451	0.0375	0.0195	0.0000
30834	三重	医療法人富田浜病院	1.0063	0.0616	0.0143	0.0000
30835	三重	三重県立総合医療センター	1.0451	0.0940	0.0264	0.0000
30836	三重	鈴鹿中央総合病院	1.0451	0.1004	0.0195	0.0000
30837	三重	鈴鹿回生病院	1.0451	0.0870	0.0128	0.0000
30838	三重	医療法人同心会遠山病院	1.0451	0.0693	0.0148	0.0000
30839	三重	医療法人永井病院	1.0451	0.0637	0.0263	0.0000
30840	三重	武内病院	1.0451	0.0611	0.0204	0.0000
30841	三重	松阪市民病院	1.0451	0.0835	0.0184	0.0000
30842	三重	社会福祉法人恩賜財団済生会松阪総合病院	1.0451	0.0871	0.0293	0.0000
30843	三重	三重県厚生農業協同組合連合会松阪中央総合病院	1.0451	0.1005	0.0263	0.0000
30844	三重	市立伊勢総合病院	1.0451	0.0918	0.0186	0.0000
30845	三重	尾鷲総合病院	1.0451	0.0733	0.0091	0.0000
30846	三重	社会医療法人畿内会岡波総合病院	1.0451	0.0760	0.0165	0.0000
30847	三重	伊賀市立上野総合市民病院	1.0451	0.0503	0.0277	0.0000
30848	三重	名張市立病院	1.0451	0.0894	0.0278	0.0000
30849	三重	三重県厚生農業協同組合連合会三重北医療センターいなべ総合病院	1.0451	0.0581	0.0204	0.0000
30850	三重	三重県立志摩病院	1.0451	0.0865	0.0542	0.0000
30851	三重	紀南病院	1.0451	0.0876	0.0228	0.0000
30852	三重	独立行政法人国立病院機構三重中央医療センター	1.0451	0.0912	0.0235	0.0000
30853	滋賀	独立行政法人地域医療機能推進機構滋賀病院	1.0451	0.0440	0.0134	0.0000
30854	滋賀	大津赤十字病院	1.0451	0.1347	0.0284	0.0000
30855	滋賀	市立大津市民病院	1.0451	0.0731	0.0212	0.0000
30856	滋賀	彦根市立病院	1.0451	0.1321	0.0213	0.0000
30857	滋賀	長浜赤十字病院	1.0451	0.1278	0.0275	0.0000
30858	滋賀	市立長浜病院	1.0451	0.0853	0.0134	0.0000
30859	滋賀	近江八幡市立総合医療センター	1.0451	0.1213	0.0212	0.0000
30860	滋賀	医療法人社団鼎会湖東記念病院	1.0451	0.0714	0.0202	0.0000
30861	滋賀	東近江市立能登川病院	1.0451	0.0562	0.0083	0.0000
30862	滋賀	医療法人徳洲会近江草津徳洲会病院	1.0451	0.0703	0.0287	0.0000
30863	滋賀	社会医療法人誠光会淡海医療センター	1.0451	0.1025	0.0164	0.0000
30864	滋賀	滋賀県立総合病院	1.0451	0.1026	0.0111	0.0000
30865	滋賀	公立甲賀病院	1.0451	0.1188	0.0233	0.0000
30866	滋賀	医療法人社団鼎会日野記念病院	1.0451	0.0570	0.0144	0.0000
30867	滋賀	高島市民病院	1.0451	0.1019	0.0229	0.0000
30868	滋賀	独立行政法人国立病院機構東近江総合医療センター	1.0451	0.0488	0.0095	0.0000
30869	京都	医療法人社団洛和会洛和会丸太町病院	1.0451	0.1095	0.0294	0.0000
30870	京都	武田病院	1.0451	0.0969	0.0271	0.0000

30871	京都	医療法人社団恵心会京都武田病院	1.0063	0.0684	0.0058	0.0000
30872	京都	社会医療法人健康会新京都南病院	1.0451	0.1082	0.0612	0.0000
30873	京都	医療法人同仁会（社団）京都九条病院	1.0451	0.0507	0.0183	0.0000
30874	京都	日本バプテスト病院	1.0451	0.0698	0.0069	0.0000
30875	京都	公益社団法人京都保健会京都民医連中央病院	1.0451	0.0844	0.0291	0.0000
30876	京都	蘇生会総合病院	1.0451	0.0551	0.0245	0.0000
30877	京都	医療法人医仁会武田総合病院	1.0451	0.0997	0.0108	0.0000
30878	京都	京都岡本記念病院	1.0451	0.0939	0.0231	0.0000
30879	京都	宇治武田病院	1.0451	0.0723	0.0064	0.0000
30880	京都	綾部市立病院	1.0451	0.0734	0.0190	0.0000
30881	京都	医療法人啓信会京都きづ川病院	1.0451	0.0755	0.0250	0.0000
30882	京都	社会医療法人美杉会男山病院	1.0451	0.0604	0.0117	0.0000
30883	京都	医療法人社団石鎚会京都田辺中央病院	1.0451	0.0748	0.0366	0.0000
30884	京都	三菱京都病院	1.0451	0.0652	0.0156	0.0000
30885	京都	医療法人清仁会シミズ病院	1.0451	0.1060	0.0458	0.0000
30886	京都	医療法人清仁会洛西シミズ病院	1.0451	0.0360	0.0148	0.0000
30887	京都	医療法人清仁会洛西ニュータウン病院	1.0451	0.0377	0.0298	0.0000
30888	京都	一般社団法人愛生会山科病院	1.0451	0.0725	0.0145	0.0000
30889	京都	医療法人社団洛和会洛和会音羽病院	1.0451	0.1174	0.0269	0.0000
30890	京都	京都中部総合医療センター	1.0451	0.1171	0.0264	0.0000
30891	京都	京都山城総合医療センター	1.0451	0.1052	0.0285	0.0000
30892	京都	市立福知山市民病院	1.0451	0.1214	0.0335	0.0000
30893	京都	京都府立医科大学附属北部医療センター	1.0451	0.0936	0.0159	0.0000
30894	京都	独立行政法人地域医療機能推進機構京都鞍馬口医療センター	1.0451	0.0397	0.0168	0.0000
30895	京都	舞鶴赤十字病院	1.0451	0.1116	0.0232	0.0000
30896	京都	国家公務員共済組合連合会舞鶴共済病院	1.0451	0.0541	0.0119	0.0000
30897	京都	社会福祉法人恩賜財団京都府済生会京都済生会病院	1.0451	0.0751	0.0248	0.0000
30898	京都	独立行政法人国立病院機構舞鶴医療センター	1.0451	0.0747	0.0250	0.0000
30899	大阪	公益財団法人浅香山病院	1.0451	0.0625	0.0298	0.0000
30900	大阪	独立行政法人労働者健康安全機構大阪労災病院	1.0451	0.0955	0.0148	0.0000
30901	大阪	医療法人いずみ会阪堺病院	1.0451	0.1086	0.0135	0.0000
30902	大阪	社会医療法人ペガサス馬場記念病院	1.0451	0.0980	0.0333	0.0000
30903	大阪	医療法人一祐会藤本病院	1.0451	0.0526	0.0123	0.0000
30904	大阪	医療法人協仁会小松病院	1.0451	0.0392	0.0193	0.0000
30905	大阪	社会医療法人山弘会上山病院	1.0451	0.0598	0.0150	0.0000
30906	大阪	関西医科大学香里病院	1.0451	0.0385	0.0166	0.0000
30907	大阪	社会医療法人弘道会寝屋川生野病院	1.0451	0.0824	0.0251	0.0000
30908	大阪	社会医療法人啓仁会咲花病院	1.0451	0.0767	0.0131	0.0000
30909	大阪	地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪母子医療センター	1.0451	0.0927	0.0021	0.0000
30910	大阪	泉大津市立周産期小児医療センター	1.0451	0.0513	0.0058	0.0000
30911	大阪	医療法人泉秀会かわい病院	1.0063	0.0617	0.0087	0.0000
30912	大阪	医療法人生登会寺元記念病院	1.0451	0.0336	0.0209	0.0000
30913	大阪	医療法人橘会東住吉森本病院	1.0451	0.0663	0.0186	0.0000
30914	大阪	高槻赤十字病院	1.0451	0.0742	0.0195	0.0000
30915	大阪	社会医療法人祐生会みどりヶ丘病院	1.0451	0.0944	0.0445	0.0000
30916	大阪	社会医療法人愛仁会高槻病院	1.0451	0.1143	0.0298	0.0000
30917	大阪	社会医療法人東和会第一東和会病院	1.0451	0.0951	0.0481	0.0000
30918	大阪	社会医療法人仙養会北摂総合病院	1.0451	0.0779	0.0405	0.0000
30919	大阪	社会医療法人愛仁会千船病院	1.0451	0.0965	0.0270	0.0000
30920	大阪	医療法人大植会葛城病院	1.0451	0.1003	0.0139	0.0000
30921	大阪	社会医療法人三和会永山病院	1.0451	0.0701	0.0193	0.0000
30922	大阪	社会医療法人慈薫会河崎病院	1.0451	0.0983	0.0288	0.0000
30923	大阪	矢木脳神経外科病院	1.0451	0.0704	0.0189	0.0000
30924	大阪	社会医療法人愛仁会井上病院	1.0451	0.0685	0.0048	0.0000
30925	大阪	社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会千里病院	1.0451	0.0870	0.0278	0.0000
30926	大阪	医療法人徳洲会吹田徳洲会病院	1.0451	0.0826	0.0494	0.0000
30927	大阪	市立吹田市民病院	1.0451	0.0878	0.0246	0.0000
30928	削除	削除	削除	削除	削除	削除
30929	大阪	大阪掖済会病院	1.0451	0.0426	0.0275	0.0000
30930	大阪	社会医療法人寿楽会大野記念病院	1.0451	0.0543	0.0149	0.0000
30931	大阪	多根総合病院	1.0451	0.1006	0.0309	0.0000
30932	大阪	公益財団法人日本生命済生会日本生命病院	1.0451	0.0703	0.0150	0.0000
30933	大阪	医療法人錦秀会阪和記念病院	1.0451	0.1028	0.0348	0.0000
30934	大阪	医療法人育和会育和会記念病院	1.0451	0.0556	0.0260	0.0000
30935	大阪	医療法人穂翔会村田病院	1.0063	0.0589	0.0117	0.0000

30936	大阪	大阪鉄道病院	1.0451	0.0746	0.0080	0.0000
30937	大阪	社会医療法人美杉会佐藤病院	1.0451	0.0637	0.0051	0.0000
30938	大阪	医療法人毅峰会吉田病院	1.0451	0.0489	0.0243	0.0000
30939	大阪	市立ひらかた病院	1.0451	0.0801	0.0137	0.0000
30940	削除	削除	削除	削除	削除	削除
30941	大阪	社会医療法人弘道会萱島生野病院	1.0451	0.0740	0.0248	0.0000
30942	大阪	社会福祉法人恩賜財団大阪府済生会泉尾病院	1.0451	0.0713	0.0462	0.0000
30943	大阪	社会福祉法人大阪暁明館大阪暁明館病院	1.0451	0.0492	0.0150	0.0000
30944	大阪	宗教法人在日本南プレスビテリアンミッション淀川キリスト教病院	1.0451	0.1007	0.0286	0.0000
30945	削除	削除	削除	削除	削除	削除
30946	大阪	パナソニック健康保険組合松下記念病院	1.0451	0.0858	0.0275	0.0000
30947	大阪	社会医療法人弘道会守口生野記念病院	1.0451	0.1011	0.0400	0.0000
30948	大阪	社会医療法人山紀会山本第三病院	1.0451	0.0683	0.0304	0.0000
30949	大阪	社会医療法人信愛会交野病院	1.0451	0.0798	0.0166	0.0000
30950	大阪	運動器ケアしまだ病院	1.0451	0.0990	0.0032	0.0000
30951	大阪	地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪はびきの医療センター	1.0451	0.0723	0.0213	0.0000
30952	大阪	医療法人春秋会城山病院	1.0451	0.0788	0.0242	0.0000
30953	大阪	大阪脳神経外科病院	1.0451	0.0895	0.0378	0.0000
30954	大阪	関西メディカル病院	1.0451	0.0959	0.0340	0.0000
30955	大阪	社会医療法人行岡医学研究会行岡病院	1.0451	0.0318	0.0133	0.0000
30956	大阪	社会医療法人協和会加納総合病院	1.0451	0.0666	0.0234	0.0000
30957	大阪	一般財団法人住友病院	1.0451	0.0720	0.0226	0.0000
30958	大阪	医療法人伯鳳会大阪中央病院	1.0451	0.0474	0.0011	0.0000
30959	大阪	医療法人医誠会医誠会国際総合病院	1.0451	0.1148	0.0346	0.0000
30960	大阪	社会福祉法人恩賜財団大阪府済生会茨木病院	1.0451	0.0536	0.0254	0.0000
30961	大阪	社会医療法人寿会富永病院	1.0451	0.0825	0.0303	0.0000
30962	大阪	社会福祉法人石井記念愛染園附属愛染橋病院	1.0451	0.0534	0.0026	0.0000
30963	大阪	社会医療法人弘道会なにわ生野病院	1.0451	0.0723	0.0152	0.0000
30964	大阪	東大阪病院	1.0451	0.0830	0.0201	0.0000
30965	大阪	社会医療法人大道会森之宮病院	1.0451	0.0552	0.0149	0.0000
30966	大阪	社会福祉法人恩賜財団大阪府済生会野江病院	1.0451	0.0897	0.0273	0.0000
30967	大阪	佐野記念病院	1.0451	0.1183	0.0130	0.0000
30968	大阪	市立柏原病院	1.0451	0.0517	0.0176	0.0000
30969	削除	削除	削除	削除	削除	削除
30970	大阪	阪南中央病院	1.0451	0.0754	0.0219	0.0000
30971	大阪	医療法人宝生会ＰＬ病院	1.0451	0.0608	0.0225	0.0000
30972	大阪	社会福祉法人恩賜財団大阪府済生会富田林病院	1.0451	0.0620	0.0264	0.0000
30973	大阪	社会医療法人若弘会若草第一病院	1.0451	0.0665	0.0346	0.0000
30974	大阪	医療法人河内友紘会河内総合病院	1.0451	0.0593	0.0194	0.0000
30975	大阪	医療法人竹村医学研究会（財団）小阪産病院	1.0063	0.0465	0.0000	0.0000
30976	大阪	地方独立行政法人市立東大阪医療センター	1.0451	0.1110	0.0206	0.0000
30977	大阪	医療法人良秀会高石藤井病院	1.0063	0.0484	0.0082	0.0000
30978	大阪	社会医療法人医真会医真会八尾総合病院	1.0451	0.0640	0.0272	0.0000
30979	大阪	社会医療法人信愛会畷生会脳神経外科病院	1.0451	0.0687	0.0226	0.0000
30980	大阪	社会医療法人景岳会南大阪病院	1.0451	0.0565	0.0187	0.0000
30981	大阪	医療法人讃和会友愛会病院	1.0451	0.0868	0.0287	0.0000
30982	大阪	耳原総合病院	1.0451	0.0899	0.0433	0.0000
30983	大阪	社会医療法人清恵会清恵会病院	1.0451	0.1013	0.0299	0.0000
30984	大阪	ベルランド総合病院	1.0451	0.1073	0.0268	0.0000
30985	大阪	社会医療法人啓仁会堺咲花病院	1.0451	0.0769	0.0167	0.0000
30986	大阪	大阪回生病院	1.0451	0.0572	0.0220	0.0000
30987	大阪	大阪市立十三市民病院	1.0451	0.0392	0.0149	0.0000
30988	大阪	藍の都脳神経外科病院	1.0451	0.1089	0.0461	0.0000
30989	大阪	社会医療法人さくら会さくら会病院	1.0451	0.0759	0.0380	0.0000
30990	大阪	独立行政法人地域医療機能推進機構大阪病院	1.0451	0.1021	0.0206	0.0000
30991	大阪	独立行政法人地域医療機能推進機構星ヶ丘医療センター	1.0451	0.0624	0.0248	0.0000
30992	大阪	国家公務員共済組合連合会大手前病院	1.0451	0.0837	0.0416	0.0000
30993	大阪	国家公務員共済組合連合会枚方公済病院	1.0451	0.0842	0.0225	0.0000
30994	大阪	社会福祉法人恩賜財団大阪府済生会吹田病院	1.0451	0.0926	0.0282	0.0000
30995	大阪	独立行政法人地域医療機能推進機構大阪みなと中央病院	1.0451	0.0537	0.0122	0.0000
30996	大阪	市立貝塚病院	1.0451	0.0504	0.0139	0.0000
30997	大阪	箕面市立病院	1.0451	0.0802	0.0375	0.0000
30998	大阪	社会医療法人生長会阪南市民病院	1.0451	0.0548	0.0257	0.0000
30999	大阪	市立池田病院	1.0451	0.0849	0.0244	0.0000
31000	大阪	市立豊中病院	1.0451	0.1127	0.0256	0.0000
31001	大阪	八尾市立病院	1.0451	0.0850	0.0157	0.0000

31002	大阪	独立行政法人国立病院機構大阪南医療センター	1.0451	0.0753	0.0220	0.0000
31003	兵庫	公益財団法人甲南会甲南医療センター	1.0451	0.0876	0.0391	0.0000
31004	兵庫	公益財団法人甲南会六甲アイランド甲南病院	1.0451	0.0795	0.0018	0.0000
31005	兵庫	医療法人康雄会西病院	1.0063	0.0614	0.0027	0.0000
31006	兵庫	医療法人財団神戸海星病院	1.0451	0.0595	0.0135	0.0000
31007	兵庫	三菱神戸病院	1.0451	0.0218	0.0134	0.0000
31008	兵庫	医療法人川崎病院	1.0451	0.0622	0.0398	0.0000
31009	兵庫	社会医療法人榮昌会吉田病院	1.0451	0.0980	0.0412	0.0000
31010	兵庫	神戸百年記念病院	1.0451	0.0620	0.0429	0.0000
31011	兵庫	神戸市立医療センター西市民病院	1.0451	0.0853	0.0341	0.0000
31012	兵庫	高橋病院	1.0451	0.0630	0.0306	0.0000
31013	兵庫	新須磨病院	1.0451	0.0650	0.0061	0.0000
31014	兵庫	医療法人徳洲会神戸徳洲会病院	1.0451	0.0704	0.0212	0.0000
31015	兵庫	神戸掖済会病院	1.0451	0.0885	0.0322	0.0000
31016	兵庫	社会医療法人社団順心会順心神戸病院	1.0451	0.0514	0.0301	0.0000
31017	兵庫	医療法人信和会明和病院	1.0451	0.0768	0.0218	0.0000
31018	兵庫	社会医療法人渡邊高記念会西宮渡辺病院	1.0451	0.0651	0.0249	0.0000
31019	兵庫	西宮協立脳神経外科病院	1.0451	0.0840	0.0261	0.0000
31020	兵庫	笹生病院	1.0451	0.0619	0.0221	0.0000
31021	兵庫	社会医療法人渡邊高記念会西宮渡辺心臓脳・血管センター	1.0451	0.0584	0.0407	0.0000
31022	兵庫	市立芦屋病院	1.0451	0.0496	0.0194	0.0000
31023	兵庫	医療法人回生会宝塚病院	1.0451	0.0884	0.0417	0.0000
31024	兵庫	医療法人尚和会宝塚第一病院	1.0451	0.0578	0.0061	0.0000
31025	兵庫	宝塚市立病院	1.0451	0.1110	0.0263	0.0000
31026	兵庫	こだま病院	1.0063	0.0620	0.0147	0.0000
31027	兵庫	医療法人愛心会東宝塚さとう病院	1.0451	0.0478	0.0158	0.0000
31028	兵庫	三田市民病院	1.0451	0.0655	0.0220	0.0000
31029	削除	削除	削除	削除	削除	削除
31030	兵庫	兵庫県立丹波医療センター	1.0451	0.1107	0.0368	0.0000
31031	兵庫	西脇市立西脇病院	1.0451	0.0951	0.0230	0.0000
31032	兵庫	特定医療法人誠仁会大久保病院	1.0451	0.0759	0.0214	0.0000
31033	兵庫	兵庫県立がんセンター	1.0451	0.0716	0.0018	0.0000
31034	兵庫	あさぎり病院	1.0451	0.0424	0.0069	0.0000
31035	兵庫	大西脳神経外科病院	1.0451	0.0770	0.0262	0.0000
31036	兵庫	社会医療法人愛仁会明石医療センター	1.0451	0.1044	0.0300	0.0000
31037	兵庫	明石市立市民病院	1.0451	0.0789	0.0303	0.0000
31038	兵庫	高砂市民病院	1.0451	0.0528	0.0044	0.0000
31039	兵庫	医療法人徳洲会高砂西部病院	1.0451	0.0627	0.0471	0.0000
31040	兵庫	はくほう会加古川病院	1.0063	0.0625	0.0035	0.0000
31041	兵庫	社会医療法人社団順心会順心病院	1.0451	0.0769	0.0200	0.0000
31042	兵庫	三木山陽病院	1.0451	0.0867	0.0453	0.0000
31043	兵庫	市立加西病院	1.0451	0.0674	0.0218	0.0000
31044	兵庫	社会医療法人社団正峰会大山記念病院	1.0451	0.0790	0.0400	0.0000
31045	兵庫	社会医療法人中央会尼崎中央病院	1.0451	0.0685	0.0173	0.0000
31046	兵庫	尼崎医療生協病院	1.0451	0.0715	0.0161	0.0000
31047	兵庫	はくほう会セントラル病院	1.0451	0.0790	0.0077	0.0000
31048	兵庫	医療法人晋真会ベリタス病院	1.0451	0.0682	0.0192	0.0000
31049	兵庫	川西市立総合医療センター	1.0451	0.0825	0.0238	0.0000
31050	兵庫	公立学校共済組合近畿中央病院	1.0451	0.0609	0.0368	0.0000
31051	兵庫	市立伊丹病院	1.0451	0.0871	0.0176	0.0000
31052	兵庫	伊丹恒生脳神経外科病院	1.0063	0.0773	0.0243	0.0000
31053	兵庫	公立神崎総合病院	1.0451	0.0419	0.0232	0.0000
31054	兵庫	公立宍粟総合病院	1.0451	0.1023	0.0403	0.0000
31055	兵庫	姫路聖マリア病院	1.0451	0.0589	0.0100	0.0000
31056	兵庫	医療法人公仁会姫路中央病院	1.0451	0.0581	0.0232	0.0000
31057	兵庫	社会医療法人松藤会入江病院	1.0451	0.0926	0.0175	0.0000
31058	兵庫	井野病院	1.0063	0.0558	0.0200	0.0000
31059	兵庫	社会医療法人三栄会ツカザキ病院	1.0451	0.1043	0.0328	0.0000
31060	兵庫	医療法人伯鳳会赤穂中央病院	1.0451	0.0408	0.0095	0.0000
31061	兵庫	赤穂市民病院	1.0451	0.0652	0.0304	0.0000
31062	兵庫	公立豊岡病院組合立豊岡病院	1.0451	0.1033	0.0368	0.0000
31063	兵庫	公立八鹿病院	1.0451	0.0781	0.0301	0.0000
31064	兵庫	神戸アドベンチスト病院	1.0451	0.0487	0.0177	0.0000
31065	兵庫	独立行政法人地域医療機能推進機構神戸中央病院	1.0451	0.0663	0.0249	0.0000
31066	兵庫	済生会兵庫県病院	1.0451	0.0795	0.0331	0.0000
31067	兵庫	真星病院	1.0063	0.0854	0.0200	0.0000
31068	兵庫	恒生病院	1.0451	0.0695	0.0309	0.0000

31069	兵庫	独立行政法人労働者健康安全機構神戸労災病院	1.0451	0.0783	0.0247	0.0000
31070	兵庫	神戸赤十字病院	1.0451	0.0782	0.0312	0.0000
31071	兵庫	兵庫県立こども病院	1.0451	0.0791	0.0047	0.0000
31072	兵庫	兵庫県立西宮病院	1.0451	0.0793	0.0234	0.0000
31073	兵庫	兵庫県立加古川医療センター	1.0451	0.0742	0.0349	0.0000
31074	兵庫	西宮市立中央病院	1.0451	0.0590	0.0206	0.0000
31075	兵庫	独立行政法人国立病院機構姫路医療センター	1.0451	0.0687	0.0178	0.0000
31076	兵庫	独立行政法人国立病院機構神戸医療センター	1.0451	0.0610	0.0176	0.0000
31077	奈良	医療法人新生会総合病院高の原中央病院	1.0451	0.0523	0.0216	0.0000
31078	奈良	医療法人康仁会西の京病院	1.0451	0.0393	0.0121	0.0000
31079	奈良	社会福祉法人恩賜財団済生会奈良病院	1.0451	0.0437	0.0066	0.0000
31080	奈良	市立奈良病院	1.0451	0.1042	0.0257	0.0000
31081	奈良	社会医療法人松本快生会西奈良中央病院	1.0451	0.0836	0.0067	0.0000
31082	奈良	社会医療法人田北会田北病院	1.0451	0.0678	0.0117	0.0000
31083	奈良	独立行政法人地域医療機能推進機構大和郡山病院	1.0451	0.0300	0.0119	0.0000
31084	奈良	近畿大学奈良病院	1.0451	0.0729	0.0151	0.0000
31085	奈良	医療法人社団松下会白庭病院	1.0451	0.0650	0.0139	0.0000
31086	奈良	生駒市立病院	1.0451	0.0635	0.0342	0.0000
31087	奈良	社会福祉法人恩賜財団済生会中和病院	1.0451	0.0714	0.0165	0.0000
31088	奈良	奈良県西和医療センター	1.0451	0.0981	0.0401	0.0000
31089	奈良	国保中央病院	1.0451	0.0336	0.0092	0.0000
31090	奈良	大和高田市立病院	1.0451	0.0688	0.0122	0.0000
31091	奈良	社会医療法人高清会高井病院	1.0451	0.0725	0.0217	0.0000
31092	奈良	平成記念病院	1.0451	0.0699	0.0155	0.0000
31093	奈良	社会福祉法人恩賜財団済生会御所病院	1.0451	0.0758	0.0148	0.0000
31094	奈良	南和広域医療企業団南奈良総合医療センター	1.0451	0.1227	0.0328	0.0000
31095	奈良	社会医療法人高清会香芝旭ヶ丘病院	1.0451	0.0874	0.0021	0.0000
31096	奈良	宇陀市立病院	1.0451	0.0607	0.0296	0.0000
31097	和歌山	角谷整形外科病院	1.0451	0.0410	0.0000	0.0000
31098	和歌山	医療法人愛晋会中江病院	1.0451	0.0658	0.0072	0.0000
31099	和歌山	誠佑記念病院	1.0451	0.0217	0.0143	0.0000
31100	和歌山	済生会和歌山病院	1.0451	0.0862	0.0334	0.0000
31101	和歌山	独立行政法人労働者健康安全機構和歌山労災病院	1.0451	0.0785	0.0189	0.0000
31102	和歌山	医療法人南労会紀和病院	1.0451	0.1080	0.0313	0.0000
31103	和歌山	済生会有田病院	1.0451	0.0456	0.0084	0.0000
31104	和歌山	公立那賀病院	1.0451	0.0952	0.0143	0.0000
31105	和歌山	北出病院	1.0451	0.0797	0.0131	0.0000
31106	和歌山	ひだか病院	1.0451	0.0868	0.0132	0.0000
31107	和歌山	白浜はまゆう病院	1.0451	0.1032	0.0110	0.0000
31108	和歌山	有田市立病院	1.0451	0.0967	0.0271	0.0000
31109	和歌山	新宮市立医療センター	1.0451	0.0966	0.0158	0.0000
31110	和歌山	海南医療センター	1.0451	0.0529	0.0176	0.0000
31111	和歌山	橋本市民病院	1.0451	0.0878	0.0189	0.0000
31112	和歌山	紀南病院	1.0451	0.1042	0.0061	0.0000
31113	和歌山	独立行政法人国立病院機構南和歌山医療センター	1.0451	0.1010	0.0304	0.0000
31114	鳥取	鳥取赤十字病院	1.0451	0.0890	0.0120	0.0000
31115	鳥取	鳥取市立病院	1.0451	0.0650	0.0213	0.0000
31116	鳥取	鳥取生協病院	1.0451	0.0950	0.0193	0.0000
31117	鳥取	独立行政法人労働者健康安全機構山陰労災病院	1.0451	0.0837	0.0201	0.0000
31118	鳥取	社会医療法人同愛会博愛病院	1.0451	0.0768	0.0211	0.0000
31119	鳥取	鳥取県立厚生病院	1.0451	0.1217	0.0153	0.0000
31120	鳥取	医療法人十字会野島病院	1.0063	0.0721	0.0190	0.0000
31121	鳥取	鳥取県済生会境港総合病院	1.0451	0.0625	0.0236	0.0000
31122	鳥取	鳥取県中部医師会立三朝温泉病院	1.0063	0.0946	0.0078	0.0000
31123	鳥取	独立行政法人国立病院機構米子医療センター	1.0451	0.0643	0.0119	0.0000
31124	島根	松江赤十字病院	1.0451	0.1249	0.0225	0.0000
31125	島根	総合病院松江生協病院	1.0451	0.0625	0.0247	0.0000
31126	島根	松江市立病院	1.0451	0.0876	0.0182	0.0000
31127	島根	島根県立中央病院	1.0451	0.1338	0.0177	0.0000
31128	島根	大田市立病院	1.0451	0.0999	0.0156	0.0000
31129	島根	益田赤十字病院	1.0451	0.1136	0.0184	0.0000
31130	島根	公益社団法人益田市医師会立益田地域医療センター医師会病院	1.0063	0.0841	0.0059	0.0000
31131	島根	独立行政法人地域医療機能推進機構玉造病院	1.0451	0.0589	0.0005	0.0000
31132	島根	安来市立病院	1.0063	0.0587	0.0134	0.0000
31133	島根	雲南市立病院	1.0451	0.0961	0.0190	0.0000
31134	島根	出雲徳洲会病院	1.0451	0.0551	0.0296	0.0000

31135	島根	独立行政法人国立病院機構浜田医療センター	1.0451	0.1427	0.0219	0.0000
31136	岡山	光生病院	1.0451	0.0476	0.0033	0.0000
31137	岡山	総合病院岡山協立病院	1.0451	0.0701	0.0194	0.0000
31138	削除	削除	削除	削除	削除	削除
31139	岡山	岡山旭東病院	1.0451	0.0860	0.0267	0.0000
31140	岡山	岡村一心堂病院	1.0451	0.0927	0.0372	0.0000
31141	岡山	竜操整形外科病院	1.0063	0.0814	0.0083	0.0000
31142	岡山	社会医療法人鴻仁会岡山中央病院	1.0451	0.0714	0.0119	0.0000
31143	岡山	心臓病センター榊原病院	1.0451	0.0664	0.0155	0.0000
31144	岡山	岡山西大寺病院	1.0451	0.0582	0.0023	0.0000
31145	岡山	川崎医科大学総合医療センター	1.0451	0.0801	0.0214	0.0000
31146	岡山	水島中央病院	1.0451	0.0900	0.0244	0.0000
31147	岡山	倉敷成人病センター	1.0451	0.0675	0.0062	0.0000
31148	岡山	水島協同病院	1.0451	0.0527	0.0153	0.0000
31149	岡山	松田病院	1.0451	0.0590	0.0082	0.0000
31150	岡山	倉敷平成病院	1.0451	0.0675	0.0186	0.0000
31151	岡山	医療法人創生会渡辺胃腸科外科病院	1.0451	0.0341	0.0090	0.0000
31152	岡山	医療法人天馬会チクバ外科胃腸科肛門科病院	1.0451	0.0455	0.0026	0.0000
31153	岡山	医療法人社団新風会玉島中央病院	1.0063	0.1050	0.0104	0.0000
31154	岡山	倉敷第一病院	1.0451	0.0758	0.0119	0.0000
31155	岡山	中島病院	1.0451	0.0550	0.0080	0.0000
31156	岡山	笠岡第一病院	1.0451	0.0470	0.0200	0.0000
31157	岡山	医療法人清梁会高梁中央病院	1.0063	0.0653	0.0068	0.0000
31158	岡山	金光病院	1.0063	0.0379	0.0032	0.0000
31159	岡山	金田病院	1.0451	0.0764	0.0128	0.0000
31160	岡山	独立行政法人労働者健康安全機構岡山労災病院	1.0451	0.0750	0.0208	0.0000
31161	岡山	岡山済生会総合病院	1.0451	0.0923	0.0218	0.0000
31162	岡山	倉敷市立市民病院	1.0451	0.0528	0.0134	0.0000
31163	岡山	岡山市立市民病院	1.0451	0.1175	0.0343	0.0000
31164	広島	中国電力株式会社中電病院	1.0451	0.0398	0.0092	0.0000
31165	広島	医療法人あかね会土谷総合病院	1.0451	0.0647	0.0116	0.0000
31166	広島	広島赤十字・原爆病院	1.0451	0.1288	0.0166	0.0000
31167	広島	広島厚生病院	1.0063	0.0759	0.0106	0.0000
31168	広島	医療法人社団おると会浜脇整形外科病院	1.0451	0.0614	0.0057	0.0000
31169	広島	県立二葉の里病院	1.0451	0.0645	0.0186	0.0000
31170	広島	翠清会梶川病院	1.0451	0.0963	0.0358	0.0000
31171	広島	国家公務員共済組合連合会広島記念病院	1.0451	0.0483	0.0164	0.0000
31172	広島	医療法人社団うすい会高陽ニュータウン病院	1.0451	0.0384	0.0012	0.0000
31173	広島	医療法人社団一陽会原田病院	1.0451	0.0627	0.0065	0.0000
31174	広島	荒木脳神経外科病院	1.0451	0.1003	0.0195	0.0000
31175	広島	五日市記念病院	1.0451	0.0954	0.0212	0.0000
31176	広島	広島医療生活協同組合広島共立病院	1.0451	0.0705	0.0163	0.0000
31177	広島	国家公務員共済組合連合会呉共済病院	1.0451	0.0873	0.0251	0.0000
31178	広島	独立行政法人労働者健康安全機構中国労災病院	1.0451	0.0825	0.0279	0.0000
31179	広島	医療法人社団仁慈会安田病院	1.0063	0.0737	0.0060	0.0000
31180	広島	総合病院三原赤十字病院	1.0451	0.0667	0.0163	0.0000
31181	広島	社会医療法人里仁会興生総合病院	1.0451	0.0705	0.0278	0.0000
31182	広島	尾道市立市民病院	1.0451	0.0868	0.0193	0.0000
31183	広島	公立みつぎ総合病院	1.0451	0.0744	0.0209	0.0000
31184	広島	広島県厚生農業協同組合連合会尾道総合病院	1.0451	0.1253	0.0175	0.0000
31185	広島	公立学校共済組合中国中央病院	1.0451	0.0990	0.0157	0.0000
31186	広島	日本鋼管福山病院	1.0451	0.0900	0.0097	0.0000
31187	広島	脳神経センター大田記念病院	1.0451	0.1253	0.0358	0.0000
31188	広島	医療法人辰川会山陽病院	1.0063	0.1123	0.0108	0.0000
31189	広島	医療法人財団竹政会福山循環器病院	1.0451	0.0772	0.0306	0.0000
31190	広島	市立三次中央病院	1.0451	0.1225	0.0213	0.0000
31191	広島	井野口病院	1.0451	0.0917	0.0177	0.0000
31192	広島	広島県厚生農業協同組合連合会広島総合病院	1.0451	0.1300	0.0268	0.0000
31193	広島	済生会広島病院	1.0451	0.0384	0.0100	0.0000
31194	広島	マツダ株式会社マツダ病院	1.0451	0.0730	0.0181	0.0000
31195	広島	広島県厚生農業協同組合連合会吉田総合病院	1.0451	0.0793	0.0202	0.0000
31196	広島	沼隈病院	1.0063	0.1022	0.0259	0.0000
31197	広島	寺岡記念病院	1.0451	0.0592	0.0190	0.0000
31198	広島	独立行政法人国立病院機構福山医療センター	1.0451	0.0890	0.0095	0.0000
31199	広島	独立行政法人国立病院機構広島西医療センター	1.0451	0.0886	0.0127	0.0000
31200	山口	独立行政法人地域医療機能推進機構下関医療センター	1.0451	0.0659	0.0249	0.0000
31201	山口	山口県済生会下関総合病院	1.0451	0.1115	0.0132	0.0000

31202	山口	下関市立市民病院	1.0451	0.1088	0.0233	0.0000
31203	山口	宇部中央病院	1.0451	0.0629	0.0185	0.0000
31204	山口	済生会山口総合病院	1.0451	0.0769	0.0161	0.0000
31205	山口	綜合病院山口赤十字病院	1.0451	0.0915	0.0146	0.0000
31206	山口	萩市民病院	1.0451	0.0706	0.0182	0.0000
31207	山口	独立行政法人地域医療機能推進機構徳山中央病院	1.0451	0.1400	0.0116	0.0000
31208	山口	一般財団法人防府消化器病センター防府胃腸病院	1.0451	0.0665	0.0193	0.0000
31209	山口	山口県立総合医療センター	1.0451	0.1049	0.0235	0.0000
31210	山口	周南記念病院	1.0451	0.0809	0.0182	0.0000
31211	山口	岩国市医療センター医師会病院	1.0063	0.1144	0.0094	0.0000
31212	山口	独立行政法人労働者健康安全機構山口労災病院	1.0451	0.0669	0.0180	0.0000
31213	山口	山陽小野田市民病院	1.0451	0.0689	0.0139	0.0000
31214	山口	光市立光総合病院	1.0451	0.0621	0.0195	0.0000
31215	山口	山口県厚生農業協同組合連合会長門総合病院	1.0451	0.1142	0.0094	0.0000
31216	山口	山口県厚生農業協同組合連合会周東総合病院	1.0451	0.0887	0.0184	0.0000
31217	山口	周南市立新南陽市民病院	1.0451	0.0530	0.0124	0.0000
31218	山口	山口県厚生農業協同組合連合会小郡第一総合病院	1.0451	0.0509	0.0090	0.0000
31219	山口	独立行政法人国立病院機構山口宇部医療センター	1.0451	0.0526	0.0058	0.0000
31220	山口	独立行政法人国立病院機構岩国医療センター	1.0451	0.1317	0.0202	0.0000
31221	山口	独立行政法人国立病院機構関門医療センター	1.0451	0.0810	0.0162	0.0000
31222	徳島	徳島県立中央病院	1.0451	0.1374	0.0258	0.0000
31223	徳島	徳島市民病院	1.0451	0.0946	0.0175	0.0000
31224	徳島	亀井病院	1.0063	0.0381	0.0075	0.0000
31225	徳島	たまき青空病院	1.0063	0.0369	0.0056	0.0000
31226	徳島	川島病院	1.0451	0.0557	0.0072	0.0000
31227	徳島	徳島県鳴門病院	1.0451	0.0796	0.0161	0.0000
31228	徳島	阿南医療センター	1.0451	0.0922	0.0110	0.0000
31229	徳島	ホウエツ病院	1.0063	0.0794	0.0060	0.0000
31230	徳島	徳島県立三好病院	1.0451	0.0951	0.0270	0.0000
31231	徳島	徳島県立海部病院	1.0451	0.1089	0.0083	0.0000
31232	徳島	吉野川医療センター	1.0451	0.0685	0.0083	0.0000
31233	徳島	つるぎ町立半田病院	1.0451	0.0569	0.0029	0.0000
31234	香川	社会医療法人財団大樹会総合病院回生病院	1.0451	0.0773	0.0129	0.0000
31235	香川	地域医療機構りつりん病院	1.0451	0.0511	0.0084	0.0000
31236	香川	独立行政法人労働者健康安全機構香川労災病院	1.0451	0.0857	0.0166	0.0000
31237	香川	香川県厚生農業協同組合連合会滝宮総合病院	1.0451	0.0640	0.0167	0.0000
31238	香川	国家公務員共済組合連合会高松病院	1.0451	0.0633	0.0282	0.0000
31239	香川	三豊総合病院	1.0451	0.0876	0.0075	0.0000
31240	香川	さぬき市民病院	1.0451	0.0559	0.0057	0.0000
31241	香川	社会福祉法人恩賜財団済生会支部香川県済生会病院	1.0451	0.0875	0.0161	0.0000
31242	香川	坂出市立病院	1.0451	0.0908	0.0097	0.0000
31243	香川	香川県厚生農業協同組合連合会屋島総合病院	1.0451	0.0598	0.0152	0.0000
31244	香川	高松市立みんなの病院	1.0451	0.0878	0.0205	0.0000
31245	香川	独立行政法人国立病院機構四国こどもとおとなの医療センター	1.0451	0.0972	0.0300	0.0000
31246	愛媛	社会福祉法人恩賜財団済生会松山病院	1.0451	0.0833	0.0355	0.0000
31247	愛媛	松山市民病院	1.0451	0.0671	0.0244	0.0000
31248	愛媛	瀬戸内海病院	1.0063	0.0467	0.0023	0.0000
31249	愛媛	愛媛県立今治病院	1.0451	0.0815	0.0149	0.0000
31250	愛媛	社会福祉法人恩賜財団済生会今治病院	1.0451	0.0835	0.0135	0.0000
31251	愛媛	医療法人徳洲会宇和島徳洲会病院	1.0451	0.0521	0.0366	0.0000
31252	愛媛	市立宇和島病院	1.0451	0.1211	0.0139	0.0000
31253	愛媛	独立行政法人地域医療機能推進機構宇和島病院	1.0451	0.0826	0.0130	0.0000
31254	愛媛	住友別子病院	1.0451	0.0653	0.0227	0.0000
31255	愛媛	独立行政法人労働者健康安全機構愛媛労災病院	1.0451	0.0287	0.0133	0.0000
31256	愛媛	愛媛県立新居浜病院	1.0451	0.0864	0.0287	0.0000
31257	愛媛	一般財団法人積善会十全総合病院	1.0451	0.0470	0.0222	0.0000
31258	愛媛	西条市立周桑病院	1.0063	0.0538	0.0110	0.0000
31259	愛媛	西条中央病院	1.0451	0.0818	0.0286	0.0000
31260	愛媛	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	1.0451	0.0613	0.0190	0.0000
31261	愛媛	市立大洲病院	1.0451	0.0544	0.0195	0.0000
31262	愛媛	社会医療法人北斗会大洲中央病院	1.0451	0.0743	0.0351	0.0000
31263	愛媛	公立学校共済組合四国中央病院	1.0451	0.0756	0.0170	0.0000
31264	愛媛	社会医療法人石川記念会ＨＩＴＯ病院	1.0451	0.1000	0.0235	0.0000
31265	愛媛	独立行政法人国立病院機構四国がんセンター	1.0451	0.0483	0.0022	0.0000
31266	高知	医療法人久会図南病院	1.0063	0.0302	0.0023	0.0000
31267	高知	社会医療法人仁生会細木病院	1.0451	0.0589	0.0129	0.0000

31268	高知	いずみの病院	1.0451	0.0602	0.0081	0.0000
31269	高知	高知高須病院	1.0063	0.0418	0.0012	0.0000
31270	高知	高知県立あき総合病院	1.0451	0.0934	0.0250	0.0000
31271	高知	ＪＡ高知病院	1.0451	0.0527	0.0121	0.0000
31272	高知	土佐市立土佐市民病院	1.0451	0.0772	0.0258	0.0000
31273	高知	医療法人五月会須崎くろしお病院	1.0451	0.0639	0.0267	0.0000
31274	削除	削除	削除	削除	削除	削除
31275	高知	高知県立幡多けんみん病院	1.0451	0.1323	0.0233	0.0000
31276	高知	くぼかわ病院	1.0063	0.0921	0.0047	0.0000
31277	高知	医療法人社団若鮎北島病院	1.0063	0.0391	0.0036	0.0000
31278	高知	独立行政法人国立病院機構高知病院	1.0451	0.0575	0.0108	0.0000
31279	福岡	医療法人輝栄会福岡輝栄会病院	1.0451	0.0673	0.0224	0.0000
31280	福岡	福岡市民病院	1.0451	0.0720	0.0163	0.0000
31281	福岡	地方独立行政法人福岡市立病院機構福岡市立こども病院	1.0451	0.0682	0.0006	0.0000
31282	福岡	貝塚病院	1.0063	0.0870	0.0030	0.0000
31283	福岡	医療法人原三信病院	1.0451	0.0499	0.0091	0.0000
31284	福岡	国家公務員共済組合連合会千早病院	1.0451	0.0520	0.0105	0.0000
31285	福岡	社会医療法人原土井病院	1.0451	0.0662	0.0004	0.0000
31286	福岡	千鳥橋病院	1.0451	0.0718	0.0258	0.0000
31287	福岡	社会医療法人社団至誠会木村病院	1.0451	0.0589	0.0174	0.0000
31288	福岡	医療法人豊資会加野病院	1.0063	0.0300	0.0001	0.0000
31289	福岡	医療法人社団日晴会久恒病院	1.0063	0.0246	0.0000	0.0000
31290	福岡	福岡青洲会病院	1.0451	0.1032	0.0354	0.0000
31291	削除	削除	削除	削除	削除	削除
31292	福岡	宗像水光会総合病院	1.0451	0.0633	0.0245	0.0000
31293	福岡	宗像医師会病院	1.0451	0.0543	0.0103	0.0000
31294	福岡	医療法人庄正会蜂須賀病院	1.0451	0.0949	0.0392	0.0000
31295	福岡	医療法人佐田厚生会佐田病院	1.0451	0.0454	0.0069	0.0000
31296	福岡	福岡大学西新病院	1.0451	0.0330	0.0149	0.0000
31297	福岡	福岡中央病院	1.0451	0.0383	0.0066	0.0000
31298	福岡	社会医療法人財団白十字会白十字病院	1.0451	0.0825	0.0248	0.0000
31299	福岡	さくら病院	1.0063	0.0602	0.0077	0.0000
31300	福岡	西福岡病院	1.0063	0.0707	0.0087	0.0000
31301	福岡	国家公務員共済組合連合会浜の町病院	1.0451	0.0968	0.0113	0.0000
31302	福岡	福岡記念病院	1.0451	0.0878	0.0311	0.0000
31303	福岡	福西会病院	1.0451	0.0664	0.0285	0.0000
31304	福岡	福岡リハビリテーション病院	1.0451	0.0686	0.0018	0.0000
31305	福岡	福岡脳神経外科病院	1.0451	0.0999	0.0216	0.0000
31306	福岡	社会医療法人喜悦会那珂川病院	1.0451	0.0728	0.0088	0.0000
31307	福岡	公立学校共済組合九州中央病院	1.0451	0.0967	0.0303	0.0000
31308	福岡	福岡県済生会二日市病院	1.0451	0.0901	0.0382	0.0000
31309	福岡	福岡大学筑紫病院	1.0451	0.0857	0.0208	0.0000
31310	福岡	糸島医師会病院	1.0451	0.0391	0.0091	0.0000
31311	福岡	医療法人恵真会渡辺整形外科病院	1.0063	0.0730	0.0048	0.0000
31312	福岡	公立八女総合病院	1.0451	0.0724	0.0191	0.0000
31313	福岡	医療法人社団慶仁会川崎病院	1.0451	0.0762	0.0026	0.0000
31314	福岡	聖マリア病院	1.0451	0.1280	0.0301	0.0000
31315	福岡	独立行政法人地域医療機能推進機構久留米総合病院	1.0451	0.0289	0.0051	0.0000
31316	福岡	くるめ病院	1.0451	0.0293	0.0048	0.0000
31317	福岡	古賀病院21	1.0451	0.0603	0.0143	0.0000
31318	福岡	医療法人松風海内藤病院	1.0451	0.0563	0.0092	0.0000
31319	福岡	筑後市立病院	1.0451	0.0416	0.0081	0.0000
31320	福岡	朝倉医師会病院	1.0451	0.0667	0.0113	0.0000
31321	福岡	医療法人社団高邦会高木病院	1.0451	0.0640	0.0225	0.0000
31322	削除	削除	削除	削除	削除	削除
31323	福岡	嶋田病院	1.0451	0.1123	0.0429	0.0000
31324	福岡	医療法人聖峰会田主丸中央病院	1.0451	0.0774	0.0249	0.0000
31325	福岡	姫野病院	1.0451	0.1226	0.0356	0.0000
31326	福岡	ヨコクラ病院	1.0451	0.0797	0.0348	0.0000
31327	福岡	長田病院	1.0451	0.0430	0.0163	0.0000
31328	福岡	米の山病院	1.0451	0.0629	0.0177	0.0000
31329	福岡	杉循環器科内科病院	1.0063	0.0443	0.0136	0.0000
31330	福岡	社会保険大牟田天領病院	1.0451	0.0673	0.0093	0.0000
31331	福岡	大牟田市立病院	1.0451	0.0793	0.0085	0.0000
31332	福岡	社会保険直方病院	1.0451	0.0400	0.0113	0.0000

31333	福岡	独立行政法人地域医療機能推進機構福岡ゆたか中央病院	1.0451	0.0405	0.0157	0.0000
31334	福岡	飯塚市立病院	1.0451	0.0657	0.0217	0.0000
31335	福岡	社会保険田川病院	1.0451	0.0668	0.0268	0.0000
31336	福岡	田川市立病院	1.0451	0.0755	0.0170	0.0000
31337	福岡	遠賀中間医師会おんが病院	1.0451	0.0634	0.0128	0.0000
31338	福岡	福岡新水巻病院	1.0451	0.0913	0.0320	0.0000
31339	福岡	社会医療法人共愛会戸畑共立病院	1.0451	0.0997	0.0280	0.0000
31340	福岡	製鉄記念八幡病院	1.0451	0.0675	0.0297	0.0000
31341	福岡	福岡県済生会八幡総合病院	1.0451	0.0707	0.0195	0.0000
31342	福岡	北九州市立八幡病院	1.0451	0.0588	0.0209	0.0000
31343	福岡	社会医療法人陽明会小波瀬病院	1.0451	0.0739	0.0095	0.0000
31344	福岡	新行橋病院	1.0451	0.0966	0.0354	0.0000
31345	福岡	公益社団法人日本海員掖済会門司掖済会病院	1.0451	0.0295	0.0069	0.0000
31346	福岡	独立行政法人労働者健康安全機構九州労災病院門司メディカルセンター	1.0451	0.0451	0.0189	0.0000
31347	福岡	新小文字病院	1.0451	0.0929	0.0368	0.0000
31348	福岡	九州鉄道記念病院	1.0451	0.0257	0.0160	0.0000
31349	福岡	独立行政法人労働者健康安全機構九州労災病院	1.0451	0.0816	0.0168	0.0000
31350	福岡	国家公務員共済組合連合会新小倉病院	1.0451	0.0943	0.0097	0.0000
31351	福岡	健和会大手町病院	1.0451	0.1001	0.0397	0.0000
31352	福岡	北九州総合病院	1.0451	0.0956	0.0229	0.0000
31353	福岡	北九州市立医療センター	1.0451	0.0960	0.0033	0.0000
31354	福岡	独立行政法人国立病院機構福岡東医療センター	1.0451	0.1030	0.0173	0.0000
31355	福岡	独立行政法人国立病院機構九州がんセンター	1.0451	0.0716	0.0007	0.0000
31356	福岡	独立行政法人国立病院機構小倉医療センター	1.0451	0.0475	0.0046	0.0000
31357	佐賀	医療法人尽心会百武整形外科病院	1.0063	0.0086	0.0000	0.0000
31358	佐賀	今村病院	1.0451	0.0652	0.0162	0.0000
31359	佐賀	やよいがおか鹿毛病院	1.0451	0.1046	0.0105	0.0000
31360	佐賀	山元記念病院	1.0451	0.0671	0.0113	0.0000
31361	佐賀	副島整形外科病院	1.0451	0.0723	0.0051	0.0000
31362	佐賀	新武雄病院	1.0451	0.0797	0.0258	0.0000
31363	佐賀	祐愛会織田病院	1.0451	0.0499	0.0187	0.0000
31364	佐賀	白石共立病院	1.0451	0.0866	0.0023	0.0000
31365	佐賀	社会福祉法人恩賜財団済生会唐津病院	1.0451	0.0756	0.0324	0.0000
31366	佐賀	独立行政法人地域医療機能推進機構佐賀中部病院	1.0451	0.0648	0.0076	0.0000
31367	佐賀	伊万里有田共立病院	1.0451	0.0630	0.0180	0.0000
31368	佐賀	唐津赤十字病院	1.0451	0.1008	0.0148	0.0000
31369	佐賀	独立行政法人国立病院機構佐賀病院	1.0451	0.0449	0.0101	0.0000
31370	佐賀	独立行政法人国立病院機構嬉野医療センター	1.0451	0.0945	0.0185	0.0000
31371	長崎	社会医療法人春回会井上病院	1.0451	0.0580	0.0228	0.0000
31372	長崎	聖フランシスコ病院	1.0451	0.0808	0.0023	0.0000
31373	長崎	社会医療法人長崎記念病院	1.0451	0.0534	0.0039	0.0000
31374	長崎	長崎掖済会病院	1.0063	0.0674	0.0052	0.0000
31375	長崎	医療法人光晴会病院	1.0451	0.0380	0.0089	0.0000
31376	長崎	医療法人厚生会虹が丘病院	1.0451	0.0625	0.0066	0.0000
31377	長崎	社会医療法人財団白十字会佐世保中央病院	1.0451	0.0793	0.0097	0.0000
31378	長崎	社会医療法人三佼会宮崎病院	1.0451	0.0734	0.0033	0.0000
31379	長崎	医療法人医理会柿添病院	1.0063	0.0329	0.0022	0.0000
31380	長崎	医療法人光善会長崎百合野病院	1.0451	0.0840	0.0096	0.0000
31381	長崎	医療法人徳洲会長崎北徳洲会病院	1.0451	0.0583	0.0424	0.0000
31382	長崎	医療法人伴帥会愛野記念病院	1.0451	0.0422	0.0036	0.0000
31383	長崎	医療法人栄和会泉川病院	1.0451	0.0491	0.0098	0.0000
31384	長崎	独立行政法人国立病院機構長崎川棚医療センター	1.0451	0.0744	0.0095	0.0000
31385	長崎	独立行政法人労働者健康安全機構長崎労災病院	1.0451	0.0823	0.0157	0.0000
31386	長崎	国家公務員共済組合連合会佐世保共済病院	1.0451	0.0666	0.0139	0.0000
31387	長崎	社会福祉法人十善会十善会病院	1.0451	0.0620	0.0224	0.0000
31388	長崎	独立行政法人地域医療機能推進機構諫早総合病院	1.0451	0.0858	0.0073	0.0000
31389	長崎	市立大村市民病院	1.0451	0.0648	0.0124	0.0000
31390	長崎	日本赤十字社長崎原爆病院	1.0451	0.1133	0.0098	0.0000
31391	長崎	社会福祉法人恩賜財団済生会支部済生会長崎病院	1.0451	0.0766	0.0260	0.0000
31392	長崎	公立小浜温泉病院	1.0451	0.0759	0.0134	0.0000
31393	長崎	長崎県上五島病院	1.0451	0.1119	0.0267	0.0000
31394	長崎	長崎県五島中央病院	1.0451	0.1233	0.0245	0.0000
31395	長崎	長崎県島原病院	1.0451	0.1100	0.0122	0.0000
31396	長崎	地方独立行政法人長崎市立病院機構長崎みなとメディカルセンター	1.0451	0.1057	0.0226	0.0000

31397	長崎	長崎県壱岐病院	1.0451	0.1119	0.0154	0.0000
31398	長崎	長崎県対馬病院	1.0451	0.1023	0.0235	0.0000
31399	熊本	くわみず病院	1.0451	0.0264	0.0061	0.0000
31400	熊本	江南病院	1.0451	0.0697	0.0004	0.0000
31401	熊本	成尾整形外科病院	1.0063	0.0477	0.0001	0.0000
31402	熊本	熊本市医師会熊本地域医療センター	1.0451	0.0631	0.0164	0.0000
31403	熊本	熊本機能病院	1.0451	0.0624	0.0038	0.0000
31404	熊本	福田病院	1.0451	0.0377	0.0008	0.0000
31405	熊本	宇城総合病院	1.0451	0.0740	0.0060	0.0000
31406	熊本	一般社団法人天草郡市医師会立天草地域医療センター	1.0451	0.0828	0.0180	0.0000
31407	熊本	熊本リハビリテーション病院	1.0451	0.0851	0.0011	0.0000
31408	熊本	熊本セントラル病院	1.0451	0.1089	0.0113	0.0000
31409	熊本	くまもと森都総合病院	1.0451	0.0648	0.0011	0.0000
31410	熊本	大腸肛門病センター高野病院	1.0451	0.0319	0.0026	0.0000
31411	熊本	熊本整形外科病院	1.0451	0.0488	0.0006	0.0000
31412	熊本	独立行政法人国立病院機構熊本医療センター	1.0451	0.1101	0.0244	0.0000
31413	熊本	山鹿市民医療センター	1.0451	0.0595	0.0079	0.0000
31414	熊本	熊本市立熊本市民病院	1.0451	0.0963	0.0122	0.0000
31415	熊本	荒尾市立有明医療センター	1.0451	0.0794	0.0155	0.0000
31416	熊本	阿蘇医療センター	1.0451	0.0609	0.0014	0.0000
31417	熊本	熊本中央病院	1.0451	0.0729	0.0051	0.0000
31418	熊本	独立行政法人労働者健康安全機構熊本労災病院	1.0451	0.1032	0.0181	0.0000
31419	熊本	国保水俣市立総合医療センター	1.0451	0.0973	0.0166	0.0000
31420	熊本	独立行政法人地域医療機能推進機構熊本総合病院	1.0451	0.0917	0.0150	0.0000
31421	熊本	独立行政法人地域医療機能推進機構人吉医療センター	1.0451	0.1080	0.0187	0.0000
31422	熊本	独立行政法人地域医療機能推進機構天草中央総合病院	1.0451	0.0647	0.0138	0.0000
31423	熊本	上天草市立上天草総合病院	1.0451	0.0841	0.0111	0.0000
31424	熊本	球磨郡公立多良木病院	1.0451	0.0623	0.0197	0.0000
31425	熊本	熊本市立植木病院	1.0063	0.0379	0.0096	0.0000
31426	熊本	くまもと県北病院	1.0451	0.1061	0.0154	0.0000
31427	大分	大分中村病院	1.0451	0.0753	0.0105	0.0000
31428	大分	大分記念病院	1.0063	0.0590	0.0035	0.0000
31429	大分	大分岡病院	1.0451	0.0836	0.0075	0.0000
31430	削除	削除	削除	削除	削除	削除
31431	大分	大分こども病院	1.0451	0.0835	0.0001	0.0000
31432	大分	大分三愛メディカルセンター	1.0451	0.0863	0.0221	0.0000
31433	大分	大分市医師会立アルメイダ病院	1.0451	0.0810	0.0166	0.0000
31434	大分	河野脳神経外科病院	1.0063	0.0851	0.0460	0.0000
31435	大分	国家公務員共済組合連合会新別府病院	1.0451	0.0773	0.0191	0.0000
31436	大分	大分県厚生連鶴見病院	1.0451	0.0880	0.0163	0.0000
31437	大分	中津市立中津市民病院	1.0451	0.1189	0.0123	0.0000
31438	大分	川嶌整形外科病院	1.0451	0.0820	0.0053	0.0000
31439	大分	日田中央病院	1.0063	0.0565	0.0094	0.0000
31440	大分	大分県済生会日田病院	1.0451	0.0918	0.0151	0.0000
31441	大分	独立行政法人地域医療機能推進機構南海医療センター	1.0451	0.0668	0.0101	0.0000
31442	大分	臼杵市医師会立コスモス病院	1.0451	0.0842	0.0153	0.0000
31443	削除	削除	削除	削除	削除	削除
31444	大分	高田中央病院	1.0451	0.0535	0.0046	0.0000
31445	大分	杵築市立山香病院	1.0451	0.0688	0.0043	0.0000
31446	削除	削除	削除	削除	削除	削除
31447	大分	宇佐高田医師会病院	1.0451	0.0570	0.0082	0.0000
31448	大分	豊後大野市民病院	1.0451	0.0891	0.0205	0.0000
31449	削除	削除	削除	削除	削除	削除
31450	大分	国東市民病院	1.0451	0.0765	0.0159	0.0000
31451	大分	独立行政法人国立病院機構別府医療センター	1.0451	0.1002	0.0180	0.0000
31452	大分	独立行政法人国立病院機構大分医療センター	1.0451	0.0425	0.0088	0.0000
31453	大分	大分赤十字病院	1.0451	0.0766	0.0187	0.0000
31454	宮崎	潤和リハビリテーション振興財団潤和会記念病院	1.0451	0.0604	0.0109	0.0000
31455	宮崎	古賀総合病院	1.0451	0.0782	0.0159	0.0000
31456	宮崎	南部病院	1.0451	0.0579	0.0184	0.0000
31457	宮崎	金丸脳神経外科病院	1.0063	0.0902	0.0102	0.0000
31458	宮崎	宮崎生協病院	1.0451	0.0757	0.0169	0.0000
31459	宮崎	宮崎善仁会病院	1.0451	0.0682	0.0072	0.0000
31460	宮崎	宮崎市郡医師会病院	1.0451	0.0957	0.0154	0.0000

31461	宮崎	藤元総合病院	1.0451	0.0472	0.0148	0.0000
31462	宮崎	橘病院	1.0063	0.1109	0.0000	0.0000
31463	宮崎	都城市郡医師会病院	1.0451	0.0906	0.0326	0.0000
31464	宮崎	小林市立病院	1.0451	0.0713	0.0117	0.0000
31465	宮崎	医療法人誠和会和田病院	1.0063	0.0798	0.0140	0.0000
31466	宮崎	社会医療法人泉和会千代田病院	1.0451	0.0941	0.0208	0.0000
31467	宮崎	独立行政法人国立病院機構都城医療センター	1.0451	0.1107	0.0016	0.0000
31468	宮崎	県立宮崎病院	1.0451	0.1259	0.0212	0.0000
31469	宮崎	県立延岡病院	1.0451	0.1520	0.0207	0.0000
31470	宮崎	県立日南病院	1.0451	0.1121	0.0241	0.0000
31471	鹿児島	公益社団法人鹿児島共済会南風病院	1.0451	0.0836	0.0160	0.0000
31472	鹿児島	鹿児島赤十字病院	1.0451	0.0589	0.0041	0.0000
31473	鹿児島	総合病院鹿児島生協病院	1.0451	0.0700	0.0235	0.0000
31474	鹿児島	中央病院	1.0451	0.0632	0.0124	0.0000
31475	鹿児島	今村総合病院	1.0451	0.0943	0.0155	0.0000
31476	鹿児島	鹿児島市医師会病院	1.0451	0.0354	0.0028	0.0000
31477	鹿児島	いづろ今村病院	1.0451	0.0569	0.0012	0.0000
31478	鹿児島	相良病院	1.0451	0.0198	0.0002	0.0000
31479	鹿児島	米盛病院	1.0451	0.1140	0.0126	0.0000
31480	鹿児島	鹿児島厚生連病院	1.0451	0.0425	0.0064	0.0000
31481	鹿児島	いまきいれ総合病院	1.0451	0.1086	0.0235	0.0000
31482	鹿児島	社会医療法人童仁会池田病院	1.0063	0.0354	0.0002	0.0000
31483	鹿児島	医療法人徳洲会鹿児島徳洲会病院	1.0451	0.0567	0.0263	0.0000
31484	鹿児島	医療法人青仁会池田病院	1.0451	0.1151	0.0081	0.0000
31485	鹿児島	医療法人徳洲会大隅鹿屋病院	1.0451	0.0686	0.0448	0.0000
31486	鹿児島	徳田脳神経外科病院	1.0063	0.0981	0.0349	0.0000
31487	鹿児島	恒心会おぐら病院	1.0451	0.0876	0.0141	0.0000
31488	削除	削除	削除	削除	削除	削除
31489	削除	削除	削除	削除	削除	削除
31490	鹿児島	出水郡医師会広域医療センター	1.0451	0.0875	0.0183	0.0000
31491	鹿児島	出水総合医療センター	1.0451	0.0998	0.0164	0.0000
31492	鹿児島	社会医療法人義順顕彰会種子島医療センター	1.0451	0.1212	0.0307	0.0000
31493	鹿児島	社会福祉法人恩賜財団済生会川内病院	1.0451	0.0927	0.0086	0.0000
31494	鹿児島	川内市医師会立市民病院	1.0451	0.1001	0.0110	0.0000
31495	削除	削除	削除	削除	削除	削除
31496	鹿児島	霧島市立医師会医療センター	1.0451	0.1023	0.0166	0.0000
31497	鹿児島	国分生協病院	1.0451	0.0746	0.0098	0.0000
31498	鹿児島	医療法人徳洲会屋久島徳洲会病院	1.0451	0.0771	0.0481	0.0000
31499	鹿児島	医療法人徳洲会徳之島徳洲会病院	1.0451	0.0636	0.0339	0.0000
31500	鹿児島	医療法人徳洲会名瀬徳洲会病院	1.0451	0.0523	0.0157	0.0000
31501	鹿児島	青雲会病院	1.0451	0.0532	0.0089	0.0000
31502	鹿児島	鹿児島県立薩南病院	1.0451	0.0520	0.0039	0.0000
31503	鹿児島	県立大島病院	1.0451	0.1058	0.0212	0.0000
31504	鹿児島	県立北薩病院	1.0451	0.0596	0.0075	0.0000
31505	鹿児島	県民健康プラザ鹿屋医療センター	1.0451	0.0733	0.0101	0.0000
31506	鹿児島	独立行政法人国立病院機構指宿医療センター	1.0451	0.0432	0.0020	0.0000
31507	鹿児島	独立行政法人国立病院機構南九州病院	1.0451	0.0722	0.0001	0.0000
31508	削除	削除	削除	削除	削除	削除
31509	沖縄	地方独立行政法人那覇市立病院	1.0451	0.1070	0.0262	0.0000
31510	沖縄	沖縄協同病院	1.0451	0.0838	0.0330	0.0000
31511	沖縄	医療法人おもと会大浜第一病院	1.0451	0.0830	0.0204	0.0000
31512	沖縄	社会医療法人敬愛会中頭病院	1.0451	0.1285	0.0247	0.0000
31513	沖縄	医療法人徳洲会宮古島徳洲会病院	1.0451	0.0548	0.0416	0.0000
31514	沖縄	医療法人博愛会牧港中央病院	1.0451	0.0454	0.0026	0.0000
31515	沖縄	社会医療法人仁愛会浦添総合病院	1.0451	0.1103	0.0266	0.0000
31516	沖縄	医療法人八重瀬会同仁病院	1.0451	0.0769	0.0103	0.0000
31517	沖縄	公益社団法人北部地区医師会北部地区医師会病院	1.0451	0.0897	0.0184	0.0000
31518	沖縄	社会医療法人かりゆし会ハートライフ病院	1.0451	0.0835	0.0165	0.0000
31519	沖縄	医療法人徳洲会中部徳洲会病院	1.0451	0.1100	0.0522	0.0000
31520	沖縄	与那原中央病院	1.0451	0.0438	0.0027	0.0000
31521	沖縄	医療法人徳洲会南部徳洲会病院	1.0451	0.0994	0.0473	0.0000
31522	沖縄	沖縄県立中部病院	1.0451	0.1237	0.0292	0.0000
31523	沖縄	沖縄県立北部病院	1.0451	0.1060	0.0105	0.0000
31524	沖縄	沖縄赤十字病院	1.0451	0.0767	0.0213	0.0000
31525	沖縄	沖縄県立宮古病院	1.0451	0.1237	0.0327	0.0000
31526	沖縄	沖縄県立八重山病院	1.0451	0.1239	0.0163	0.0000

○環境省告示第五十四号

農薬取締法第四条第一項第六号から第九号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号）第三号の規定に基づき、生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準（令和二年三月環境省告示第三十一号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和七年五月二十八日

環境大臣　浅尾慶一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（略） 別表第一（第一号関係） （略） 別表第二（第二号関係） （略）	（略） 別表第一（第一号関係） （略） 別表第二（第二号関係） （略）

改正後

（略）

別表第一（第一号関係）

農薬の成分	基準値
（略）	
S―ベンジル＝（RS）―１，２―ジメチルプロピル（エチル）チオカルバマート（別名エスプロカルブ）	15μg／l
（略）	
N―ベンジル―７H―プリン―６―アミン（別名ベンジルアデニン又はベンジルアミノプリン）	1,900μg／l
（略）	

別表第二（第二号関係）

農薬の成分	基準値
（略）	
４―［（５S）―５―（３，５―ジクロロ―４―フルオロフェニル）―５―（トリフルオロメチル）―４，５―ジヒドロ―１，２―オキサゾール―３―イル］―N―［（４R）―２―エチル―３―オキソ―１，２―オキサゾリジン―４―イル］―２―メチルベンズアミド並びにその（５R，４R）、（５R，４S）及び（５S，４S）異性体の混合物（別名イソシクロセラム）	120mg／kg体重
S―ベンジル＝（RS）―１，２―ジメチルプロピル（エチル）チオカルバマート（別名エスプロカルブ）	120mg／kg体重
N―ブトキシメチル―２―クロロ―２’，６’―ジエチルアセトアニリド（別名ブタクロール）	330mg／kg体重

（略）

改正前

（略）

別表第一（第一号関係）

農薬の成分	基準値
（略）	
S―ベンジル＝１，２―ジメチルプロピル（エチル）チオカルバマート（別名エスプロカルブ）	15μg／l
（略）	
N^6―ベンジルアデニン又はN―ベンジル―１H―プリン―６―アミン（別名ベンジルアデニン又はベンジルアミノプリン）	1,900μg／l
（略）	

別表第二（第二号関係）

農薬の成分	基準値
（略）	
４―［（５S）―５―（３，５―ジクロロ―４―フルオロフェニル）―５―（トリフルオロメチル）―４，５―ジヒドロ―１，２―オキサゾール―３―イル］―N―［（４R）―２―エチル―３―オキソ―１，２―オキサゾリジン―４―イル］―２―メチルベンズアミド並びにその（５R，４R）、（５R，４S）及び（５S，４S）異性体の混合物（別名イソシクロセラム）	120mg／kg体重
（新設）	
（新設）	

（略）

○環境省告示第五十五号

農薬取締法第四条第一項第六号から第九号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号）第四号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録基準（平成二十年七月環境省告示第六十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和七年五月二十八日　　環境大臣　浅尾慶一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（略） 農薬の成分 ／ 基準値 （略） S－ベンジル＝ジプロピルチオカルバマート（別名プロスルホカルブ） ／ 0.01mg／l （略） （Z）－2’－メチルアセトフェノン－4，6－ジメチルピリミジン－2－イルヒドラゾン（別名フェリムゾン） ／ 0.050mg／l （略） 3－メトキシカルボニルアミノフェニル＝3－メチルカルバニラート（別名フェンメディファム） ／ 0.12mg／l （略） *rac*－（1*R*，2*S*，4*S*）－1－メチル－2－［（2－メチルフェニル）メトキシ］－4－（プロパン－2－イル）－7－オキサビシクロ［2．2．1］ヘプタン（別名シンメチリン） ／ 0.21mg／l 1－［（1*RS*）－1，2－ジメチルプロピル］－*N*－エチル－5－メチル－*N*－ピリダジン－4－イル－1*H*－ピラゾール－4－カルボキシアミド（別名ジンプロピリダズ） ／ 0.55mg／l	（略） 農薬の成分 ／ 基準値 （略） S－ベンジル＝ジプロピルチオカルバマート（別名プロスルホカルブ） ／ 0.050mg／l （略） （Z）－2’－メチルアセトフェノン＝4，6－ジメチルピリミジン－2－イルヒドラゾン（別名フェリムゾン） ／ 0.050mg／l （略） 3－メトキシカルボニルアミノフェニル＝3－メチルカルバニラート又はメチル＝3－（3－メチルカルバニロイルオキシ）カルバニラート（別名フェンメディファム） ／ 0.12mg／l （略） *rac*－（1*R*，2*S*，4*S*）－1－メチル－2－［（2－メチルフェニル）メトキシ］－4－（プロパン－2－イル）－7－オキサビシクロ［2．2．1］ヘプタン（別名シンメチリン） ／ 0.21mg／l （新設）

その他告示

○国土交通省告示第三百九十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の五十六第二項において準用する同法第七十七条の三十九第三項の規定に基づき、平成十二年建設省告示第千八百十三号の一部を次のように改正する。

令和七年五月二十八日

国土交通大臣　中野　洋昌

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表

名称	住所	指定の区分	業務区域	性能評価の業務を行う事務所の所在地	性能評価の業務の開始の日
（略）					
一般財団法人日本建築センター	東京都千代田区神田錦町一丁目九番地	建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号。以下「省令」という。）第五十九条第二号の二から第二号の四まで、第三号の二、第五号から第八号の二まで、第八号の四から第十号の二まで、第十二号から第十二号の三まで、第十四号、第十六号から第二十六号まで及び第三十二号から第三十八号までに掲げる区分	日本及び外国の全域	イ　本部　東京都千代田区神田錦町一丁目九番地 ロ　大阪事務所　大阪府大阪市中央区本町一丁目四番八号	平成十二年六月十六日
（略）					

改正前

別表

名称	住所	指定の区分	業務区域	性能評価の業務を行う事務所の所在地	性能評価の業務の開始の日
（略）					
一般財団法人日本建築センター	東京都千代田区神田錦町一丁目九番地	建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号。以下「省令」という。）第五十九条第二号の二から第二号の四まで、第三号の二、第五号から第八号の二まで、第八号の四から第十号の二まで、第十二号から第十二号の三まで、第十四号、第十六号から第二十六号まで及び第三十二号から第三十八号までに掲げる区分	日本及び外国の全域	イ　本部　東京都千代田区神田錦町一丁目九番地 ロ　大阪事務所　大阪府大阪市中央区南本町一丁目七番十五号	平成十二年六月十六日
（略）					

公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和７年（フ）第４７３号
千葉県市川市湊５番２号
債務者　医療法人社団デンタル・オフィス・湊
代表者理事長　熱田　貴子
1　決定年月日時　令和７年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梨本　　勝
4　破産債権の届出期間　令和７年６月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月29日午後１時40分

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第６５号
千葉県八街市八街ほ945番地
債務者　池田産業株式会社
代表者代表清算人　池田　秀治
1　決定年月日時　令和７年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井原　真吾
4　破産債権の届出期間　令和７年６月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月27日午前10時30分

千葉地方裁判所佐倉支部

令和７年（フ）第１２７号
千葉県八街市八街に100番地２
債務者　株式会社タカザワ
代表者代表取締役　高沢　真吾
1　決定年月日時　令和７年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　広山　相徳
4　破産債権の届出期間　令和７年６月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月20日午後３時

千葉地方裁判所佐倉支部

令和７年（フ）第２８１３号
東京都葛飾区堀切３丁目９番６号
債務者　有限会社ラーナー
代表者代表取締役　橋本　羅名
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　麻依
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月21日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２８４２号
東京都小平市小川町１丁目299番地の６
債務者　株式会社アール・エイチ・ワン
代表者代表取締役　久保　哲也
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　広紀
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月７日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２８７３号
東京都世田谷区岡本１丁目28番21号104
債務者　株式会社ＴＡＮＰＡＮ
代表者代表取締役　荒川　康明
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市瀬　智己
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月７日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２８７５号
東京都足立区谷在家１―18―12、商業登記簿上の本店所在地東京都目黒区駒場１丁目18番13号
債務者　株式会社ＳＥＮＡ
代表者代表取締役　藤田　益行
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　　豊
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月21日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２８７９号
東京都杉並区高円寺北３丁目22番18号　パル高円寺
債務者　有限会社ハウジングプラザネオ
代表者代表取締役　陽田　真一
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　希美
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月７日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２８８１号
東京都目黒区碑文谷１丁目21番２号
債務者　川村機工株式会社
代表者代表取締役　川村淳一郎
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　深澤　　生
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月21日午後１時30分

東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２８８２号
東京都千代田区大手町１丁目５番１号　大手町ファーストスクエアイーストタワー４階
債務者　株式会社ＪＩＭＡ
代表者代表取締役　山中　一郎
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐古麻衣子
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月22日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２８８３号
東京都小平市学園西町３丁目22番18号
債務者　有限会社クワタプリント企画
代表者代表取締役　桑田　英俊
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大熊　　新
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月８日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２８８８号
千葉県八千代市米本2252番地49、１棟２号
債務者　株式会社リーク
代表者代表取締役　玉川　克也
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊東　良徳
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月８日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２８９５号
東京都世田谷区野沢２―18―５
債務者　株式会社ＴＯＹＢＯＸ
代表者代表取締役　山根　行晴
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　　圭
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月８日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２８９６号
東京都世田谷区野沢２―18―５
債務者　株式会社Ｔ．Ｂ．ＦＡＣＴＯＲＹ
代表者代表取締役　山根　行晴
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　　圭
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月８日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２９０５号
東京都足立区栗原１―12―３―１Ｆ
債務者　グローバル・レスポンス株式会社
代表者代表取締役　相澤　行夫
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　信夫　大輔
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２９２７号
東京都品川区小山４丁目３番11号　武蔵小山リノビル４階
債務者　合同会社ＢＵＬＬＰＥＮ
代表者代表社員　飯島　省汰
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河本　憲寿
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月８日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２９３８号
東京都杉並区阿佐谷北１丁目９番２号　ミフジ阿佐谷マンション201
債務者　株式会社Ｗａｋｌｉｎｋ
代表者代表取締役　吉原　織枝
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　周央
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２９４０号
東京都足立区六町４丁目３番７―502号
債務者　株式会社協伸商事
代表者代表取締役　松丸　弘文
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浦　　勝則
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２９４２号
東京都豊島区東池袋３丁目20番９号307号室
債務者　株式会社創源ソフトウエア
代表者代表取締役　津田　克史
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高田　正雄
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２９４５号
東京都江東区扇橋３丁目23番３号
債務者　亡瀬下龍二相続財産
相続財産清算人　付岡　　透
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　　寛
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月８日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２９４７号
東京都荒川区町屋１丁目25番８号
債務者　株式会社アイエスサクライ
代表者代表取締役　青柳　和弘
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　六角　麻由
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２９４８号
東京都港区新橋５丁目17番３号
債務者　キャスト・サポート株式会社
代表者代表取締役　新井　政昭
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　二部　新吾
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２９５２号
東京都文京区湯島３―32―14　三王湯島ビル302
債務者　株式会社めぐる不動産
代表者代表取締役　政岡　　司
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金子　　玄
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３０１０号
東京都練馬区旭町２丁目16番18号
債務者　株式会社太田緑化
代表者代表取締役　太田　順子
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　角田　　淳
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３０１１号
東京都渋谷区道玄坂１丁目２番３号17階
債務者　エルヴソワン株式会社
代表者代表取締役　樋爪久美子
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　奉典
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月21日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３０１２号
東京都杉並区高円寺南４丁目24番４号
債務者　株式会社ロッキンハウス
代表者代表清算人　石田　　誓
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小石　耕市
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３０２２号
東京都国立市富士見台１丁目13番９―304号
債務者　総建産業株式会社
代表者代表取締役　棚谷　芳彦
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　立久井優介
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３０２９号
東京都台東区浅草橋５丁目27番11号　ラッキー浅草橋ビル302号室、商業登記簿上の本店所在地大阪府枚方市桜丘町26番１―307号
債務者　株式会社ＳＵＧＡＴＡ
代表者代表取締役　相谷　竜彦
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸一　浩貴
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月28日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３０３１号
東京都渋谷区恵比寿南１丁目２番６号
債務者　Ｒｅａｌｉｚｅ株式会社
代表者代表取締役　松本　利久
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石黒　一利
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３０３２号
東京都品川区上大崎２丁目15番18号　目黒東豊ビル５Ｆ
債務者　Ｒｅｂｕｌｏ株式会社
代表者代表取締役　松本　利久
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石黒　一利
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３０３４号
東京都台東区浅草６丁目７番８号　テイトビル猿若
債務者　エスアイシイ株式会社
代表者代表取締役　鈴木　礼二
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　邦久
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３０６７号
東京都中野区上高田４丁目17番１号
債務者　株式会社Ｉｓｏ　Ｔｒａｄｉｎｇ
代表者代表取締役　磯村　圭介
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　　生
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月８日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３０６９号
東京都中央区銀座７丁目13番６号　サガミビル２階
債務者　テイラード株式会社
代表者代表取締役　秋元　　馨
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細川早智子
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３０７０号
山形県西置賜郡飯豊町大字萩生3171番地の２
債務者　株式会社Ｕ－ＮＥＸＴ
代表者代表取締役　宇津木　晃
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮原　一東
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月７日午前11時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３０７６号
東京都台東区台東４丁目２番９号
債務者　株式会社ＰＢＦＡＲＭ
代表者代表取締役　清野　恒樹
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　　聡
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月７日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３０８０号
東京都千代田区東神田３丁目５番９号
債務者　株式会社アシストライフ
代表者代表清算人　髙橋　良江
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川美津子
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３１１７号
東京都千代田区九段北１丁目２番２号
債務者　株式会社ベアバレー
代表者代表取締役　熊谷　智貴
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芝田　佳宜
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３１４１号
東京都練馬区豊玉南１丁目18番７号
債務者　有限会社東京資材
代表者代表清算人　丹野　章之
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田　智子
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３６２号
東京都江戸川区東葛西５丁目12番15号ビジネスゲート葛西２ＦＣ号室
債務者　モダナイズ株式会社
代表者代表取締役　脇田　　剛
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本田　真郷
4　破産債権の届出期間　令和７年６月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月22日午前11時20分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第５７６号
東京都台東区台東１－38－９イトーピア清洲橋通りビル５Ｆ－27
債務者　合同会社ＮＩ産業
代表者代表社員　並木　和樹
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　真一
4　破産債権の届出期間　令和７年６月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月22日午前11時
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第６９４号
千葉市若葉区加曽利町689番地の３
債務者　京葉珈琲株式会社
代表者代表取締役　大石美知子
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　淳一
4　破産債権の届出期間　令和７年６月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月29日午前10時20分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第６９５号
千葉市若葉区加曽利町689番地の３
債務者　株式会社フレーバーコーヒー
代表者代表取締役　大石美知子
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　淳一
4　破産債権の届出期間　令和７年６月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月29日午前10時20分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第４４号
岐阜県中津川市茄子川186番地の84
債務者　株式会社新田製作所
代表者代表取締役　新田　　勝
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水野　将也
4　破産債権の届出期間　令和７年６月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月24日午前11時30分
岐阜地方裁判所多治見支部

令和７年（フ）第６７２号
東京都八王子市松木34番地の13
債務者　株式会社新井商店
代表者代表取締役　土方　晴雄
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　萱島　博文
4　破産債権の届出期間　令和７年６月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第１８７号
川崎市川崎区京町３丁目１番２号
債務者　株式会社マードック
代表者代表取締役　望月　英城
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　　尚
4　破産債権の届出期間　令和７年６月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第９４１号
東京都台東区三筋１丁目12番６号　シャヒヤビル５階
債務者　アミ・インペックス株式会社
代表者代表取締役　ラケシュジェイシャー
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗山陽一郎
4　破産債権の届出期間　令和７年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年10月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９４２号
東京都台東区台東２丁目21―14　山田ビル３Ｆ
債務者　ラケシュジェイシャーこと　ＳＨＡＨ　ＲＡＫＥＳＨ　ＪＡＹＡＮＴＩＬＡＬ
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗山陽一郎
4　破産債権の届出期間　令和７年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年10月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第４５１号
東京都府中市紅葉丘１丁目25番地の18
債務者　株式会社ＳＧＫ
代表者代表取締役　佐竹　賢一
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上村　　剛
4　破産債権の届出期間　令和７年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月16日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第２８０号
神奈川県厚木市関口788番地１　ビューテラス平井Ａ201
債務者　株式会社トップストーン
代表者代表取締役　石上　祐介
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伏木　壮太
4　破産債権の届出期間　令和７年６月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月２日午前10時30分
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和７年（フ）第１４６号
香川県高松市香川町川東上1423番地１
債務者　有限会社あいわ
代表者代表取締役　影山　敦子
1　決定年月日時　令和７年５月15日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　顕児
4　破産債権の届出期間　令和７年６月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月27日午後２時30分
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和７年（フ）第２７号
山形県酒田市緑ヶ丘２丁目２番地の２
債務者　株式会社東和
代表者代表取締役　田中　孝佳
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　正寿
4　破産債権の届出期間　令和７年６月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月25日午後２時45分
山形地方裁判所酒田支部

令和７年（フ）第１４８号
鹿児島市花野光ヶ丘２丁目20番３号
債務者　有限会社南日本新聞花野光ヶ丘販売所
代表者代表取締役　奥　　博幸
1　決定年月日時　令和７年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小山内友和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月18日午前10時30分
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和７年（フ）第５６号
佐賀県杵島郡大町町大字大町51番３－２、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区内久宝寺町４丁目１番19号
債務者　目片商事株式会社
代表者代表取締役　目片　　智
1　決定年月日時　令和７年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢野　雄基
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月６日午前11時30分
佐賀地方裁判所武雄支部

令和７年（フ）第２２８号
栃木県宇都宮市江曽島町1022番２
債務者　株式会社綜
代表者代表取締役　上田　政之
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小島　文恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月22日午前10時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第７７０号
北海道石狩市新港西２丁目799番地２
債務者　株式会社トランスカーゴ
代表者取締役　石田　宏志
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月26日午後２時30分
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第９２号
北海道雨竜郡妹背牛町字妹背牛375番地の１
債務者　大地株式会社
代表者代表取締役　天間　敏幸
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酒井　将平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月27日午後２時20分
旭川地方裁判所民事部

令和７年（フ）第２９７号
埼玉県越谷市南越谷４丁目９番地６
債務者　株式会社スターティングライン・コーポレーション
代表者代表取締役　出雲　貴博
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉村　総一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月29日午前11時
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第６４６号
埼玉県川口市大字芝6908番地の２栗原ビル３Ｆ
債務者　株式会社プラスアルファ
代表者代表取締役　金山　尚央
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　貝賀　雄太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月１日午後２時
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第３７９号
大阪府藤井寺市小山２丁目19番11号
債務者　安井設備工業株式会社
代表者代表取締役　安井　宏之
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤野　睦子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月２日午前11時30分
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第３８１号
大阪府羽曳野市広瀬66番地の１
債務者　有限会社ナカタニ
特別代理人　中野　佳子
１　決定年月日時　令和７年５月14日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福田あやこ
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月２日午前10時
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第３０号
茨城県神栖市知手中央４丁目14番11号
債務者　有限会社初美旅館
代表者取締役　宮沢　寿孝
１　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　瀧　　智英
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月３日午後２時
水戸地方裁判所麻生支部

令和７年（フ）第１４１号
滋賀県栗東市下戸山972番地
債務者　小松林業株式会社
代表者代表取締役　小松　敏夫
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中村　正哉
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月３日午前10時40分
大津地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１６９６号
大阪市淀川区西三国１丁目２番35号
債務者　扶桑ハウジング株式会社
代表者代表取締役　藤條　昭子
１　決定年月日時　令和７年５月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤原　　航
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月８日午後２時10分
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１７４６号
大阪市阿倍野区昭和町１丁目７番28号
債務者　ｓｕｋｕｎａＲＫ合同会社
代表者代表社員　上野賢治郎
１　決定年月日時　令和７年５月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村井　恵美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月８日午後１時50分
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１８７２号
大阪府八尾市太田５丁目199番地の５
債務者　合同会社ｓｏｒａ　ｓｔａｙ　ｈｏｍｅ　ｃｏｍｐａｎｙ
代表者代表社員　赤堀　秀晃
１　決定年月日時　令和７年５月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　射場　一典
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月８日午後２時20分
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１８７３号
大阪府八尾市太田５丁目199番地の５
債務者　株式会社Ｆｕｌｌ　Ｆｕｌｌ
代表者代表取締役　赤堀　秀晃
１　決定年月日時　令和７年５月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　射場　一典
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月８日午後２時20分
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第２８号
大分県佐伯市鶴岡町２丁目１番５号
債務者　有限会社津田
代表者代表取締役　津田　繁義
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田中　保之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月９日午前11時
大分地方裁判所佐伯支部破産係

令和７年（フ）第１８９４号
大阪府八尾市東山本町５丁目４番34号
債務者　有限会社創新貿易
代表者取締役　今柳　隆彦
１　決定年月日時　令和７年５月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　溝内伸治郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１７５２号
大阪府箕面市箕面５丁目12番71号
債務者　関西地盤テクノ株式会社
代表者代表取締役　戸島　綾一
１　決定年月日時　令和７年５月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石塚　　誠
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月18日午後１時40分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和７年（フ）第７６号
群馬県高崎市菅谷町1048番地４　メゾンプレジールＢ202号、前住所群馬県前橋市青柳町387番地５
債務者　藤田　晋平
１　決定年月日時　令和７年５月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡村　香里
４　破産債権の届出期間　令和７年６月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月14日午前11時30分
６　免責意見申述期間　令和７年６月30日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和７年（フ）第７７号
群馬県高崎市菅谷町1048番地４　メゾンプレジールＢ202号、前住所群馬県前橋市青柳町387番地５
債務者　藤田　容子
１　決定年月日時　令和７年５月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡村　香里
４　破産債権の届出期間　令和７年６月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月14日午前11時30分
６　免責意見申述期間　令和７年６月30日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和７年（フ）第７７号
東京都港区南青山４－２－12　南青山マスターズハウス　225、住民票上の住所岡山県笠岡市笠岡1727番地
債務者　東山　　敬
１　決定年月日時　令和７年５月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石川　敬之
４　破産債権の届出期間　令和７年６月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月17日午後１時30分
６　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和７年（フ）第７８号
岡山県笠岡市笠岡1727番地
債務者　東山　由佳
１　決定年月日時　令和７年５月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石川　敬之
４　破産債権の届出期間　令和７年６月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月17日午後１時30分
６　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和７年（フ）第５６号
長崎県佐世保市原分町591番地３
債務者　玉置　哲次
１　決定年月日時　令和７年５月９日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　馬渡　圭一
４　破産債権の届出期間　令和７年６月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月25日午前10時
６　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和７年（フ）第２０号
宮城県石巻市蛇田字下中埣４番地８
債務者　雁部　雄太
１　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　住吉　毅洋
４　破産債権の届出期間　令和７年７月３日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月６日午後２時30分
６　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和７年（フ）第６６２号
千葉県市川市欠真間２丁目17番17号（コーポ小泉106号）
債務者　久野　　享
1　決定年月日時　令和７年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大平　俊一
4　破産債権の届出期間　令和７年６月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月22日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第１９３号
兵庫県西宮市広田町２番２号
債務者　川﨑　浩一
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榎本　祐規
4　破産債権の届出期間　令和７年６月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月22日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第２２２号
兵庫県西宮市深谷町５番20号
債務者　一樂　貴子
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津久井　進
4　破産債権の届出期間　令和７年６月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月25日午前11時
6　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第４０４号
札幌市豊平区平岸１条13丁目３番27―201号
債務者　小林けい子
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清平　温子
4　破産債権の届出期間　令和７年６月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月４日午後２時
6　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第４７４号
千葉県市川市湊新田１丁目６番15―207号（ハピネス青山）
債務者　熱田　貴子
1　決定年月日時　令和７年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梨本　　勝
4　破産債権の届出期間　令和７年６月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月29日午後１時40分
6　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第６４３号
千葉県八千代市八千代台西４丁目12番10号
レオパレス晃栄302号室
債務者　吉江　　久
1　決定年月日時　令和７年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　賢悟
4　破産債権の届出期間　令和７年６月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月29日午後１時20分
6　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第２８１号
神奈川県厚木市関口788番地１　ビューテラス平井Ａ201
債務者　石上　祐介
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伏木　壮太
4　破産債権の届出期間　令和７年６月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月２日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和７年７月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和７年（フ）第４０７号
千葉県八千代市大和田56番地６
債務者　岸本　朋子（旧姓吉崎）
1　決定年月日時　令和７年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若林　義和
4　破産債権の届出期間　令和７年６月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月４日午前10時20分
6　免責意見申述期間　令和７年７月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第４２１号
千葉県八千代市八千代台西９丁目25番12号
エスペランサ203
債務者　古園　雄大
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永冶　衣理
4　破産債権の届出期間　令和７年６月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月４日午前10時40分
6　免責意見申述期間　令和７年７月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第８３号
愛知県蒲郡市五井町高立田29番地１
債務者　加藤　　功
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　由田　恭子
4　破産債権の届出期間　令和７年６月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月22日午前11時
6　免責意見申述期間　令和７年８月８日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和７年（フ）第６０９号
千葉県浦安市当代島１丁目20番10号　メゾン・カベタ（102）
債務者　宮本　興明
1　決定年月日時　令和７年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笠原　　智
4　破産債権の届出期間　令和７年６月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月20日午前11時
6　免責意見申述期間　令和７年８月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第６３６号
千葉県市川市北方３丁目12番16号
債務者　石原　慶彬
1　決定年月日時　令和７年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒坂あやの
4　破産債権の届出期間　令和７年６月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月20日午前11時20分
6　免責意見申述期間　令和７年８月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第３６３号
千葉県浦安市富士見４丁目10番36号
債務者　脇田　　剛
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本田　真郷
4　破産債権の届出期間　令和７年６月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月22日午前11時20分
6　免責意見申述期間　令和７年８月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第５４１号
千葉市中央区大巌寺町142番地１
債務者　飯合　和康
1　決定年月日時　令和７年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　佐和
4　破産債権の届出期間　令和７年６月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月22日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年８月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第５６４号
千葉県船橋市芝山１丁目40番６棟801号
債務者　山崎　弘枝
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安川　秀穂
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月22日午前10時20分
6　免責意見申述期間　令和７年８月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第５７７号
千葉県船橋市本町２丁目22番５―301号
債務者　並木　和樹
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　真一
4　破産債権の届出期間　令和７年６月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月22日午前11時
6　免責意見申述期間　令和７年８月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第５８４号
千葉県習志野市花咲２丁目８番20―301号
債務者　蒔田　　勇
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂口　　靖
4　破産債権の届出期間　令和７年６月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月22日午前10時40分
6　免責意見申述期間　令和７年８月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第２６７７号
東京都墨田区京島１丁目38―１―1114
債務者　大山　美和（旧姓大渕）
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野俣　智裕
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月10日午後２時
6　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２７９５号
東京都葛飾区堀切５丁目50―５―202
債務者　茂木　玖美
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　友成　　実
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月10日午後２時
6　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２８０３号
東京都品川区中延５丁目９―25―103
債務者　髙橋　吉富
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　臺　　庸子
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月10日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２８０８号
東京都武蔵村山市中央４丁目２―７―103
債務者　野中　秀彦
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山美惠子
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月10日午後２時
6　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２８３６号
東京都世田谷区成城７丁目５―21―101
債務者　鈴木　武彦
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永野　達也
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月10日午前11時
6　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２８６５号
東京都世田谷区駒沢２丁目13―６―202
債務者　滿園　　誠
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　碓氷　正志
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月10日午前11時
6　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２８６７号
東京都武蔵村山市学園１丁目70―21
債務者　杉本　哲二
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨田　　拓
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月10日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２８８７号
東京都豊島区西池袋５丁目14―３―907
債務者　鏈野　武留
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　隆史
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月10日午前11時
6　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２８９４号
東京都大田区仲六郷４丁目26―２　第二喜作ビル302
債務者　武田　裕行
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　國安　耕太
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月10日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２９２９号
東京都荒川区荒川１丁目９―２―103
債務者　井上　　学
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　敏成
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月10日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２９５１号
東京都豊島区上池袋１丁目18―27―308
債務者　石﨑　　陽
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　　修
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月10日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２９７７号
東京都江戸川区東小岩２丁目12―６―202
債務者　小倉　　恒
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　貴士
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月10日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２９７８号
東京都目黒区東が丘１丁目21―15　東が丘荘
債務者　沖野めぐみ
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　徳昭
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月10日午後２時
6　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２９８３号
東京都豊島区北大塚２丁目22―１―1001
債務者　楠　彩智子
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　　淳
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月10日午後２時
6　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２９８８号
東京都新宿区横寺町41―６―205
債務者　矢野　有美
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　兼正
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月10日午後２時
6　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３００１号
東京都新宿区早稲田鶴巻町302―５―105
債務者　黒川　結衣
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宗岡　慶太
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月10日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３０５４号
東京都板橋区蓮根３丁目４―13―201
債務者　大城麻妃こと　桜井　梨江
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　周平
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月10日午後２時
6　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２５５３号
東京都足立区梅田１丁目19―９―205
債務者　市村　秀一
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安江　克典
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月11日午前11時
6　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２７７１号
東京都足立区保木間４丁目41―12　介護老人保健施設あさひ
債務者　谷嶋健太郎
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中狭　和孝
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月11日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２７８４号
東京都練馬区下石神井５丁目２―17―101
債務者　松葉ひなの（旧姓姫田・米木）
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　数井英一郎
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月11日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２７９９号
東京都港区白金台１丁目４―19―201
債務者　井上　毬愛
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺岡　　俊
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月11日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２８３５号
東京都足立区江北５丁目11―12―701
債務者　池亀　治彦
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　祥平
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月11日午前11時
6　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２８３７号
東京都荒川区荒川３丁目37―２―101
債務者　澤口　壮登
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒澤　雅臣
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月11日午後２時
6　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２８５８号
東京都渋谷区千駄ヶ谷５丁目３―９―204
債務者　仲　　譲
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森川　　幸
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月11日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２８５９号
東京都江戸川区一之江７丁目12―５―101
債務者　松本　将志
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥野伸二郎
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月11日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２８６１号
神奈川県横浜市鶴見区下野谷町４丁目130―103
債務者　服部　直樹
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩本　拓也
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月11日午後２時
6　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２８６２号
東京都府中市是政５丁目８―31　エンジェルハイツ37番館203
債務者　進藤　建一
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金木　千恵
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月11日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

△

○

令和７年（フ）第２８６４号
東京都板橋区成増４丁目27―20―407
債務者　山本　美幸
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中越　琢人
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月11日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２８６６号
東京都世田谷区瀬田５丁目２―９―301
債務者　本郷　真子
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大久保　達
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月11日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２８６９号
東京都足立区伊興３丁目14―１―106
債務者　リンチャンツこと　林　　佳治
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊澤　大輔
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月11日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２８９９号
東京都練馬区貫井４丁目２―28―201
債務者　石橋　博子
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　根本　達矢
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月11日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２９００号
東京都品川区東五反田２丁目10―１―1402
債務者　花谷　知央
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井多恵子
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月11日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２９２２号
東京都板橋区高島平９丁目１―５―628
債務者　樋山　憲彦
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江木　大輔
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月11日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２９２４号
東京都墨田区石原２丁目27―３―303
債務者　髙柳　順一
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　茂
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月11日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２９２５号
東京都台東区浅草７丁目２―14―501
債務者　山本　　滉
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉置　大悟
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月11日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

○

令和７年（フ）第２９３２号
東京都港区南麻布１―５―30―808、住民票上の住所東京都港区東麻布１丁目25―２―508
債務者　齋藤久美子
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島田　充生
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月11日午前11時
6　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２９３３号
東京都渋谷区東２丁目20―18―2302
債務者　古森みち代
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　健一
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月11日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２９４４号
神奈川県横浜市中区鷺山10　ファインメゾン横浜Ｂ110
債務者　川南　　聡
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小井土直樹
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月11日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２９５４号
東京都調布市国領町３丁目８―15　都営調布くすのきアパート２―602
債務者　生澤　功司
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　檜垣　直人
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月11日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２９５５号
東京都福生市大字福生591
債務者　市川　幸雄
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　亀井　弘泰
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月11日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２９５７号
東京都江戸川区東葛西６丁目２―11―305
債務者　粕谷　南樹
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　工藤　満生
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月11日午前11時
6　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２９６３号
東京都新宿区百人町４丁目４―16―714
債務者　中島　典子
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笠原　健司
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月11日午前11時
6　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２９８２号
東京都大田区南馬込４丁目16―17―102
債務者　牧瀬児太郎
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青柳　　周
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月11日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２９８９号
東京都世田谷区北沢４丁目６―12―303
債務者　松井　貴徳
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原　靖夫
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月11日午後２時
6　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２９９０号
東京都豊島区東池袋２丁目60―９―502
債務者　塙　麻莉奈
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前岨　　博
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月11日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２９９１号
東京都江東区大島３丁目20―９
債務者　小山　明人
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　淳子
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月11日午後２時
6　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２９９３号
東京都葛飾区高砂１丁目18―22　スカイハイツ高砂Ａ210
債務者　中山　雅浩
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　星野　龍一
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月11日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２９９８号
東京都葛飾区青戸３丁目23―10―802
債務者　角田　　凌
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　靖博
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月11日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３００８号
東京都江戸川区上篠崎２丁目７―３　クロート第５　102
債務者　川井江利香
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　修平
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月11日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３００９号
東京都江戸川区上篠崎２丁目７―３　クロート第５　102
債務者　川井亜由美
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　修平
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月11日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３０１８号
東京都品川区西五反田６丁目20―７―203
債務者　馬場﨑　誠
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　　涼
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月11日午前11時
6　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３０２１号
東京都中野区弥生町１丁目12―７―301
債務者　春名　美樹
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊池　秀明
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月11日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３０２７号
東京都杉並区下井草１丁目26―９　石原コーポＢ　201
債務者　山﨑　詠理
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　　浩
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月11日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３０３０号
東京都大田区中馬込２丁目９―３―508
債務者　古瀬　咲子
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩元　雄哉
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月11日午前11時
6　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８１号
茨城県筑西市甲736番地４
債務者　海老澤正幸
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平久　　真
4　破産債権の届出期間　令和７年７月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年８月５日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

令和７年（フ）第２６６号
川崎市川崎区追分町15番11号　ソフィア21　202
債務者　大久保貴志
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　志帆
4　破産債権の届出期間　令和７年６月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月15日午前10時20分
6　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第１４２２号
東京都葛飾区細田３丁目９―15―504
債務者　菅原エリー（旧姓高野）
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　直也
4　破産債権の届出期間　令和７年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月15日午後３時
6　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第６９９号
東京都町田市南町田４丁目21番26号グランシード南町田二番館202
債務者　眞鍋　　健
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木之下隼人
4　破産債権の届出期間　令和７年６月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月16日午後１時15分
6　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第２８００号
東京都品川区北品川１丁目５－１－805
債務者　樋口　直人
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横手　　聡
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月17日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和７年７月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２８４４号
東京都中央区晴海５丁目１―17―323
債務者　アリカーン玲奈
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　祥多
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月17日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和７年７月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２８５７号
東京都福生市加美平２丁目７―16―302
債務者　瓜田　剛輝
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原　亮太
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月17日午前11時
6　免責意見申述期間　令和７年７月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２８７１号
東京都葛飾区堀切１丁目40―３―105
債務者　佐藤　光一
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田祐以子
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月17日午後２時
6　免責意見申述期間　令和７年７月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２９３０号
神奈川県横浜市西区西戸部町１丁目92―２―208
債務者　尾川　瞬哉
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上木　英典
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月17日午前11時
6　免責意見申述期間　令和７年７月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２９８５号
東京都新宿区西新宿７丁目19―８―501
債務者　堤　　泰臣
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅本　寛人
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月17日午前11時
6　免責意見申述期間　令和７年７月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２９９２号
東京都品川区南品川２丁目17―35―210
債務者　北村　優太
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　隆志
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月17日午前11時
6　免責意見申述期間　令和７年７月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２９９７号
東京都中野区上鷺宮１丁目24―27　第３ホワイトパレス　102
債務者　鈴木　良雄
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　正賢
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月17日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和７年７月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２７８７号
東京都葛飾区新小岩４丁目43―６―105
債務者　高田　光治
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中澤　　歩
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月18日午前11時
6　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２７９４号
東京都港区三田４丁目12―24―201
債務者　和田　　匠
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八木　　拡
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月18日午前２時
6　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２７９６号
神奈川県川崎市麻生区片平１丁目２－３－108
債務者　井口　靖之
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　智有
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月18日午前11時
6　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２８０２号
東京都豊島区千早１丁目23―11―101
債務者　瀧石　智章
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川口　智也
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月18日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２８７０号
東京都葛飾区新小岩２丁目36―８―301
債務者　黒澤　　光
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒川　由子
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月18日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２９２６号
東京都葛飾区立石４丁目９－１－316
債務者　野坂　　憲
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大橋　君平
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月18日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２９３１号
東京都練馬区早宮４丁目19－９－504
債務者　戸嶋　輝人
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　育代
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月18日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２９３４号
東京都江戸川区江戸川６丁目20－２－402
債務者　木下　祐太
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青代　深雪
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月18日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２９３７号
東京都文京区白山１丁目29－３－202
債務者　西村　仁孝
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古里　健治
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月18日午後２時
6　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２９７６号
東京都新宿区大久保３丁目２－３　チャルテ西早稲田Ⅱ　201
債務者　森髙　涼介
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　豊陽
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月18日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２９８７号
東京都大田区千鳥２丁目12－５－409
債務者　浅野　祥代
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上登紀代
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月18日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３００２号
埼玉県所沢市くすのき台２丁目14－９－302
債務者　大久保宙生
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　　淳
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月18日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３００４号
東京都中野区南台２丁目２－５－301
債務者　齊藤　　亨
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福崎　剛志
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月18日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３０２４号
東京都板橋区板橋１丁目48－８－611
債務者　平床　光余
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　順一
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月18日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３１０７号
東京都江戸川区船堀３丁目15－５
債務者　松　　宏治
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　碇　由利絵
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月18日午前11時
6　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２８５６号
東京都足立区平野３丁目24－１
債務者　長谷川美加利
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾形　繭子
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月24日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年７月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２８７２号
東京都練馬区豊玉南１丁目14－15－102
債務者　中山　佳樹
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉岡　裕貴
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月24日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年７月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２９７５号
東京都世田谷区鎌田２丁目２－３－107
債務者　小林　　翠
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田　博司
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月24日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和７年７月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２９８１号
東京都江戸川区北葛西２丁目19－４－616
債務者　橋本　淳一
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　甲斐　伸明
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月24日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和７年７月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２８３４号
茨城県龍ケ崎市佐貫４丁目４－16－201
債務者　小島健一郎
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今津　信裕
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月25日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年７月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２８６０号
東京都中央区月島４丁目18―８―101
債務者　山中　理惠（旧姓神作）
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤健一郎
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月25日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和７年７月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２９２３号
東京都練馬区大泉学園町７丁目14―30―208
債務者　吉峯みゆき
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　理史
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月25日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和７年７月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２９３６号
東京都中野区江原町１丁目８―13―207
債務者　安田美也子
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河合　繁昭
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月25日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年７月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２９８０号
東京都荒川区町屋４丁目34―12―301
債務者　白井　直雄
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋葉　健志
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月25日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和７年７月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３００３号
東京都葛飾区立石２丁目23―１―410
債務者　水澤　宗和
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　呰　　真希
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月25日午前11時
6　免責意見申述期間　令和７年７月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３０５５号
東京都江東区住吉２丁目22―８　第２住吉コートクハイム303
債務者　佐藤　　彰
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関根　健児
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月25日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和７年７月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３１４０号
埼玉県草加市谷塚１丁目29―５
債務者　松本　一茂
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　香川　美加
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月25日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和７年７月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第４５号
代替住所Ａ（旧住所千葉県成田市吾妻２丁目１番地２（22棟301号））
債務者　小林　浩美
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸島　一浩
4　破産債権の届出期間　令和７年６月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年８月５日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和７年７月29日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和７年（フ）第１１１号
千葉県四街道市鹿渡790番地１（ビューテラス101）
債務者　竹田　正夫
1　決定年月日時　令和７年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丹野　大輔
4　破産債権の届出期間　令和７年６月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年８月５日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年７月29日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和７年（フ）第３００６号
東京都板橋区舟渡２丁目31―１―610
債務者　大塚　秀一
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平岡　　敦
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月31日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和７年７月31日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３００７号
東京都板橋区舟渡２丁目31―１―610
債務者　大塚　春美
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平岡　　敦
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年７月31日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和７年７月31日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２８４３号
東京都小平市小川町１丁目299―６
債務者　久保　哲也
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　広紀
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年８月７日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年８月７日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２８７４号
東京都世田谷区大原１丁目25―１―106
債務者　荒川　康明
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市瀬　智己
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年８月７日午前11時
6　免責意見申述期間　令和７年８月７日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２８８０号
東京都杉並区阿佐谷南３丁目３―24
債務者　陽田　真一
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　希美
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年８月７日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年８月７日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２９３９号
東京都杉並区阿佐谷北１丁目９―２―201
債務者　吉原　織枝
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　周央
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年８月７日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和７年８月７日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２９４９号
東京都世田谷区桜丘１丁目４－６
債務者　新井　政昭
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　二部　新吾
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年８月７日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年８月７日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３０３３号
東京都品川区小山１－２－５－108、住民票上の住所東京都目黒区青葉台１丁目９－６－204
債務者　松本　利久
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石黒　一利
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年８月７日午後２時
6　免責意見申述期間　令和７年８月７日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３０７１号
東京都江戸川区鹿骨４丁目20－20　ロフティ37　205
債務者　宇津木　晃
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮原　一東
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年８月７日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和７年８月７日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３０７７号
千葉県習志野市東習志野８丁目29－４－103
債務者　清野　恒樹
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　聡
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年８月７日午前11時
6　免責意見申述期間　令和７年８月７日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３１１８号
東京都江戸川区西葛西５丁目11－８－1001
レピドール福田Ⅱ
債務者　熊谷　智貴
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芝田　佳宜
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年８月７日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和７年８月７日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２８４５号
東京都世田谷区駒沢３丁目12－18－203
債務者　佐々木　龍
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松原　香織
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年８月８日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和７年８月８日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２８８４号
東京都小平市学園東町２丁目６－７－102
債務者　桑田英俊こと　趙　英俊
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大熊　新
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年８月８日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年８月８日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２８８５号
東京都小平市学園東町２丁目６－７－102
債務者　桑田ゆみ子
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大熊　新
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年８月８日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年８月８日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２８８９号
東京都品川区西大井１丁目13－３－203
債務者　玉川　克也
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊東　良徳
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年８月８日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年８月８日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２８９７号
東京都世田谷区野沢２丁目18－５
債務者　山根　行晴
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　圭
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年８月８日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年８月８日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２９２８号
東京都杉並区阿佐谷北５丁目19－17
債務者　飯島　省汰
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河本　憲寿
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年８月８日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和７年８月８日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３０２３号
東京都国立市富士見台１丁目13－９－304
債務者　棚谷　芳彦
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　立久井優介
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年８月８日午前11時
6　免責意見申述期間　令和７年８月８日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３０３５号
東京都台東区浅草６丁目７－８　テイトビル本社４Ｆ
債務者　鈴木　礼二
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　邦久
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年８月８日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年８月８日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３０６８号
東京都杉並区高円寺北４丁目40－11－402
債務者　磯村　圭介
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　生
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年８月８日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和７年８月８日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第３７９号
千葉県成田市並木町221番地520
債務者　前川　博昭
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　常木　康昭
4　破産債権の届出期間　令和７年６月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年８月20日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和７年８月13日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和７年（フ）第１２８号
千葉県八街市八街に218番地12
債務者　高沢　真吾
1　決定年月日時　令和７年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　広山　相徳
4　破産債権の届出期間　令和７年６月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年８月20日午後３時
6　免責意見申述期間　令和７年８月13日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和７年（フ）第２００号
相模原市中央区淵野辺３丁目７番14号　グランドヒルズ淵野辺Ⅱ　301
債務者　湯本　　礼
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内野　裕介
4　破産債権の届出期間　令和７年６月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年８月19日午後１時45分
6　免責意見申述期間　令和７年８月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和７年（フ）第２８１４号
東京都葛飾区堀切３丁目９－６
債務者　橋本羅名こと　ラナ　モハメド　マスドウル　ラーマン
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　麻依
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年８月21日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和７年８月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２８２１号
東京都板橋区成増５丁目19―11―908
債務者　髙橋　良江
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川美津子
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年８月21日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和７年８月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２８７６号
東京都足立区谷在家１丁目23―11―803
債務者　藤田　益行
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　　豊
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年８月21日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年８月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２９０６号
東京都足立区西保木間１丁目１－１－203
債務者　相澤　行夫
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　信夫　大輔
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年８月21日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和７年８月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２９４１号
東京都葛飾区西水元４丁目11―20
債務者　松丸　弘文
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浦　　勝則
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年８月21日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和７年８月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２９５３号
千葉県市川市大洲３丁目15―２―305
債務者　政岡　　司
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金子　　玄
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年８月21日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和７年８月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３０１３号
群馬県前橋市田口町565―13
債務者　石田　　誓
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小石　耕市
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年８月22日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年８月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２９４３号
東京都新宿区新宿７丁目16―９―201
債務者　津田　克史
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高田　正雄
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年８月28日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和７年８月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１１９号
千葉県四街道市和良比530番地２（フェアステージＡ204）
債務者　中野　拓海
1　決定年月日時　令和７年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　晃久
4　破産債権の届出期間　令和７年６月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年９月９日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和７年９月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和７年（フ）第１８８号
川崎市川崎区京町３丁目１番２―1412号
債務者　望月　英城
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　　尚
4　破産債権の届出期間　令和７年６月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年９月９日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和７年９月８日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第２７６１号
東京都葛飾区細田３丁目29―13―101
債務者　杉渕　龍夫
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大田　裕章
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年９月11日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和７年９月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２８０４号
東京都板橋区若木２丁目18―３―201
債務者　中田　聖一
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片桐　　武
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年９月11日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年９月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２８９１号
東京都世田谷区代沢２丁目40―16―102
債務者　伊藤真理子
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水田　公章
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年９月11日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和７年９月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２９１４号
東京都千代田区神田神保町２丁目19―４―402
債務者　秋元　一雄
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　康博
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年９月11日午前11時
6　免責意見申述期間　令和７年９月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２９１９号
東京都練馬区錦２丁目14―５―808
債務者　浅井　理恵
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田　耕平
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年９月11日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和７年９月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３０１９号
東京都品川区南大井５丁目10―17　Ｆｌａｔ８　201
債務者　乾　　信彦
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥島　健二
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年９月11日午前11時
6　免責意見申述期間　令和７年９月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２６８４号
東京都板橋区中丸町12―１　陸王交通
債務者　池田　圭太
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　博貴
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年９月12日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和７年９月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２８０５号
東京都足立区綾瀬２丁目５―17
債務者　寺本　壮汰
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金子　典正
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年９月12日午前10時
6　免責意見申述期間　令和７年９月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２８０６号
東京都大田区蒲田本町２丁目10―19　ＴＯＫＹＯ　β　京急蒲田２　107
債務者　山本　晴輝
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　健司
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年９月12日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和７年９月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２８６３号
東京都西東京市向台町４丁目21―30―401
債務者　田中　　智
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柳楽　晃秀
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年９月12日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和７年９月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２８６８号
東京都渋谷区本町４丁目36―１
債務者　幸田　英也
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩本　直樹
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年９月12日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和７年９月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２９３５号
東京都杉並区永福３丁目43―17―106
債務者　大江　茉桜
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　與那城　純
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年９月12日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和７年９月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第４５２号
東京都府中市八幡町２丁目11番地の18
債務者　佐竹　賢一
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上村　　剛
4　破産債権の届出期間　令和７年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年９月16日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和７年９月16日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第４５３号
東京都府中市八幡町２丁目11番地の18
債務者　佐竹　厚子
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上村　　剛
4　破産債権の届出期間　令和７年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年９月16日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和７年９月16日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第２７６６号
東京都練馬区大泉町６丁目30―７―206
債務者　星野　俊哉
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷中　俊介
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年９月18日午後２時
6　免責意見申述期間　令和７年９月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２７７８号
東京都練馬区豊玉南１丁目18―７―108
債務者　丹野　章之
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田　智子
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年９月18日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和７年９月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３０２０号
東京都足立区中川４丁目37―12
債務者　水澤　美穂
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福山　靖子
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年９月19日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和７年９月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３０５６号
東京都新宿区新宿６丁目20―10―1102
債務者　今城　結衣
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高根　英樹
4　破産債権の届出期間　令和７年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和７年９月19日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和７年９月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３８号
兵庫県加西市北条町北条391番地の12
債務者　田中　　等
1　決定年月日時　令和７年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢野　耕司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月27日午前10時20分
5　免責意見申述期間　令和７年７月４日まで
神戸地方裁判所社支部

令和７年（フ）第１２３号
新潟県西蒲原郡弥彦村大字大戸479番地３
債務者　石川　諒紀
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤慎之助
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月15日午前11時
5　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
新潟地方裁判所民事部

令和７年（フ）第３５号
兵庫県加東市家原24―１千鳥川ドミトリー１階105号室、住民票上の住所兵庫県小野市住吉町862番地
債務者　田中　正二
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　圭孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月27日午後２時20分
5　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
神戸地方裁判所社支部

令和７年（フ）第２７号
長崎県諫早市小船越町808番地
債務者　伊東　　翔
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上村　基貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月16日午前10時45分
5　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和７年（フ）第１２１号
鹿児島市小野１丁目10番８号
債務者　松元　英樹
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島田　俊一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月16日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和７年（フ）第１４２号
函館市東山３丁目18番９号
債務者　工藤　豊朗
1　決定年月日時　令和７年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川口　智博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月10日午前11時
5　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
函館地方裁判所

令和７年（フ）第１１４号
新潟市江南区曽野木１丁目31番８号
債務者　齋藤あゆみ
1　決定年月日時　令和７年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉川恵理子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月18日午後４時30分
5　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
新潟地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１４９号
鹿児島市花野光ヶ丘２丁目34番１号　Ｊ・Ｆコーポ302号
債務者　奥　　博幸
1　決定年月日時　令和７年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小山内友和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和７年（フ）第２５号
山形県酒田市亀ケ崎５丁目９番12号　高齢者専用住宅第３亀ケ崎の家
債務者　寒河江新一
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井野裕司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月25日午後４時
5　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
山形地方裁判所酒田支部

令和７年（フ）第２６号
山形県酒田市砂越字粕町70番地の22
債務者　柿崎　　翼
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東海林正樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月25日午後３時15分
5　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
山形地方裁判所酒田支部

令和７年（フ）第３１号
茨城県神栖市知手中央４丁目14番11号
債務者　宮沢　寿孝
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀧　　智英
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月３日午後２時
5　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
水戸地方裁判所麻生支部

令和７年（フ）第１３４号
滋賀県栗東市綣４丁目４番13―101号　小田ハイツ、前住所滋賀県栗東市下戸山1540番地２
債務者　小松　敏夫
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　正哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月３日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
大津地方裁判所民事部

令和７年（フ）第２６７号
広島市安佐南区八木７丁目10番10号
債務者　ネクストフォレストこと　森次　茂廣
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮城　直大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第３２９号
広島市中区舟入本町１番14―1006号
債務者　中本　由水
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷井　　智
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月12日午後２時
5　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第１０９号
愛媛県松山市森松町293番地１　インペリアルコート103号
債務者　片田　信一
1　決定年月日時　令和７年５月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三好　崇文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月18日午後１時45分
5　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
松山地方裁判所民事部

令和７年（フ）第２９号
大分県佐伯市大字鶴望3401番地２
債務者　津田　繁義
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　保之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月９日午前11時
5　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

令和６年（フ）第１２８号
宮城県大崎市古川大宮６丁目８番32号
債務者　宗像めぐみ
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木康晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月７日午前11時15分
5　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和７年（フ）第６４号
宮城県大崎市古川鶴ケ埣字小谷地67番地１　エスポアール98　101号、従前の住所千葉県松戸市松飛台108番地　ハイムミッドランドＢ―206号
債務者　浅海　勝志
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅原　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月31日午前11時
5　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和７年（フ）第５２２号
神奈川県綾瀬市寺尾台３丁目13番１号
債務者　川島百合子
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　櫻庭　史子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月16日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第５７４号
名古屋市中川区一色新町２丁目2305番地　プチシャトーＢ201号
債務者　松川工業こと　松川　拓矢
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉垣正一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月29日午前11時10分
5　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第４３号
北海道帯広市柏林台西町４丁目１番地　柏林台西町６―614号
債務者　橋本　則江
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　尊仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月30日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和７年（フ）第２１２号
横浜市中区相生町１丁目23番地１　エスコート横浜関内503
債務者　溝江　政人
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福下　博詞
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月17日午前10時50分
5　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第７０号
兵庫県三田市小野1320番地14、従前の住所兵庫県加東市南山４丁目18番地４　ラウレア・ハレ202号
債務者　飯川　恵子
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本佳世子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月５日午前11時
5　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第８４号
神戸市西区北別府４丁目14番地の12　ブルーハイツ北別府203号、前住所神戸市西区伊川谷町有瀬1567番地の18　ネオハイツ西神戸205号
債務者　エイエヌケイこと　淡井　重雄
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　　彌
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月12日午前11時
5　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和７年（フ）第１０３号
徳島県板野郡藍住町徳命前須東78番地２
債務者　三村　雅也
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　美馬　和仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月４日午前10時
5　免責意見申述期間　令和７年７月17日まで
徳島地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１８９号
兵庫県尼崎市武庫町２丁目３番10号パーク・ノヴァ武庫川101号
債務者　堀田　裕也
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　　毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第８０３号
横浜市栄区飯島町527番地　飯島団地１街区３棟501号
債務者　溝口　幸子
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月23日午後２時
5　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第４６号
岐阜県安八郡安八町東結667番地
債務者　金森　孝治
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　純介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年７月28日午後３時45分
5　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和７年（フ）第１８１号
兵庫県尼崎市立花町２丁目５番８号ジョイフル立花Ｖ101号
債務者　竹中　裕哉
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　楠谷　　望
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月１日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第７８１号
札幌市西区八軒10条東３丁目４番10号
債務者　太田　俊輔
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平田　唯史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和７年７月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第１１０号
石川県金沢市泉本町２丁目110番地
債務者　吉村　武志
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井奈　尚史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月１日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和７年７月25日まで
金沢地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１１号
秋田県能代市柳町５番10号
債務者　山田　一廣
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大庭　秀俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月６日午後４時
5　免責意見申述期間　令和７年７月30日まで
秋田地方裁判所能代支部

令和７年（フ）第３５号
愛知県江南市古知野町高瀬51番地
債務者　小澤　美沙（旧姓福田）
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小出　智加
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月18日午前10時45分
5　免責意見申述期間　令和７年８月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和７年（フ）第５０号
佐賀県武雄市朝日町大字甘久671番地　パシフィック武雄203号
債務者　菅原　浩徳
1　決定年月日時　令和７年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　　孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月６日午前10時
5　免責意見申述期間　令和７年８月５日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

令和７年（フ）第５２号
佐賀県武雄市北方町大字志久2090番地
債務者　久間三津子
1　決定年月日時　令和７年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福岡　寛章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月６日午前11時
5　免責意見申述期間　令和７年８月５日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

令和７年（フ）第５５号
佐賀県武雄市北方町大字志久1304番地11　Ｍｋ　ザ・テラス　203号室、前住所佐賀県杵島郡大町町大字大町51番地３
債務者　目片　　智
1　決定年月日時　令和７年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢野　雄基
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月６日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和７年８月５日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

令和７年（フ）第３１６号
埼玉県入間市黒須１丁目１番19号　入間ハイツ102
債務者　佐藤　啓子
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鶴羽　良弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月20日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和７年８月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（フ）第３２９号
埼玉県所沢市西所沢２丁目３番20―108号
債務者　青野　秀輝
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　重成　大毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月20日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和７年８月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（フ）第７６７号
愛知県愛知郡東郷町春木台５丁目９番地３
債務者　近田　利克
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田　篤紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月20日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和７年８月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第４７８号
札幌市北区北28条西２丁目３番18号　クルーズハウス創成高校前203号
債務者　髙橋　　学
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富所　恵未
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月21日午前10時15分
5　免責意見申述期間　令和７年８月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第３８４号
さいたま市大宮区三橋２丁目92番地１　シャンポール103
債務者　新井　天翔
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　浩一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月25日午前11時10分
5　免責意見申述期間　令和７年８月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第５７１号
埼玉県加須市花崎４丁目16番地４　ウイトピア花咲２号
債務者　後藤　将太
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前垣　涼太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月25日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和７年８月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第６８４号
さいたま市岩槻区西町３丁目５番31号　カルム・コリーヌ102
債務者　土屋　和明
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河原﨑友太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月25日午後２時
5　免責意見申述期間　令和７年８月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和６年（フ）第２５９号
北海道旭川市緑が丘南３条２丁目５番７号
債務者　佐藤　喜好
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　大晋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月20日午後２時40分
5　免責意見申述期間　令和７年８月13日まで
旭川地方裁判所民事部

令和７年（フ）第３２号
長野県茅野市米沢7003番地２
債務者　加地遼太郎
1　決定年月日時　令和７年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　崇伸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和７年８月13日まで
長野地方裁判所諏訪支部

令和７年（フ）第３８号
北海道小樽市花園５丁目８番９号　長谷川アパート201号室
債務者　成田　泰江（旧姓眞後）
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須田布美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月21日午前11時
5　免責意見申述期間　令和７年８月14日まで
札幌地方裁判所小樽支部

令和７年（フ）第９０号
和歌山県伊都郡九度山町大字入郷71番地の４
債務者　リラクゼーション＆整体Ｔｅ―Ａ―Ｔｅｒｒａｃｅこと　坊　　清弘
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内川真由美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和７年８月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和６年（フ）第４５３７号
大阪市平野区長吉長原東１丁目11番８―1011号
債務者　田中　　瞬
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉原　　秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月１日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和７年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第２７３号
大阪府寝屋川市太秦桜が丘13番19号
債務者　上野美衣奈
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊澤　俊輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月１日午後２時
5　免責意見申述期間　令和７年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１６１２号
大阪市東淀川区東中島６丁目12番１―1010号
債務者　中岡商店こと　中岡　時雄
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片山　和成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月１日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和７年８月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第３８０号
大阪府羽曳野市南古市１丁目27番27号
債務者　安井　宏之
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤野　睦子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月２日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和７年８月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和６年（フ）第２３４５号
愛知県海部郡大治町大字西條字城前田147番地　Ｍ・ＲｏｓｅｐｉｎＫＩ201号
債務者　嘉隆　正子（旧姓園原）
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荻原　文孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和７年８月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第８２３号
名古屋市中川区元中野町３丁目95番地の１　ネクステージＩＴＯ　103号室
債務者　二村　　誠
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗原　潤也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月３日午前10時
5　免責意見申述期間　令和７年８月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第２２９号
栃木県宇都宮市築瀬２丁目13番19号　宇都宮昭和ビル405　岸川方、住民票上の住所栃木県宇都宮市南町８番11号
債務者　上田　政之
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小島　文恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月22日午前10時
5　免責意見申述期間　令和７年８月21日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第２７４号
栃木県那須塩原市青木27番地591
債務者　川越　美香
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小菅　拓郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月22日午後２時10分
5　免責意見申述期間　令和７年８月21日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第８６０号
大阪府東大阪市足代新町17番９号　新町ビル303号
債務者　山川　桂子
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　綾子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月４日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和７年８月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第３０４号
埼玉県三郷市彦川戸１丁目297番地１　彦川戸ペアタウンＢ棟
債務者　片岡　　裕
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　　毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月５日午前11時40分
5　免責意見申述期間　令和７年８月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第１７４７号
大阪市阿倍野区阪南町１丁目41番17号　ラコリーヌアキラン101号
債務者　上野賢治郎
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村井　恵美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月８日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和７年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１８７４号
奈良県大和高田市田井新町４番５―303号　甲第ハイツ西本
債務者　赤堀　秀晃
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　射場　一典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月８日午後２時20分
5　免責意見申述期間　令和７年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１００号
埼玉県熊谷市久保島801番地21
債務者　井澤菜穂子（旧姓松原）
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗木　祥子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月９日午前11時15分
5　免責意見申述期間　令和７年８月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和７年（フ）第１７号
長野県小諸市丙625番地51
債務者　片桐　六月
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　美紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月３日午前11時
5　免責意見申述期間　令和７年８月27日まで
長野地方裁判所佐久支部

令和７年（フ）第１１号
北海道野付郡別海町本別海１番地の49
債務者　髙橋　愛子
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　猪原　健弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和７年８月28日まで
釧路地方裁判所根室支部

令和７年（フ）第２４１号
栃木県宇都宮市鶴田町2825番地１
債務者　鈴木　萌菜
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石神　知也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年８月29日午前11時10分
5　免責意見申述期間　令和７年８月28日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第１１３５号
大阪府四條畷市田原台５丁目16番23号
債務者　井内　敦誉
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤松　俊治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月11日午後２時20分
5　免責意見申述期間　令和７年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１８９５号
東京都江戸川区西葛西３丁目12―15―107号、住民票上の住所大阪市中央区南船場１丁目８番21―1202号
債務者　今柳　隆彦
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝内伸治郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和７年８月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６１号
金沢市大額３丁目121番地　アクアローダ202号、従前の住所三重県四日市市河原田町185番地７
債務者　木村あゆみ（旧姓瀬古）
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　向井　渉太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月５日午後２時
5　免責意見申述期間　令和７年８月29日まで
金沢地方裁判所民事部

令和７年（フ）第６７号
盛岡市永井10地割182番地　キャッスル秋峰Ａ102号、前住所岩手県滝沢市野沢111番地24
債務者　工藤　春美
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　一條　景子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和７年９月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和７年（フ）第１７５３号
大阪府箕面市小野原東３丁目８番35―205号
債務者　戸島　綾一
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石塚　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月18日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和７年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第２１３号
埼玉県越谷市東大沢１丁目20番地８
債務者　大沢　元誉
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古谷　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月19日午前11時40分
5　免責意見申述期間　令和７年９月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第２１４号
埼玉県越谷市東大沢１丁目20番地８
債務者　大沢　洋子
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古谷　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和７年９月19日午前11時40分
5　免責意見申述期間　令和７年９月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和７年（フ）第２１号
和歌山県田辺市鮎川864番地
債務者　竹中　久次
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月２日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

令和７年（フ）第１６２号
函館市柳町５番80―405号
債務者　澤口　カツ
1　決定年月日時　令和７年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月３日まで
函館地方裁判所

令和７年（フ）第５５０号
愛知県春日井市西本町１丁目５番地17　ドルミール301号
債務者　清水　　歩
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第６１１号
名古屋市中村区向島町４丁目23番地の７　美希産業内402号
債務者　山内　　勝
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第６７０号
愛知県瀬戸市今池町25番地の１
債務者　梶原　公江
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第６９２号
名古屋市守山区本地が丘1701番地　本地荘18棟510号
債務者　古田あけみ
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第７１５号
名古屋市港区大西２丁目111番地の１
債務者　岩竹　政和
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第７３４号
名古屋市名東区香流１丁目908番地　エスポワール香流401号
債務者　青木　友宏
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第２５号
三重県志摩市阿児町甲賀4628番地２　ハイムトケイヤＢ―１号、前住所三重県志摩市阿児町鵜方750番地21
債務者　加藤小百合
1　決定年月日時　令和７年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月４日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和７年（フ）第６１号
長崎県佐世保市陣の内町869番地36　サンビレッジ早岐203
債務者　山下　浩美
1　決定年月日時　令和７年５月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月４日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和７年（フ）第３３８号
埼玉県入間市久保稲荷５丁目７番地２コーポ向原Ｃ―105
債務者　松本　敏和
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（フ）第４３号
新潟県長岡市学校町３丁目７番11号　小林マンション１Ｆ
債務者　小林　裕孝
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和７年（フ）第８２号
愛知県蒲郡市三谷北通５丁目185番地、従前の住所愛知県蒲郡市三谷北通６丁目91番地１
債務者　宗像まりな
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和７年（フ）第９５号
岡山県小田郡矢掛町里山田1213番地
債務者　河上香奈子
1　決定年月日時　令和７年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和７年（フ）第３８０号
さいたま市大宮区三橋２丁目92番地１　シャンボール103
債務者　新井　奈々（旧姓市川・渡辺）
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第５５７号
埼玉県川口市大字里958番地の１　コンフォール西鳩ヶ谷２―407号
債務者　川田　宏一
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第５９９号
さいたま市中央区円阿弥２丁目２番６号
債務者　増田　公子
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第６３１号
埼玉県北足立郡伊奈町寿２丁目77番地１　ハイツチャイム102
債務者　勝山　雅美
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第６３２号
埼玉県北足立郡伊奈町寿２丁目77番地１　ハイツチャイム102
債務者　勝山　裕司
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第６８２号
埼玉県志木市上宗岡２丁目18番２―401号
債務者　小林久仁子
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第７３７号
埼玉県川口市前上町22番９号
債務者　西　　香織
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第７４３号
さいたま市西区大字高木1195番地３　佐藤アパート101号
債務者　岩井　政志
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第７５４号
埼玉県川口市芝塚原１丁目２番15号　第３ハイムアズマ105号、旧住所埼玉県川口市大字安行藤八342番地の２　グリーンヒルのぞみ103号
債務者　上原三喜男
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第７５７号
埼玉県川口市領家１丁目４番６号　エクセルパレス306号、旧住所東京都調布市多摩川３丁目37番地21　Ｔ＆Ｋハウス　202号室
債務者　植野　俊也
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第１９４号
埼玉県越谷市大字袋山224番地１　ロンググレース304号
債務者　吉浦ふくみ
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第２６３号
埼玉県越谷市東越谷10丁目100番地３　マインドハイム江原１―103
債務者　安西　敬悟
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第２８１号
埼玉県三郷市彦糸１丁目188番地３　グランソフィア彦糸Ⅱ　Ｃ号棟
債務者　射矢　美紗
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第２４９号
埼玉県坂戸市千代田１丁目２番59号　エクレシアＡ棟107号室、前住所埼玉県所沢市若狭４丁目2484番地の22　ボーリユトトロ101
債務者　小谷野　愛
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（フ）第２６８号
埼玉県飯能市大字前ヶ貫253番地２　オールラウンド　103
債務者　廣澤　和人
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（フ）第１３８号
埼玉県熊谷市石原572、住民票上の住所埼玉県熊谷市石原524番地６　タウニィ関口205号室
債務者　小原亜唯沙
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和７年（フ）第１８１号
相模原市中央区光が丘１丁目８番11号　ドルチェ光ケ丘103
債務者　山口　佳那
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和７年（フ）第４０５号
札幌市豊平区平岸４条16丁目３番16―101号
債務者　髙野　文枝（旧姓越後）
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第４９７号
札幌市手稲区新発寒５条７丁目９番30号　グリーンハウス201号
債務者　福久　弘子（旧姓佐藤・坂井・熊谷）
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第５２４号
札幌市東区北25条東15丁目１番６号　シティハウス札幌８号
債務者　高垣　勇太
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第５７１号
札幌市白石区東札幌４条４丁目１番11―111号
債務者　岩田　　修
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第５８３号
札幌市手稲区曙12条２丁目14番１号　999明日風Ｂ―１号
債務者　佐藤駿一郎（旧姓西川）
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第７１４号
札幌市白石区栄通19丁目13番25号　ハイムフィオーレⅡ―102号
債務者　平目　　鑑
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第７１９号
北海道江別市いずみ野19番地の11
債務者　丸一　洋美
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第７５９号
札幌市白石区南郷通９丁目南２番15―112号
債務者　嶋倉　祐子
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第７９８号
札幌市中央区南８条西５丁目289番地73　シャルム南８条601号
債務者　田上　健太
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第８１１号
札幌市厚別区厚別南２丁目20番11号　タートルバレー102号
債務者　北嶋　日和
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第８７４号
札幌市中央区南７条西12丁目１番26号　てるいマンション403号
債務者　渡辺みなみ
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第１３号
北海道根室市西浜町２丁目47番地　コスモハイツⅡ　203号室
債務者　澤井　律子
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
釧路地方裁判所根室支部

令和７年（フ）第１５号
北海道根室市汐見町２丁目81番地
債務者　浅井田鶴子
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
釧路地方裁判所根室支部

令和７年（フ）第１７号
北海道標津郡中標津町西13条北10丁目５番地
債務者　志賀　輝彦
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
釧路地方裁判所根室支部

令和６年（フ）第３７９号
群馬県藤岡市小林129番地１　マルベリー塚原102号、前住所群馬県藤岡市上大塚182番地５
債務者　板垣　広美
1　決定年月日時　令和７年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（フ）第５９号
千葉県山武郡横芝光町尾垂イ3513番地34
債務者　伊藤　奈々
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和７年（フ）第２１０号
相模原市中央区上溝2391番地９
債務者　山下　弘美
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和７年（フ）第５４号
愛知県一宮市森本１丁目14番27号　ハイツ森本Ａ棟205号
債務者　松葉　大輔
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和７年（フ）第２５号
愛知県西尾市吉良町小山田治ア田55番地、前住所愛知県刈谷市原崎町６丁目705番地
債務者　山本　英紀
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和７年（フ）第２５３号
愛知県安城市百石町１丁目８番地20　祥南ハウス106
債務者　清水　彩香
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和７年（フ）第６７号
高知市中秦泉寺135番地５
債務者　松村　直人
1　決定年月日時　令和７年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
高知地方裁判所破産係

令和７年（フ）第９５号
高知市幸町９番14号　幸華荘７号
債務者　久万田清栄
1　決定年月日時　令和７年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
高知地方裁判所破産係

令和７年（フ）第９８号
高知市朝倉東町30番１―25号
債務者　伊勢　康弘
1　決定年月日時　令和７年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
高知地方裁判所破産係

令和７年（フ）第４５号
栃木県足利市朝倉町３丁目34番地５
債務者　廣瀬　立子
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

令和７年（フ）第３７号
新潟県村上市南町２丁目６番37号
債務者　貝沼　千春
1　決定年月日時　令和７年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
新潟地方裁判所新発田支部

令和７年（フ）第２６号
岡山県津山市小原71番地１　マリオン小原805
債務者　壽　　正樹
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
岡山地方裁判所津山支部

令和７年（フ）第１０７号
香川県高松市古馬場町７―21　ＡＫビルⅢ402号室、住民票上の住所香川県高松市香川町大野851番地６
債務者　小野　宰伸
1　決定年月日時　令和７年５月15日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和７年（フ）第１１５号
香川県高松市鶴屋町３番８―604号　片原町駅北マンション605号室
債務者　古澤　　章
1　決定年月日時　令和７年５月15日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和７年（フ）第１２３号
香川県高松市元山町446番地１　ヴィラナリー元山２号棟401
債務者　菅野麻沙莉（旧姓原）
1　決定年月日時　令和７年５月15日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和７年（フ）第３６号
福岡県大牟田市船津町２丁目３番地９　クワコーポ船津422号
債務者　石田　里美
1　決定年月日時　令和７年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月10日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

令和６年（フ）第１６７４号
千葉市中央区蘇我４丁目９番３号
債務者　瀧野　優子
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第２１７号
千葉県船橋市習志野台１丁目５番４号　ヤナバコーポ102号
債務者　広野　　樹
1　決定年月日時　令和７年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第２２４号
千葉市中央区仁戸名町412番地５　ＹＳコートＢ105号
債務者　鳥飼　竜二
１　決定年月日時　令和７年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第４４０号
千葉県市川市本行徳38番８―404号（リュミエール）
債務者　渡部　雄司
１　決定年月日時　令和７年５月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第４５０号
千葉県習志野市本大久保２丁目５番24号
債務者　中野　浩之
１　決定年月日時　令和７年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第４５５号
千葉県市川市北方町４丁目1444番地42
債務者　徳田　汐里
１　決定年月日時　令和７年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第４９５号
千葉市美浜区幸町２丁目23番１号　三桜ビル301号
債務者　村田ほずみ
１　決定年月日時　令和７年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第４９７号
千葉市若葉区千城台南３丁目２番８棟306号
債務者　岩井　智幸
１　決定年月日時　令和７年５月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第５３９号
千葉市中央区道場南１丁目４番５号　コーポダイワ102号
債務者　西野　直樹
１　決定年月日時　令和７年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第５５８号
千葉県八千代市村上1113番地１　１街区31棟1007号
債務者　関　　克巳
１　決定年月日時　令和７年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第５８８号
千葉市美浜区稲毛海岸４丁目６番３号　ミキハウス202号
債務者　池田裕紀子
１　決定年月日時　令和７年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第６０４号
千葉県船橋市三山９丁目27番４号　アベール実籾103号
債務者　大島　伸司
１　決定年月日時　令和７年５月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第６３２号
千葉市若葉区小倉町1737番地２　パインパレス101号
債務者　國井　竜矢
１　決定年月日時　令和７年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第６３７号
千葉市稲毛区小仲台７丁目19番３―105号
債務者　道山　　孝
１　決定年月日時　令和７年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第２５４号
静岡市葵区西瀬名町17番Ｋ３―228号
債務者　小沼　貴子
１　決定年月日時　令和７年５月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで　静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第２５９号
静岡市葵区野田平316番地
債務者　原　実依子（旧姓野崎・岸）
１　決定年月日時　令和７年５月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで　静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第６３号
長崎県佐世保市日宇町682番地17　古場アパート２号、前住所長崎県大村市松原本町24番地４
債務者　山川八代美
１　決定年月日時　令和７年５月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和７年（フ）第６４号
長崎県佐世保市相浦町2737番地
債務者　伊藤公司郎
１　決定年月日時　令和７年５月14日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和７年（フ）第６７号
長崎県佐世保市赤崎町476番地７
債務者　原　　新二
１　決定年月日時　令和７年５月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和７年（フ）第２６号
鹿児島県奄美市名瀬大熊町13番地８
債務者　重田喜代子
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月11日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部２係

令和７年（フ）第５８号
北海道苫小牧市新富町２丁目５番８号
債務者　渡邊　彩香
１　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和７年（フ）第２２号
秋田県能代市字西赤沼14番地４　島田病院
債務者　西村　憲二
法定代理人成年後見人　大庭　秀俊
１　決定年月日時　令和７年５月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
秋田地方裁判所能代支部

令和７年（フ）第３６号
福島県いわき市小名浜字大道北138番地の３
債務者　内山　繁美（旧姓杉本）
１　決定年月日時　令和７年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和７年（フ）第２５号
茨城県神栖市波崎6864番地６　ツインズハウスＡ－１
債務者　麻橋　憲二
１　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
水戸地方裁判所麻生支部

令和７年（フ）第２７号
茨城県神栖市波崎7220番地13
債務者　田村　　梓
１　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
水戸地方裁判所麻生支部

令和７年（フ）第２５５号
栃木県宇都宮市富士見町９番２号　上原市営住宅２号棟609号室、前住所栃木県宇都宮市南町４番58号
債務者　菊地　智子
１　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第２６６号
栃木県宇都宮市鶴田町3657番地６　サンハイツ205、前住所栃木県宇都宮市富士見が丘４丁目14番５号　富士見が丘グリーンヒルズ207号室
債務者　渡邉　由一
１　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第７８号
千葉県白井市清水口２丁目５番９棟104号
債務者　主藤　沙紀
１　決定年月日時　令和７年５月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和７年（フ）第９９号
千葉県成田市公津の杜５丁目10番地12（サンガーデン公津Ｂ101）
債務者　高原　大欣
１　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和７年（フ）第１１２号
千葉県四街道市鹿渡790番地１（ビューテラス101）
債務者　竹田　瑞穂
１　決定年月日時　令和７年５月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和７年（フ）第１２０号
千葉県八街市八街ほ174番地39　パストラルＵＡ101
債務者　飯島　千晴
１　決定年月日時　令和７年５月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和７年（フ）第４６号
千葉県木更津市清川１丁目３番９号
債務者　谷　　帝希
１　決定年月日時　令和７年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和７年（フ）第１５６号
川崎市宮前区宮崎91番地７　カルタス21宮崎台　202
債務者　三上　雄之
１　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第２１２号
川崎市麻生区虹ケ丘２丁目２番２－301号
債務者　相澤　由紀
１　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第２９０号
川崎市幸区東古市場47番地１　ガルシアの杜107
債務者　白川　久夫
１　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第６２号
富山県氷見市園928番地８
債務者　神谷　貴志
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
富山地方裁判所高岡支部

令和７年（フ）第７号
石川県珠洲市蛸島町36－２、住民票上の住所福島県石川郡玉川村大字南須釜字狸穴85番地（従前の住所）福島県二本松市成田町１丁目879番地３　Ｗｅｌｆａｒｅハイツ・ソレイユ101号
債務者　大野　　誠
１　決定年月日時　令和７年５月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
金沢地方裁判所輪島支部

令和７年（フ）第１５５号
岐阜市金竜町２丁目17番地（メゾン金竜302号室）、前住所岐阜市宇佐４丁目３番３－303号（ハイツ宇佐３号棟）
債務者　長瀬　良信
１　決定年月日時　令和７年５月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
岐阜地方裁判所

令和７年（フ）第１６１号
静岡市駿河区小鹿1681番地の４　グレ・パストラ102号
債務者　武山ちえ子
１　決定年月日時　令和７年５月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第２２６号
静岡市駿河区中田本町34番21号　202号
債務者　早川　　誠
１　決定年月日時　令和７年５月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第２３８号
静岡市清水区船原２丁目31番地の15
債務者　臼井　成美
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第１１８号
三重県四日市市八幡町７番５号　レオパレス八幡町第２・103
債務者　小堀　康孝
１　決定年月日時　令和７年５月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和７年（フ）第５７号
鳥取県鳥取市滝山453番地の９
債務者　田中　玲子
１　決定年月日時　令和７年５月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
鳥取地方裁判所民事部

令和７年（フ）第２３６号
岡山市中区さい東町１丁目14番46号　ハートピア５番館103号
債務者　吉田栄子こと　金　　榮子
１　決定年月日時　令和７年５月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２３７号
岡山市中区さい東町１丁目14番46号　ハートピア５番館103号
債務者　吉田幸枝こと　金　　幸枝
１　決定年月日時　令和７年５月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第６９号
広島県福山市神辺町字湯野1442番地39
債務者　前田　　誠
１　決定年月日時　令和７年５月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和７年（フ）第１４号
広島県三次市三和町敷名11468番地10（あみかれこ41　101号室）
債務者　大塚　海翔
１　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
広島地方裁判所三次支部

令和７年（フ）第１５号
広島県三次市十日市西２丁目９番１－302号
債務者　建田一二三
１　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
広島地方裁判所三次支部

令和７年（フ）第５６号
山口県下関市豊浦町大字宇賀8310番地
債務者　増山　　強
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和７年（フ）第２１号
熊本県八代市田中西町１号10番地（102）メゾンパーク前田
債務者　南畝　香織
１　決定年月日時　令和７年５月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
熊本地方裁判所八代支部

令和７年（フ）第４１号
大分県別府市石垣東６丁目８番26－203号シティ吉弘
債務者　堀田亜里沙
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第１７５号
大分市大字皆春677番地の４
債務者　下郡絵里華（旧姓安部）
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第２０号
大分県速見郡日出町3854番地10　セジュール・ソフィア101
債務者　中村　　靖
１　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

令和７年（フ）第１７５号
宮崎市江平東１丁目４番８号　シーラカンス802号
債務者　青山　東五
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで　宮崎地方裁判所破産係

令和７年（フ）第１７９号
宮崎市鶴島１丁目７番８号　プチメゾン鶴島105号、前住所宮崎市清武町正手２丁目85番地　パークサイド正手館105号
債務者　田中　洋子
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで　宮崎地方裁判所破産係

令和７年（フ）第４１号
宮崎県都城市菖蒲原町３街区８号
債務者　岩崎　晃希
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで　宮崎地方裁判所都城支部

令和７年（フ）第１５１号
鹿児島市宇宿３丁目38番19号　上山ハイツ305号、前住所鹿児島市和田１丁目５番３号　第６シティハイツ203号
債務者　今村　祐輔
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和７年（フ）第１７１号
鹿児島市東佐多町2234番地５　東佐多住宅1205号、前住所鹿児島市郡山町1251番地１
債務者　藤井　郁美
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和７年（フ）第１８７号
鹿児島市宇宿１丁目１番１号　バーシティ宇宿208号
債務者　川野　照美
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月14日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和７年（フ）第３７号
北海道小樽市花園５丁目８番９号　長谷川アパート201号室
債務者　成田　栄
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで　札幌地方裁判所小樽支部

令和７年（フ）第４８号
青森県つがる市木造末広10番地１、旧住所青森県五所川原市松島町５丁目１番地　市営住宅７－２
債務者　相馬　純子
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで　青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和７年（フ）第３１号
岩手県北上市大曲町９番３号コスモスハイツ206号、旧住所秋田県横手市平鹿町浅舞字上蒋沼115番地７
債務者　藤王　翔平
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

令和７年（フ）第７号
秋田県大館市字観音堂527番地10　クロスロード101、旧住所山形県新庄市千門町11番９号ミルウォーキー横打101、秋田県大仙市大曲日の出町２丁目８番23号　ベルメゾンひので201
債務者　高橋麻樹子（旧姓須田）
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで　山形地方裁判所新庄支部

令和７年（フ）第１７号
山形県新庄市大字飛田715番地、旧住所山形県新庄市大字仁間293番地の１　野際団地238
債務者　矢口　芳恵
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで　山形地方裁判所新庄支部

令和６年（フ）第２１２３号
東京都府中市若松町１丁目９番地の11ベレーサ東府中102
債務者　土屋　博臣
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第４１号
東京都八王子市越野23番地４めぞん一刻308号
債務者　服部　匠
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第１７８号
東京都武蔵野市境南町４丁目21番15号コーポ・ハーブ203
債務者　田中　瞳
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第３３５号
代替住所Ａ（旧住所埼玉県川口市元郷３丁目４番13号フェリシダー101号）
債務者　本田　詩織（旧姓高畠）
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和６年（フ）第２６５７号
代替住所Ａ（旧住所横浜市青葉区梅が丘24番地９　メゾンアプリコット105）
債務者　渡辺　奏音
１　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第９１号
横浜市青葉区桂台２丁目32番地22　田中邸Ｂ
債務者　井上　　英
１　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第４２１号
横浜市港北区下田町２丁目10番63号　ボギー荘201
債務者　鎌形ひろみ
１　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第４４８号
横浜市泉区岡津町258番地１　コンフォートハイツ201号
債務者　志村　久子
１　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第４７１号
神奈川県茅ヶ崎市今宿470番地３　レオパレスルートワン今宿202
債務者　松本麻美子（旧姓山口）
１　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第６０３号
横浜市旭区中尾１丁目39番10号　篠崎ハイツ201
債務者　遠山　浩美
１　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第６２７号
相模原市緑区大島1338番地３
債務者　吹田　滉也
１　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第６８６号
横浜市栄区笠間５丁目36番23号
債務者　錦織　秋帆
１　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第７５７号
横浜市鶴見区東寺尾東台17番10号　第一春美荘102
債務者　貝谷　清貴
１　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第７９３号
神奈川県藤沢市鵠沼花沢町２番12号　グロリア湘南102
債務者　齋藤　敏子
１　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第８３８号
横浜市磯子区氷取沢町150番地４　２棟404号
債務者　狩野　翔太
１　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第８６０号
横浜市緑区上山２丁目９番12号　グリーンヴィラ２－Ａ
債務者　瀬戸　法子
１　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第８７７号
横浜市中区寿町３丁目11番地７　ニュー青葉荘３階31
債務者　水野　善夫
１　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第９１７号
横浜市港北区新横浜１丁目23番地５　ベラルーチェ新横浜406
債務者　米村　雅子
１　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第９２３号
横浜市神奈川区西神奈川１丁目18番地10　小島荘102号
債務者　奥野美紗希
１　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１０３７号
神奈川県綾瀬市綾西５丁目11番５号
債務者　木村　　萌
１　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１１４７号
横浜市青葉区藤が丘２丁目13番地６　サンパレス藤が丘105
債務者　神前　真弥
１　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１９９号
相模原市中央区東淵野辺４丁目９番７号
債務者　井沢恵美子
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和７年（フ）第２０７号
神奈川県座間市入谷西１丁目４番21号　パークヒルズ相武台前302号
債務者　鈴木　博政
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和７年（フ）第３９７号
京都市伏見区醍醐南西裏町10番地２　グループホームセルン醍醐、前住所京都市伏見区醍醐和泉町90番地グランシャリオＢ棟202号
債務者　山手　雄希
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第４５５号
京都市伏見区深草池ノ内町12番地１　メゾン青風　509
債務者　山本　浩子
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第３６７号
神戸市灘区六甲台町７番19―612号、従前の住所東京都江東区三好１丁目２番３号　辰巳ビル206
債務者　折口真理恵
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１２３号
兵庫県尼崎市久々知２丁目25番９号フェリシア101、前住所兵庫県尼崎市若王寺２丁目32番20―103号
債務者　増田設備こと　増田　晟邑
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第１７０号
兵庫県尼崎市蓬川町302番地の17市営蓬川住宅201、前住所兵庫県尼崎市建家町25番地レジデンスミイチ1005
債務者　坂松　　優
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第３５号
広島県呉市安浦町安登西８丁目10番10号
債務者　三坂　則子
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
広島地方裁判所呉支部

令和７年（フ）第４３号
広島県呉市川尻町小仁方１丁目22番43―801号
債務者　石森　由佳
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
広島地方裁判所呉支部

令和７年（フ）第３９号
鹿児島県薩摩川内市宮崎町1988番地１
債務者　久原　舞斗
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和７年（フ）第８３号
千葉県成田市並木町221番地328（Ｎａｍｉｋｉ Ｓｉｄｅ101号室）
債務者　吉見　友宏
1　決定年月日時　令和７年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和７年（フ）第４７号
石川県白山市深瀬新町11番地１
債務者　大谷　英樹
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで
金沢地方裁判所民事部

令和７年（フ）第７７号
石川県野々市市二日市２丁目59番地　プラドール雅101号、従前の住所石川県野々市市田尻町52番地
債務者　泉　　勝人
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで
金沢地方裁判所民事部

令和７年（フ）第８８号
石川県白山市笠間町1212番地３　笠間団地県営住宅１号棟205号室
債務者　元谷　忠温
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで
金沢地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１０４号
石川県金沢市鱗町59番地９　柴田ハイツ203号
債務者　小松　和義
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで
金沢地方裁判所民事部

令和６年（フ）第４６７７号
大阪府豊中市庄内東町４丁目４番15号
債務者　佐々木　章
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１６８０号
大阪府四條畷市南野２丁目18番14号　シャルマン豊203
債務者　大西　幸一
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１７２０号
大阪市平野区喜連東３丁目６番１―405号
債務者　藤本　　忠
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１８５０号
大阪市城東区東中浜６丁目15番10―506号
債務者　荒川　真行
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第２１５８号
大阪府吹田市原町１丁目11番７号（103）
債務者　石田　和憲
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第２１９２号
大阪市淀川区十三東１丁目４番８号　野村マンション　202号、前住所大阪市天王寺区寺田町１丁目７番16号　エスリード寺田町601号
債務者　榎　佑一郎
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１９７号
兵庫県尼崎市西昆陽３丁目43番１―812号
債務者　市原　聖佳
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第２２１号
兵庫県尼崎市武庫之荘本町２丁目21番15―302号
債務者　明渡　侑子
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第２２６号
兵庫県芦屋市春日町６番20号302
債務者　加藤真粧美こと　ＪＵＮＧ　ＪＩＮＪＡＮＧＭＩ（鄭真粧美）（旧姓小笠原）
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第７１号
神戸市西区王塚台１丁目79番地　王塚東シティコート308号
債務者　ＬａＬａＬａこと　小田　正幸
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和７年（フ）第２４号
山口県岩国市昭和町２丁目２番３―206号
債務者　大城戸朱里
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで
山口地方裁判所岩国支部

令和７年（フ）第８９号
徳島県名西郡石井町石井字城ノ内341番地７
債務者　米村　敦夫
1　決定年月日時　令和７年５月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで
徳島地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１４号
沖縄県名護市大南２丁目１番47―１―101号　山城アパート
債務者　山城　リル（旧姓金城）
1　決定年月日時　令和７年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで
那覇地方裁判所名護支部

令和７年（フ）第１０２号
福島県郡山市東原３丁目312番地　グランシャリオⅢＡ201号
債務者　七海　裕子
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月17日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和７年（フ）第６７号
千葉県印西市内野２丁目５番地７棟902号、前住所東京都足立区入谷１丁目６番５―405号
債務者　佐々木結衣
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月17日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和７年（フ）第３８７号
千葉市稲毛区柏台１番19棟1110号
債務者　戸田美代子
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第５２２号
千葉県市川市大町247番地６
債務者　板倉　春彦
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第５８７号
千葉県市川市北国分４丁目23番10号（グリーンハイム101号）
債務者　金谷　美知
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第６１３号
千葉市美浜区真砂４丁目３番３棟706号
債務者　榊　　廣子
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第６１５号
千葉県習志野市大久保１丁目29番５―305号
債務者　辻澤　稜馬
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第６１６号
千葉県習志野市東習志野２丁目17番１―207号
債務者　植田　寒朗
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第６２３号
千葉県八千代市八千代台南２丁目14番１号　エスエスホーム
債務者　村岡　正子
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第６５８号
千葉県市原市姉崎722番地13　大原アパート２号室
債務者　関根　隆男
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第７１号
千葉県白井市七次台３丁目12番20号
債務者　宇田川ゆかり
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和７年（フ）第１４２号
神戸市中央区琴ノ緒町３丁目２番８―902号
債務者　下野里美こと　ＬＥＥ　ＲＩＭＥＥ　李　里美
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１７８号
神戸市長田区長田天神町６丁目５番１―403号
債務者　杉原　純治
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２６３号
神戸市兵庫区塚本通４丁目１番６―603号、従前の住所神戸市兵庫区永沢町３丁目５番７―505号
債務者　上村　恵己
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第３１１号
神戸市中央区下山手通４丁目12番13号　サンスリービル402号、従前の住所神戸市中央区下山手通４丁目12番13号　サンスリービル301号
債務者　銅　春輝
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１９号
神奈川県厚木市妻田西２丁目20番56号　ドミール長野101
債務者　小倉眞由美
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和７年（フ）第１０１号
神奈川県平塚市横内3931番地　県営横内アパート12―403
債務者　富田洋一こと　羅　洋一（ＲＡ　ＹＡＮＧＩＬ）
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和７年（フ）第１０８号
神奈川県南足柄市塚原1947番地２　プレミール201
債務者　谷本　勉
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和７年（フ）第２９０号
広島市西区古江東町５番28―406号
債務者　須山　正茂
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第４０１号
広島市安佐南区緑井３丁目２番３―303号
債務者　白川　幸
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年８月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第３１１号
北海道旭川市神居７条11丁目２番３号　エスティパレスＡ―101
債務者　齊藤　敦子
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
5　免責審尋期日　令和７年８月14日午後１時20分
旭川地方裁判所民事部

令和７年（フ）第７３号
北海道旭川市６条通25丁目367番地の７　パールハウスＹＭ２Ｆ201号室
債務者　山本　健一
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
5　免責審尋期日　令和７年７月17日午後１時20分
旭川地方裁判所民事部

令和７年（フ）第８４号
北海道旭川市東光13条３丁目２番１号　フロンティア東光　202号
債務者　広瀬　賢蔵
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
5　免責審尋期日　令和７年８月27日午後１時20分
旭川地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１１０号
北海道旭川市豊岡８条３丁目４番20号　リオグランデ　319号室
債務者　西田　裕之
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
5　免責審尋期日　令和７年７月17日午後１時20分
旭川地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１１５号
北海道旭川市神楽岡５条４丁目１番13号　セレブ５・４　２Ｆ　Ａ
債務者　田中　多恵
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
5　免責審尋期日　令和７年７月17日午後１時20分
旭川地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１１８号
北海道旭川市東光４条３丁目１番15号　ヴィラノーブル102号室
債務者　栗谷川明実
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
5　免責審尋期日　令和７年７月17日午後１時30分
旭川地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１２１号
北海道旭川市６条通25丁目367番地の６　パールハウスＹＭⅡ　202号室
債務者　坂本　唯香
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
5　免責審尋期日　令和７年７月17日午後１時20分
旭川地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１２４号
北海道旭川市大町１条４丁目14番地の322　ＯＭハイツ103
債務者　大屋　脩也
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月９日まで
5　免責審尋期日　令和７年７月17日午後１時20分
旭川地方裁判所民事部

令和７年（フ）第３０４１号
東京都練馬区南田中２丁目２－４　聖家族寮210
債務者　德永　美玖
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
5　免責審尋期日　令和７年７月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３０４２号
東京都中野区野方４丁目42―14―307
債務者　長根加代子
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
5　免責審尋期日　令和７年７月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３０４６号
東京都大田区北糀谷１丁目６－１－304
債務者　菊水　　正
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
5　免責審尋期日　令和７年７月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３０８１号
東京都小平市学園東町２丁目６－24―305
債務者　弟子丸美樹
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
5　免責審尋期日　令和７年７月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３０８３号
東京都杉並区高円寺北４丁目25－９－201
債務者　木村　和史
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
5　免責審尋期日　令和７年７月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３０８４号
東京都中野区中野１丁目12－２－110
債務者　古賀　志乃
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
5　免責審尋期日　令和７年７月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３０８７号
東京都小金井市梶野町１丁目７－41　ヴィラ・ファミーユＢ101
債務者　矢嶋　倫直
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
5　免責審尋期日　令和７年７月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３０９０号
東京都葛飾区西亀有３丁目41―12―105
債務者　横山　順子
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
5　免責審尋期日　令和７年７月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３１２０号
東京都渋谷区笹塚３丁目48－１－206
債務者　田中亜由美
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
5　免責審尋期日　令和７年７月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３１２１号
東京都足立区六月１丁目17－６－110
債務者　ナイジェル　ヘンデン・辺伝ナイジェルこと　ヘンデン　ナイジェル　デヴィット
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
5　免責審尋期日　令和７年７月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３１２３号
東京都足立区一ツ家３丁目９－８－204
債務者　吉田友希恵
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
5　免責審尋期日　令和７年７月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３１２４号
東京都大田区萩中１丁目６－14　㈲高橋力商店方
債務者　河本　知也
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
5　免責審尋期日　令和７年７月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３１２５号
東京都大田区久が原１丁目５－３－202
債務者　岸名みずき
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
5　免責審尋期日　令和７年７月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３１２６号
東京都板橋区舟渡１丁目19－４－704
債務者　趙　　美優（旧姓小林）
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
5　免責審尋期日　令和７年７月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３１２７号
東京都豊島区長崎６丁目37－７－102
債務者　柿崎　　徹
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
5　免責審尋期日　令和７年７月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３１２９号
東京都品川区中延６丁目８－８　品川区立中延特別養護老人ホーム
債務者　片山ミヨ子
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
5　免責審尋期日　令和７年７月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３１３０号
東京都品川区中延６丁目８－11－504
債務者　片山　幸子
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
5　免責審尋期日　令和７年７月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３１４７号
東京都世田谷区池尻３丁目３－３－301
債務者　飯尾　隆氷
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
5　免責審尋期日　令和７年７月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３１４８号
東京都葛飾区奥戸３丁目25－22
債務者　田久保和義
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
5　免責審尋期日　令和７年７月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３１７２号
東京都杉並区和泉３－58－27－101、住民票上の住所東京都葛飾区宝町２丁目31－２－201
債務者　原田　文世
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
5　免責審尋期日　令和７年７月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３１７３号
東京都新宿区中落合３丁目４－17
債務者　原　　悠
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
5　免責審尋期日　令和７年７月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３１７４号
東京都江戸川区南葛西４丁目10－17－202
債務者　稲毛　仁一
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
5　免責審尋期日　令和７年７月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３１８０号
東京都荒川区東日暮里１丁目17－21－710
債務者　小松　　均
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
5　免責審尋期日　令和７年７月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３１８２号
東京都足立区島根２丁目１－16－804
債務者　筒井ニコラス怜也
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
5　免責審尋期日　令和７年７月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３１８３号
東京都足立区扇２丁目36―13―409
債務者　神野健秀こと　姜　　健秀
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
5　免責審尋期日　令和７年７月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３１８４号
東京都足立区扇２丁目36―13―409
債務者　川瀬　明美
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
5　免責審尋期日　令和７年７月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３２０１号
東京都板橋区栄町29―５　秀和Ⅱハイツ103
債務者　山口　温子
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
5　免責審尋期日　令和７年７月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３２０２号
神奈川県川崎市麻生区向原３丁目２―３　テラスハウスワダＡ
債務者　山田　智子
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
5　免責審尋期日　令和７年７月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３２０４号
東京都杉並区善福寺１丁目１―15―505
債務者　福山　　恵
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
5　免責審尋期日　令和７年７月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３２２１号
東京都足立区中川１丁目17―19　クラージュシモンⅡ―101
債務者　女瀧友里恵
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月15日まで
5　免責審尋期日　令和７年７月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１３７４号
大阪府門真市江端町37番15―201号
債務者　河邉結香こと　李　　由香
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで
5　免責審尋期日　令和７年８月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１４４５号
大阪府東大阪市上四条町23番７号
債務者　百石　昭仁
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで
5　免責審尋期日　令和７年７月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１４６８号
大阪府寝屋川市新家１丁目21番20―205号
債務者　山本　若奈（旧姓福田・小島）
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで
5　免責審尋期日　令和７年８月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１４８６号
大阪市北区菅原町６番11号　シーズアパートメント中之島　302号室、前住所埼玉県越谷市北越谷１丁目８番23号
債務者　岩村　匡将
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで
5　免責審尋期日　令和７年８月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１５６４号
大阪市福島区野田３丁目13番45号　ライムライト　106号
債務者　宮田　大和
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月16日まで
5　免責審尋期日　令和７年８月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１３号
熊本県球磨郡あさぎり町免田東1922番地71
下道団地240号
債務者　松尾　　寛
1　決定年月日時　令和７年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月18日まで
5　免責審尋期日　令和７年７月18日午前11時40分
熊本地方裁判所人吉支部

令和７年（フ）第３０９３号
東京都足立区青井５丁目３―27　サンドレイク青井Ⅰ―208
債務者　古屋　貴幸
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和７年７月22日まで
5　免責審尋期日　令和７年７月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

令和６年（フ）第８３９号
千葉県八千代市大和田新田1085番地３　ＧＲＥＥＮＰＡＲＫ八千代緑が丘305
破産者　細畑　将太
1　決定年月日　令和７年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和６年（フ）第８４５号
千葉市若葉区みつわ台１丁目15番23号
破産者　礒邉　拓馬
1　決定年月日　令和７年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和６年（フ）第１２０６号
千葉県市川市新田５丁目９番19号
破産者　株式会社マイア
1　決定年月日　令和７年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和６年（フ）第１２０７号
千葉県松戸市小山454番地の２
破産者　高山都志樹
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和６年（フ）第１７７０号
千葉県市川市末広２丁目18番13号（コーポ早川２号）
破産者　儀部まなみ
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和６年（フ）第１８４３号
千葉市中央区稲荷町１丁目14番60号　プリシェール稲荷町Ⅱ206号
破産者　佐藤　真悟
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第８号
千葉県市川市八幡２丁目３番15号
破産者　合同会社サザンクロス
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第９号
千葉県松戸市栄町５丁目353番地の１　アネックスハイム吉岡３号
破産者　武藤　英男
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和６年（フ）第１６６４号
千葉県習志野市実籾１丁目37番２号　ハウスオブバランス101号
破産者　志村めぐみ
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和６年（フ）第１７００号
千葉県市川市稲荷木２丁目23番３―303号（ミリアビタ稲荷木）
破産者　濱屋　光正
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第３号
千葉県船橋市飯山満町２丁目411番地１　フアインはざま305号
破産者　鈴木　伸司
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和５年（フ）第１８２号
愛知県蒲郡市三谷町七舗13番地
破産者　縞治株式会社
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和６年（フ）第７０１号
広島市東区馬木７丁目2058番地
破産者　トーヨーゴンドラ　ミマス有限会社
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第１０８号
千葉市美浜区幸町２丁目11番22棟406号
破産者　藤原　克利
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第１６６号
千葉県市川市伊勢宿５番７号（リヴェールユウナミ202号）
破産者　遠藤　広貴
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和６年（フ）第１３８０号
東京都東村山市恩多町１丁目59番地２ＥＡＳＴビレッジ227、開始決定時の住所東京都国立市富士見台１丁目10番地の15宝ビル306
破産者　下地　　勲
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和５年（フ）第３３１号
大分県臼杵市野津町大字野津市字中仮屋887番
破産者　株式会社ｍ・ｍ　ＰＲＯＤＵＣＥ
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和６年（フ）第２１３号
鹿児島市坂之上３丁目22番10号
破産者　株式会社Ｊ・Ｍ・Ｃ
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和６年（フ）第１５１号
仙台市青葉区栗生４丁目13―１
破産者　藤栄建設株式会社
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和６年（フ）第１４１号
群馬県高崎市大八木町914番地１　ハイツレシェンテ102
破産者　株式会社イベント・マンパワー・ジャパン
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和６年（フ）第８９８号
埼玉県飯能市大字岩沢６番地３
破産者　有限会社西尾工業（旧商号有限会社ダイア企画）
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和６年（フ）第１２２９号
千葉市美浜区幸町２丁目11番17棟524号
破産者　酒井　誠一
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和６年（フ）第１４０４号
千葉市中央区新宿２―３―６エステート秀805
破産者　株式会社ＴＨＫ
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和６年（フ）第１４０５号
神奈川県相模原市中央区横山６丁目４番１号アスリートタウンＫＯＩＺＵＭＩ502
破産者　武内　　要
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和６年（フ）第１４０６号
千葉県木更津市真舟３丁目23番３号
破産者　武内　秀明
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和６年（フ）第１５３７号
千葉県市原市五井東２丁目13番地11　サニーハイツ202
破産者　鶴村　博之
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和６年（フ）第１８２７号
千葉市中央区仁戸名町499番地４
破産者　三和山千明
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和６年（フ）第３９０号
千葉県佐倉市上志津1815番地26　マーベラス103
破産者　矢口　永吉
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和６年（フ）第３９５号
千葉県富里市七栄540番地１（レオネクストラパンブランシュ211）
破産者　今井　　剛
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和５年（フ）第５５４５号
東京都千代田区神田錦町２－２－１　ＫＡＮＤＡ　ＳＱＵＡＲＥ　11階、商業登記簿上の本店所在地福島県郡山市緑町９番12号　三部会計事務所第２ビル１階
破産者　株式会社スイッチスマイル
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第１７１３号
群馬県高崎市栄町21－17－103、申立時の住所東京都世田谷区弦巻１丁目25－７　プレジ桜新町Ⅱ104
破産者　井上　穂香
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第７４９７号
東京都大田区大森西７丁目８－20－601
破産者　山保　優美
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１０７号
横浜市中区山吹町１番地７パーク・ノヴァ伊勢佐木長者町304号
破産者　株式会社タイズ
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第８０２号
川崎市中原区宮内２丁目14番２号
破産者　株式会社フィールドホーム
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和６年（フ）第８６２号
川崎市川崎区砂子２丁目４番地１
破産者　合同会社Ｍ’ｓ　ｖｉｇｏｒ
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第２４号
川崎市多摩区南生田６丁目16番12号
破産者　株式会社エターナルトラストコンサルティング
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第６０号
静岡市葵区人宿町１丁目１番地10　ＳＯＺＯＳＹＡＭビル３Ｆ
破産者　メンタルシード合同会社
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第２０２号
三重県津市久居北口町560番地４
破産者　鳥山　馨子
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

令和７年（フ）第９号
三重県鈴鹿市大池３丁目12番３号
破産者　株式会社ＭＬＡＢ
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

令和６年（フ）第４７７９号
岡山市北区磨屋町２番５号安田岡山磨屋町ビル５階
破産者　株式会社ウィルウィング
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第２６号
長崎県大村市本町428番地２
破産者　株式会社ナガノカメラ
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和６年（フ）第８５号
長崎県諫早市貝津町2330番地１
破産者　医療法人癒谷会
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和６年（フ）第４５号
秋田市泉南３丁目６－９
破産者　有限会社カラーズ
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第３０８号
群馬県前橋市石倉町３丁目４番１号
破産者　有限会社理髪屋
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和６年（フ）第３１３号
群馬県前橋市野中町150－６レジデンス前橋803
破産者　株式会社ｗａｇａｓｈｉｂｏｙｓ
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（フ）第７号
千葉県印西市内野１丁目８番地７棟508号、前住所山梨県甲府市小瀬町1115番地11
破産者　伊藤　博美（旧姓湯山）
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和７年（フ）第７号
千葉県大網白里市永田199番地
破産者　有限会社ヤマソー段ボール
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和６年（フ）第２１７９号
東京都新宿区新宿５丁目11番１号
破産者　コンパル・インター株式会社
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和６年（フ）第２１８０号
東京都町田市鶴川１丁目10番地４　２Ｆ
破産者　木村　信之
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第１５０号
東京都小金井市前原町５丁目８番９号カルテット201
破産者　當麻　光男
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第２０９号
東京都立川市曙町３丁目48番６号ポルシェ立川通り202号室
破産者　大西　由夏
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第１６号
横浜市保土ケ谷区岩間町２丁目104―４ライオンズマンション保土ヶ谷第５―107
破産者　株式会社ニシケン
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第１００号
新潟県柏崎市大字鯨波乙541番地２
破産者　有限会社ダンダン・ドーモ
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和６年（フ）第１３２号
最後の住所　富山県小矢部市埴生５番地34
破産者　亡本堂清志相続財産
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

令和６年（フ）第３９０号
静岡県三島市4651番地の34
破産者　クリーンライフ株式会社
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和７年（フ）第４号
三重県伊賀市小田町1373番地の19
破産者　若林　　巧
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

令和７年（フ）第１４号
兵庫県西宮市甲子園五番町15番13号
破産者　株式会社タイヨー建設
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和６年（フ）第３７９号
愛媛県松山市西垣生町1800番地２
破産者　株式会社三聖地所
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

令和６年（フ）第１７３号
高知市長浜1671番地６
破産者　有限会社小中加工所
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

令和６年（フ）第４０号
京都府与謝郡与謝野町字下山田1290番地
破産者　木村こず惠
1　決定年月日　令和７年５月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

令和７年（フ）第７号
山形県酒田市飛鳥字契約場53番地の１
破産者　佐藤　優香
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

令和７年（フ）第８号
山形県酒田市こがね町１丁目21番地の14　県営こがねアパート３号棟323号
破産者　齋藤　元希
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

令和７年（フ）第１２号
山形県酒田市高見台２丁目11番地の１
破産者　渡邉　　学
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

令和５年（フ）第１７６号
愛知県蒲郡市栄町14番30号、開始決定時の住所愛知県蒲郡市神ノ郷町地蔵ケ崎９番地６
破産者　菅沼　英夫
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和５年（フ）第１７７号
愛知県蒲郡市栄町14番30号、開始決定時の住所愛知県蒲郡市神ノ郷町地蔵ケ崎９番地６
破産者　菅沼　典子
1　決定年月日　令和７年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和６年（フ）第１５３号
新潟県長岡市新保４丁目１番23号、前住所愛知県豊橋市神ノ輪町160番地　キングスコート中浜502号室
破産者　今井　優美（旧姓武田）
1　決定年月日　令和７年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和６年（フ）第３６号
山梨県南都留郡西桂町下暮地1890番地23、前住所山梨県富士吉田市向原１丁目22番８号ル・ピュアールＣ201
破産者　宮下　祐汰
1　決定年月日　令和７年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

令和６年（フ）第６６号
山梨県富士吉田市竜ケ丘１丁目13番24号　フジハイツ203号室
破産者　萱沼　大輔
1　決定年月日　令和７年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

令和５年（フ）第３６０号
大分県臼杵市大字吉小野34番地
破産者　長森　道明
1　決定年月日　令和７年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和６年（フ）第４９９号
鹿児島市鴨池２丁目28番１―204号、前住所鹿児島県枕崎市西本町72番地
破産者　揚野　健人
1　決定年月日　令和７年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和７年（フ）第７２号
鹿児島市宇宿３丁目５番５―206号
破産者　北薗　大輔
1　決定年月日　令和７年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和７年（フ）第８５号
札幌市豊平区中の島２条３丁目５番18―202号
破産者　佐藤　正洋
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和５年（フ）第２４０号
北海道札幌市南区澄川５条５丁目５番15号、開始決定時の住所北海道中川郡中川町字中川229番地54　こまどり団地１―４
破産者　金　　源柱
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和７年（フ）第２９号
北海道留萌市潮静１丁目９番地の11　２Ｆ右
破産者　永森　紀男
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和６年（フ）第１５２号
仙台市青葉区錦ケ丘５丁目26番地の25
破産者　後藤　　諭
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第３号
宮城県宮城郡七ヶ浜町遠山３丁目６番３号トワ　ヴェール　Ｃ棟201号
破産者　木村　綾子（旧姓丹下）
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第４５号
仙台市泉区山の寺３丁目25番20号　コーポグレイ101
破産者　濱名　祐一
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第８８号
仙台市青葉区旭ケ丘１丁目１番14号　シャルム旭ケ丘103
破産者　加藤　知子
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和６年（フ）第１６０号
群馬県甘楽郡甘楽町大字秋畑4528番地２、破産手続開始決定時の住所群馬県高崎市箕郷町富岡1728番地３
破産者　松井　正光
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和６年（フ）第６４５号
埼玉県所沢市大字上安松454番地の５　ピーノドルフ103
破産者　伊藤　大補
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和６年（フ）第７２６号
埼玉県上尾市大字上尾下710番地　パナマルジョウＡ―201
破産者　棚澤　政勝
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和６年（フ）第８３８号
埼玉県狭山市入間川1429番地の２　サンシャノワール102
破産者　新井　智子
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（フ）第１３号
埼玉県入間郡越生町大字上野1135番地３キャッスル越生101
破産者　八木原　徹
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（フ）第２１号
香川県高松市木太町529番地３、開始決定時の住所埼玉県ふじみ野市北野２丁目2094番15
破産者　半澤純一郎
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（フ）第１０８号
横浜市中区打越42番地４　ベイヒルズ山手203
破産者　園池　一生
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第７３９号
川崎市中原区今井南町８番12―405号　パレスグランヴェール
破産者　宇野　雅也
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和６年（フ）第８０３号
川崎市高津区末長４丁目18番17―501号
破産者　原野　良太
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和６年（フ）第８６３号
川崎市幸区河原町１番地　河原町住宅　２号棟　1202号室、住民票上の住所川崎市幸区神明町１丁目56番地　コーポＭ・Ｍ　201
破産者　箕輪　利博
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和６年（フ）第９５４号
横浜市神奈川区子安通３丁目400番地２　開洋館403号、開始決定時の住所川崎市幸区中幸町１丁目19番地　ロジュマンＫ　503
破産者　濱野　雅之
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第３５号
川崎市宮前区馬絹６丁目12番４号　エミネント宮崎台　301
破産者　廷々　桂子（旧姓近藤）
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第５４号
川崎市中原区中丸子566番地11　メゾンドシエル　102
破産者　古賀安貴子
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第９４号
川崎市多摩区西生田５丁目７番３―601号　レクオス読売ランド
破産者　木庭かおり
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和６年（フ）第５５０号
相模原市中央区矢部１丁目15番20号　マンションポムドール203
破産者　高橋　　仁
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和６年（フ）第１２号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪1138番地１　陽里荘　Ｅ棟、破産手続開始決定時の住所長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪12306番地３
破産者　齊藤　美晴
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所伊那支部

令和６年（フ）第３１号
長野県伊那市富県8177番地、開始決定後の住民票上の住所長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪1138番地１　陽里荘　Ｅ棟
破産者　齊藤　久雄
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所伊那支部

令和６年（フ）第２５２号
岐阜県美濃市3987番地９　市営亀野住宅　Ｂ棟341号室、住民票上の住所岐阜県美濃市1967番地１
破産者　大野　　優
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和６年（フ）第４２３号
岐阜県関市西本郷通７丁目１番31号　ヒルトップ山田Ｉ　108
破産者　Ｃａｋｅ＆Ｃａｆｅ　Ｂａｎｄｅこと山田　定義
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和６年（フ）第４３２号
岐阜県羽島郡笠松町春日町18番地の２　（ＩＺＭ　302号室）、前住所愛知県稲沢市祖父江町祖父江藤枠１番地31
破産者　尾河　静香
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和６年（フ）第４６３号
滋賀県米原市伊吹1195番地３、前住所岐阜県羽島郡笠松町北及658番地　（メゾンＧ５501号室）、（前々住所）名古屋市千種区西山元町２丁目８番地　イースタンヒルズ覚王山101号
破産者　山田　大輔
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和６年（フ）第４７６号
岐阜市又丸980番地６　（ムーンライトＢ203）、前住所岐阜県羽島郡岐南町八剣２丁目68番地の１
破産者　明星　直樹
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和７年（フ）第６１号
静岡市駿河区石田３丁目16番５－２号　サンビレッジ静岡南Ｂ201
破産者　鈴木　健司
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第１６９号
静岡県富士宮市東町18番８号
破産者　木伏　秋彦
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和６年（フ）第１４５４号
名古屋市南区南野３丁目56番地の３　エスペランサ南野Ｂ棟、従前の住所名古屋市南区南野２丁目121番地
破産者　久納　弘聖
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第２７２８号
愛知県瀬戸市陶栄町110番地　ＳＴ1118205、従前の住所愛知県瀬戸市高根町２丁目28番地　メゾン共栄101
破産者　西塔　勝良
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第７号
名古屋市守山区廿軒家７番８号　プロビデンスＨＡＳＴ守山502号、従前の住所千葉県野田市関宿江戸町31番地
破産者　林　　知弘
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第５１号
名古屋市北区志賀本通２丁目23番地　メゾン志賀302号、従前の住所愛知県豊田市瑞穂町１丁目26番地　レオネクスト幸伸Ⅱ201号
破産者　加藤真奈美
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第２１８号
愛知県一宮市時之島字宮ノ腰43番地１
破産者　平野　真哉
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和６年（フ）第２８３号
愛知県江南市藤ケ丘２丁目１番地１　江南団地20棟101号、前住所名古屋市中区栄２丁目16番21号　アネシア栄ザ・シティ402号
破産者　津守美三代
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和６年（フ）第３３６号
愛知県江南市天王町五反林32番地　ａｌｉｖｉｃｉｏ203号
破産者　江口　一道
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和６年（フ）第３６２号
愛知県一宮市三条字古川27番地４　レオパレスポラリス202号
破産者　佐藤　大輔
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和６年（フ）第６４３号
神戸市須磨区白川台４丁目23番９号
破産者　森山大二朗
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第６４４号
神戸市須磨区白川台４丁目23番９号
破産者　森山ひろみ
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第７４０号
神戸市灘区記田町２丁目２番20―301号、従前の住所神戸市灘区中郷町１丁目２番15―104号
破産者　須藤　亜矢
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第１１１７号
神戸市長田区庄田町３丁目５番15―501号
破産者　山脇　基生
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１０号
神戸市長田区宮川町１丁目７番地の１　グリーンコート宮川103号
破産者　澤田　宇伸
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第６１号
兵庫県西脇市黒田庄町大伏383番地
破産者　宮崎　喜徳
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

令和６年（フ）第６２号
兵庫県小野市長尾町470番地の２
破産者　岡田　静子
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

令和６年（フ）第７７号
兵庫県小野市天神町80番地の1774、前住所兵庫県小野市天神町80番地の350
破産者　奥村工業こと　奥村　和也
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

令和６年（フ）第４０号
島根県邑智郡邑南町矢上3531番地７
破産者　洲濱　雅之
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所浜田支部

令和６年（フ）第５７３号
岡山県和気郡和気町尺所字板谷67番地、住民票上の住所岡山市北区栢谷1789番地２
破産者　木野　真琴
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１３号
岡山市北区清輝橋４丁目５番３号　ハイツセイコー壱番館609
破産者　内海　正美
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第２３３号
広島市佐伯区吉見園１番１―1003号　シンプルライフ茜
破産者　小川　　清
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第１２１９号
広島県安芸郡海田町窪町５番29号
破産者　堀　　浩康
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第３１５号
鹿児島市田上４丁目24番２号
破産者　松村美智代
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和６年（フ）第４４６号
鹿児島市宇宿３丁目27番17号　ハイツ小斉平303号、前住所鹿児島県霧島市国分中央６丁目11番21―１号　四方田団地
破産者　迫　　勇治
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和６年（フ）第４９５号
鹿児島市上荒田町２番１号　Ａ＆Ｔビル301号
破産者　勇　セツ子
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和６年（フ）第５０１号
鹿児島市広木３丁目14番18号　グレイスピア広木305号、前住所鹿児島市星ヶ峯４丁目32番49―24号
破産者　今村　　茂
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和６年（フ）第５１６号
鹿児島市小野１丁目16番21号　中迫ハイツ201号
破産者　中野　大地
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和７年（フ）第２９号
函館市吉川町３番24号　ツインエステート101号室
破産者　加納　寿信
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和７年（フ）第３号
北海道帯広市東１条南26丁目10番地１　アフターファイブ１―Ｃ
破産者　ノーストレーディングこと　小田　誠
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和６年（フ）第７１号
秋田市山王沼田町10―33　フォレストヒルズ山王106、開始決定時の住所秋田市泉中央５丁目１番３―504号
破産者　宗像　瑞紗
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第６号
茨城県取手市本郷１丁目24番７―102号、前住所千葉県佐倉市王子台５丁目17番地７　ハイツシャングリラＡ―202
破産者　小林　　修
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和６年（フ）第３１４号
群馬県高崎市下小塙町1323番地26　クレイン小塙２　301号、旧住所群馬県前橋市野中町150番地６　レジデンス前橋　803号
破産者　豊永　　茜
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（フ）第１７号
横浜市瀬谷区阿久和南４丁目８番地１　県営阿久和団地43棟207号
破産者　西野　　隆
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２５２号
横浜市戸塚区戸塚町4574番地１　エスポワール101号
破産者　中尾　　徹
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第３０６号
横浜市瀬谷区阿久和東２丁目60番地６　希望ケ丘ハイム305
破産者　米満　雄輝
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第１０１号
新潟県柏崎市新赤坂３丁目５番36―304号　デュプレ新赤坂Ⅱ、前住所新潟県柏崎市大字鯨波乙548番地
破産者　谷川　正義
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和６年（フ）第１５７号
新潟県魚沼市大石584番地１
破産者　中村　栄一
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和７年（フ）第２号
新潟県長岡市下々条町1112番地６
破産者　飯野　将大
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和７年（フ）第１０号
新潟県柏崎市東本町３丁目３番23号、前住所新潟県長岡市寿１丁目６番28号　コンセルジュールＡ101号室
破産者　阿部　　涼
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和７年（フ）第１５号
兵庫県尼崎市南清水36番１―813号
破産者　越木岩昇三
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和６年（フ）第１３２号
広島県呉市音戸町波多見11丁目３番18号
破産者　中元　文音
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

令和７年（フ）第１号
広島県呉市広大広２丁目１番27―205号
破産者　越智　直人
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

令和６年（フ）第２９３号
徳島県徳島市国府町井戸字高輪地57番地の３、旧住所徳島県徳島市伊月町４丁目26番地の２　レジデンス伊月401号室
破産者　泉　　志帆
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和６年（フ）第１７４号
高知市御畳瀬15番地、住民票上の住所高知市御畳瀬467番５地
破産者　池川　卓也
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和６年（フ）第７３号
福岡県みやま市高田町舞鶴345番地、前住所熊本県玉名市岱明町鍋233番地３
破産者　二宮　　恵
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

令和６年（フ）第４５号
大分県佐伯市鶴岡町３丁目13番１―８号　藤望団地１Ａ―３―８
破産者　前田　義昭
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

令和７年（フ）第４号
大分県佐伯市大字鶴望5158番地１　市営野口団地Ａ棟802号
破産者　河野　眞臣
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

令和７年（フ）第１２号
大分県佐伯市大字鶴望2379番地１
破産者　木村　奈菜
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

令和６年（フ）第６１９号
埼玉県川越市伊勢原町５丁目５番地６　（川越いせはら団地３号棟601号室）
破産者　森田由紀男
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和６年（フ）第６２１号
相模原市緑区二本松２丁目７番18号
破産者　石森　達也
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和５年（フ）第６５号
長野県北佐久郡御代田町大字草越1173番地1411
破産者　茂木　博宣
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

令和４年（フ）第３３号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪8293番地３　コーポ大上手101
破産者　藤河　洋平
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所伊那支部

令和２年（フ）第３７５号
岐阜市住ノ江町２丁目３番地
破産者　髙橋　　進
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和６年（フ）第２２７号
静岡県富士市広見東本町22番１号　市営住宅吉原団地７－103号、前住所静岡県富士市今泉２丁目９番13号
破産者　藤澤　智美
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和５年（フ）第２４９５号
愛知県愛知郡東郷町大字和合字牛廻間124番地１　ハイツエスポアⅡ201号、住民票上の住所名古屋市港区川間町３丁目42番地　宝マンション川間町803号
破産者　安藤　瑞基
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第１２０３号
愛知県尾張旭市緑町緑ケ丘100番地102
破産者　石川　孝幸
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第１４０９号
名古屋市南区星崎１丁目53番地　コーポ松101号、従前の住所名古屋市南区南野２丁目121番地
破産者　久納　正子
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第１７８５号
愛知県小牧市弥生町131番地
破産者　伊藤　　誠
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和５年（フ）第１１２８号
滋賀県大津市松陽３丁目12番８号
破産者　長岡　浩司
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和５年（フ）第８１号
兵庫県西脇市郷瀬町665番地の１、前住所兵庫県明石市大久保町松陰36番地　セントラルグレイスＢ棟105号
破産者　山本　　力
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

令和６年（フ）第２７号
長崎県大村市本町428番地５
破産者　長野　博人
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和６年（フ）第８６号
長崎県諫早市多良見町中里1740番地、前住所長崎県諫早市多良見町囲465番地７
破産者　谷口　広明
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和６年（フ）第３６号
北海道小樽市錦町16番７号
破産者　一鉄　安司
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

令和６年（フ）第７８号
北海道小樽市末広町12番17号
破産者　松田　志保
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

令和５年（フ）第１６０号
函館市神山３丁目20番３号
破産者　柏谷　和仁
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和６年（フ）第１１８号
宮城県遠田郡美里町字叔廼前29番地３
破産者　齋藤　義勝
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和５年（フ）第１０２１号
京都市西京区大枝中山町２番地の243
破産者　山本　弘子
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和６年（フ）第３４０号
兵庫県西宮市上甲子園２丁目２番４号　甲子園グリーンハイツ402号室、破産手続開始決定時の住所兵庫県西宮市老松町11番３－203号
破産者　小西　裕介
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和６年（フ）第２８８号
愛媛県松山市太山寺町894番地36
破産者　富永　亜衣
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

免責許可決定

令和７年（フ）第２号
京都府宮津市字大久保284番地の３
破産者　山本　晴菜
1　決定年月日　令和７年５月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

令和７年（フ）第６号
京都府京丹後市弥栄町堤736番地　市営住宅堤団地南棟　301号
破産者　ＹＵ　ＬＩＬＩ　于　　麗麗
1　決定年月日　令和７年５月２日
2　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

令和７年（フ）第７号
京都府京丹後市弥栄町黒部151番地の７
破産者　吉田　匡悟
１　決定年月日　令和７年５月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

令和６年（フ）第８３９号
千葉県八千代市大和田新田1085番地３　ＧＲＥＥＮＰＡＲＫ八千代緑が丘305
破産者　細畑　将太
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和６年（フ）第８４５号
千葉市若葉区みつわ台１丁目15番23号
破産者　礒邉　拓馬
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和６年（フ）第１２０７号
千葉県松戸市小山454番地の２
破産者　高山都志樹
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第９号
千葉県松戸市栄町５丁目353番地の１　アネックスハイム吉岡３号
破産者　武藤　英男
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第３１号
千葉県佐倉市上志津1644番地３　ＭＴハイム２―205号室
破産者　川松　史奈
１　決定年月日　令和７年５月９日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和６年（フ）第９１８号
代替住所Ｂ（旧住所千葉県市川市南大野１丁目32番18号）
破産者　工藤　美生
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和６年（フ）第１６６４号
千葉県習志野市実籾１丁目37番２号　ハウスオブバランス101号
破産者　志村めぐみ
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和６年（フ）第１６９７号
千葉市中央区新町15番地11　サントゥールＣＨＩＢＡ201号
破産者　天坂　浩孝
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和６年（フ）第１７００号
千葉県市川市稲荷木２丁目23番３―303号（ミリアビタ稲荷木）
破産者　濱屋　光正
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第３号
千葉県船橋市飯山満町２丁目411番地１　フアインはざま305号
破産者　鈴木　伸司
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第４２号
千葉県船橋市南三咲３丁目17番３号　ラレーブ南三咲105号
破産者　荒井　善弘
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第７０号
千葉県船橋市旭町４丁目22番28号　グランドール岡本101号
破産者　秦　　祐悦
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第８８号
千葉市若葉区貝塚町268番地１　ライトコア貝塚201号
破産者　野崎　哲也
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第９３号
千葉市若葉区都賀２丁目１番１号　ゴールドサポート若葉402号
破産者　平野　嘉道
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第１２３号
千葉県習志野市東習志野３丁目11番13号　マーキーズ東習志野103号
破産者　小野　純子
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第１２４号
千葉県船橋市新高根５丁目22番20号　パレスヒーロー210号
破産者　松坂　研吾
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第１５５号
千葉県市川市本北方１丁目23番５号（メゾンフローラ202号）
破産者　齋藤　菜々
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第１５９号
千葉市美浜区高浜４丁目２番５棟402号
破産者　大戸　佳恵
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第１８１号
千葉市緑区誉田町２丁目21番地1149　リサパレスＡ101号
破産者　中原　郁夫
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第２００号
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地４街区13棟309号
破産者　石川　直哉
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第２０２号
千葉県市川市湊新田２丁目６番２―213号（第二アクウェリヤスハイツ）
破産者　金本　美紀
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第２０５号
千葉市緑区茂呂町635番地18
破産者　山内知惠子
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第２１２号
千葉県船橋市宮本１丁目21番10号　ベイステート安間414号
破産者　高久　洸兒
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第２１３号
千葉市若葉区桜木北２丁目17番８号　やすらぎ荘Ⅵ―201号
破産者　若月　輝美
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第２２３号
千葉市若葉区若松町531番地196　アンビション若松Ｆ棟201号
破産者　宮内　允弘
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第２２８号
千葉市花見川区朝日ケ丘１丁目27番15号
破産者　荒尾　幸菜
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第２３８号
千葉市中央区生実町1394番地　ＯＹＵＭＩ203号
破産者　矢原　博之
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第２６６号
千葉市花見川区さつきが丘２丁目10番19棟412号
破産者　出田キョーワン
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第２７９号
千葉県浦安市東野２丁目２番26―202号　レジダンスアポロン
破産者　宮田　悠理
１　決定年月日　令和７年５月12日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第９５号
栃木県栃木市大平町西水代2474番地１　リッツハイムＡ101、前住所栃木県栃木市大平町富田389番地２　ハイムＳ＆Ａ101
破産者　菅原　ヘスサ　ヒハラこと　スガワラ　ヘスサ　ヒハラ
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第１０８号
栃木県栃木市大平町西野田117番地
破産者　佐山　丁子
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第３５号
埼玉県草加市金明町1154番地２　アンジュール101号
破産者　木元亜莉沙
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第５４号
埼玉県越谷市越ヶ谷3055番地１　アプリコットガーデン越谷307
破産者　冨田　利恵
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第５８号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地３街区26棟203号、旧住所埼玉県春日部市小渕493番地１　春日部小渕団地２棟302号
破産者　羽賀かづ子
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第６０号
埼玉県春日部市上蛭田533番地３　ａｎｈｅｌｏ306号
破産者　佐藤　夏美
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第７０号
埼玉県春日部市粕壁6918番地３　県営八木崎団地２―304
破産者　坂巻　知子
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第７９号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字杉戸853番地１―２―604
破産者　佐藤　邦夫
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第８０号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字杉戸853番地１―２―604
破産者　佐藤　浩子
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第８１号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字杉戸853番地１―２―604
破産者　佐藤　理恵
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第１００号
埼玉県春日部市南４丁目16番17号　わおん春日部南、旧住所埼玉県春日部市大枝89番地武里団地１街区34棟303号
破産者　牛山　豊
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第１０３号
埼玉県越谷市南町１丁目10番７号
破産者　栗原　和紗
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第１１５号
埼玉県春日部市上蛭田67番地１　エテルノ豊春506号室、旧住所埼玉県蕨市北町４丁目10番11号
破産者　齊藤　幸恵
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第１１６号
埼玉県春日部市水角863番地３
破産者　森田　誠
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第１３１号
埼玉県春日部市八丁目463番地２　フォンテーヌ壱番館101
破産者　宮崎　浄志
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第１３２号
埼玉県三郷市早稲田２丁目４番地１　エクセラン三郷408号室
破産者　仲尾　実
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和７年（フ）第１０８号
千葉市美浜区幸町２丁目11番22棟406号
破産者　藤原　克利
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第１６６号
千葉県市川市伊勢宿５番７号（リヴェールユウナミ202号）
破産者　遠藤　広貴
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第１７２号
千葉県八千代市大和田191番地２　ｃａｒｒｏｔ―Ｋ・Ｔ102
破産者　前田　由美
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第１７８号
千葉県市原市古敷谷840番地１
破産者　鎌滝　拓
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第１８６号
千葉県市川市新井１丁目19番11号（ジュネパレス38―105号）
破産者　大角　康平
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第２４４号
千葉県習志野市鷺沼５丁目８番16号　プラウド幕張本郷Ⅵ105号
破産者　坂部　允則
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第２６２号
千葉県市川市大野町３丁目268番地４
破産者　荻野　光璃
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第１１号
千葉県白井市大松１丁目11番３号　シャルムデイジー201
破産者　矢野　　宏
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和７年（フ）第２０号
千葉県印旛郡酒々井町上岩橋1100番地１（グリーンフィールド102）
破産者　金子　孝行
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和７年（フ）第２６号
千葉県八街市東吉田134番地107
破産者　飯沼　敏彦
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和７年（フ）第３２号
千葉県印旛郡栄町安食3737番地１
破産者　高橋　純子
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和７年（フ）第３８号
千葉県富里市久能284番地102（ボグナーハウス１号）、前住所千葉県富里市久能198番地22
破産者　御子神文男
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和７年（フ）第４０号
千葉県成田市加良部４丁目25番地１（５棟502号）
破産者　クマル　イサン（ＫＵＭＡＬ　ＩＳＨＡＮ）
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和７年（フ）第４４号
千葉県八街市八街ほ672番地７
破産者　金子　理恵
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和７年（フ）第２５号
千葉県君津市東坂田３丁目６番20号　101
破産者　内記　和彦
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

令和７年（フ）第１１０号
相模原市南区相南３丁目17番１号　メゾンエスポワ205号室
破産者　赤山　恵美
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和７年（フ）第１１６号
神奈川県座間市入谷東４丁目45番14号　パンシオン座間Ｎｏ．２Ａ棟203号
破産者　石川　年雄
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和７年（フ）第１１８号
相模原市緑区大島3314番地２　エスペランサⅡ　202号
破産者　川村　哲彦
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和７年（フ）第１２１号
相模原市南区当麻1191番地１　ドリームハイツＡ201
破産者　野崎　瑞季
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和７年（フ）第７９号
静岡県焼津市焼津５丁目１番５号　カーザフロンティア301号室、旧住所静岡県焼津市本町３丁目３番９号　コンフォールＡ　205号室
破産者　青島　信吾
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第１０８号
静岡県焼津市飯淵292番地の３　サンポートＤ号室
破産者　三橋　健治
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第１２２号
静岡市清水区西久保284番地の２　レオパレスセレーノ105
破産者　望月　達彦
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第１８号
長崎県佐世保市権常寺町1501番地　早岐住宅Ｇ棟301号
破産者　市瀬　徳子（旧姓遠藤）
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和７年（フ）第２９号
長崎県佐世保市十郎新町８番５－203号Ｂ－１
破産者　濱田　健一
１　決定年月日　令和７年５月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和６年（フ）第２１６７号
札幌市東区北21条東16丁目４番６－508号
破産者　村上　京子
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第１７号
札幌市中央区南12条西13丁目２番20－203号
破産者　千葉まどか
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第７４号
札幌市北区新琴似12条５丁目５番１号
破産者　瀧澤　茉子
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第９３号
札幌市西区八軒５条東４丁目５番35－502号
破産者　稲垣　光太（旧姓瀬戸）
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第１０８号
札幌市西区発寒11条４丁目９番13号
破産者　矢作　勝久
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第１０９号
札幌市西区発寒11条４丁目９番13号
破産者　矢作　沙織（旧姓北澤・奥島）
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第１３９号
札幌市白石区平和通７丁目北13番11号　コーポ石黒２階
破産者　今井　雄治
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第１４０号
札幌市白石区平和通７丁目北13番11号　コーポ石黒２階
破産者　今井美保子
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第１６３号
札幌市南区川沿２条３丁目４番１号　うるおいの家川沿207号
破産者　今野美智子
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第１６９号
札幌市中央区南11条西８丁目３番11―306号
破産者　川合　修子
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第２０１号
札幌市北区屯田１条１丁目３番21号　センチュリー麻生202号
破産者　岡田　　学
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第２０６号
札幌市西区西野２条８丁目１番１―206号
破産者　山田　修司
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第２１７号
札幌市手稲区西宮の沢６条１丁目16番１―210号
破産者　佐光　伸一
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第２５号
北海道苫小牧市字錦岡178番地の７
破産者　宮澤　梨沙
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和７年（フ）第３０号
北海道苫小牧市日新町５丁目６番18―201号
破産者　三原加奈江
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和７年（フ）第３１号
北海道苫小牧市緑町１丁目19番５―205号
破産者　髙元笑美香
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和６年（フ）第３３８号
北海道旭川市神居５条７丁目３番15号
破産者　森本　　葵
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和７年（フ）第２号
北海道旭川市豊岡８条１丁目２番13号
破産者　和田　良穂
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和７年（フ）第３０号
北海道旭川市新富２条１丁目10番28―３号　コスモ新富109号室
破産者　高橋　友美
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和７年（フ）第３１号
北海道旭川市緑町15丁目3029番地の22　アパルトサンピエス102号
破産者　北田　紅美
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和７年（フ）第３４号
北海道旭川市永山９条２丁目４番３号　ＩＤライフ105
破産者　南條　雪江
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和７年（フ）第３６号
北海道旭川市永山３条10丁目１番20号　業天ハイツ　102号
破産者　林　　浩美
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和７年（フ）第３９号
北海道旭川市旭町２条13丁目98番地の185　サーム旭町弐番舘　306
破産者　佐藤　景子（旧姓桃園）
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和７年（フ）第４９号
北海道富良野市幸町３番１号
破産者　小川　理恵
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和７年（フ）第６１号
北海道上川郡美瑛町中町４丁目５番28―１号
破産者　瀬野　徳子（旧姓米澤）
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和６年（フ）第１１０号
茨城県神栖市知手2876番地29　和田荘５号
破産者　根本　義郎
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

令和７年（フ）第９号
茨城県神栖市木崎2398番地40　シャルムエコーＣ202号
破産者　大塚　　瞳
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

令和７年（フ）第１１号
茨城県潮来市潮来509―１　アイ・マンション潮来103号室、住民票上の住所茨城県稲敷市大島1670番地
破産者　坂本　彪瑠
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

令和６年（フ）第２１４号
茨城県結城市新福寺１丁目９番地９　ハイツルミエールＢ102、住民票上の住所茨城県結城市大字結城9087番地７
破産者　岩田　俊之
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

令和７年（フ）第２８号
茨城県結城市大字結城13701番地　ベネトンハウスＩ103
破産者　大森　則夫
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

令和７年（フ）第２９号
茨城県結城市新福寺５丁目６番地３
破産者　長　美希子
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

令和７年（フ）第３０号
茨城県筑西市玉戸1020番地347　タイオーハイツＢ号室
破産者　小池　淳子
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

令和７年（フ）第３２号
茨城県古河市東２丁目２番10号　サンパレス古河Ａ館505号
破産者　渡邉　正光
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

令和７年（フ）第７３号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町89番地37　レジデンスアザレア601
破産者　井出　彩夏
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第１０１号
栃木県さくら市草川62番地１　県営草川第二住宅２号棟14号室
破産者　伊東　三好
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第１２４号
栃木県鹿沼市千手町2512番地５
破産者　高山　美加
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第１２９号
栃木県宇都宮市平出町1600番地１、前住所東京都江戸川区大杉２丁目５番３号　レオパレスＬｅａｆ105
破産者　三上　玲央
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第１３１号
栃木県宇都宮市徳次郎町444番地　山王市営住宅17号棟306号室
破産者　小倉　繭子
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第１３６号
栃木県宇都宮市陽南４丁目15番５号　イタデラハイツ205
破産者　中川　世喜
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第２４９号
埼玉県川口市差間１丁目17番４号　ロータスハイツ　A103号
破産者　横山　隆子
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第２５５号
さいたま市桜区西堀２丁目16番24号　中浦和タウンＡ号棟、旧住所さいたま市桜区道場２丁目１番１―1344号
破産者　大木　由理
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第２６６号
埼玉県鴻巣市松原２丁目４番３―304号　市営松原団地１号棟
破産者　内藤　純子
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第２７２号
埼玉県上尾市大字平方1639番地２　フローラルタウン上尾Ｃ―201
破産者　松村　英邦
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第２９３号
埼玉県久喜市青毛１丁目５番地10　グリーンプラザイワタ７号
破産者　大柳　友明
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第６５号
埼玉県飯能市新町11番９号　グランドハイム101
破産者　髙橋龍之介
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（フ）第１０１号
埼玉県所沢市並木８丁目７番地５―908、前住所埼玉県所沢市西所沢１丁目16番26号　ひばり荘202
破産者　中村　清二
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（フ）第１０９号
埼玉県川越市連雀町16番地10　（三光連雀ビル201号室）
破産者　渡辺　貴子
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（フ）第１１３号
埼玉県所沢市中新井２丁目648番地の１
破産者　星　　正哲
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（フ）第１１５号
埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡１丁目12番９号　レジデンスふじみ野
破産者　清水　　勉
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（フ）第１１９号
埼玉県川越市大字鯨井2100番地　（東洋大ラグビー部寮）
破産者　流石　恵美
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和６年（フ）第１２２９号
千葉市美浜区幸町２丁目11番17棟524号
破産者　酒井　誠一
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和６年（フ）第１４０５号
神奈川県相模原市中央区横山６丁目４番１号　アスリートタウンＫＯＩＺＵＭＩ502
破産者　武内　　要
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和６年（フ）第１４０６号
千葉県木更津市真舟３丁目23番３号
破産者　武内　秀明
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和６年（フ）第１５３７号
千葉県市原市五井東２丁目13番地11　サニーハイツ202
破産者　鶴村　博之
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第１７１号
千葉県市原市ちはら台西５丁目３番地１　ソフィアパレス101号
破産者　石田　　勉
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和６年（フ）第３９０号
千葉県佐倉市上志津1815番地26　マーベラス103
破産者　矢口　永吉
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和６年（フ）第３９５号
千葉県富里市七栄540番地１（レオネクストラパンブランシュ211）
破産者　今井　　剛
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和５年（フ）第５５０５号
東京都渋谷区神宮前３丁目１―24―322
破産者　沓名　寛幸
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和５年（フ）第６６３０号
東京都豊島区東池袋３丁目１―４―1238、開始決定時の住所東京都豊島区池袋２丁目16―12―４Ｂ
破産者　小林　光夫
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和５年（フ）第６８８４号
東京都練馬区豊玉南２丁目７―２―202
破産者　西川　　翔
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和５年（フ）第８１７２号
東京都大田区仲六郷２丁目35―５―101
破産者　上戸　正樹
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第３０１９号
東京都世田谷区八幡山２丁目11―８　白川方、開始決定時の住所東京都調布市佐須町４丁目51―31
破産者　榎本　一男
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第３０７９号
東京都八王子市追分町７－11－205、開始決定時の住所東京都八王子市追分町７－９－３Ｆ
破産者　野澤　秀樹
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第４０９６号
東京都杉並区井草３丁目23－14－103、開始決定時の住所東京都杉並区井草３丁目32－２－202
破産者　田野　　栄
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第４０９７号
東京都杉並区井草３丁目23－14－103、開始決定時の住所東京都杉並区井草３丁目32－２－202
破産者　田野千鶴子
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第４３２２号
東京都葛飾区新小岩４丁目32－１　ＪＥＷＥＬ　ＣＯＵＲＴ　Ａ207
破産者　和田　　登
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第４６４６号
東京都江東区亀戸３丁目15－４－602
破産者　服部　朋也
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第４８９７号
東京都中野区東中野５丁目１－１－2501
破産者　安　　英鎮
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第４９３２号
東京都大田区池上６丁目38－３－605、開始決定時の住所東京都大田区中央８丁目45－６
破産者　波多野都喜男
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第５７１７号
千葉県柏市根戸282－１　ライオンズマンション北柏第２－206
破産者　宮地成太郎
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第５７２６号
東京都足立区六木３丁目40－６－302
破産者　依田　巌稀（旧姓馬越・時岡）
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第５８５６号
東京都板橋区成増５丁目19－14－114
破産者　原田　弘次
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第６３４５号
東京都江戸川区西瑞江３丁目24－100－202
破産者　豊田　由之
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第７０６５号
東京都新宿区下落合４丁目13－５－102
破産者　田中　和馬（旧姓太田）
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第７２２３号
東京都板橋区西台３丁目27－９－205
破産者　水野　勇樹
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第７２５７号
東京都大田区大森本町１丁目２－７－402
破産者　國政遼太郎
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第７４３４号
東京都府中市押立町１丁目37－28　パレス武蔵野台弐番館203
破産者　山田　浩之
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第７６９３号
東京都板橋区向原１丁目１－16－101
破産者　金子喜久乃
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第７７６１号
東京都荒川区東日暮里２丁目８－９－503
破産者　工藤　正貴
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第７９１６号
東京都北区赤羽西３丁目35－３－103
破産者　中澤　愛加
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第７９７０号
東京都板橋区相生町23－３－403
破産者　有山　高代
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第７９８６号
東京都練馬区石神井台５丁目15－14
破産者　内野　達也
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第７９９１号
東京都江東区富岡２丁目７－６　矢野第二ビル303
破産者　浜田紋友子（旧氏名津野素子・濱田素子）
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第８０７６号
東京都青梅市新町８丁目10－８
破産者　山本　典幸
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第８３３５号
東京都足立区東伊興１丁目15－７　ツインコート壱番館202
破産者　大場太一郎
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第８４６２号
東京都中野区新井３丁目31－16－205
破産者　山田　裕二
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第８５８６号
東京都葛飾区四つ木２丁目７－８－101
破産者　渡邉　　優
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第８５９７号
東京都足立区東和２丁目15－22－202
破産者　大野亜沙子
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第８６９３号
東京都台東区蔵前４丁目３－２－1102
破産者　松﨑　祥史
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第８７００号
東京都江戸川区中葛西６丁目12－９－102
破産者　依田　　誠
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第８７９８号
東京都大田区山王１丁目３－９－102
破産者　山田　夏穂（旧姓坂田）
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第８８０８号
東京都小平市小川町２丁目1984－３－103
破産者　竹元健志郎
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第８８４０号
東京都新宿区上落合１丁目30－18－201
破産者　齋藤　祐子
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第８８４７号
東京都西東京市中町５丁目11－35
破産者　伯井　洋
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第８８４９号
東京都墨田区八広４丁目42－２
破産者　大野　香子（旧姓菊池）
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第８８５３号
東京都練馬区旭町３丁目11－17－301
破産者　安原　雄斗
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第３号
東京都板橋区高島平９丁目16－13－902
破産者　貴俵　健
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第７号
東京都足立区西綾瀬２丁目２－２－302
破産者　明野　義明
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８号
東京都足立区西綾瀬２丁目２－２－302
破産者　明野　正子
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９号
東京都足立区西綾瀬２丁目２－２－302
破産者　明野　拓海
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１７３号
東京都江東区住吉２丁目17－６－802
破産者　野村　雄飛
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第４３６号
東京都北区上十条３丁目11－13
破産者　大國護晶弘
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第４３８号
東京都新宿区新宿１丁目18－17　関口ビル２階
破産者　谷原田一美
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第４７５号
東京都足立区千住関屋町17－42－505、開始決定時の住所東京都足立区加平２丁目６－４
破産者　山崎　直人
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第５０３号
東京都渋谷区渋谷４丁目３－７
破産者　常松　泰孝
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第５０５号
茨城県水戸市笠原町52－23
破産者　井上　和彦
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第６０２号
東京都杉並区荻窪３丁目13－10
破産者　立川　正樹
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第６３２号
代替住所Ａ（旧住所福岡県豊前市大字大村841番地１）
破産者　清原　愛里
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第６３９号
東京都足立区東和４－７－８　介護老人保健施設　ホスピア東和、住民票上の住所東京都足立区梅田４丁目30－７　エスポワールＤ101
破産者　長内　勝美
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第６５１号
東京都府中市宮町３丁目４－21　ラハイナⅡ202
破産者　金友　伸一
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第６５６号
東京都八王子市兵衛２丁目17－１－205
破産者　木俣　範久
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第６６４号
東京都足立区千住河原町９－10－1103
破産者　風間　守
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第６７７号
東京都品川区西大井３丁目14－18　山岡方201
破産者　平野　麻子
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第７１６号
東京都練馬区中村南２丁目15－３－302
破産者　大城　玄平
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第７２１号
東京都多摩市関戸４丁目９－４－1203
破産者　中村　勇樹
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第７２２号
東京都大田区大森東１丁目35－５－1002
破産者　宮本　美保
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第７３４号
千葉県市川市妙典３丁目24－７
破産者　後藤　習
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第７６１号
東京都豊島区池袋本町２丁目33－15－404
破産者　嶋脇　美香
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第７８６号
東京都大田区西蒲田７丁目24－10－601
破産者　久志本　誠
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第７８７号
東京都新宿区新宿７丁目13―21―103
破産者　山岡　　日
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第７８９号
東京都葛飾区東四つ木４丁目17―７
破産者　早川　圭一
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８２１号
東京都新宿区西早稲田１丁目９―23―1306
破産者　相場　裕美
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８２５号
東京都葛飾区堀切８丁目21―15―205
破産者　田中　健人
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８４３号
東京都新宿区下落合４丁目４―30―105
破産者　千吉良　徹
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８４５号
東京都墨田区墨田４丁目27―８
破産者　引地　祥子
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８４９号
東京都葛飾区東堀切１丁目４―11
破産者　堤　　ゆり
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８５２号
東京都足立区南花畑３丁目23―10　グループホーム　クレスト南花畑
破産者　宇野慎太郎
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８５４号
東京都練馬区西大泉２丁目２―24―202
破産者　田邉　敏明
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８６３号
東京都世田谷区深沢４丁目12―12―202
破産者　葭本　智美
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８９４号
神奈川県横浜市港南区港南台４丁目22―９―103、開始決定時の住所神奈川県川崎市高津区末長１丁目８―20―409
破産者　船本　将志
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８９７号
東京都板橋区志村１丁目８―６―205
破産者　山本　裕貴
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９００号
東京都足立区綾瀬７丁目８―２　Ｐｅｒｃｈｏｉｒ Ｂ105
破産者　熊谷　拓也
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９０２号
東京都葛飾区立石３丁目８―６―601
破産者　箭内　悦子
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９０４号
東京都江戸川区鹿骨１丁目28―14―103
破産者　峯田　哲雄
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９０７号
東京都目黒区大橋２丁目19―１　白寿荘
破産者　加藤ヤヨイ（旧姓齋藤）
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９２３号
東京都葛飾区堀切８丁目11―７―203
破産者　田島　良美
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９２５号
東京都杉並区上荻１丁目22―10―504
破産者　西村　量雄
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９４５号
東京都練馬区石神井台３丁目31―23―106、開始決定時の住所東京都練馬区南田中２丁目２―４―216
破産者　菊池有里子
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９５７号
東京都中野区江古田１丁目34―21―203
破産者　駒木根裕樹
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９６３号
東京都練馬区東大泉６丁目47―15―205
破産者　杉山　　誠
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９８６号
東京都中央区勝どき５丁目１―20―704
破産者　宮下　卓也
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９８８号
東京都豊島区池袋本町２丁目33―３―101
破産者　増岡　憲祐
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９９１号
東京都国分寺市東恋ヶ窪４丁目３―21
破産者　後藤　祐平
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１０１２号
東京都江戸川区平井６丁目65―10―103
破産者　加藤　　正（旧姓齋藤）
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１０５１号
東京都東村山市栄町１丁目４―６―205
破産者　藤　　竜一
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１０７４号
北海道北斗市追分４丁目10―10―101、開始決定時の住所東京都北区昭和町３―６―10―602
破産者　茂木　　健
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１０８６号
東京都大田区南久が原１丁目８―20―201
破産者　北原　佳枝
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１１０３号
東京都墨田区堤通２丁目４―３―403
破産者　勝村　綾華
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１１０７号
東京都荒川区東日暮里６丁目12―２―301
破産者　相良　圭亮
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１１１４号
東京都渋谷区本町５丁目31―３―107
破産者　杉浦　優紀
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第７４号
相模原市緑区与瀬689番地１　本陣マンション14号室
破産者　河原　志奈（旧姓阿部・横山・森）
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和７年（フ）第４０号
静岡県藤枝市青葉町４丁目８番11号　サンシティＹ101号
破産者　二見　和広
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第５４号
静岡市葵区駿府町２番７号、旧住所静岡市駿河区大谷3800番地の51
破産者　片岡　永奈
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第２８５４号
名古屋市千種区赤坂町５丁目４番地　ラポール赤坂１Ｄ号、従前の住所名古屋市東区砂田橋３丁目２番111―304号　大幸東団地
破産者　尾関　理佳
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第２７９号
名古屋市千種区古出来３丁目２番19号　プレジールメゾン旭406号
破産者　白井　英香
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第２８５号
名古屋市中村区太閤５丁目11番１号　ユーシャンブル301号、従前の住所愛知県田原市浦町大原西55番地
破産者　鈴木　直之
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第３３９号
愛知県小牧市藤島１丁目52番地
破産者　後藤江理子こと　林　江理子
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第３５３号
名古屋市西区清里町69番地の88　市営比良荘中１棟109号
破産者　山田　華鈴
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第３７号
愛知県犬山市大字木津字西ノ畑232番地１　プレステージ壱番館103
破産者　梶川　拓也
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和７年（フ）第１９号
愛知県豊橋市西高師町字沢向59番地１　沢向スズキＮｏ．３
破産者　ケイマーケットこと　中村　侯太
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和７年（フ）第３２号
愛知県豊橋市植田町字西山田14番地１　市営植田住宅２棟702号
破産者　遠山　望
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和７年（フ）第３８号
愛知県豊川市二見町76番地の１　コーポラス二見205号
破産者　小笠原美智子（旧姓河端）
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和６年（フ）第２０２号
三重県津市久居北口町560番地４
破産者　鳥山　馨子
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

令和７年（フ）第４号
三重県津市栗真小川町869番地90
破産者　伊藤　陽香
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

令和７年（フ）第１５号
三重県亀山市阿野田町1373番地
破産者　豊田　真輔
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

令和７年（フ）第２０号
三重県津市丸之内12番16号　丸の内マンション301
破産者　小倉　栄子
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

令和６年（フ）第１０４０号
兵庫県三田市あかしあ台３丁目12番地15
破産者　小田　薫
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第１０８４号
神戸市北区藤原台南町１丁目４番８号　グループホーム　スカイグレイス藤原台、従前の住所神戸市北区有野台２丁目１番地の６　201号
破産者　重田　菜月
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第１０９０号
神戸市須磨区北落合１丁目１番321―401号、従前の住所神戸市垂水区桃山台５丁目1010番地の18
破産者　木下　郁子
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第１０９３号
神戸市東灘区住吉宮町７丁目６番８号　スカイパレス住吉302号、従前の住所神戸市須磨区養老町２丁目１番17―106号
破産者　豊山　恵美
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２４号
神戸市兵庫区福原町１番19―610号
破産者　辻田　宏
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第７５号
神戸市灘区船寺通４丁目６番12号　ときわ摩耶レクランⅠ　401
破産者　葛原　里香（旧姓木津）
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第７９号
神戸市東灘区御影塚町２丁目４番５号　レオネクストプリマヴェーラ御影　102号、従前の住所東京都世田谷区南烏山２丁目25番16号　ガーデン・トキワⅡ106
破産者　中原　節雄
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第８３号
神戸市垂水区名谷町字寺池1501番地の２　エクセルハイツＡ―104号、従前の住所兵庫県加古川市平岡町新在家2199番地の10
破産者　洋谷　星奈（旧姓山﨑）
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第９４号
神戸市垂水区舞子坂１丁目14番10―501号
破産者　中多　浩之
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第９５号
神戸市垂水区舞子坂１丁目14番10―501号
破産者　中多　寿子
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第９６号
神戸市東灘区住吉本町１丁目24番13号　東神戸病院内、住民票上の住所神戸市東灘区鴨子ケ原１丁目２番７号　万松園　Ｂ―３号（前住所兵庫県宝塚市野上６丁目５番４―502号）
破産者　石田　建也
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第２２１号
兵庫県尼崎市大庄中通１丁目92番地東大島社宅608号
破産者　宮原　瑞綺（旧姓中山）
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和６年（フ）第２４５号
兵庫県尼崎市武庫町１丁目51番１―410号
破産者　上原ヒロ子
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和６年（フ）第２４６号
兵庫県尼崎市武庫町１丁目51番１―410号
破産者　上原　峰子
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和６年（フ）第５７３号
兵庫県西宮市門戸荘18番59号、前住所兵庫県西宮市上大市４丁目８番４―105号（前々住所）兵庫県西宮市山口町船坂1302番地
破産者　阪下興業こと　阪下　真悟
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和６年（フ）第６７３号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目４番２―301号
破産者　金山德三こと　ＫＩＭ　ＤＵＫＨＯＮＧ（金德洪）
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和６年（フ）第６７４号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目４番２―301号
破産者　山本富美子こと　ＣＨＯ　ＰＵＭＩＪＡ（趙富美子）
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和６年（フ）第７０７号
兵庫県尼崎市道意町６丁目１番地道意住宅913号
破産者　古津　慶司
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和６年（フ）第７２５号
兵庫県西宮市松原町11番２―301号、住民票上の住所兵庫県西脇市富田町100番地の４
破産者　藤田　絢奈
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和６年（フ）第７６５号
兵庫県西宮市平木町10番16―101号
破産者　早田　未稀（旧姓竹田）
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和６年（フ）第７７４号
兵庫県西宮市中前田町４番25―204号
破産者　同道　宣英
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和６年（フ）第７８９号
兵庫県尼崎市西長洲町２丁目30番11―308号
破産者　田中　一雄
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第３号
兵庫県尼崎市今福１丁目１番８―207号
破産者　山﨑　一
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第５号
兵庫県西宮市南甲子園１丁目９番１―905号
破産者　永吉　優斗
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第２３号
兵庫県西宮市五月ケ丘13番７―22号
破産者　野﨑　亮祐
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第２６号
兵庫県尼崎市小中島３丁目18番12号
破産者　藤岡　勝良
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第４０号
兵庫県尼崎市今福２丁目１番２号大野文化１階東、前住所兵庫県尼崎市長洲中通３丁目15番８号あまがさきサンライズ202号
破産者　森山　邦照
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第４１号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番27―306号
破産者　土橋　健二
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第４２号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番27―306号
破産者　土橋　淳子
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第４５号
兵庫県尼崎市次屋４丁目３番26号ハナミズキ倶楽部尼崎
破産者　松永安正こと　金　安正
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第４６号
兵庫県尼崎市次屋１丁目29番８号シャイニーキューブ207、前住所兵庫県尼崎市若王寺３丁目28番16号
破産者　服部　陽一
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第４９号
兵庫県尼崎市食満７丁目28番10号103号
破産者　板谷　照正
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第５０号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番27―1107号
破産者　萩原　和夫
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第５１号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番31―437号、前住所兵庫県西宮市高須町２丁目１番32―927号
破産者　下川　瑞樹
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第５３号
兵庫県西宮市二見町３番20―305号
破産者　宮本　幸太
１　決定年月日　令和７年５月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第５４号
兵庫県西宮市末広町３番17―601号、前住所兵庫県西宮市津門呉羽町１番11―403号
破産者　阪本　幸浩
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第５７号
兵庫県尼崎市南塚口町３丁目14番７号ハイムＭ＆Ｍ204
破産者　山田　麗夏
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第６９号
兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目35番13号サンスーシーハウス306号
破産者　大賀祥一郎
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第７２号
兵庫県西宮市染殿町11番４―506号
破産者　石川　幸夫
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第７３号
兵庫県尼崎市西立花町３丁目17番１―1002号
破産者　川崎　正幸
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第８０号
兵庫県尼崎市塚口町１丁目13番地の８サウザンド塚口408
破産者　山本　一夫
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第８６号
兵庫県尼崎市稲葉荘４丁目２番１号203、前住所兵庫県尼崎市武庫之荘本町２丁目20番11号タウニー武庫之荘201号
破産者　大林奈津子
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第８７号
兵庫県西宮市与古道町６番２―401号、前住所兵庫県西宮市甲子園五番町４―６―202
破産者　大迫　公明
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第９５号
兵庫県尼崎市武庫町２丁目16番17号
破産者　竹内　洋子
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和７年（フ）第１６号
兵庫県加東市上滝野649番地１　レオパレス松ふで202号
破産者　田中　千晶
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

令和７年（フ）第１号
松江市美保関町七類1053番地
破産者　作野　茂夫
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

令和７年（フ）第６号
松江市上乃木２丁目７番16号
破産者　上田　美穂
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１２号
松江市浜乃木６―11―15、住民票上の住所奈良市北之庄町53番地の２　若草マンション402号
破産者　佐藤　頼弘
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１７号
松江市東津田町959番地　ヴィラプレジールⅡ205号、住民票上の前住所松江市古志原２丁目29番１―405号　東津田団地
破産者　永見　篤
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

令和７年（フ）第２０号
島根県雲南市三刀屋町多久和1353番地
破産者　高尾　和美
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１８号
広島県三原市小泉町4245番地　医療法人仁康会小泉病院、住民票上の住所広島県尾道市御調町高尾20046番地　みつぎ清風園
破産者　小林　大樹
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

令和７年（フ）第２０号
広島県三原市糸崎２丁目７番３号
破産者　乙津　正文
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

令和６年（フ）第４７号
山口県長門市深川湯本969番地１　紅葉寮107号
破産者　上松　龍雲
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

令和７年（フ）第２号
山口県萩市大字土原41番地１
破産者　岡　圭子（旧姓田島）
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

令和７年（フ）第１号
山口県岩国市由宇町北１丁目２番14号
破産者　籔中　直樹
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

令和６年（フ）第３３号
熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽1884番地９
破産者　花田　知子
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部破産再生係

令和７年（フ）第１号
熊本県阿蘇市乙姫1976番地１　グランドゥールＯ・Ｈ　101号
破産者　執行　真理
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部破産再生係

令和７年（フ）第５６号
大分市大字志村227番地の38
破産者　西角　晴美
1　決定年月日　令和７年５月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第２号
北海道赤平市大町１丁目２番地
破産者　赤松　順市
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

令和７年（フ）第６号
北海道滝川市東町５丁目140番地23　ベルメゾンＣ201号室、申立時の住所北海道滝川市朝日町東１丁目13番27号
破産者　櫻田　睦子
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

令和７年（フ）第８号
北海道空知郡奈井江町字奈井江761番地68コーポＶⅢ104号
破産者　年藤　秀明
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

令和７年（フ）第２１号
北海道小樽市高島３丁目17番１号
破産者　嶋崎　義子（旧姓中野）
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

令和７年（フ）第４０号
函館市中道２丁目２番35号　サクセス中道２206
破産者　福井　晴希
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和７年（フ）第７０号
函館市富岡町２丁目32番５号　ハイツ福田１－１号室
破産者　永井　妙子
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和７年（フ）第７５号
北海道二海郡八雲町落部382番地
破産者　柳谷　清美
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和７年（フ）第８６号
函館市上湯川町67番14号　エスポアールＣ101号室
破産者　二本柳裕子
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和７年（フ）第３９号
釧路市阿寒町阿寒湖温泉１丁目２番５号　阿寒ロイヤルコート625号
破産者　熊田　隆司
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和７年（フ）第４０号
釧路市阿寒町阿寒湖温泉１丁目２番５号　阿寒ロイヤルコート307号室
破産者　熊田　有里
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和７年（フ）第９号
北海道帯広市東14条南３丁目５番地65　千葉マンション２Ｆ
破産者　千葉　進治
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和７年（フ）第２５号
青森県弘前市大字駒越町71番地　プリメゾングランデュールＩ－201号、旧住所青森県八戸市大字豊崎町字中村24番地１
破産者　三上　　遥（旧姓中野）
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

令和７年（フ）第５４号
盛岡市清水町７番18号　レオパレス大清水小路205号
破産者　鈴木　理空
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和７年（フ）第５７号
盛岡市高松４丁目18番12号　ともくらの風・８号館202号、前住所盛岡市繋字湯ノ舘37番地１
破産者　酒井　賢二
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和７年（フ）第１９号
宮城県遠田郡美里町北浦字浅野栄治前104番地　町営北浦第三住宅19号
破産者　大極　晴美
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和７年（フ）第１０号
秋田市外旭川字八幡田138番地７
破産者　内藤　憲人
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第２５号
秋田市四ツ小屋字中野142番地１　アーバンティなかのＢ105
破産者　佐藤　未歩
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第２８号
秋田市新屋松美ガ丘北町13番27号
破産者　相馬　晃一
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第３１号
秋田市寺内油田２丁目６番21号　ＵＫハイム106
破産者　菊地　正敏
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第５５号
福島県郡山市富田町字愛宕前14番地の１　グレイスロングＢ103号
破産者　森合　幸江
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和７年（フ）第１３４号
埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡３丁目３番15号　鶴ヶ岡コーポ10号
破産者　小林　孝治
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（フ）第１３５号
埼玉県狭山市大字東三ツ木293番地の２　ニューコーポ岩田Ａ－103、前住所埼玉県狭山市入間川1500番地の22　メゾンサンヒルズ203
破産者　水品　悦子
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（フ）第１３７号
埼玉県入間郡毛呂山町南台２丁目30番地４
破産者　姫野やよい（旧姓宮崎）
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（フ）第１３８号
埼玉県所沢市狭山ケ丘２丁目２番地の１　コーポタイシン203
破産者　中村　雅也（旧姓白岩）
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（フ）第１６２号
埼玉県川越市大字豊田本1981番地11　（ｂ’ＣＡＳＡ川越南大塚ｒｅ－ｂｏｒｎ205号室）
破産者　佐藤　朋美
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（フ）第１６９号
埼玉県狭山市富士見１丁目19番30号　モントレー富士見302
破産者　髙橋　政幸
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（フ）第４７号
神奈川県厚木市愛甲東１丁目22番22号　サブワードカトー105
破産者　石井　　拓
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和７年（フ）第７２号
新潟市中央区幸西２丁目５番13号　レールシティ幸西108号
破産者　三膳　里子
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和７年（フ）第２３号
新潟県長岡市福住１丁目４番34号　エクセレント福住302号室
破産者　燕　　隆志
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和７年（フ）第２１号
金沢市石引２丁目６番36号　塩谷ビル　305号
破産者　梶　　晋輔
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和７年（フ）第２３号
長野県松本市平田東３丁目16番18号　サンライフ美芳102
破産者　籠田　早苗
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和７年（フ）第３８号
静岡県藤枝市忠兵衛585番地の１　県営青洲団地３棟202号
破産者　加藤　京子
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第４２号
静岡市駿河区宮竹１丁目８番１―206号
破産者　中條　玲子
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第４号
三重県伊賀市小田町1373番地の19
破産者　若林　　巧
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

令和７年（フ）第１７号
三重県伊勢市二俣３丁目10番18号　市営住宅二俣団地Ａ101
破産者　飯田　泰史
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和７年（フ）第６号
兵庫県淡路市大町畑638番地５グリーンハイム四季401号
破産者　内田　喜朗
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

令和６年（フ）第６号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字井関785番地５、前住所和歌山県新宮市井の沢６番25号
破産者　川原　広幸
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所新宮支部

令和６年（フ）第４１３号
岡山県浅口市鴨方町鳩ケ丘３丁目89番地
破産者　妹尾　　愛
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和７年（フ）第３５号
神奈川県川崎市宮前区南野川２丁目49番１―205号　エルホーム野川、申立時の住所岡山県倉敷市新倉敷駅前１丁目84番地　サンハートピア101
破産者　北原　　楓
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和７年（フ）第４１号
岡山県倉敷市上富井266番地11　サン・スプリングメゾンＡ203、転居前の住所岡山県倉敷市四十瀬429番地５
破産者　近藤　穂波
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和７年（フ）第４２号
岡山県倉敷市上富井312番地１　モンターニュＢ103号
破産者　小林　　颯
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和７年（フ）第４６号
岡山県小田郡矢掛町矢掛2498番地１　アルドーレＳ105
破産者　昼田　優子
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和７年（フ）第４９号
岡山県倉敷市安江550番地60　市営中洲団地９棟407号
破産者　竹本　裕行
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和７年（フ）第５８号
岡山県倉敷市西阿知町西原982番地３　グリーンハイツ西阿知Ｂ棟103、転居前の住所広島県福山市大門町１丁目４番15号　203
破産者　桐谷　結香（旧姓中原・中林）
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和７年（フ）第７０号
岡山県倉敷市西岡280番地６　ホワイトコーポ１―202、転居前の住所岡山県倉敷市西阿知町370番地１　ヴィレッジハウス１―402
破産者　横山　　貴
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和７年（フ）第１９号
広島県三原市東町２丁目12番27号　坂内荘１号
破産者　末田　智美
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

令和６年（フ）第３０７号
広島県福山市水呑町4030番地３　グレイスガーデン101、旧住所広島県福山市水呑町三新田１丁目170番地
破産者　松村　良太
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和７年（フ）第２７号
広島県福山市山手町３丁目４番３号　105
破産者　渡邉　恵子
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和７年（フ）第１０号
徳島県徳島市中昭和町１丁目25番地の１　レイワハイツ302
破産者　松下　　幸
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和７年（フ）第３５号
徳島県鳴門市大津町吉永86番地１　ソファレ吉永Ａ―102号
破産者　田中小夜美
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和６年（フ）第５５号
香川県三豊市詫間町詫間610番地５　ビレッジハウス詫間２号棟408号室
破産者　中西　大海
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

令和７年（フ）第２１号
愛媛県松山市溝辺町252番地　米田住宅
破産者　土居　　司
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和７年（フ）第２２号
愛媛県松山市溝辺町252番地　米田住宅
破産者　土居　弘子
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和７年（フ）第３号
愛媛県今治市桜井４丁目５番16号　ＷＩＮＤＳ　２、前住所愛媛県今治市近見町４丁目３番60号　県営住宅近見西団地　322号、前々住所愛媛県今治市石橋町１丁目２番12号　オチハイツ　１―２号
破産者　近本　るみ
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

令和６年（フ）第３１１号
高知市長浜4935番地３
破産者　高島　　岳
1　決定年月日　令和７年５月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和６年（フ）第３３５号
高知市中秦泉寺152番地12
破産者　髙橋　優子
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和６年（フ）第３４２号
高知市塩田町４番４号　佐藤コーポ305号室
破産者　小島　京子
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和７年（フ）第３号
高知県南国市大埇甲791番地１　レオパレスＫ＆Ｙ　205号
破産者　武市　澄章
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和７年（フ）第１０号
高知市山ノ端町65番地　ヴィラアンソレイエ山ノ端507、旧住所高知市薊野東町４番38号レ・メニュアール薊野803、高知市海老ノ丸３番11号
破産者　大地　健太
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和７年（フ）第１号
長崎県壱岐市郷ノ浦町渡良浦1359番地２
破産者　田島　成菜
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所壱岐支部

令和７年（フ）第１６号
熊本県八代郡氷川町宮原1176番地１　町営桜ヶ丘団地（６－２）、前住所熊本県宇城市松橋町曲野3318番地１　ハイム稲崎301
破産者　中川友樹代（旧姓上村）
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

令和７年（フ）第１４号
大分市大字下郡3666番地の64　大八ビル403
破産者　ＨＡＳＨＩＭＯＴＯ　ＮＯＲＡ　ＴＡＬＡＶＥＲＡ（通称橋本ノーラ）
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第２５号
大分県別府市大字別府3088番地の101　県営山の手北住宅２Ａ－１－21号
破産者　上原　啓介
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第３１号
大分市大字鬼崎599番地の１
破産者　増野　　章
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第３３号
大分市高城新町13番12号　川久ビル302
破産者　杉本　裕子
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第５８号
大分市萩原１丁目14番２号　ハイツ松山605
破産者　堤　　明加（旧姓有吉）
１　決定年月日　令和７年５月15日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

小規模個人再生による再生手続開始

令和６年（再イ）第７号
沖縄県島尻郡八重瀬町字港川136番地６
再生債務者　髙良　博之
１　決定年月日時　令和７年５月９日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年６月６日まで
４　一般異議申述期間　令和７年６月20日から令和７年６月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和６年（再イ）第８号
沖縄県島尻郡八重瀬町字港川136番地６
再生債務者　髙良　　瑛
１　決定年月日時　令和７年５月９日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年６月６日まで
４　一般異議申述期間　令和７年６月20日から令和７年６月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和７年（再イ）第１４号
北海道上川郡新得町字上佐幌基線84番地６上佐幌住宅104号
再生債務者　平野　　薫
１　決定年月日時　令和７年５月15日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年６月９日まで
４　一般異議申述期間　令和７年６月19日から令和７年６月26日まで
釧路地方裁判所帯広支部再生係

令和７年（再イ）第５号
山形県飽海郡遊佐町岩川字新出49番地の３
再生債務者　川俣　　充
１　決定年月日時　令和７年５月12日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年６月９日まで
４　一般異議申述期間　令和７年６月23日から令和７年７月７日まで
山形地方裁判所酒田支部

令和７年（再イ）第１５号
岡山市北区建部町福渡497番地７
再生債務者　藤井　信之
１　決定年月日時　令和７年５月14日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年６月９日まで
４　一般異議申述期間　令和７年６月18日から令和７年６月30日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（再イ）第７４号
東京都墨田区菊川１－10－２－204
再生債務者　小山　泰史
１　決定年月日時　令和７年５月13日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年６月10日まで
４　一般異議申述期間　令和７年６月24日から令和７年７月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（再イ）第９５号
東京都江戸川区平井３－21－23－303
再生債務者　三村　滝子
１　決定年月日時　令和７年５月13日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年６月10日まで
４　一般異議申述期間　令和７年６月24日から令和７年７月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（再イ）第１３６号
埼玉県所沢市大字山口1288－１
再生債務者　岩田　一朗
１　決定年月日時　令和７年５月13日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年６月10日まで
４　一般異議申述期間　令和７年６月24日から令和７年７月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（再イ）第１６５号
千葉県松戸市馬橋1844－２－105
再生債務者　牧志　朝英
１　決定年月日時　令和７年５月13日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年６月10日まで
４　一般異議申述期間　令和７年６月24日から令和７年７月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（再イ）第１８１号
東京都大田区中馬込３－15－18－210
再生債務者　北島　凡子
１　決定年月日時　令和７年５月13日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和７年６月10日まで
４　一般異議申述期間　令和７年６月24日から令和７年７月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（再イ）第１８２号
東京都板橋区成増１―16―10―205
再生債務者　笹山　雄也
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年６月10日まで
4　一般異議申述期間　令和７年６月24日から令和７年７月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（再イ）第１２号
新潟県長岡市上田町２番地11　ヒストリア101号室
再生債務者　細川　啓示
1　決定年月日時　令和７年５月13日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年６月10日まで
4　一般異議申述期間　令和７年６月24日から令和７年７月15日まで
新潟地方裁判所長岡支部再生係

令和７年（再イ）第７号
宮城県遠田郡美里町北浦字待江28番地８
再生債務者　佐藤　悠介
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年６月11日まで
4　一般異議申述期間　令和７年６月25日から令和７年７月９日まで
仙台地方裁判所古川支部個人再生係

令和７年（再イ）第５号
茨城県神栖市知手中央５丁目９番13号　コーポＳＡＣＨＩ201
再生債務者　横尾　治貴（旧姓額賀）
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年６月11日まで
4　一般異議申述期間　令和７年６月25日から令和７年７月16日まで
水戸地方裁判所麻生支部

令和７年（再イ）第５３号
東京都練馬区向山１―15―６―403
再生債務者　木村　峻二
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年６月11日まで
4　一般異議申述期間　令和７年６月25日から令和７年７月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（再イ）第１４３号
東京都墨田区墨田１―４―３―305
再生債務者　平野　知章
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年６月11日まで
4　一般異議申述期間　令和７年６月25日から令和７年７月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（再イ）第１４８号
東京都足立区西新井本町４―28―13
再生債務者　菅　　学
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年６月11日まで
4　一般異議申述期間　令和７年６月25日から令和７年７月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（再イ）第１８４号
東京都千代田区岩本町３―３―８―804
再生債務者　内久根飛鳥
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年６月11日まで
4　一般異議申述期間　令和７年６月25日から令和７年７月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（再イ）第１８５号
東京都新宿区荒木町３―14　ＹＤマンション205
再生債務者　志賀　　雅
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年６月11日まで
4　一般異議申述期間　令和７年６月25日から令和７年７月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（再イ）第２５号
川崎市宮前区初山１丁目33番15号
再生債務者　房野　裕樹
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年６月11日まで
4　一般異議申述期間　令和７年６月25日から令和７年７月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（再イ）第６号
新潟県上越市清里区弥生233番地10
再生債務者　荒川　雅弘
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年６月11日まで
4　一般異議申述期間　令和７年６月25日から令和７年７月16日まで
新潟地方裁判所高田支部

令和７年（再イ）第７号
新潟県上越市名立区名立大町175番地８
再生債務者　松井　正臣
1　決定年月日時　令和７年５月14日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年６月11日まで
4　一般異議申述期間　令和７年６月25日から令和７年７月16日まで
新潟地方裁判所高田支部

令和７年（再イ）第９０号
大阪府豊中市庄内宝町１丁目８番１―103号
再生債務者　辻岡智恵子
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年６月11日まで
4　一般異議申述期間　令和７年６月18日から令和７年７月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（再イ）第１１９号
大阪市東淀川区淡路１丁目４番17号　エクセル新大阪　306号
再生債務者　久保　朱里
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年６月11日まで
4　一般異議申述期間　令和７年６月18日から令和７年７月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（再イ）第１６１号
大阪市西淀川区柏里２丁目７番27号　ビクトワール塚本801号室
再生債務者　山本　文夫
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年６月11日まで
4　一般異議申述期間　令和７年６月18日から令和７年７月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（再イ）第５号
兵庫県豊岡市城崎町湯島1198番地の１　紅葉寮307号室（旧住所）兵庫県豊岡市城崎町湯島1160番地の１けやき寮405号室、兵庫県豊岡市山王町２番10号ラフレシール・フィオーレＡ―103
再生債務者　木谷　祐紀
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年６月11日まで
4　一般異議申述期間　令和７年６月18日から令和７年７月２日まで
神戸地方裁判所豊岡支部再生係

令和６年（再イ）第２０号
香川県丸亀市城東町２丁目13番47号　（前住所）福岡県北九州市小倉北区清水３丁目13番28―1004号
再生債務者　射場健伶来
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後１時30分
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年６月11日まで
4　一般異議申述期間　令和７年６月25日から令和７年７月９日まで
高松地方裁判所丸亀支部

令和７年（再イ）第４号
香川県丸亀市田村町1414番地10　パナハイツサンリーフ205号
再生債務者　松永奈諸美
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後１時30分
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年６月11日まで
4　一般異議申述期間　令和７年６月25日から令和７年７月９日まで
高松地方裁判所丸亀支部

令和７年（再イ）第１９号
大分市原新町２番32号
再生債務者　深田　慎一
1　決定年月日時　令和７年５月14日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年６月11日まで
4　一般異議申述期間　令和７年６月25日から令和７年７月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（再イ）第２３号
大分県臼杵市大字福良1852番地の５
再生債務者　工藤　秀己
1　決定年月日時　令和７年５月14日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年６月11日まで
4　一般異議申述期間　令和７年６月25日から令和７年７月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（再イ）第１３号
函館市桔梗町435番地1168
再生債務者　川松　史明
1　決定年月日時　令和７年５月15日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年６月12日まで
4　一般異議申述期間　令和７年６月26日から令和７年７月16日まで
函館地方裁判所

令和７年（再イ）第８号
岩手県滝沢市葉の木沢山298番地23
再生債務者　瀬川　裕樹
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年６月12日まで
4　一般異議申述期間　令和７年６月26日から令和７年７月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和７年（再イ）第１９号
新潟県長岡市渡里町５番地２
再生債務者　星野　忠昭
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年６月12日まで
4　一般異議申述期間　令和７年６月26日から令和７年７月17日まで
新潟地方裁判所長岡支部再生係

令和６年（再イ）第２８号
富山県高岡市戸出町６丁目８番32号
再生債務者　桶屋　孝博
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年６月12日まで
4　一般異議申述期間　令和７年６月19日から令和７年６月26日まで
富山地方裁判所高岡支部

令和７年（再イ）第９号
長野県安曇野市穂高9600番地
再生債務者　永草　　裕
1　決定年月日時　令和７年５月15日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年６月12日まで
4　一般異議申述期間　令和７年６月26日から令和７年７月３日まで
長野地方裁判所松本支部

令和７年（再イ）第８号
香川県丸亀市綾歌町富熊5020番地17
再生債務者　山下　和文
1　決定年月日時　令和７年５月15日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年６月12日まで
4　一般異議申述期間　令和７年６月26日から令和７年７月10日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和７年（再イ）第４号
福岡県宮若市宮田241―42（住民票上の住所）福岡県宮若市宮田203番地１
再生債務者　白根　福美
1　決定年月日時　令和７年５月15日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和７年６月12日まで
4　一般異議申述期間　令和７年６月19日から令和７年６月26日まで
福岡地方裁判所直方支部

小規模個人再生による書面決議に付する決定

令和６年（再イ）第２０号
新潟県村上市八日市15番54号
再生債務者　工藤　　隆
1　決議に付する再生計画案　令和７年４月23日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和７年６月４日
3　再生計画案に対する回答期間　令和７年６月４日まで
令和７年５月14日
新潟地方裁判所新発田支部

令和７年（再イ）第１２号
神戸市兵庫区里山町652番地の30
再生債務者　西本　正秀
1　決議に付する再生計画案　令和７年５月13日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和７年６月４日
3　再生計画案に対する回答期間　令和７年６月４日まで
令和７年５月14日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和６年（再イ）第６０号
兵庫県尼崎市東園田町６丁目55番地の10プレシード阪急園田202
再生債務者　松岡　　舞（旧姓篠原）
1　決議に付する再生計画案　令和７年５月９日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和７年６月４日
3　再生計画案に対する回答期間　令和７年６月４日まで
令和７年５月14日　神戸地方裁判所尼崎支部

令和７年（再イ）第２号
福岡県鞍手郡鞍手町大字新延1402番地２、（前住所）福岡県北九州市若松区宮前町４番30号（205）
再生債務者　菅　奈緒美
1　決議に付する再生計画案　令和７年４月24日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和７年６月４日
3　再生計画案に対する回答期間　令和７年６月４日まで
令和７年５月14日　福岡地方裁判所直方支部

令和６年（再イ）第６８号
鹿児島市坂之上５丁目４番18号、前住所鹿児島県南さつま市加世田地頭所町15番地７
再生債務者　切通真紀子
1　決議に付する再生計画案　令和７年５月７日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和７年６月４日
3　再生計画案に対する回答期間　令和７年６月４日まで
令和７年５月14日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

令和７年（再イ）第６号
秋田市新屋割山町５番70号
再生債務者　嵯峨　大輝
1　決議に付する再生計画案　令和７年５月７日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和７年６月５日
3　再生計画案に対する回答期間　令和７年６月５日まで
令和７年５月15日
秋田地方裁判所民事第２部

令和６年（再イ）第３３号
新潟県小千谷市城内１丁目10番31号　折田源次郎方
再生債務者　折田　貴之
1　決議に付する再生計画案　令和７年４月17日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和７年６月５日
3　再生計画案に対する回答期間　令和７年６月５日まで
令和７年５月15日
新潟地方裁判所長岡支部再生係

令和６年（再イ）第７号
福岡県直方市大字感田169番地15
再生債務者　大石　正明
1　決議に付する再生計画案　令和７年４月８日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和７年６月５日
3　再生計画案に対する回答期間　令和７年６月５日まで
令和７年５月15日　福岡地方裁判所直方支部

令和７年（再イ）第２号
鹿児島県奄美市名瀬古田町14番20号（興紬ビル402号）
再生債務者　大野久美子
1　決議に付する再生計画案　令和７年５月７日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和７年６月５日
3　再生計画案に対する回答期間　令和７年６月５日まで
令和７年５月15日
鹿児島地方裁判所名瀬支部

令和６年（再イ）第１２号
広島県尾道市向島町8852番地１　ラ・ヴィレッタＢ―201
再生債務者　小川　大輔
1　決議に付する再生計画案　令和７年４月18日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　令和７年６月10日
3　再生計画案に対する回答期間　令和７年６月10日まで
令和７年５月13日　広島地方裁判所尾道支部

小規模個人再生による再生計画認可

令和６年（再イ）第３８号
群馬県高崎市上佐野町151番地８
再生債務者　豊嶋　　厚
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年４月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月14日　前橋地方裁判所高崎支部

令和６年（再イ）第３６号
群馬県高崎市箕郷町柏木沢1271番地８
再生債務者　松本　　剛
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年４月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月14日　前橋地方裁判所高崎支部

令和６年（再イ）第３７号
群馬県高崎市箕郷町柏木沢1271番地８
再生債務者　松本恵里伽
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年４月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月14日　前橋地方裁判所高崎支部

令和６年（再イ）第２３号
茨城県結城郡八千代町大字若877番地
再生債務者　高谷　実来
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年４月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月14日　水戸地方裁判所下妻支部

令和６年（再イ）第３３５号
大阪市住吉区東粉浜３丁目１番16号
再生債務者　甲良　　勲
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年４月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月14日
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（再イ）第８０号
兵庫県西宮市上ケ原九番町２番113―106号（前住所）兵庫県宝塚市仁川高丸３丁目９番26号
再生債務者　松本　義広
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年４月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月14日　神戸地方裁判所尼崎支部

令和６年（再イ）第６６号
鹿児島市下荒田１丁目44番10―903号
再生債務者　桑原　莉世
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年４月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月13日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

令和６年（再イ）第２２９号
埼玉県川口市大字木曽呂520番地の９
再生債務者　為ケ谷　毅
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年５月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月14日
さいたま地方裁判所第３民事部

令和６年（再イ）第８６号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番31―450号
再生債務者　木原　陽子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年５月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月14日　神戸地方裁判所尼崎支部

令和６年（再イ）第８９号
兵庫県西宮市段上町６丁目２番33―２号
再生債務者　清藤　康之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年５月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月14日　神戸地方裁判所尼崎支部

令和６年（再イ）第２３８号
埼玉県新座市野火止５丁目１番20号　ＵＲＶＡＮビル302号室
再生債務者　山田　正昭
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年５月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月14日
さいたま地方裁判所第３民事部

令和６年（再イ）第４９６号
東京都世田谷区奥沢５―34―７
再生債務者　秋本　晋吾
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年５月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月13日
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（再イ）第１３４号
東京都町田市成瀬１丁目12番地11
再生債務者　永井　赳彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年５月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月15日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和６年（再イ）第２４号
釧路市桜ケ岡１丁目13番５号
再生債務者　三浦　美咲
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和７年５月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月14日　釧路地方裁判所民事部

令和６年（再イ）第２３２号
埼玉県戸田市美女木東１丁目２番地の３（オハナ北戸田ガーデニア1018号室）
再生債務者　桒水流義和
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月14日
さいたま地方裁判所第３民事部

令和６年（再イ）第４２７号
神奈川県川崎市高津区千年993―101（開始決定時の住所）神奈川県横浜市港北区綱島東３―５―10　第三カスミコーポ101
再生債務者　加茂川暢生
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月14日
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（再イ）第４９８号
東京都練馬区北町１―45―13
再生債務者　五十嵐将仁
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月14日
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（再イ）第９１号
兵庫県尼崎市南武庫之荘11―８―19―509（住民票上の住所）富山県黒部市若栗1282番地
再生債務者　佐々木正志
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月14日　神戸地方裁判所尼崎支部

令和６年（再イ）第９２号
兵庫県尼崎市浜田町３丁目19番地の２ロイヤルハイム205号
再生債務者　みずぬし保険事務所こと　水主恵吾
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月14日　神戸地方裁判所尼崎支部

令和６年（再イ）第１４号
福岡県直方市大字山部432番地３　アンベール202号
再生債務者　今田　侃行
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月14日　福岡地方裁判所直方支部

令和６年（再イ）第１０５号
東京都八王子市上川町2308番地42
再生債務者　小林　祐輔
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月15日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和６年（再イ）第２０５号
名古屋市守山区廿軒家１番８号　ヴィルヌーヴ103号
再生債務者　丸山　泰輔
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月14日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和６年（再イ）第３０９号
愛知県東海市富木島町勘七脇26番地　サニーコートⅢ（201）
再生債務者　有本　泰生
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月14日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和６年（再イ）第３５７号
名古屋市北区水草町２丁目60番地の２　水草団地３棟908号
再生債務者　海山　晴美
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月14日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和６年（再イ）第３６５号
愛知県愛西市柚木町中田面421番地１
再生債務者　芝　　賢司
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月14日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和６年（再イ）第４０７号
大阪市平野区喜連東１丁目４番26号
再生債務者　槙埜　達也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月14日
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（再イ）第３号
兵庫県尼崎市浜３丁目14番24―５号
再生債務者　中川　正幸
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月14日　神戸地方裁判所尼崎支部

令和７年（再イ）第５号
栃木県宇都宮市駒生町1024番地13
再生債務者　青木　仁美
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月13日
宇都宮地方裁判所第１民事部

令和６年（再イ）第３９号
群馬県高崎市高砂町64番地　エトワール高砂605
再生債務者　小川原雄司
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月14日　前橋地方裁判所高崎支部

令和６年（再イ）第１６１号
埼玉県桶川市坂田西３丁目27番地の18
再生債務者　荒川　浩昭
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月14日
さいたま地方裁判所第３民事部

令和６年（再イ）第１１６号
埼玉県川越市大字的場1866番地27
再生債務者　吉田英里奈
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月15日
さいたま地方裁判所川越支部

令和６年（再イ）第１８３号
千葉県市原市大厩1234番地２
再生債務者　今井　昭俊
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月14日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和６年（再イ）第２０１号
千葉市若葉区若松町856番地17
再生債務者　川口　知子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月14日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和６年（再イ）第５１０号
東京都渋谷区西原２―17―13―204
再生債務者　井上　直彦
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月14日
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（再イ）第５１９号
東京都港区海岸２―３―２―502
再生債務者　西村　百恵
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月14日
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（再イ）第２号
富山県射水市二口2394番地１
再生債務者　海老江恭介
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月15日　富山地方裁判所高岡支部

令和６年（再イ）第７３号
岐阜市早田東町９丁目20番地　（エステートオーク　Ｄ―１号室）
再生債務者　宮田　学堂
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月15日　岐阜地方裁判所

令和６年（再イ）第７９号
岐阜県羽島市竹鼻町273番地１、（居所）静岡県御殿場市新橋774―２　レオパレスコンフォールⅡ　105号
再生債務者　後藤　兼寛
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月15日　岐阜地方裁判所

令和６年（再イ）第１１５号
岡山市南区藤田520番地63
再生債務者　程口慎一郎
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月14日
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（再イ）第７号
岡山市南区洲崎１丁目５番19号　シャルダン洲崎205
再生債務者　安井　真弓
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月14日
岡山地方裁判所第３民事部

令和６年（再イ）第４８号
盛岡市大沢川原３丁目６番31―206号
再生債務者　出町　智秀
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月15日
盛岡地方裁判所第２民事部

令和６年（再イ）第３４号
新潟県長岡市東栄３丁目５番４号
再生債務者　三浦　秀徳
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月14日
新潟地方裁判所長岡支部再生係

令和６年（再イ）第１８号
岐阜県瑞浪市益見町１丁目78番地の１
再生債務者　新城　民夫
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月15日
岐阜地方裁判所多治見支部

令和６年（再イ）第４６号
愛知県一宮市三条字大平59番地１
再生債務者　新垣　祐太
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月14日
名古屋地方裁判所一宮支部

令和６年（再イ）第１２４号
岡山県備前市穂浪1043番地35
再生債務者　南　　新次
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月14日
岡山地方裁判所第３民事部

令和６年（再イ）第８号
愛媛県大洲市長浜町櫛生乙230番地
再生債務者　谷井　祥平
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月15日　松山地方裁判所大洲支部

令和６年（再イ）第３３号
山形市陣場２丁目７番22―６号
再生債務者　井上　美雪
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月15日　　山形地方裁判所民事部

令和７年（再イ）第１号
静岡市駿河区有東１丁目13番34―１号　リヴェールハウス　Ａ　201
再生債務者　松村　姫奈
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月15日
静岡地方裁判所民事第２部

令和６年（再イ）第２４号
鳥取県米子市皆生温泉２丁目13番12号
再生債務者　熊本　晋也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和７年５月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和７年５月15日　鳥取地方裁判所米子支部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により次の免許状は失効した。

令和７年５月28日　北海道教育委員会

１　失効した免許状

氏名　石川　廉　本籍地　北海道

免許状の種類、教科、番号、授与権者、授与年月日

①　中学校教諭１種免許状、保健体育、令１中１第46号、北海道教育委員会、令和２年３月14日

②　高等学校教諭１種免許状、保健体育、令１高１第108号、北海道教育委員会、令和２年３月14日

２　失効年月日　令和７年４月24日

３　失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号（同法施行規則第74条の２第８号イ）該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢・性別・体格不詳、火葬済み死体（焼骨）

上記の者は、令和６年３月24日午後３時30分頃、群馬県高崎市吉井町多胡815番地２山林で、遺留された骨壺の中及びその周辺にて骨片の状態で発見されました。遺骨は当市が引き取り保管しています。心当たりの方は、当市社会福祉課まで申し出てください。

令和７年５月28日

群馬県　高崎市長　富岡　賢治

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢・性別・体格不詳、火葬済み死体（焼骨）

上記の者は、令和６年３月30日午前10時頃、群馬県高崎市高砂町294番地先用水路で、遺留された骨壺及び小壺並びにその周辺にて骨片の状態で発見されました。遺骨は当市が引き取り保管しています。心当たりの方は、当市社会福祉課まで申し出てください。

令和７年５月28日

群馬県　高崎市長　富岡　賢治

会社その他の公告

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

宮城県仙台市泉区松陵一丁目二六番地

有限会社淺野電設

清算人　浅野　保二

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

宮城県仙台市青葉区本町一丁目一四番一五号

有限会社高藤

代表清算人　髙橋　修平

解散公告

当社は、令和七年四月二十八日開催の臨時株主総会の決議により、令和七年四月三十日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

秋田県秋田市向浜一丁目八番二号

秋木加工株式会社

代表清算人　佐藤　雅浩

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

秋田県由利本荘市鶴沼四二番地の二

須田不動産株式会社

代表清算人　須田ミヒ子

解散公告

当社は、令和七年四月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

秋田県秋田市広面字樋ノ下二二二番地四

有限会社加藤工務店

清算人　加藤　恭子

解散公告

当社は、令和七年五月二十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

山形県酒田市東中の口町一番二八号

有限会社フォトキャンバス

清算人　星川　信博

解散公告

当社は、令和七年四月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

茨城県筑西市新治二〇〇三番地の二八

有限会社永門商店

清算人　永門　優一

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

茨城県稲敷郡阿見町大字実穀一六五二番地八

有限会社菅原工業

清算人　菅原　清憲

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

埼玉県川越市牛子五四四番地一八

有限会社福祉会ライフサポート

清算人　當銘　直美

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

埼玉県東松山市大字上野本二八五

西村運送株式会社

代表清算人　西村　修治

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

埼玉県朝霞市本町三丁目五番一三号エゼリア二〇三

株式会社ランジ・アディ

代表清算人　塗矢　裕司

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

埼玉県所沢市林三丁目五四五番地の四〇

有限会社オクムラ

清算人　奥村　久吉

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

千葉県富津市長崎二二七番地の一

株式会社藤橋建設

代表清算人　藤**橋**　淳

解散公告

当社は、令和七年五月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

東京都品川区大崎三丁目六番二一号

株式会社操装

代表清算人　堀井　秀美

解散公告

当法人は、令和七年二月十五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

東京都目黒区緑が丘二丁目六―一

特定非営利活動法人めぐろチャイルドラインン

清算人　喜多　明人

解散公告

当社は、社員総会の決議により令和七年五月二十七日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

東京都港区西新橋一丁目二番九号メンターキャピタル税理士法人内

三原橋インベストメント特定目的会社

代表清算人　武野氏伸哉

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

東京都港区新橋四丁目五番一五号

一般社団法人ファザーアンドチルドレン

代表清算人　吉岡　哲郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

東京都三鷹市下連雀三丁目四二番一八号

有限会社エスティエッチ

清算人　五十嵐俊典

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

東京都渋谷区神宮前五丁目五〇番五号

株式会社ＩＭＫ　Ｒｕｓｓｅｌｌ

代表清算人　千葉　龍平

解散公告

当社は、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

東京都中野区沼袋四丁目二番一四号

合同会社新井デンタルシステム

代表清算人　新井　富子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

東京都港区六本木一丁目六番一号

ＳＢＩ地域開発合同会社

清算人　大澤　秀丸

解散公告

当組合は解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

東京都荒川区東日暮里六丁目四二番一号壮光舎日暮里ビル二階

ＫＵＭＡＬＥＯＮ有限責任事業組合

清算人　ＮＥＯＲＴ株式会社

職務執行者　髙瀬　俊明

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日付をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

東京都渋谷区神宮前六丁目一二番一八号

ニューリジェンセキュリティ株式会社

代表清算人　中間　俊英

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ―Ｃ

ＦＵＴＵＲＩＴＹ　ＢＲＡＮＤＳ　ＬＩＭＩＴＥＤ　ＪＡＰＡＮ株式会社

代表清算人　米田　尚司

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

東京都台東区台東四丁目一一番四号

株式会社ディエムシー

代表清算人　石田　茂之

解散公告

当社は、令和七年五月十二日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

東京都新宿区西新宿七丁目二二番四五号

株式会社ドローンエモーション

代表清算人　田口　厚

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

東京都葛飾区柴又四丁目二三番五号

株式会社アール工房

代表清算人　西島　洋

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

神奈川県横浜市都筑区川和町八六七―一〇二号室

株式会社メックス

代表清算人　佐藤　達男

解散公告

当社は、令和七年四月二十二日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

川崎市高津区久本三丁目四番七―四〇七号
合同会社オフィス・コトノハ
清算人　髙林　昭浩

解散公告

当社は、令和七年五月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

横浜市青葉区美しが丘西三丁目六三番地六
有限会社クリエイティブインプレス
清算人　加藤　彰

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

神奈川県藤沢市羽鳥三丁目二〇番一二―四〇八号
株式会社サクラ
代表清算人　松本　務

解散公告

当社は、令和七年五月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

横浜市中区弥生町一丁目六番地
ブルーステラ株式会社
代表清算人　荒川　真紀

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

神奈川県海老名市杉久保南一丁目五番一九号
有限会社サムシング
清算人　近藤三枝子

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

富山県小矢部市蓮沼七〇九番地二
合同会社刺繍技法
清算人　大淵　正樹

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

石川県小松市林町キ一番地
有限会社ホクリク宣伝
清算人　田中　英俊

解散公告

当社は令和七年四月十八日総社員の同意により解散しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申出下さい。

なお、右期間内にお申出がない時は清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

静岡県熱海市笹良ヶ台町一番一二号
ＡＫＡＯ合同会社
清算人　赤尾　宣長

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

静岡県浜松市浜名区新都田二丁目三〇番七号
ＫＳ電気株式会社
代表清算人　鈴木啓太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

静岡県浜松市中央区元浜町三三番地の八
株式会社ヨシダソウゴウ
代表清算人　吉田　良治

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

愛知県名古屋市千種区千種一丁目一八番一号
特定非営利活動法人フードバンクジャパン
清算人　中田　雅之

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

名古屋市緑区篭山一丁目一一〇四番地
株式会社ＨＡＳＯＣＫ
代表清算人　竹内　史郎

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

名古屋市西区児玉二丁目一一番一八号
有限会社冨士竹商店
清算人　竹市　和正

解散公告

当社は、令和七年三月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

京都市下京区西中筋通り六条下る住吉町五〇番地　井筒左女牛ビル
シェアプロモーション株式会社
代表清算人　佐々木耕司

解散公告

当法人は、令和七年四月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

京都市左京区岩倉東五田町三四番地三
特定非営利活動法人京都の医療・福祉プロジェクト
清算人　住田　正則

解散公告

当社は、令和七年四月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

京都府福知山市三和町千束四一番地の一
株式会社末廣産業
代表清算人　藤田　静代

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

京都市中京区三条通烏丸西入御倉町八五番地一烏丸ビル二階
株式会社インフォクレスト
代表清算人　影浦　誠士

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

京都府久世郡久御山町野村村東一三三番地一

徳田レース株式会社

代表清算人　徳田　元

解散公告

当法人は、令和七年四月五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

大阪市中央区平野町一丁目七番一号堺筋高橋ビル五F

特定非営利活動法人遺族支え愛ネット

清算人　岡本　京子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

大阪市天王寺区上汐五丁目七番二九号

有限会社イーティエムコンサルタント

清算人　須﨑　洋一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

大阪府東大阪市俊徳町五丁目一一番二七号

株式会社ユーデザイン

代表清算人　柳　惠子

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

大阪府貝塚市三ツ松一四六九番地三

一般社団法人スタジオフラッシュ

代表清算人　松谷　慶

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

神戸市中央区山本通二丁目八―一五ローズガーデン地下一階Ｂ一〇一

株式会社インザリバー

代表清算人　中川　直記

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

広島市西区己斐東一丁目一七番二号

株式会社スタッフコーポレーション

代表清算人　上久保はる香

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

香川県丸亀市郡家町一八五番地五

有限会社白川建設

清算人　白川　憲吾

解散公告

当社は、令和七年四月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

高知県高知市高埇一四番五号

ミドリ安全高知株式会社

代表清算人　桃内　敏彦

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

福岡市中央区清川三丁目一―二一リヴァージュ清川一〇三号室

合同会社Ａｒｃｔｕｒｕｓ

清算人　成川奈津美

解散公告

当認可地縁団体は、令和七年五月二日開催の総会の決議により解散したので、当認可地縁団体に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

福岡県田川郡添田町大字庄八九三番地一

認可地縁団体庄西地縁会

清算人　中山　麻子

解散公告

当社は、令和七年四月三十日株主総会決議により同日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

福岡市早良区野芥七丁目四〇番一九号

株式会社川端工業

代表清算人　川端　幸夫

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

佐賀県佐賀市大和町尼寺三六一四番地二

株式会社英広社

代表清算人　三浦　弘二

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

佐賀県神埼市千代田町下西四九六番地

有限会社千代田トーア

清算人　大塚　彰

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

佐賀県三養基郡みやき町大字市武八三二番地七

フェイバリット株式会社

代表清算人　猿渡　雅彦

第76期決算公告　令和７年５月27日

北海道室蘭市海岸町１丁目58番５

室蘭海陸通運株式会社

代表取締役社長　成田　俊彦

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,153,242
	固定資産	2,412,104
	合計	3,565,346
負債及び純資産の部	流動負債	1,166,720
	（賞与引当金）	(30,000)
	固定負債	273,076
	（退職給付引当金）	(246,596)
	株主資本	2,125,550
	資本金	60,000
	利益剰余金	2,065,550
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	2,050,550
	（うち当期純利益）	(27,498)
	合計	3,565,346

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

佐賀県神埼市神埼町本堀三一三〇番地の一六

五代商事　株式会社

清算人　原田　幸雄

解散公告

当組合は、令和七年五月八日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

長崎県松浦市今福町浦免四四三番地一

松浦地区木材協同組合

清算人　百武　誠

解散公告（第一回）

当土地改良区は、令和七年三月三十一日に解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に清算人に申し出られたく、土地改良法（昭和二十四年法律第一九五号）第六十九条の二の規定により公告します。

なお、当該期間内に申し出がないときは、清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

青森県八戸市南郷大字島守字熊堂二〇

清算法人八戸平原土地改良区

清算人代表　郷州　公典

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年四月三十日社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

埼玉県久喜市西大輪一九二四番地一七

医療法人敏行会

清算人　朝比奈義仁

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年四月二十四日に世田谷区長の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

東京都千代田区大手町一丁目九番二号三菱地所レジデンス株式会社建替事業部内

ニューウェルハイツ自由が丘マンション建替組合

代表清算人　菊地　敏文

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

相模原市南区相模大野四丁目五番五号ロビーシティ相模大野五番街五号棟二〇一号

医療法人ロビーファイブレディースクリニック

清算人　佐藤　千史

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

三重県桑名市大字芳ケ崎一二五八番地の一

医療法人社団水谷歯科クリニック

清算人　髙野　哲也

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

鳥取県米子市両三柳字大沢一五―一〇七番地

医療法人ワイエイオーラルヘルスセンター

清算人　髙野　哲也

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

岡山県都窪郡早島町早島二三〇六番地の四

医療法人はやしま歯科

清算人　廣瀬　正剛

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年四月三十日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

沖縄県那覇市安里二丁目九番八号サンステーションビル一階　医療法人せせらぎ

清算人　又吉　亮二

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年五月十二日、福島地方裁判所会津若松支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

福島県喜多方市上三宮町上三宮字籬山六〇七番地　宗教法人神習教三島講社

連絡先　福島県会津若松市追手町三番一六号一之丁ビル会津鶴城法律事務所

清算人　弁護士　一ノ瀬美枝

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年三月十八日付宮城県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年五月二十六日）の翌日から令和七年七月二十八日までにお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

宮城県黒川郡大和町しあわせの杜二三番地の一　大和町杜の丘北部土地区画整理組合

清算人代表　遠藤　森寿

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年三月二十一日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

福島県相馬市石上字南白髭三二〇

福島県浜通り農民運動連合会岩子漁業生産組合

代表清算人　岡本　泰伸

解散公告（第三回）

当土地改良区は、令和七年三月三十一日に解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年五月二十六日）の翌日から二箇月以内に清算人に申し出られたく、土地改良法（昭和二十四年法律第一九五号）第六十九条の二の規定により公告します。

なお、当該期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

山口県岩国市柱島一三二番地七

清算法人岩国市柱島土地改良区

代表清算人　笹川　清

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年三月三十一日開催の総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年五月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十八日

熊本県八代市千丁町古閑出二〇五二番地

農事組合法人西下アルファーム

清算人　久木田　毅

第113期決算公告

令和７年５月27日

青森県八戸市城下一丁目１番９号

八戸通運株式会社

代表取締役社長　角田　徹

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	3,736
	固定資産	3,218
	合計	6,954
負債及び純資産の部	流動負債	2,452
	固定負債	2,658
	株主資本	1,843
	資本金	95
	利益剰余金	1,748
	利益準備金	24
	その他利益剰余金	1,724
	（うち当期純利益）	(85)
	合計	6,954

配当公告

愛知県豊橋市細谷町字上大附一九三番地
破産者　太田商店株式会社

右の者に対する名古屋地方裁判所豊橋支部令和六年（フ）第一四三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
金一、四四七、二二八、二八三円
（内優先的破産債権額
金一、七六四、九七〇円）

一、配当をすることのできる金額
金二三、三三七、五四七円
（内優先的破産債権額
金一、七六四、九七〇円）

令和七年五月二十八日
愛知県豊橋市大国町七五番一　新川法律事務所
破産管財人　小林　克彰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県奥州市前沢字平小路二五番地、最後の住所岩手県奥州市前沢字高畑二六番地三
被相続人　亡　佐々木清喜

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年十月三十一日までに請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十八日
岩手県奥州市水沢大手町四丁目一八番地
相続財産清算人　弁護士　小平　竜太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県秋田市太平中関字本宿一〇番地、最後の住所秋田市外旭川字梶ノ目四三四番地
被相続人　亡　森合登志男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十八日
秋田市大町一丁目五番三二号―一〇一　ドリーム・K大町　大町法律事務所
相続財産清算人　弁護士　込山　祐矢

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市四倉町字五丁目一三四番地二、最後の住所福島県いわき市四倉町上仁井田字矢ノ田一〇番地の二市営住宅三―三〇六
被相続人　亡　鈴木　義光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十八日
福島県いわき市平字五町目一五番地の六
相続財産清算人　弁護士　渡辺　正之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県双葉郡浪江町大字川添字廻田五番地、最後の住所福島県双葉郡浪江町大字川添字葉山四六番地
被相続人　亡　志賀　ミヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十八日
福島県いわき市平字田町一二〇番地ラトブ七階浜通り法律事務所
相続財産清算人　弁護士　渡辺　淑彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市八幡台六五二番地五一、最後の住所栃木県宇都宮市八幡台八番一二号
被相続人　亡　池田　勇介

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十八日
栃木県宇都宮市大通り四丁目一番二〇号
宇都宮けやき通りビル六階C号室　けやき宇都宮弁護士法律事務所
相続財産清算人　弁護士　竹田進之介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県下野市小金井八八番地二、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　渡邉　孝之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年七月三十一日までに請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十八日
栃木県小山市大字喜沢一四五〇番地一　石島力法律事務所
相続財産清算人　弁護士　石島　力

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県桐生市堤町二丁目二四四五番地四、最後の住所群馬県桐生市相生町二丁目二五五番地の六
被相続人　亡　北爪　時雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十八日
群馬県伊勢崎市上泉町一七五番地一　大木ビル二階
相続財産清算人　司法書士　大木　淳浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県熊谷市拾六間八二三番地二二、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　川島　和典

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十八日
埼玉県熊谷市宮町二丁目一七四番地三島山ビル三階
相続財産清算人　弁護士　矢部　喜明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県東松山市松山町一丁目九六四番地一、最後の住所埼玉県東松山市松山町一丁目五番一八号
被相続人　亡　小野　幹夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十八日
埼玉県東松山市箭弓町二丁目一三番六号榎本ビル二階　山下法律事務所
相続財産清算人　弁護士　鈴木　紀久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県茂原市早野五四一番地八、最後の住所千葉県茂原市高師八二番地　鈴木神経科病院
被相続人　亡　石川　元清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十八日
事務所千葉市中央区中央四丁目一七番三号袖ヶ浦ビル六階　佐野総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　西川　雄介

第　76　期　決　算　公　告

2025年５月27日　仙台市青葉区中央四丁目１番１号
株式会社エンドーチェーン
代表取締役社長　遠藤　大樹

貸借対照表の要旨　（2025年２月28日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,081	流動負債	284
固定資産	1,922	固定負債	379
有形固定資産	1,687	**負債合計**	**663**
無形固定資産	1	株主資本	2,340
投資その他の資産	233	資本金	100
		資本剰余金	171
		資本準備金	25
		その他資本剰余金	146
		利益剰余金	2,349
		その他利益剰余金	2,349
		（うち当期純利益）	(187)
		自己株式	△281
		純資産合計	**2,340**
資産合計	**3,003**	**負債・純資産合計**	**3,003**

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍東京都中野区若宮二丁目二七番、最後の住所東京都中野区若宮二丁目二七番一五号
被相続人　亡　北見　晴男
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年七月二十八日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年五月二十八日
東京都港区西新橋一丁目二〇番三号虎ノ門法曹ビル二〇三号弁護士法人日比谷パークサイド法律事務所
相続財産清算人　弁護士　木崎　雅敏

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍東京都目黒区上目黒二丁目一九五五番地、最後の住所東京都目黒区目黒本町二丁目一八番二四号ベルメゾン目黒四〇一
被相続人　亡　志村　圭治
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年七月二十九日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年五月二十八日
東京都新宿区四谷一丁目一三番地山水ビル三階　津の守坂法律事務所
相続財産清算人　弁護士　木内　昭二

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍東京都八王子市千人町二丁目二〇番地、最後の住所東京都八王子市千人町二丁目九番一七号
被相続人　亡　木下　俊也
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年七月三十一日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年五月二十八日
東京都新宿区四谷二丁目四番地三久保ビル二階　大谷＆パートナーズ法律事務所
相続財産清算人　弁護士　豊澤　朋子

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍静岡県静岡市葵区神明町八二番地、最後の住所東京都練馬区石神井町三丁目六番四号プレール石神井公園一〇三
被相続人　亡　池田加代子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年七月二十九日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年五月二十八日
東京都港区西新橋一丁目一二番八号西新橋中ビル五階ヒューマンネットワーク中村総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　鈴木　敦士

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍神奈川県秦野市渋沢二丁目六〇九番地七〇、最後の住所神奈川県秦野市渋沢二丁目三〇番七号
被相続人　亡　豊岡　雅治
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年五月二十八日
神奈川県秦野市今川町二―一五リバーサイド小泉二〇三号　丹沢法律事務所
相続財産清算人　弁護士　古谷　泰宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍新潟県見附市細越二丁目一六一番地、最後の住所新潟県見附市細越二丁目七番二四号
被相続人　亡　大竹　敏則
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年五月二十八日
新潟県長岡市東坂之上町一―二―六　ＧｒｏｗＩＮビル四〇一号室　三島法律事務所
相続財産清算人　弁護士　米山　孝之

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍富山県南砺市盛新三八番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　山本　義夫
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年五月二十八日
富山市西田地方町一丁目五番二五号廣野・南法律事務所
相続財産清算人　弁護士　南　果

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍石川県金沢市窪二丁目四九一番地、最後の住所石川県金沢市木曳野四丁目一一四番地向陽苑木曳野
被相続人　亡　国府トモ子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年五月二十八日
石川県金沢市鞍月三丁目一二七番地ＡＸＩＳ鞍月二Ｆ―Ｄ区画　沖野陽平法律事務所
相続財産清算人　弁護士　沖野　陽平

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍石川県輪島市町野町舞谷ニ部八番地、最後の住所石川県輪島市町野町粟蔵白山田三番地
被相続人　亡　宮下　慎一
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年五月二十八日
事務所石川県金沢市尾張町一丁目七番一号
相続財産清算人　弁護士　松本　哲哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍山梨県甲府市相生一丁目二番、最後の住所山梨県甲府市相生一丁目二番一九号
被相続人　亡　小宮山公夫
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年五月二十八日
山梨県甲府市相生二丁目五番一七号鈴木屋ビル四階たちかぜ法律事務所
相続財産清算人　弁護士　國澤雄次郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍岐阜県岐阜市日ノ出町三丁目一二番地、最後の住所岐阜市日ノ出町三丁目一二番地
被相続人　亡　古田　弘
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年七月二十九日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年五月二十八日
事務所岐阜県各務原市鵜沼川崎町二―一一四松崎ビル三階　清流のまち法律事務所
相続財産清算人　弁護士　小林　和久

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍神奈川県横須賀市長坂三丁目九番、最後の住所静岡県伊東市岡一一八九番地の一ダイアパレス南伊東一〇五号
被相続人　亡　西　亮祐
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は令和七年七月三十一日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和七年五月二十八日
静岡県伊東市湯川一丁目八番五号　伊東駅前ビル四階　伊東ゆうなぎ法律事務所
相続財産清算人　弁護士　杉山　伸也

第67期決算公告

令和７年５月28日　埼玉県川越市大字的場字四畑754番地の４
三協食品工業株式会社
代表取締役　山元　雅弘

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,663	流動負債	2,051
固定資産	2,741	固定負債	271
有形固定資産	2,454	**負債合計**	**2,323**
無形固定資産	40	株主資本	4,056
投資その他の資産	245	資本金	391
		利益剰余金	3,664
		利益準備金	97
		その他利益剰余金	3,566
		（うち当期純利益）	(58)
		評価・換算差額等	25
		その他有価証券評価差額金	25
		純資産合計	**4,081**
資産合計	**6,405**	**負債・純資産合計**	**6,405**

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県西尾市米津町種木四番地一、最後の住所愛知県西尾市米津町蔵屋敷六番地

被相続人　亡　青山　寿男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十八日

愛知県西尾市山下町泡原一七―二御幸ＮＹモール一〇三わか葉法律事務所

相続財産清算人　弁護士　井上　和香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県海部郡蟹江町緑一丁目六五番地、最後の住所愛知県海部郡蟹江町緑一丁目六五番地

被相続人　亡　長濱　幸欣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十八日

名古屋市中区丸の内三―六―四一　ＡＭビル九階　陽明法律事務所

相続財産清算人　弁護士　大前　智仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県春日井市中新町一丁目二四番地七、最後の住所愛知県春日井市中新町一丁目二四番地七　ＭＩＯＢＬＤ三〇三号

被相続人　亡　廣田　照子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十八日

名古屋市中区丸の内三―六―四一　ＡＭビル九階　陽明法律事務所

相続財産清算人　弁護士　大前　智仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市淀川区加島三丁目一〇番、最後の住所大阪府大阪市淀川区加島三丁目中三番一四号

被相続人　亡　山本　貴美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十八日

大阪市北区堂島一丁目一番二五号新山本ビル九階　森岡・山本・韓法律事務所

相続財産清算人　弁護士　韓　雅之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市東淀川区淡路三丁目二二一番地、最後の住所大阪府大阪市東淀川区東淡路二丁目四番四―三〇七号

被相続人　亡　中野　惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十八日

大阪市北区西天満三丁目五番一二号エアテック・トーアビル五階

相続財産清算人　弁護士　宮井裕太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字小休場六番地、最後の住所大阪市天王寺区玉造本町八番九号ノバカネイチ真田山Ⅱ番館四〇一号

被相続人　亡　西上　宇一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十八日

大阪市北区西天満五丁目一〇番一七号西天満パークビル六階

相続財産清算人　弁護士　鈴木　麻友

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅一四四七番地四六、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　谷口　眞啓

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十八日

和歌山市六番丁四三番地ハピネス六番丁ビル五階　パークアベニュー法律事務所

相続財産清算人　弁護士　和田　篤

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県大田市久手町波根西二〇八八番地、最後の住所島根県大田市久手町波根西二〇八八番地五

被相続人　亡　渡邊　捷弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十八日

島根県出雲市塩冶町一二二五番地九　木屋ビル三階

相続財産清算人　弁護士　原　市

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県新見市高尾二四七六番地二五、最後の住所岡山県新見市高尾二四七六番地二五

被相続人　亡　横内　順路

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十八日

岡山県高梁市弓之町四五番地ＴＫＣ高梁ビル二階一号室高梁ひまわり基金法律事務所

相続財産清算人　弁護士　水谷　寛

第６期決算公告

令和７年５月28日

東京都千代田区四番町４番地９
新東京国際リーガル内
李錦記ジャパンマーケティングサービス株式会社
代表取締役　孔　君　道

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	17,900
	資産合計	17,900
負債及び純資産の部	流動負債	409,000
	株主資本	△391,100
	資本金	1,000
	利益剰余金	△392,100
	その他利益剰余金	△392,100
	（うち当期純損失）	(70,000)
	負債・純資産合計	17,900

第61期決算公告　2025年５月28日

千葉市美浜区中瀬１丁目５番地１
株式会社イオンイーハート
代表取締役　奥野　善德

貸借対照表の要旨（2025年２月28日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	635
	固定資産	677
	資産合計	1,312
負債及び純資産の部	流動負債	10,257
	（賞与引当金）	(50)
	固定負債	1,045
	（退職給付引当金）	(6)
	株主資本	△9,990
	資本金	100
	資本剰余金	100
	利益剰余金	△10,190
	その他利益剰余金	△10,190
	（うち当期純損失）	(195)
	負債・純資産合計	1,312

第76期決算公告

2025年５月27日

宮城県仙台市宮城野区扇町一丁目７番36号
宮城日野自動車株式会社
代表取締役　香川　雅英

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	5,583,535
	固定資産	5,972,304
	合計	11,555,839
負債及び純資産の部	流動負債	4,432,223
	固定負債	38,166
	株主資本	7,060,510
	資本金	50,000
	利益剰余金	7,010,510
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	6,998,010
	（うち当期純利益）	(469,315)
	評価・換算差額等	24,940
	合計	11,555,839

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市宮原一二丁目一四番地、最後の住所広島市南区南大河町一九番八号

被相続人　亡　原　里志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年七月三十日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十八日

広島市中区八丁堀四―四エイトバレー八丁堀四〇一号室大本卓志法律事務所

相続財産清算人　弁護士　大本　卓志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍大韓民国、最後の住所香川県丸亀市柞原町三六六番地三船病院

被相続人　亡　孫　道銀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十八日

香川県丸亀市塩飽町一一番地一ＳＡＴＹＡ．ＢＬＤ二階

相続財産清算人　弁護士　宮本　和幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県善通寺市大麻町二六六七番地二、最後の住所香川県善通寺市大麻町二六六七番地二

被相続人　亡　大場　洋一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年九月三十日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十八日

香川県丸亀市塩飽町四八番地一　丸亀プラザビル三階　丸亀みらい法律事務所

相続財産清算人　久保田　仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県福岡市博多区春住町一三四三番地、最後の住所福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲六五〇番地フラワーハイム一〇三号

被相続人　亡　山本　秀利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月二十八日

福岡県福岡市中央区警固二―一八―七ふじたビル五〇二

相続財産清算人　弁護士　藤田　祥行

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　棚原　至康

住所　川崎市川崎区堀之内町一二番地一一バーリーマンション三〇六

生年月日　昭和四十二年四月二十八日

二　供託所　横浜地方法務局川崎支局

三　供託番号　令和七年度金第一五三号

四　供託金額　三、二二〇、六四二円

五　裁判所　横浜家庭裁判所川崎支部

六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和五年（家）第七二五二号

令和七年五月二十八日

川崎市川崎区砂子一丁目二番一二　ハレーちとせ四〇一号室　島田法律事務所

不在者財産管理人　弁護士　島田　栄作

無縁墳墓等改葬公告

土地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承知下さい。

令和七年五月二十八日

一　墳墓等所在地　沖縄県うるま市字大田松甲原四九九番地

一　墳墓等の名称　不詳

一　死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一　改葬を行おうとする者　沖縄県中頭郡北谷町字浜川二〇一番地　久高　一徳

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和７年５月28日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①桜リアルエステート株式会社　②東京都知事(3)91956　③代表取締役　田口敦子　④東京都武蔵野市境南町２―１―６　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都武蔵野市境南町２―１―６　桜リアルエステート株式会社　代表取締役　田口敦子

①高島株式会社　②東京都知事(2)098508　③代表取締役　高島幸一　④東京都千代田区神田駿河台二丁目２番地　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都千代田区神田駿河台二丁目２番地　高島株式会社　代表取締役　高島幸一

①乾汽船株式会社　②東京都知事(3)27243　③代表取締役　乾康之　④東京都中央区勝どき一丁目13番６号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都中央区勝どき一丁目13番６号　乾汽船株式会社　代表取締役　乾康之

①株式会社一条工務店　②国土交通大臣(7)5369　③代表取締役　岩田直樹　④東京都江東区木場５丁目10番10号　廃止した従たる事務所　岐阜県可児市下恵土字針田4100　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都江東区木場５丁目10番10号　株式会社一条工務店　代表取締役　岩田直樹

①大和リビング株式会社　②国土交通大臣(7)5220　③代表取締役　匝瑳繁夫　④東京都新宿区西新宿六丁目11番３号　廃止した従たる事務所　茨城県鹿嶋市大字長栖2156―69　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都新宿区西新宿六丁目11番３号　大和リビング株式会社　代表取締役　匝瑳繁夫

①近未来設計株式会社　②東京都知事(1)第110339号　③代表取締役　新井良亮　④東京都豊島区東池袋一丁目５番６号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都豊島区東池袋一丁目５番６号ピック池袋東口ビル８階　ＩＴ　ｔｏｗｅｒ　ＴＯＫＹＯ合同会社　代表社員　ＩＴＴ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ株式会社　職務執行者　新井良亮

①総和開発株式会社　②東京都知事(2)097607　③代表取締役　布戸哲太　④東京都江東区木場二丁目19番14号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都江東区木場二丁目19番14号　総和開発株式会社　代表取締役　布戸哲太

①株式会社一条分譲住宅　②国土交通大臣(2)9317　③代表取締役　天野隆夫　④広島県福山市山手町1087番地５　廃止した従たる事務所　広島県広島市安佐南区中筋３丁目７―18　パレグレース中筋３階303号室　⑤500万円　⑥中国地方整備局長　⑦広島県福山市山手町1087番地５　株式会社一条分譲住宅　代表取締役　天野隆夫

第２期決算公告

令和７年５月28日
東京都千代田区四番町４番地９
新東京国際リーガル内
L’Officiel Japan株式会社
代表取締役　フェリドゥン・ハムドゥッラープル

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	94,200
	資産合計	94,200
負債及び純資産の部	流動負債	70,000
	株主資本	24,200
	資本金	100,000
	利益剰余金	△75,800
	その他利益剰余金	△75,800
	（うち当期純損失）	(70,000)
	負債・純資産合計	94,200

第１期決算公告

令和７年５月28日
東京都千代田区四番町４番地９
新東京国際リーガル内
AMTD Japan株式会社
代表取締役　フェリドゥン・ハムドゥッラープル

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	100,000
	資産合計	100,000
負債及び純資産の部	流動負債	58,300
	株主資本	41,700
	資本金	100,000
	利益剰余金	△58,300
	その他利益剰余金	△58,300
	（うち当期純損失）	(58,300)
	負債・純資産合計	100,000

第１期決算公告

令和７年５月28日
東京都港区北青山三丁目８番５号
L’Officiel Group Japan株式会社
代表取締役　フェリドゥン・ハムドゥッラープル

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	100,000
	資産合計	100,000
負債及び純資産の部	流動負債	17,500
	株主資本	82,500
	資本金	100,000
	利益剰余金	△17,500
	その他利益剰余金	△17,500
	（うち当期純損失）	(17,500)
	負債・純資産合計	100,000

第13期決算公告

令和７年５月28日
東京都渋谷区代々木二丁目９番２号
株式会社シンクスバンク
代表取締役　宇佐美順也

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	331,180
	固定資産	45,673
	合計	376,853
負債及び純資産の部	流動負債	160,117
	固定負債	78
	株主資本	216,658
	資本金	48,000
	資本剰余金	48,000
	資本準備金	48,000
	利益剰余金	120,658
	その他利益剰余金	120,658
	（うち当期純利益）	(58,055)
	合計	376,853

第63期決算公告

令和７年５月27日
東京都港区海岸１丁目10番30号
ヤクルト商事株式会社
代表取締役　松本　正俊

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,111,988
	固定資産	70,344
	資産合計	3,182,332
負債及び純資産の部	流動負債	1,449,444
	賞与引当金	33,642
	固定負債	103,227
	退職給付引当金	103,227
	株主資本	1,629,661
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,599,661
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	1,592,161
	（うち当期純利益）	(58,680)
	負債・純資産合計	3,182,332

第74期決算公告

令和７年５月27日
東京都足立区千住橋戸町50番地
東京北魚株式会社
代表取締役社長　濵野　和雄

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	988,033
	固定資産	487,241
	資産合計	1,475,274
負債及び純資産の部	流動負債	628,963
	固定負債	220,252
	株主資本	626,059
	資本金	70,000
	利益剰余金	596,559
	利益準備金	37,597
	その他利益剰余金	558,962
	（うち当期純利益）	(7,568)
	自己株式	△40,500
	負債・純資産合計	1,475,274

第23期決算公告

令和７年５月28日
東京都千代田区丸の内一丁目８番３号
共同エンジニアリング株式会社
代表取締役　笠井　嘉明

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	6,308,371
	固定資産	515,963
	合計	6,824,334
負債及び純資産の部	流動負債	3,690,483
	固定負債	33,534
	退職給付引当金	1,939
	株主資本	3,100,316
	資本金	50,000
	利益剰余金	3,050,316
	その他利益剰余金	3,050,316
	（うち当期純利益）	(395,765)
	合計	6,824,334

第37期決算公告

令和７年５月28日
東京都豊島区南大塚三丁目32番10号
株式会社日本シスラボ
代表取締役　茂神　　徹

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	74,087
	固定資産	20,474
	合計	94,562
負債及び純資産の部	流動負債	86,583
	賞与引当金	4,800
	株主資本	7,978
	資本金	30,000
	利益剰余金	△22,021
	その他利益剰余金	△22,021
	（うち当期純損失）	(31,405)
	合計	94,562

第24期決算公告

令和７年５月28日
東京都港区赤坂二丁目３番５号
株式会社モバイルコミュニケーションズ
代表取締役　亀谷　義則

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,815,597
	固定資産	47,922
	合計	2,863,520
負債及び純資産の部	流動負債	883,923
	固定負債	33,600
	役員退職慰労引当金	33,600
	株主資本	1,945,996
	資本金	55,000
	利益剰余金	1,890,996
	その他利益剰余金	1,890,996
	（うち当期純利益）	(226,164)
	合計	2,863,520

第５期決算公告

令和７年５月28日
東京都千代田区丸の内一丁目８番３号
株式会社ＯＳＤＣ
代表取締役　石黒　　聡

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	449,319
	固定資産	2,675
	合計	451,995
負債及び純資産の部	流動負債	138,553
	株主資本	313,441
	資本金	70,000
	利益剰余金	243,441
	その他利益剰余金	243,441
	（うち当期純利益）	(49,849)
	合計	451,995

第10期決算公告

令和７年５月28日
東京都千代田区丸の内一丁目８番３号
株式会社ＯＳＢＳ
代表取締役　上山　健二

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,361,011
	固定資産	285,057
	合計	1,646,069
負債及び純資産の部	流動負債	393,930
	固定負債	104,828
	退職給付引当金	104,828
	株主資本	1,147,310
	資本金	15,000
	資本剰余金	15,000
	資本準備金	15,000
	利益剰余金	1,117,310
	その他利益剰余金	1,117,310
	（うち当期純利益）	(269,798)
	合計	1,646,069

第12期決算公告

令和７年５月28日
東京都千代田区丸の内一丁目８番３号
ＯＳ　ＨＲＳジャパン株式会社
代表取締役　パーサ・セン

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	6,808
	固定資産	1,978
	合計	8,786
負債及び純資産の部	流動負債	241,027
	賞与引当金	2,507
	株主資本	△232,240
	資本金	1,000
	利益剰余金	△233,240
	その他利益剰余金	△233,240
	（うち当期純損失）	(10,622)
	合計	8,786

第10期決算公告　令和７年５月28日
東京都新宿区新宿三丁目15番11号
株式会社ｆａｖｙ
代表取締役　髙梨　巧
貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	391,139
	固定資産	548,442
	合計	939,582
負債及び純資産の部	流動負債	1,184,259
	固定負債	547,813
	株主資本	△870,617
	資本金	180,886
	資本剰余金	80,886
	資本準備金	80,886
	利益剰余金	△1,132,389
	その他利益剰余金	△1,132,389
	(うち当期純損失)	(925,625)
	新株予約権	78,126
	合計	939,582

第14期決算公告　令和７年５月28日
東京都千代田区丸の内一丁目８番３号
株式会社ＯＳインターナショナル
代表取締役　吉田　和弘
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	177,395
	固定資産	119,156
	合計	296,552
負債及び純資産の部	流動負債	106,443
	株主資本	190,108
	資本金	10,000
	資本剰余金	721,430
	資本準備金	721,430
	利益剰余金	△541,322
	その他利益剰余金	△541,322
	(うち当期純損失)	(3,658)
	合計	296,552

第８期決算公告　令和７年５月28日
東京都千代田区丸の内一丁目８番３号
株式会社ＯＳＳＷ
代表取締役　山田　耕司
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	48,158
	合計	48,158
負債及び純資産の部	流動負債	869
	株主資本	47,289
	資本金	10,000
	利益剰余金	37,289
	その他利益剰余金	37,289
	(うち当期純利益)	(3,442)
	合計	48,158

第15期決算公告　令和７年５月28日
東京都港区北青山一丁目２番３号
ＢＧＯリアルエステート・アドヴァイザーズ株式会社
代表取締役　岡本　浩和
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	181
	固定資産	1
	合計	182
負債及び純資産の部	流動負債	1
	固定負債	89
	株主資本	92
	資本金	50
	資本剰余金	50
	資本準備金	50
	利益剰余金	△8
	その他利益剰余金	△8
	(うち当期純損失)	(8)
	合計	182

第１期決算公告
令和７年５月28日
東京都千代田区霞が関三丁目２番６号
東京倶楽部ビルディング11階
Sheeva Japan株式会社
代表取締役　エヴゲニー・クロチヒン
貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	4,679
	合計	4,679
負債及び純資産の部	流動負債	67
	株主資本	4,612
	資本金	5,000
	利益剰余金	△387
	その他利益剰余金	△387
	(うち当期純損失)	(387)
	合計	4,679

第43期決算公告
令和７年５月27日
東京都新宿区市谷加賀町一丁目１番１号
株式会社DNPアイディーシステム
代表取締役　佐々木俊彦
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	16,064,737
	固定資産	2,034,524
	合計	18,099,262
負債及び純資産の部	流動負債	3,134,873
	固定負債	387,741
	株主資本	14,576,646
	資本金	60,000
	利益剰余金	14,516,646
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	14,501,646
	(うち当期純利益)	(2,009,533)
	合計	18,099,262

第66期決算公告
令和７年５月28日
岐阜県岐阜市薮田南三丁目１番21号
大日コンサルタント株式会社
代表取締役　市橋　政浩
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	5,111
	固定資産	2,637
	合計	7,748
負債及び純資産の部	流動負債	818
	固定負債	167
	株主資本	6,762
	資本金	96
	利益剰余金	6,666
	利益準備金	24
	その他利益剰余金	6,642
	(うち当期純利益)	(387)
	合計	7,748

第22期決算公告
令和７年５月28日
神奈川県相模原市中央区下九沢1120番地
ＴＯＷＡレーザーフロント株式会社
代表取締役社長　早坂　昇
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,531
	固定資産	281
	資産合計	1,812
負債及び純資産の部	流動負債	755
	固定負債	349
	株主資本	708
	資本金	100
	利益剰余金	608
	その他利益剰余金	608
	(うち当期純利益)	(8)
	負債・純資産合計	1,812

第23期決算公告
令和７年５月27日
神奈川県逗子市逗子５丁目10番25号
株式会社京急ウィズ
代表取締役　中島　秀樹
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	170,775
	固定資産	20,163
	資産合計	190,938
負債及び純資産の部	流動負債	59,610
	固定負債	—
	株主資本	131,328
	資本金	10,000
	利益剰余金	121,328
	その他利益剰余金	121,328
	(うち当期純利益)	(18,910)
	負債・純資産合計	190,938

第37期決算公告
令和７年５月28日
岐阜市北鶉四丁目３番地１
株式会社ロビン企画
代表取締役社長　柴田　裕司
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	72,830
	固定資産	20,718
	合計	93,548
負債及び純資産の部	流動負債	5,627
	固定負債	2,833
	株主資本	85,086
	資本金	30,000
	利益剰余金	55,086
	利益準備金	476
	その他利益剰余金	54,610
	(うち当期純利益)	(1,091)
	合計	93,548

第２期決算公告
令和７年５月28日
岐阜県岐阜市薮田南三丁目１番21号
Ｄ－ＦＲＯＮＴＩＥＲ株式会社
代表取締役　宮之上昭彦
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	79,813
	固定資産	292
	合計	80,106
負債及び純資産の部	流動負債	34,684
	株主資本	45,421
	資本金	30,000
	利益剰余金	15,421
	その他利益剰余金	15,421
	(うち当期純利益)	(18,169)
	合計	80,106

第44期決算公告
令和７年５月28日
岐阜県岐阜市薮田南三丁目４番３号
株式会社グラン・ソラリス
代表取締役　細江　育男
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	122,945
	固定資産	2,082
	合計	125,028
負債及び純資産の部	流動負債	6,188
	株主資本	118,839
	資本金	10,000
	利益剰余金	108,839
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	106,339
	(うち当期純利益)	(11,636)
	合計	125,028

第82期決算公告　令和７年５月27日
名古屋市熱田区川並町２番22号
名古屋青果株式会社
代表取締役社長　吉田真太郎
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,165,217
	固定資産	5,099,903
	合計	7,265,120
負債及び純資産の部	流動負債	1,564,964
	固定負債	1,945,563
	株主資本	3,754,593
	資本金	49,500
	利益剰余金	3,579,637
	利益準備金	12,375
	その他利益剰余金	3,567,262
	自己株式	△10,647
	評価・換算差額等	136,103
	合計	7,265,120

(注)　当期純利益　126,032千円

第54期決算公告
令和７年５月27日
愛知県安城市篠目町二夕又17番地１
株式会社東海興運
代表取締役社長　早川　隆
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	379,697
	固定資産	666,586
	合計	1,046,284
負債及び純資産の部	流動負債	248,755
	固定負債	13,091
	株主資本	784,437
	資本金	12,000
	資本剰余金	38
	利益剰余金	772,399
	利益準備金	3,200
	その他利益剰余金	769,199
	(うち当期純利益)	(22,501)
	合計	1,046,284

第60期決算公告　令和７年５月28日
名古屋市中川区山王四丁目５番10号
株式会社学宝社
代表取締役社長　児玉　紳
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	764,534
	固定資産	285,425
	合計	1,049,960
負債及び純資産の部	流動負債	799,650
	固定負債	177,222
	株主資本	73,087
	資本金	100,000
	資本剰余金	96,500
	資本準備金	96,500
	利益剰余金	△ 123,412
	利益準備金	3,675
	その他利益剰余金	△ 127,087
	(うち当期純損失)	(131,963)
	合計	1,049,960

第36期決算公告　令和７年５月28日
神戸市中央区加納町四丁目２番１号
株式会社マルチテック
代表取締役　吉永　真章
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	836,970
	固定資産	70,277
	合計	907,247
負債及び純資産の部	流動負債	247,322
	固定負債	1,847
	株主資本	658,078
	資本金	10,000
	利益剰余金	648,078
	利益準備金	1,030
	その他利益剰余金	647,048
	(うち当期純利益)	(67,058)
	合計	907,247

第18期決算公告　令和７年５月28日
大阪市北区芝田一丁目14番８号
株式会社ＯＲＪ
代表取締役　小野　悠矢
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,900,260
	固定資産	120,714
	合計	3,020,974
負債及び純資産の部	流動負債	227,078
	固定負債	31,447
	退職給付引当金	31,447
	株主資本	2,762,449
	資本金	50,000
	利益剰余金	2,868,778
	利益準備金	16,288
	その他利益剰余金	2,852,490
	(うち当期純利益)	(208,889)
	自己株式	△156,328
	合計	3,020,974

第34期決算公告
令和７年５月28日
三重県松阪市船江町784番地１
アサヒレジャー株式会社
代表取締役　上野　精一
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,887,408
	固定資産	2,896,282
	合計	6,783,690
負債及び純資産の部	流動負債	297,876
	固定負債	307,196
	株主資本	6,178,618
	資本金	10,000
	資本剰余金	590,932
	利益剰余金	5,577,686
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	5,575,186
	(うち当期純損失)	(1,311)
	合計	6,783,690

第５期決算公告
令和７年５月27日
岡山県真庭市惣176番地
山陽ホームズ株式会社
代表取締役　柴田　洋志
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	203,420
	固定資産	136,492
	合計	339,913
負債及び純資産の部	流動負債	27,023
	株主資本	312,889
	資本金	3,000
	資本剰余金	279,711
	資本準備金	279,711
	利益剰余金	30,178
	その他利益剰余金	30,178
	(うち当期純利益)	(7,170)
	合計	339,913

第76期決算公告
令和７年５月28日
岡山県倉敷市水江1575番地
中国化工株式会社
代表取締役社長　福本　直広
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,336,302
	固定資産	390,403
	合計	1,726,705
負債及び純資産の部	流動負債	577,247
	固定負債	244,297
	株主資本	905,161
	資本金	75,000
	利益剰余金	830,161
	利益準備金	11,350
	その他利益剰余金	818,811
	(うち当期純利益)	(62,812)
	合計	1,726,705

第62期決算公告
令和７年５月12日
神戸市東灘区住吉南町四丁目４番33号
白栄物流システム株式会社
代表取締役　石井　雄一
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	157,645
	固定資産	193,480
	資産合計	351,125
負債及び純資産の部	流動負債	75,065
	固定負債	15,623
	株主資本	260,437
	資本金	10,000
	利益剰余金	270,965
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	268,465
	(うち当期純利益)	(10,796)
	自己株式	△20,528
	負債・純資産合計	351,125

第43期決算公告
令和７年５月19日
福岡県大牟田市大浦町16番地の１
株式会社大牟田高圧ガスセンター
代表取締役社長　長家　茂
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	45,454
	固定資産	5,495
	合計	50,949
負債及び純資産の部	流動負債	9,642
	株主資本	41,307
	資本金	20,000
	利益剰余金	21,307
	利益準備金	2,870
	その他利益剰余金	18,437
	(うち当期純利益)	(2,797)
	合計	50,949

第39期決算公告
令和７年５月28日
福岡県筑後市大字羽犬塚324番地１
ラサスティール株式会社
代表取締役　永吉　博之
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	939
	固定資産	263
	合計	1,202
負債及び純資産の部	流動負債	686
	固定負債	218
	株主資本	297
	資本金	50
	利益剰余金	247
	利益準備金	10
	その他利益剰余金	237
	(うち当期純利益)	(32)
	合計	1,202

第42期決算公告　令和７年５月27日
福岡県久留米市荒木町白口1981番地１
サンベイク株式会社
代表取締役　中島　健志
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	229
	固定資産	51
	合計	280
負債及び純資産の部	流動負債	56
	固定負債	12
	負債の部合計	68
	株主資本	211
	資本金	42
	利益剰余金	169
	利益準備金	3
	その他利益剰余金	166
	(うち当期純利益)	(2)
	純資産の部合計	211
	合計	280

第14期決算公告　令和７年５月28日
東京都港区西麻布三丁目24番20号
ＫＡＳＵＭＩＣＨＯ　ＴＥＲＲＡＣＥ８階
株式会社ライブ・ビューイング・ジャパン
代表取締役　青木　普起
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,840,645
	固定資産	133,865
	合計	4,974,511
負債及び純資産の部	流動負債	2,998,532
	固定負債	61,689
	株主資本	1,914,289
	資本金	499,950
	資本剰余金	107,950
	利益剰余金	1,306,389
	利益準備金	17,037
	その他利益剰余金	1,289,351
	(うち当期純利益)	(274,242)
	合計	4,974,511

第11期決算公告
令和７年５月28日
東京都目黒区中央町二丁目38番16号
株式会社ＴＯＫＹＯ　ＦＡＮＴＡＳＹ
代表取締役　相馬　信之
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,112,579
	固定資産	192,238
	合計	2,304,818
負債及び純資産の部	流動負債	335,101
	株主資本	1,969,716
	資本金	150,000
	利益剰余金	1,819,716
	利益準備金	36,000
	その他利益剰余金	1,783,716
	(うち当期純利益)	(215,445)
	合計	2,304,818

第54期決算公告　2025年５月13日
北海道苫小牧市新明町５丁目１番11号
サン飼料株式会社
代表取締役　佐藤　誠
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	107,334
	固定資産	121,771
	合計	229,104
負債及び純資産の部	流動負債	72,149
	固定負債	48,406
	引当金	1,000
	株主資本	107,548
	資本金	60,000
	利益剰余金	47,548
	利益準備金	9,750
	その他利益剰余金	37,798
	(うち当期純利益)	(622)
	合計	229,104

第42期決算公告　令和７年５月16日
大阪市福島区野田二丁目13番５号
株式会社トップ
代表取締役社長　西　真治郎
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,297,845
	固定資産	22,857
	資産合計	1,320,702
負債及び純資産の部	流動負債	659,784
	固定負債	161,939
	負債合計	821,723
	株主資本	498,979
	資本金	10,000
	利益剰余金	488,979
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	486,479
	(うち当期純利益)	(19,674)
	純資産合計	498,979
	負債・純資産合計	1,320,702

第42期決算公告
令和７年５月27日
横浜市港北区大豆戸町275番地
株式会社アマノエージェンシー
代表取締役　中黒　淳
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	141
	固定資産	18
	合計	159
負債及び純資産の部	流動負債	25
	株主資本	134
	資本金	10
	利益剰余金	124
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	121
	(うち当期純利益)	(19)
	合計	159

第10期決算公告
令和７年５月28日
東京都渋谷区桜丘町18番４号
株式会社アミューズプロダクトワークス
代表取締役　鈴木　尚貴
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,077,539
	固定資産	80,930
	合計	2,158,470
負債及び純資産の部	流動負債	1,195,400
	固定負債	557,048
	株主資本	406,021
	資本金	40,000
	資本剰余金	10,000
	その他資本剰余金	10,000
	利益剰余金	356,021
	その他利益剰余金	356,021
	(うち当期純利益)	(188,784)
	合計	2,158,470

第７期決算公告　令和７年５月28日
東京都港区北青山三丁目５番10号
株式会社ヒロフ
代表取締役　中村　佳子
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	922,010
	固定資産	1,229,280
	合計	2,151,290
負債及び純資産の部	流動負債	741,940
	固定負債	262,133
	株主資本	1,147,217
	資本金	50,000
	資本剰余金	1,574,500
	その他資本剰余金	1,574,500
	利益剰余金	△477,283
	その他利益剰余金	△477,283
	(うち当期純損失)	(58,448)
	合計	2,151,290

第11期決算公告　令和７年５月28日
福島県東白川郡鮫川村大字赤坂中野字道少田53
株式会社センワ
代表取締役　山岸　英二
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	226,739
	固定資産	29,337
	合計	256,076
負債及び純資産の部	流動負債	98,669
	固定負債	1,708
	株主資本	155,699
	資本金	10,000
	利益剰余金	145,699
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	143,199
	(うち当期純利益)	(28,130)
	合計	256,076

第32期決算公告　令和７年５月27日
青森県上北郡おいらせ町中野平40番地１
下田タウン株式会社
代表取締役社長　髙田　雅史
貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	732
	固定資産	3,503
	資産合計	4,236
負債及び純資産の部	流動負債	334
	(賞与引当金)	(0)
	固定負債	1,043
	株主資本	2,858
	資本金	200
	利益剰余金	2,658
	利益準備金	50
	その他利益剰余金	2,608
	(うち当期純利益)	(33)
	負債・純資産合計	4,236

第44期決算公告　令和７年５月28日
東京都豊島区東池袋三丁目12番２号
株式会社マイクロ・テクニカ
代表取締役　柴崎　誠
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,774,268
	固定資産	830,244
	資産合計	3,604,512
負債及び純資産の部	流動負債	1,145,292
	固定負債	992,367
	株主資本	1,466,853
	資本金	150,000
	資本剰余金	45,000
	資本準備金	45,000
	利益剰余金	1,271,853
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	1,261,853
	(うち当期純利益)	(12,052)
	負債・純資産合計	3,604,512

第13期決算公告
令和７年５月27日
東京都中央区日本橋二丁目11番２号
株式会社エノキ
代表取締役　伊藤　純一
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	74,880
	固定資産	3,337
	資産合計	78,218
負債及び純資産の部	流動負債	8,508
	固定負債	2,286
	株主資本	67,424
	資本金	24,950
	資本剰余金	16,350
	資本準備金	16,350
	利益剰余金	26,124
	その他利益剰余金	26,124
	(うち当期純利益)	(16,316)
	負債・純資産合計	78,218

第18期決算公告　令和７年５月28日
栃木県宇都宮市峰四丁目２番24号
宇都宮郷の森斎場株式会社
代表取締役　玉川　昭仁
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,717,570
	合計	1,717,570
負債及び純資産の部	流動負債	526,954
	固定負債	965,012
	負債合計	1,491,966
	株主資本	225,604
	資本金	10,000
	利益剰余金	215,604
	その他利益剰余金	215,604
	(うち当期純利益)	(8,795)
	純資産合計	225,604
	合計	1,717,570

第22期決算公告　令和７年５月28日
東京都港区南麻布四丁目５番48号
株式会社オリーブスパ
代表取締役　横尾まどか
貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	440,711
	固定資産	898,528
	合計	1,339,240
負純債資及産び部の	流動負債	538,492
	固定負債	343,148
	株主資本	457,599
	資本金	50,000
	資本剰余金	193,549
	資本準備金	149,180
	その他資本剰余金	44,369
	利益剰余金	214,050
	その他利益剰余金	214,050
	（うち当期純利益）	(45,357)
	合計	1,339,240

第89期決算公告　令和７年５月26日
東京都港区新橋４丁目21番３号
丸和物産株式会社
代表取締役社長　茂垣　志郎
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,316,266
	固定資産	791,908
	資産合計	6,108,174
負純債資及産び部の	流動負債	1,278,490
	賞与引当金	32,400
	固定負債	9,815
	退職給与引当金	4,812
	株主資本	4,819,868
	資本金	45,000
	利益剰余金	4,823,472
	利益準備金	11,250
	その他利益剰余金	4,812,222
	（うち当期純利益）	(638,735)
	負債・純資産合計	6,108,174

第１期決算公告
令和７年５月28日
東京都新宿区新宿一丁目36番２号
新宿第七葉山ビル３Ｆ
株式会社MintSpark
代表取締役社長　堤　卓也
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	10,593,264
	繰延資産	239,010
	資産合計	10,832,274
負純債資及産び部の	流動負債	63,480
	固定負債	10,239,120
	株主資本	529,674
	資本金	900,000
	利益剰余金	△370,326
	その他利益剰余金	△370,326
	（うち当期純損失）	(370,326)
	負債・純資産合計	10,832,274

第１期決算公告　令和７年５月28日
東京都千代田区神田須田町一丁目16番地
株式会社丸富ホールディングス
代表取締役　設樂　英孝
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	60,623,731
	固定資産	1,668,669,300
	資産合計	1,729,293,031
負純債資及産び部の	流動負債	3,838,213
	固定負債	900,000,000
	株主資本	825,454,818
	資本金	415,000,000
	資本剰余金	415,000,000
	資本準備金	415,000,000
	利益剰余金	△4,545,182
	その他利益剰余金	△4,545,182
	（うち当期純損失）	(4,545,182)
	負債・純資産合計	1,729,293,031

第61期決算公告　2025年５月28日
東京都練馬区貫井３丁目16番５号
株式会社フクダ
代表取締役　内堀　正和
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,535,697
	固定資産	1,040,656
	有形固定資産	862,672
	無形固定資産	19,451
	投資その他の資産	158,531
	合計	2,576,354
負純債資及産び部の	流動負債	577,172
	固定負債	65,035
	株主資本	1,934,146
	資本金	49,600
	利益剰余金	1,884,546
	（利益準備金）	(12,500)
	（うち当期純利益）	(45,603)
	合計	2,576,354

第８期決算公告　令和７年３月25日
東京都中央区八丁堀三丁目27番４号
株式会社Ｇｉｎｃｏ
代表取締役　森川夢佑斗
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	579,615
	固定資産	85,808
	合計	665,423
負純債資及産び部の	流動負債	339,915
	株主資本	325,507
	資本金	100,000
	資本剰余金	727,195
	資本準備金	413,097
	その他資本剰余金	314,097
	利益剰余金	△501,687
	その他利益剰余金	△501,687
	（うち当期純損失）	(131,743)
	合計	665,423

第60期決算公告　令和７年５月28日
東京都渋谷区渋谷三丁目25番14号
株式会社東急タイム
代表取締役　花田　聡
貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,837,054
	固定資産	459,474
	資産合計	2,296,528
負純債資及産び部の	流動負債	2,018,935
	賞与引当金	5,069
	固定負債	252,697
	退職給付引当金	252,697
	株主資本	24,895
	資本金	100,000
	利益剰余金	△75,104
	その他利益剰余金	△75,104
	（うち当期純利益）	(290,652)
	負債・純資産合計	2,296,528

第34期決算公告　令和７年５月28日
東京都新宿区西新宿二丁目１番１号
新宿三井ビル
株式会社ＴＳ東京
代表取締役　若生伊知郎
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,209,607
	固定資産	42,599
	合計	1,252,206
負純債資及産び部の	流動負債	135,300
	賞与引当金	12,599
	固定負債	550
	株主資本	1,116,356
	資本金	40,000
	利益剰余金	1,076,356
	その他利益剰余金	1,076,356
	（うち当期純利益）	(183,716)
	合計	1,252,206

第65期決算公告　令和７年５月27日
東京都港区新橋１丁目10番６号
株式会社藤田商店
代表取締役　藤田　文
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	42,720
	固定資産	6,568
	合計	49,288
負純債資及産び部の	流動負債	138
	固定負債	94
	株主資本	49,192
	資本金	74
	利益剰余金	49,118
	利益準備金	260
	その他利益剰余金	48,858
	（うち当期純利益）	(377)
	土地評価差額金	△136
	合計	49,288

第34期決算公告　令和７年５月28日
東京都品川区北品川五丁目９番11号
株式会社アスプルンド
代表取締役　西川　信一
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,891,338
	固定資産	424,980
	合計	2,316,318
負純債資及産び部の	流動負債	1,571,948
	固定負債	40,059
	株主資本	704,311
	資本金	90,000
	資本剰余金	430,530
	資本準備金	22,500
	その他資本剰余金	408,030
	利益剰余金	183,781
	その他利益剰余金	183,781
	（うち当期純利益）	(68,535)
	合計	2,316,318

第45期決算公告　令和７年５月28日
東京都港区北青山３丁目５番10号
株式会社ワールドストアパートナーズ
代表取締役　尾関　修司
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,488,924
	固定資産	713,793
	合計	4,202,716
負純債資及産び部の	流動負債	1,972,782
	固定負債	385,774
	株主資本	1,844,161
	資本金	30,000
	資本剰余金	205,000
	資本準備金	205,000
	利益剰余金	1,609,161
	利益準備金	12,180
	その他利益剰余金	1,596,981
	（うち当期純利益）	(511,182)
	合計	4,202,716

第９期決算公告　令和７年５月28日
東京都江東区東陽二丁目４番38号
株式会社日比谷リソースプランニング
代表取締役　飯田　耕三
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	660,477
	固定資産	36,190
	合計	696,667
負純債資及産び部の	流動負債	146,792
	株主資本	549,875
	資本金	40,000
	資本剰余金	72,017
	その他資本剰余金	72,017
	利益剰余金	437,857
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	427,857
	（うち当期純利益）	(62,291)
	合計	696,667

第42期決算公告　令和７年５月28日
東京都港区六本木四丁目２番45号
高會堂ビル
ハイネケン・ジャパン株式会社
代表取締役　アンソニー・デ・ウィット・ウィーラー・ジュニア
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	1,427
	固定資産	227
	資産合計	1,654
負債及び純資産の部	流動負債	845
	賞与引当金	27
	固定負債	838
	株主資本	△30
	資本金	200
	利益剰余金	△230
	その他利益剰余金	△230
	（うち当期純損失）	(91)
	負債・純資産合計	1,654

第5期決算公告　令和７年５月28日
東京都港区北青山３丁目５番12号
株式会社ストラスブルゴ
代表取締役　石原　秀樹
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,095,812
	固定資産	772,994
	合計	2,868,805
負債及び純資産の部	流動負債	684,454
	固定負債	331,584
	株主資本	1,852,767
	資本金	53,906
	資本剰余金	953,955
	資本準備金	503,906
	その他資本剰余金	450,049
	利益剰余金	844,906
	その他利益剰余金	844,906
	（うち当期純損失）	(35,350)
	合計	2,868,805

第6期決算公告　令和７年５月28日
東京都港区北青山３丁目５番10号
株式会社アンドブリッジ
代表取締役　平野　大輔
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	375,648
	固定資産	303,890
	合計	679,539
負債及び純資産の部	流動負債	223,462
	固定負債	192,241
	株主資本	263,836
	資本金	9,000
	資本剰余金	291,000
	資本準備金	291,000
	利益剰余金	△36,164
	その他利益剰余金	△36,164
	（うち当期純利益）	(57,688)
	合計	679,539

第16期決算公告　令和７年５月28日
長野県松本市大字今井松本道7110番地45
株式会社ワールドインダストリーニット
代表取締役　山岸　英二
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	378,241
	固定資産	95,760
	合計	474,001
負債及び純資産の部	流動負債	872,078
	固定負債	64,451
	株主資本	△462,528
	資本金	35,000
	利益剰余金	△497,528
	その他利益剰余金	△497,528
	（うち当期純損失）	(32,104)
	合計	474,001

第61期決算公告
令和７年５月28日
長野県松本市平田東２丁目３番12号
長野ダイハツ販売株式会社
代表取締役　出口　浩
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	7,106,746
	固定資産	4,038,348
	合計	11,145,094
負債及び純資産の部	流動負債	7,948,455
	固定負債	390,348
	株主資本	2,806,291
	資本金	40,000
	利益剰余金	2,766,291
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	2,756,291
	（うち当期純利益）	(111,087)
	合計	11,145,094

第50期決算公告　令和７年５月28日
東京都渋谷区恵比寿四丁目22番10号
ebisu422・４F
キャンベルジャパン株式会社
代表取締役　リム・ムーイ・チェン
貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,068,117
	固定資産	78,495
	合計	1,146,612
負債及び純資産の部	流動負債	321,611
	賞与引当金	7,746
	有給休暇引当金	1,000
	株主資本	825,001
	資本金	450,000
	利益剰余金	375,001
	利益準備金	112,500
	その他利益剰余金	262,501
	（うち当期純利益）	(60,798)
	合計	1,146,612

第82期決算公告　令和７年５月28日
神戸市東灘区深江浜町１番１
株式会社ＪＦ兵庫県生花
代表取締役　東　信行
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,743,667
	固定資産	2,405,478
	合計	4,149,145
負債及び純資産の部	流動負債	1,797,387
	固定負債	863,841
	株主資本	1,487,917
	資本金	25,000
	利益剰余金	1,462,917
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	1,442,917
	（うち当期純損失）	(76,472)
	合計	4,149,145

第11期決算公告　令和７年５月28日
大阪市北区大深町３番１号
グランフロント大阪タワーＢ29階
株式会社りんくうメディカルマネジメント
代表取締役　瀬木　英俊
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	202,355
	固定資産	1,403,979
	合計	1,606,335
負債及び純資産の部	流動負債	356,640
	固定負債	511,428
	株主資本	738,266
	資本金	495,000
	資本剰余金	495,000
	資本準備金	495,000
	利益剰余金	△251,733
	その他利益剰余金	△251,733
	（うち当期純損失）	(40,444)
	合計	1,606,335

第39期決算公告　令和７年５月28日
大阪府吹田市広芝町18番34
株式会社ケーズウェイ
代表取締役　阪本　敏之
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,046,844
	固定資産	419,369
	合計	1,466,213
負債及び純資産の部	流動負債	778,137
	固定負債	47,613
	株主資本	640,462
	資本金	85,000
	資本剰余金	75,000
	資本準備金	75,000
	利益剰余金	480,462
	利益準備金	330
	その他利益剰余金	480,132
	（うち当期純利益）	(23,919)
	合計	1,466,213

第9期決算公告　令和７年５月28日
神戸市中央区港島中町６丁目８番１
株式会社フィールズインターナショナル
代表取締役　丸山　紀之
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	5,983,887
	固定資産	2,316,710
	合計	8,300,597
負債及び純資産の部	流動負債	6,077,159
	固定負債	792,188
	株主資本	1,431,249
	資本金	30,000
	資本剰余金	1,016,145
	資本準備金	7,500
	その他資本剰余金	1,008,645
	利益剰余金	385,104
	その他利益剰余金	385,104
	（うち当期純損失）	(252,814)
	合計	8,300,597

第17期決算公告
令和７年５月28日
神戸市中央区明石町32番地
株式会社カネマツ
代表取締役　大滝　雅之
貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	8,632
	固定資産	15,499
	合計	24,132
負債及び純資産の部	流動負債	1,675
	賞与引当金	80
	固定負債	16,362
	株主資本	6,094
	資本金	4
	利益剰余金	6,090
	その他利益剰余金	6,090
	（うち当期純利益）	(266)
	合計	24,132

第64期決算公告
令和７年５月28日
兵庫県姫路市大津区吉美207番地２
株式会社吉美
代表取締役　佐藤　清
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	749,228
	固定資産	324,395
	合計	1,073,624
負債及び純資産の部	流動負債	127,077
	固定負債	39,844
	株主資本	906,702
	資本金	35,200
	利益剰余金	871,502
	利益準備金	8,832
	その他利益剰余金	862,670
	（うち当期純利益）	(25,318)
	合計	1,073,624

第 4 期 決 算 公 告

令和７年５月28日　東京都中央区銀座八丁目８番１号
株 式 会 社 羅 針
代表取締役　瀧口　昭弘

貸借対照表の要旨　（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	7,307,681	流動負債	5,518,827
固定資産	3,678,012	（ポイント引当金）	(50,939)
		（賞与引当金）	(53,705)
		固定負債	175,112
		株主資本	5,291,754
		資本金	8,000
		資本剰余金	3,513,000
		資本準備金	1,760,500
		その他資本剰余金	1,752,500
		利益剰余金	1,770,754
		その他利益剰余金	1,770,754
		（うち当期純利益）	(1,018,835)
資産合計	10,985,693	負債・純資産合計	10,985,693

第 48 期 決 算 公 告

令和７年５月28日　千葉市美浜区新港17番地
千葉埠頭サイロ株式会社
代表取締役　加瀬　晴久

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	425,151	流動負債	19,997
固定資産	535,015	（役員賞与引当金）	(1,310)
有形固定資産	470,824	固定負債	909
無形固定資産	4,313	役員退職慰労引当金	909
投資その他の資産	59,878	株主資本	928,102
		資本金	80,000
		利益剰余金	848,102
		利益準備金	20,000
		その他利益剰余金	828,102
		（うち当期純利益）	(13,416)
		評価・換算差額等	11,158
資産合計	960,166	負債・純資産合計	960,166

第 7 期 決 算 公 告

令和７年５月28日　東京都千代田区丸の内一丁目８番３号
株式会社アウトソーシングコミュニケーションズ
代表取締役　澤田　隆

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	484,133	流動負債	235,230
固定資産	75,487	固定負債	17,258
		退職給付引当金	6,458
		株主資本	307,131
		資本金	55,000
		資本剰余金	44,985
		その他資本剰余金	44,985
		利益剰余金	207,145
		その他利益剰余金	207,145
		（うち当期純利益）	(103,091)
資産合計	559,620	負債・純資産合計	559,620

第 17 期 決 算 公 告

令和７年５月28日　東京都新宿区西新宿三丁目２番４号
株式会社アールピーエム
代表取締役　古賀　竜二

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,442,360	流動負債	668,239
固定資産	76,895	受注損失引当金	4,517
		固定負債	64,882
		退職給付引当金	64,882
		株主資本	1,786,134
		資本金	90,000
		資本剰余金	165,100
		資本準備金	50,000
		その他資本剰余金	115,100
		利益剰余金	1,531,034
		その他利益剰余金	1,531,034
		（うち当期純利益）	(343,811)
資産合計	2,519,255	負債・純資産合計	2,519,255

第 31 期 決 算 公 告

令和７年５月28日　東京都千代田区丸の内一丁目８番３号
株式会社ＰＣＴ
代表取締役　足立　真哉

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,148,016	流動負債	387,074
固定資産	1,621,350	固定負債	137,502
		退職給付引当金	30,968
		株主資本	2,244,790
		資本金	100,000
		資本剰余金	809,200
		資本準備金	444,600
		その他資本剰余金	364,600
		利益剰余金	1,335,590
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	1,330,590
		（うち当期純利益）	(266,614)
資産合計	2,769,367	負債・純資産合計	2,769,367

第 34 期 決 算 公 告

令和７年５月28日　東京都新宿区新宿四丁目１番23号
株式会社ＨＲガイド
代表取締役　加藤　浩

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	184,519	流動負債	11,640
固定資産	48,735	固定負債	143
		退職給付引当金	143
		株主資本	221,470
		資本金	33,595
		資本剰余金	95,042
		資本準備金	23,595
		その他資本剰余金	71,447
		利益剰余金	92,832
		その他利益剰余金	92,832
		（うち当期純利益）	(14,211)
資産合計	233,254	負債・純資産合計	233,254

第 5 期 決 算 公 告

令和７年５月28日
東京都港区六本木一丁目９番10号アークヒルズ仙石山森タワー28階ベーカー＆マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）内
ＳＭＡＲＴ Ｍｏｄｕｌａｒ Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ Ｊａｐａｎ株式会社
代表取締役　アン・カーケンドール

貸借対照表の要旨　（令和６年８月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	18,355	流動負債	12,153
		（賞与引当金）	(1,102)
		（有給休暇引当金）	(5,786)
		負債合計	12,153
		株主資本	6,201
		資本金	1,000
		利益剰余金	5,201
		その他利益剰余金	5,201
		（うち当期純利益）	(5,038)
		純資産合計	6,201
資産合計	18,355	負債・純資産合計	18,355

決 算 公 告

令和７年５月28日
米国デラウエア州ドーバー市サウステイト街229
アメリカンエンジニアリングコーポレーション
日本における代表者　ケネス・マーク・エクスタースティン

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	19,523,199	流動負債	12,362,568
固定資産	8,978,797	受注損失引当金	7,850
		固定負債	2,920,931
		役員退職慰労引当金	94,210
		株主資本	13,218,498
		資本金	31,540
		利益剰余金	13,186,958
		その他利益剰余金	13,186,958
		（うち当期純利益）	(922,858)
資産合計	28,501,997	負債・純資産合計	28,501,997

第 20 期 決 算 公 告

令和７年５月28日　愛知県刈谷市小垣江町大津崎１番地36

株式会社アネブル

代表取締役　笠井　嘉明

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,340,464	流動負債	769,267
固定資産	1,845,700	受注損失引当金	742
		固定負債	691,530
		退職給付引当金	20,538
		株主資本	2,725,366
		資本金	100,000
		資本剰余金	763,441
		資本準備金	65,420
		その他資本剰余金	698,020
		利益剰余金	1,861,925
		その他利益剰余金	1,861,925
		（うち当期純利益）	（133,246）
資産合計	**4,186,164**	**負債・純資産合計**	**4,186,164**

第 55 期 決 算 公 告

令和７年５月28日　東京都千代田区神田佐久間町二丁目15番地

東京グラスロン株式会社

代表取締役　廣田　雄一

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,467,682	流動負債	2,792,718
固定資産	733,667	固定負債	11,574
		負債合計	**2,804,292**
		株主資本	1,383,366
		資本金	100,000
		資本剰余金	195,365
		利益剰余金	1,088,001
		その他利益剰余金	1,088,001
		（当期純利益）	（170,179）
		評価・換算差額等	13,691
		その他有価証券評価差額金	13,691
		純資産合計	**1,397,057**
資産合計	**4,201,349**	**負債・純資産合計**	**4,201,349**

第 47 期 決 算 公 告

令和７年５月23日　奈良県橿原市東竹田町66－４

ヒラノ技研工業株式会社

取締役社長　森井　紀雄

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,155	流動負債	341
固定資産	789	（うち引当金）	（31）
		固定負債	113
		（うち引当金）	（68）
		株主資本	4,484
		資本金	50
		利益剰余金	4,434
		利益準備金	12
		その他利益剰余金	4,422
		（うち当期純利益）	（215）
		評価・換算差額等	5
		その他有価証券評価差額金	5
資産合計	**4,945**	**負債・純資産合計**	**4,945**

第 27 期 決 算 公 告

令和７年５月28日　大阪市淀川区宮原三丁目５番36号

アドバンテック株式会社

代表取締役　北村　浩樹

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	3,054,542	流動負債	771,184
固定資産	212,279	株主資本	2,498,361
		資本金	97,000
		資本剰余金	22,000
		資本準備金	22,000
		利益剰余金	2,379,361
		利益準備金	4,095
		その他利益剰余金	2,375,266
		（うち当期純利益）	（463,849）
		評価・換算差額等	△2,724
		その他有価証券評価差額金	△2,724
資産合計	**3,266,821**	**負債・純資産合計**	**3,266,821**

第 23 期 決 算 公 告

2025年５月28日

広島市南区稲荷町１番１号ロイヤルタワー

株式会社メディカルクリエイト

代表取締役　宇田　数久

貸借対照表の要旨

（2025年１月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	394,933	流動負債	118,918
固定資産	50,216	賞与引当金	7,595
有形固定資産	4,081	固定負債	88,681
投資その他の資産	46,134	役員退職慰労引当金	52,720
		退職給付引当金	35,851
		株主資本	237,550
		資本金	20,000
		利益剰余金	217,550
		利益準備金	950
		その他利益剰余金	216,600
		（うち当期純利益）	（108,205）
資産合計	**445,150**	**負債・純資産合計**	**445,150**

第 70 期 決 算 公 告

2025年５月28日　広島市西区小河内町一丁目25番13号

大同磨鋼材工業株式会社

代表取締役社長　八木　信郎

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,166,617	流動負債	730,423
固定資産	323,909	賞与引当金	30,060
		法人税等引当金	12,217
		固定負債	85,348
		退職給付引当金	17,827
		株主資本	674,755
		資本金	20,000
		資本剰余金	10,000
		資本準備金	10,000
		利益剰余金	644,755
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	639,755
		（うち当期純利益）	（27,577）
資産合計	**1,490,526**	**負債・純資産合計**	**1,490,526**

第 127 期 決 算 公 告

2025年５月27日　神奈川県横浜市西区高島二丁目12番６号

株式会社崎陽軒

代表取締役社長　野並　　晃

貸借対照表の要旨　（2025年２月28日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	10,269	流動負債	2,330
固定資産	16,664	固定負債	4,944
		負債合計	**7,274**
		株主資本	18,659
		資本金	100
		資本剰余金	240
		利益剰余金	18,319
		利益準備金	85
		その他利益剰余金	18,234
		（うち当期純利益）	（554）
		評価・換算差額等	999
		純資産合計	**19,659**
資産合計	**26,934**	**負債・純資産合計**	**26,934**

第 60 期 決 算 公 告

令和７年５月28日　山口県岩国市麻里布町一丁目８番33号

株式会社大嶋商会

代表取締役　鎌田　俊樹

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	757,025	流動負債	233,054
固定資産	21,694	固定負債	300
		株主資本	545,396
		資本金	30,000
		資本剰余金	29,137
		その他資本剰余金	29,137
		利益剰余金	486,258
		その他利益剰余金	486,258
		（うち当期純利益）	（82,054）
		評価・換算差額等	△30
		その他有価証券評価差額金	△30
資産合計	**778,719**	**負債・純資産合計**	**778,719**

第５期決算公告

令和７年５月28日　東京都中央区新富一丁目15番３号
新富ミハマビル４階ジバング
TELUS International AI Japan株式会社
代表取締役　横倉　弘和

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,281,021	流動負債	1,139,610
固定資産	38,986	有給休暇引当金	15,345
		固定負債	7,168
		退職給付引当金	7,168
		株主資本	173,227
		資本金	35,000
		資本剰余金	35,000
		資本準備金	35,000
		利益剰余金	103,227
		その他利益剰余金	103,227
		（うち当期純利益）	(45,741)
合計	1,320,007	合計	1,320,007

第43期決算公告

令和７年５月28日
東京都千代田区霞が関三丁目２番５号霞が関ビル31階
ロールス・ロイスジャパン株式会社
代表取締役　神永　晋

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	784,269	流動負債	200,356
固定資産	30,024	賞与引当金	143,949
		固定負債	28,513
		退職給付引当金	28,513
		株主資本	585,425
		資本金	375,000
		資本剰余金	55,000
		資本準備金	55,000
		利益剰余金	155,425
		利益準備金	38,750
		その他利益剰余金	116,675
		（うち当期純利益）	(13,889)
資産合計	814,294	負債・純資産合計	814,294

第９期決算公告

令和７年５月28日　東京都江東区東陽二丁目４番38号
株式会社日比谷コンピュータシステム
代表取締役　飯田　耕三

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,221,125	流動負債	914,627
固定資産	1,007,765	固定負債	5,478
		株主資本	4,193,553
		資本金	50,000
		資本剰余金	2,755,071
		資本準備金	207,775
		その他資本剰余金	2,547,295
		利益剰余金	1,388,482
		その他利益剰余金	1,388,482
		（うち当期純利益）	(1,113,479)
		評価・換算差額等	115,231
合計	5,228,890	合計	5,228,890

第２期決算公告

令和７年５月28日
東京都渋谷区桜丘町26―１セルリアンタワー15階
株式会社リ・パワー
代表取締役　淵上　祥児

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	199,200	流動負債	11,372
固定資産	45,908	固定負債	10,000
繰延資産	401	株主資本	224,137
		資本金	100,000
		資本剰余金	208,990
		資本準備金	153,995
		その他資本剰余金	54,995
		利益剰余金	△84,853
		その他利益剰余金	△84,853
		（うち当期純損失）	(61,058)
資産合計	245,510	負債・純資産合計	245,510

第31期決算公告

令和７年５月28日　東京都港区北青山３丁目５番10号
株式会社ライフスタイルイノベーション
代表取締役　木津　英之

貸借対照表の要旨　（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	5,266,433	流動負債	8,164,209
固定資産	4,762,359	固定負債	1,436,726
		株主資本	427,857
		資本金	90,000
		資本剰余金	△518,338
		資本準備金	6,050
		その他資本剰余金	△524,388
		利益剰余金	856,194
		利益準備金	16,450
		その他利益剰余金	839,744
		（うち当期純利益）	(646,616)
合計	10,028,792	合計	10,028,792

第43期決算公告

令和７年５月28日　東京都渋谷区渋谷三丁目６番20号
株式会社アイシス
代表取締役　道下　秀世

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	128,949	流動負債	27,019
固定資産	602	固定負債	6,587
		株主資本	95,945
		資本金	50,000
		資本剰余金	73,841
		資本準備金	73,790
		その他資本剰余金	51
		利益剰余金	△27,896
		利益準備金	1,700
		その他利益剰余金	△29,596
		（うち当期純利益）	(4,500)
合計	129,552	合計	129,552

第37期決算公告

令和７年５月28日
大阪市北区西天満四丁目14番３号
ロールス・ロイスソリューションズジャパン株式会社
代表取締役　松尾　健一

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,903,906	流動負債	4,539,115
固定資産	92,837	賞与引当金	31,787
		株主資本	2,457,627
		資本金	35,000
		資本剰余金	25,279
		資本準備金	25,279
		利益剰余金	2,397,348
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	2,394,848
		（うち当期純利益）	(565,399)
資産合計	6,996,743	負債・純資産合計	6,996,743

第14期決算公告

令和７年５月28日　東京都港区北青山３丁目５番10号
株式会社ファッション・コ・ラボ
代表取締役　小川　潮

貸借対照表の要旨　（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,357,368	流動負債	3,232,222
固定資産	150,325	固定負債	66,484
		株主資本	1,208,988
		資本金	80,000
		資本剰余金	614,570
		資本準備金	534,293
		その他資本剰余金	80,277
		利益剰余金	514,418
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	511,918
		（うち当期純利益）	(782,126)
合計	4,507,693	合計	4,507,693

第 9 期 決 算 公 告

令和７年５月28日　　神戸市中央区港島中町６丁目８番１

株式会社ワールドライフスタイルクリエーション

代表取締役　西川　信一

貸借対照表の要旨　（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	368,047	流動負債	1,811,989
固定資産	2,027,360	固定負債	41,338
		株主資本	542,080
		資本金	30,000
		資本剰余金	719,700
		資本準備金	7,500
		その他資本剰余金	712,200
		利益剰余金	△207,620
		その他利益剰余金	△207,620
		（うち当期純損失）	（84,986）
合計	2,395,408	合計	2,395,408

第 9 期 決 算 公 告

令和７年５月28日　　神戸市中央区港島中町６丁目８番１

株式会社エクスプローラーズトーキョー

代表取締役　靏　　博幸

貸借対照表の要旨　（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,426,798	流動負債	4,230,927
固定資産	1,687,399	固定負債	452,098
		株主資本	431,171
		資本金	30,000
		資本剰余金	1,478,888
		資本準備金	7,500
		その他資本剰余金	1,471,388
		利益剰余金	△1,077,716
		その他利益剰余金	△1,077,716
		（うち当期純損失）	（2,291,863）
合計	5,114,197	合計	5,114,197

第 3 期 決 算 公 告

令和７年５月28日　　神戸市中央区港島中町６丁目８番１

株式会社ワールドプラットフォームサービス

代表取締役　西川　信一

貸借対照表の要旨　（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	868,186	流動負債	155,799
固定資産	2,828,871	固定負債	51,493
		株主資本	3,489,766
		資本金	30,000
		資本剰余金	2,799,585
		資本準備金	7,500
		その他資本剰余金	2,792,085
		利益剰余金	660,181
		その他利益剰余金	660,181
		（うち当期純利益）	（660,650）
合計	3,697,057	合計	3,697,057

第 9 期 決 算 公 告

令和７年５月28日　　神戸市中央区港島中町６丁目８番１

株式会社ワールドインベストメントネットワーク

代表取締役　小川　　潮

貸借対照表の要旨　（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	45,168	流動負債	6,780,072
固定資産	7,619,259	固定負債	3,619
		株主資本	880,736
		資本金	5,000
		資本剰余金	671,492
		資本準備金	1,250
		その他資本剰余金	670,242
		利益剰余金	204,244
		その他利益剰余金	204,244
		（うち当期純利益）	（400,909）
合計	7,664,427	合計	7,664,427

第 48 期 決 算 公 告

令和７年５月20日　　愛媛県西条市大新田272番地

フジボウ愛媛株式会社

代表取締役　望月　吉見

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,146	流動負債	6,367
固定資産	18,306	（賞与引当金）	（348）
		固定負債	5,771
		株主資本	14,314
		資本金	450
		資本剰余金	532
		その他資本剰余金	532
		利益剰余金	13,332
		利益準備金	112
		その他利益剰余金	13,220
		（うち当期純利益）	（3,009）
		評価・換算差額等	△0
		有価証券評価差額金	△0
資産合計	26,452	負債・純資産合計	26,452

第 11 期 決 算 公 告

令和７年５月28日　　神戸市中央区港島中町６丁目８番１

株式会社Ｉｄｉｏｍ

代表取締役　土屋　英樹

貸借対照表の要旨　（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	983,017	流動負債	653,268
固定資産	498,685	株主資本	839,414
		資本金	15,000
		資本剰余金	970,000
		その他資本剰余金	970,000
		利益剰余金	△145,586
		利益準備金	3,750
		その他利益剰余金	△149,336
		（うち当期純利益）	（96,840）
		評価・換算差額等	△10,980
		繰延ヘッジ損益	△10,980
合計	1,481,702	合計	1,481,702

第 8 期 決 算 公 告

令和７年５月27日

東京都台東区東上野五丁目２番２号

株式会社ショクカイ

代表取締役　松本　朋廣

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,033,891	流動負債	3,010,850
固定資産	5,562,072	（賞与引当金）	（31,409）
		固定負債	3,008,434
		（退職給付引当金）	（67,067）
		株主資本	4,576,679
		資本金	90,000
		資本剰余金	3,014,200
		資本準備金	1,552,095
		その他資本剰余金	1,462,105
		利益剰余金	1,472,479
		その他利益剰余金	1,472,479
		（うち当期純利益）	（57,616）
資産合計	10,595,964	負債・純資産合計	10,595,964

第 28 期 決 算 公 告

令和７年５月28日

東京都江東区豊洲三丁目２番24号豊洲フォレシア

アルティウムジャパン株式会社

代表取締役　アリストレリト・ポリセイ

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	431,631,317	流動負債	258,791,584
固定資産	26,558,501	固定負債	52,632,869
有形固定資産	991,948	（退職給与引当金）	（37,642,732）
投資その他の資産	25,566,553	負債合計	311,424,453
		株主資本	146,765,365
		資本金	10,000,000
		利益剰余金	136,765,365
		利益準備金	1,080,000
		繰越利益剰余金	135,685,365
		（うち当期純利益）	（10,094,203）
		純資産合計	146,765,365
資産合計	458,189,818	負債・純資産合計	458,189,818

第９期決算公告　令和７年５月28日
神戸市中央区港島中町６丁目８番１
株式会社アルカスインターナショナル
代表取締役　内山　誠一

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	6,014,356
	固定資産	8,796,160
	合計	14,810,516
負債及び純資産の部	流動負債	14,860,864
	固定負債	3,600,751
	株主資本	△3,651,099
	資本金	30,000
	資本剰余金	1,079,669
	資本準備金	7,500
	その他資本剰余金	1,072,169
	利益剰余金	△4,760,768
	その他利益剰余金	△4,760,768
	（うち当期純利益）	(812,402)
	合計	14,810,516

第５期決算公告

2025年５月28日　千葉市美浜区中瀬一丁目５番地１
イオンスマートテクノロジー株式会社
代表取締役　ジェリーブラック

貸借対照表の要旨　（2025年２月28日現在）　（単位：千円）

資産の部 科目	金額	負債及び純資産の部 科目	金額
流動資産	7,093,203	流動負債	21,499,038
固定資産	32,011,441	（うち賞与引当金）	(247,894)
		固定負債	5,709,836
		負債合計	27,208,874
		株主資本	11,895,769
		資本金	6,990,000
		資本剰余金	9,387,625
		資本準備金	6,990,000
		その他資本剰余金	2,397,625
		利益剰余金	△4,481,856
		その他利益剰余金	△4,481,856
		純資産合計	11,895,769
資産合計	39,104,644	負債・純資産合計	39,104,644

損益計算書の要旨
（自　2024年３月１日　至　2025年２月28日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収入	15,689,302
営業原価	13,096,564
営業総利益	2,592,737
販売費及び一般管理費	2,580,101
営業利益	12,635
営業外収益	35,202
営業外費用	159,346
経常損失	111,509
税引前当期純損失	111,509
法人税、住民税及び事業税	3,800
法人税等調整額	△1,604,842
当期純利益	1,489,532

第９期決算公告　令和７年５月28日
神戸市中央区港島中町６丁目８番１
株式会社ワールドアンバー
代表取締役　岩切　徳人

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	831,458
	固定資産	95,418
	合計	926,876
負債及び純資産の部	流動負債	972,176
	固定負債	127,000
	株主資本	△172,301
	資本金	5,000
	資本剰余金	1,250
	資本準備金	1,250
	利益剰余金	△178,551
	その他利益剰余金	△178,551
	（うち当期純損失）	(2,822)
	合計	926,876

第14期決算公告

2025年５月28日
千葉市美浜区中瀬一丁目５番地１
まいばすけっと株式会社
代表取締役　岩下　欽哉

貸借対照表の要旨　（2025年２月28日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	21,268	流動負債	30,034
固定資産	30,265	固定負債	4,068
		負債合計	34,103
		株主資本	17,430
		資本金	3,600
		資本剰余金	5,516
		資本準備金	3,600
		その他資本剰余金	1,916
		利益剰余金	8,314
		その他利益剰余金	8,314
		純資産合計	17,430
資産合計	51,534	負債・純資産合計	51,534

損益計算書の要旨
（自　2024年３月１日　至　2025年２月28日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	290,360
売上原価	215,703
売上総利益	74,656
その他の営業収益	2,230
営業総利益	76,887
販売費及び一般管理費	68,753
営業利益	8,133
営業外損益	△9
経常利益	8,123
特別損益	△215
税引前当期純利益	7,908
法人税、住民税及び事業税	2,562
法人税等調整額	△27
当期純利益	5,374

第21期決算公告　令和７年５月28日
神戸市中央区港島中町６丁目８番１
株式会社ワールドビジネスサポート
代表取締役　清家　豊治

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	574,912
	固定資産	51,688
	合計	626,600
負債及び純資産の部	流動負債	248,167
	固定負債	45,999
	株主資本	332,434
	資本金	10,000
	利益剰余金	322,434
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	319,934
	（うち当期純利益）	(174,633)
	合計	626,600

第３期決算公告

令和７年５月28日
東京都港区南青山四丁目21番26号
リュエル青山Ｃ棟Ｂ１細谷総合会計事務所内
ＫＩＣ春日部２特定目的会社
取締役　細谷晋一郎

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	4,671,470	流動負債	28,298
その他の資産	930,628	固定負債	3,600,000
流動資産	879,176	負債合計	3,628,298
固定資産	46,354	社員資本	1,973,799
繰延資産	5,097	特定資本金	100
		優先資本金	2,120,000
		剰余金	△146,300
		当期未処理損失	146,300
		純資産合計	1,973,799
資産合計	5,602,098	負債・純資産合計	5,602,098

損益計算書の要旨
（自　令和６年６月１日　至　令和７年２月28日）
（単位：千円）

科目	金額
営業費用	68,327
営業損失	68,327
営業外費用	1,015
経常損失	69,342
税引前当期純損失	69,342
法人税、住民税及び事業税	712
当期純損失	70,055

第９期決算公告　令和７年５月28日
神戸市中央区港島中町６丁目８番１
株式会社ココシュニック
代表取締役　田中　英樹

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	735,577
	固定資産	90,274
	合計	825,851
負債及び純資産の部	流動負債	401,174
	固定負債	36,216
	株主資本	388,461
	資本金	5,000
	資本剰余金	246,438
	資本準備金	1,250
	その他資本剰余金	245,188
	利益剰余金	137,023
	その他利益剰余金	137,023
	（うち当期純利益）	(143,280)
	合計	825,851

決算公告

令和７年５月28日
東京都文京区本郷一丁目32番３号
株式会社アート・ファクトリー
代表取締役　鈴木　童也

貸借対照表の要旨
（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	6,007
	資産合計	6,007
負債及び純資産の部	流動負債	881
	株主資本	5,125
	資本金	9,800
	資本剰余金	7,000
	資本準備金	7,000
	利益剰余金	△11,674
	その他利益剰余金	△11,674
	（うち当期純損失）	(1,477)
	負債・純資産合計	6,007

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十八日
東京都文京区本郷一丁目三二番三号
株式会社アート・ファクトリー
代表取締役　鈴木　童也

第14期決算公告

令和７年５月28日
東京都港区東新橋二丁目４番１号
株式会社パック・エックスイノベーション
代表取締役　井手　誠三

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	147
	固定資産	14
	合計	**162**
負債及び純資産の部	流動負債	57
	固定負債	125
	株主資本	△20
	資本金	10
	利益剰余金	△30
	その他利益剰余金	△30
	（うち当期純損失）	(136)
	合計	**162**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年三月二十五日
掲載頁　五十三頁（号外第六十三号）
（乙）左記のとおり
令和七年五月二十八日
東京都港区東新橋二丁目四番一号
（甲）株式会社パック・エックス
代表取締役　松林　孝征
東京都港区東新橋二丁目四番一号
（乙）株式会社パック・エックスイノベーション
代表取締役　井手　誠三

第８期決算公告

令和７年５月28日
神戸市中央区港島中町６丁目８番１
株式会社ピンクラテ
代表取締役　池田　武史

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	476,626
	固定資産	328,632
	合計	**805,259**
負債及び純資産の部	流動負債	2,225,487
	固定負債	87,059
	株主資本	△1,507,287
	資本金	5,000
	利益剰余金	△1,512,287
	その他利益剰余金	△1,512,287
	（うち当期純損失）	(462,471)
	合計	**805,259**

第９期決算公告

令和７年５月28日
東京都世田谷区成城三丁目10番34号
株式会社蒼洋
代表取締役　長瀬　洋

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	64,356
	固定資産	1,774,451
	合計	**1,838,807**
負債及び純資産の部	流動負債	86
	固定負債	814,720
	株主資本	1,024,001
	資本金	10,000
	資本剰余金	802,000
	その他資本剰余金	802,000
	利益剰余金	212,001
	利益準備金	300
	その他利益剰余金	211,701
	（うち当期純利益）	(59,122)
	合計	**1,838,807**

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしましたので公告します。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年五月二十八日
東京都世田谷区成城三丁目一〇番三四号
株式会社蒼洋
代表取締役　長瀬　洋

第94期決算公告

令和７年５月28日
神戸市中央区港島中町６丁目８番１
神戸レザークロス株式会社
代表取締役　小倉　一憲

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	3,991,426
	固定資産	937,823
	合計	**4,929,249**
負債及び純資産の部	流動負債	161,073
	固定負債	116,678
	株主資本	4,651,498
	資本金	10,000
	資本剰余金	726,000
	資本準備金	726,000
	利益剰余金	3,915,498
	その他利益剰余金	3,915,498
	（うち当期純利益）	(146,317)
	合計	**4,929,249**

第11期決算公告

令和７年５月28日
東京都渋谷区東二丁目14番13号
Ｇ．Ｄ．ｉｎｃ．株式会社
代表取締役　尾関　健児

貸借対照表の要旨
（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	577,472
	固定資産	211,467
	資産合計	**788,940**
負債及び純資産の部	流動負債	461,566
	固定負債	180,522
	株主資本	146,851
	資本金	3,000
	利益剰余金	143,851
	その他利益剰余金	143,851
	（うち当期純利益）	(94,022)
	負債・純資産合計	**788,940**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年五月二十八日
東京都渋谷区東二丁目一四番一三号
（甲）Ｇ．Ｄ．ｉｎｃ．株式会社
代表取締役　尾関　健児
東京都渋谷区東二丁目一四番一三号ｌｅａｆｅａｓｔ四Ｆ
（乙）ｆｉｌｌｅｒ合同会社
代表社員　右近　和磨

第14期決算公告

令和７年５月28日
神戸市中央区港島中町６丁目８番１
株式会社ワールドフランチャイズシステムズ
代表取締役　下山　智己

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	460,740
	固定資産	13,772
	合計	**474,512**
負債及び純資産の部	流動負債	116,727
	固定負債	5,500
	株主資本	352,286
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	152,286
	その他利益剰余金	152,286
	（うち当期純利益）	(130,869)
	合計	**474,512**

第９期決算公告

令和７年５月28日
静岡県浜松市中区呉松町1955番地の１
光産業創成大学院大学内
ＧＥＥ株式会社
代表取締役　蒲原　正広

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	6,996
	固定資産	1,846
	資産合計	**8,842**
負債及び純資産の部	流動負債	1,003
	固定負債	6,121
	株主資本	1,718
	資本金	12,000
	資本剰余金	4,500
	利益剰余金	△14,381
	その他利益剰余金	△14,381
	（うち当期純損失）	(2,234)
	自己株式	△400
	負債・純資産合計	**8,842**

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百十万円、資本準備金の額を四百五十万円減少し、それぞれ九百九十万円、〇円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年五月二十八日
静岡県浜松市中央区呉松町一九五五番地の一光産業創成大学院大学内
ＧＥＥ株式会社
代表取締役　蒲原　正広

第16期決算公告

令和７年５月28日
岡山県岡山市中区下412番地４
株式会社ワールドインダストリーファブリック
代表取締役　河名　一幸

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	595,524
	固定資産	109,450
	合計	**704,974**
負債及び純資産の部	流動負債	785,601
	固定負債	77,034
	株主資本	△157,661
	資本金	90,000
	利益剰余金	△247,661
	その他利益剰余金	△247,661
	（うち当期純利益）	(53,278)
	合計	**704,974**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億四千四百八十万円減少し三千万円とすることにいたしました。ただし、減少する全額を資本剰余金といたします。

効力発生日は令和七年六月三十日であり、株主総会の決議は令和七年五月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十八日
三重県度会郡玉城町世古一三六二番地
伊勢観光開発株式会社
代表取締役　濵田　典保

第60期決算公告　令和７年５月28日
三重県度会郡玉城町世古1362番地
伊勢観光開発株式会社
代表取締役　濵田　典保

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	114,444
	固定資産	1,154,003
	有形固定資産	1,145,048
	無形固定資産	322
	投資その他の資産	8,633
	資産合計	1,268,447
負債及び純資産の部	流動負債	190,921
	固定負債	693,768
	株主資本	383,758
	資本金	474,800
	利益剰余金	△91,042
	その他利益剰余金	△91,042
	（うち当期純利益）	(2,735)
	負債・純資産合計	1,268,447

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し百万円とし、減少する資本金の額の全額を資本準備金に組み入れることにいたしました。

効力発生日は令和七年六月三十日であり、株主総会決議は、令和七年四月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十八日
山口県岩国市瓦谷一一六番地一
株式会社ＩＭＳクリエイト
代表取締役　眞賀里宗展

第１期決算公告
令和７年５月28日
山口県岩国市瓦谷116番地１
株式会社ＩＭＳクリエイト
代表取締役　眞賀里宗展

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	14,393
	固定資産	136
	合計	14,529
負債及び純資産の部	流動負債	235
	固定負債	9,511
	株主資本	4,783
	資本金	6,000
	利益剰余金	△1,217
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	△1,217
	（うち当期純損失）	(1,217)
	合計	14,529

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年六月二十九日であり、株主総会の決議は令和七年四月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十八日
熊本市中央区水前寺六丁目四一番一〇号
松原ホールディングス株式会社
代表取締役　松原　祐一

第20期決算公告　令和７年５月28日
熊本市中央区水前寺六丁目41番10号
松原ホールディングス株式会社
代表取締役　松原　祐一

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	6,049
	固定資産	50,389
	有形固定資産	50,389
	合計	56,439
負債及び純資産の部	流動負債	64,348
	株主資本	△7,909
	資本金	20,000
	利益剰余金	△26,559
	その他利益剰余金	△26,559
	（うち当期純利益）	(7,338)
	自己株式	△1,350
	合計	56,439

(注) 1. 有形固定資産の減価償却累計額　0千円
2. 一株当たりの当期純利益　18,347円39銭

第１期決算公告
令和７年５月28日
福岡県福岡市博多区綱場町７－１
ＦＯＲＥＣＡＳＴ博多呉服町６階
株式会社クラックス
代表取締役社長　大石　英雄

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	77,886,789
	固定資産	7,284,977
	資産合計	85,171,766
負債及び純資産の部	流動負債	5,181,274
	株主資本	79,990,492
	資本金	52,000,000
	資本剰余金	52,000,000
	資本準備金	52,000,000
	利益剰余金	△24,009,508
	その他利益剰余金	△24,009,508
	（うち当期純損失）	(24,009,508)
	負債・純資産合計	85,171,766

第54期決算公告　令和７年５月28日
熊本県山鹿市中640番地の１
株式会社ラ・モード
代表取締役　米元　三枝

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	433,335
	固定資産	202,100
	合計	635,435
負債及び純資産の部	流動負債	62,334
	固定負債	35,496
	株主資本	537,604
	資本金	68,500
	資本剰余金	58,500
	資本準備金	58,500
	利益剰余金	410,604
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	408,104
	（うち当期純利益）	(23,756)
	合計	635,435

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年五月二十八日
新潟県新発田市日渡一一二番地
（甲）株式会社あやめ商事
代表取締役　関川　良平
新潟県新発田市日渡一一二番地
（乙）有限会社下町商栄
取締役　関川　良平

第30期決算公告
令和７年５月28日
新潟県新発田市日渡112番地
株式会社あやめ商事
（旧商号　有限会社あやめ商事）
代表取締役　関川　良平

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,952
	固定資産	66,126
	合計	70,078
負債及び純資産の部	流動負債	600
	固定負債	63,266
	株主資本	6,212
	資本金	3,000
	利益剰余金	3,212
	利益準備金	393
	その他利益剰余金	2,819
	（うち当期純利益）	(3,168)
	合計	70,078

第23期決算公告　令和７年５月28日
鹿児島県出水市上知識町232番地
株式会社フレンチブルー
代表取締役　嶋池　浩

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	73,598
	固定資産	26,888
	合計	100,485
負債及び純資産の部	流動負債	215,179
	固定負債	15,644
	株主資本	△130,338
	資本金	28,000
	利益剰余金	△158,338
	利益準備金	44
	その他利益剰余金	△158,382
	（うち当期純損失）	(17,107)
	合計	100,485

第17期決算公告

令和７年５月28日
大阪府八尾市太田新町六丁目208番地
株式会社ＮＪ
代表取締役　念治　進作

貸借対照表の要旨（令和６年７月20日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,290,733
	固定資産	2,331,428
	資産合計	**6,622,161**
負債及び純資産の部	流動負債	197,690
	固定負債	6,314,168
	負債合計	**6,511,859**
	株主資本	110,302
	資本金	5,000
	利益剰余金	105,302
	利益準備金	200
	その他利益剰余金	105,102
	(うち当期純利益)	(14,358)
	純資産合計	**110,302**
	負債・純資産合計	**6,622,161**

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を九十六億千百四十八万四千七百六十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十八日

大阪府八尾市太田新町六丁目二〇八番地
株式会社ＮＪ
代表取締役　念治　進作

令和６年度決算公告

令和７年５月13日
福島県会津若松市一箕町八幡字弁天下33番地
一般財団法人白虎隊記念館
代表理事　早川　広行

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	259,183
	固定資産	101,834
	合計	**361,018**
負債及び正味財産の部	流動負債	776
	負債合計	**776**
	一般正味財産	360,241
	正味財産合計	**360,241**
	合計	**361,018**

決算公告

令和７年５月28日
大阪府八尾市二俣一丁目13番地
株式会社参次
代表取締役　浦本　宏次

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	153,304
	固定資産	10,487
	繰延資産	60
	合計	**163,851**
負債及び純資産の部	流動負債	44,853
	固定負債	51,750
	株主資本	67,248
	資本金	99,000
	利益剰余金	△　31,751
	その他利益剰余金	△　31,751
	(うち当期純損失)	(3,601)
	合計	**163,851**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千九百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十八日

大阪府八尾市二俣一丁目一三番地
株式会社参次
代表取締役　浦本　宏次

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）下記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年五月二十八日

東京都港区赤坂一丁目八番一号
（甲）日鉄興和不動産株式会社
代表取締役　三輪　正浩

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
東京共同会計事務所内
（乙）有限会社広畑大津キャピタル
取締役　荒川　真司

最終貸借対照表

令和７年５月28日
東京都港区赤坂一丁目８番１号
日鉄興和不動産株式会社

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	465,698
	固定資産	814,947
	有形固定資産	586,976
	無形固定資産	18,179
	投資その他の資産	209,791
	資産合計	**1,280,646**
負債及び純資産の部	流動負債	182,556
	賞与引当金	1,543
	その他	181,012
	固定負債	791,135
	退職給付引当金	3,310
	役員退職慰労引当金	479
	その他	787,345
	負債合計	**973,691**
	株主資本	279,028
	資本金	19,824
	資本剰余金	44,025
	資本準備金	21,269
	その他資本剰余金	22,755
	利益剰余金	215,178
	その他利益剰余金	215,178
	(うち当期純利益)	(28,464)
	評価・換算差額等	27,926
	その他有価証券評価差額金	27,471
	繰延ヘッジ損益	454
	純資産合計	**306,955**
	負債・純資産合計	**1,280,646**

第29期決算公告

令和７年５月28日　東京都中央区築地４丁目１番１号
株式会社松竹マルチプレックスシアターズ
代表取締役社長　樫村　暢彦

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	6,977	流動負債	5,150
固定資産	15,977	固定負債	12,991
有形固定資産	10,910	**負債合計**	**18,141**
無形固定資産	249	株主資本	4,810
投資その他の資産	4,817	資本金	3,937
		資本剰余金	3,903
		利益剰余金	△3,030
		利益準備金	46
		その他利益剰余金	△3,077
		評価・換算差額等	2
		その他有価証券評価差額金	2
		純資産合計	**4,812**
資産合計	**22,954**	**負債・純資産合計**	**22,954**

損益計算書の要旨
（自　令和６年３月１日　至　令和７年２月28日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	24,612
売上原価	11,616
売上総利益	12,995
販売費及び一般管理費	13,361
営業損失	365
営業外収益	437
営業外費用	110
経常損失	39
特別利益	4,690
特別損失	4,228
税引前当期純利益	422
法人税、住民税及び事業税	83
法人税等調整額	169
当期純利益	170

第29期決算公告

令和７年３月31日
東京都港区虎ノ門４－３－１城山トラストタワー23階
SK hynix Japan株式会社
代表取締役社長　姜　有鍾

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	74,760	流動負債	65,423
固定資産	573	賞与引当金	157
有形固定資産	250	固定負債	104
無形固定資産	11	退職給付引当金	104
投資その他の資産	310	**負債合計**	**65,528**
		株主資本	9,805
		資本金	1,000
		利益剰余金	8,805
		その他利益剰余金	8,805
		純資産合計	**9,805**
資産合計	**75,333**	**負債・純資産合計**	**75,333**

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	76,270
売上原価	73,612
売上総利益	2,657
販売費及び一般管理費	2,004
営業利益	653
営業外収益	791
営業外費用	20
経常利益	1,423
税引前当期純利益	1,423
法人税、住民税及び事業税	179
法人税等調整額	208
当期純利益	1,035

第 21 期 決 算 公 告

令和７年５月28日

東京都千代田区丸の内一丁目８番３号

株式会社アウトソーシングテクノロジー

代表取締役　笠井　嘉明

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	28,035,421
	固定資産	12,775,306
	資産合計	**40,810,727**
負債及び純資産の部	流動負債	17,867,929
	受注損失引当金	3,348
	固定負債	937,156
	退職給付引当金	363,398
	負債合計	**18,805,085**
	株主資本	21,969,272
	資本金	483,654
	資本剰余金	5,496,460
	資本準備金	3,848,842
	その他資本剰余金	1,647,618
	利益剰余金	15,989,157
	その他利益剰余金	15,989,157
	（うち当期純利益）	（5,726,234）
	評価・換算差額等	36,370
	その他有価証券評価差額金	36,370
	純資産合計	**22,005,642**
	負債・純資産合計	**40,810,727**

第 6 期 決 算 公 告

令和７年５月28日

東京都渋谷区神宮前六丁目12番18号Iceberg６F

Palantir Technologies Japan株式会社

代表取締役　楢﨑　浩一

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	19,445	流動負債	2,548
固定資産	2,280	固定負債	115
		株主資本	18,772
		資本金	5,432
		資本剰余金	5,431
		資本準備金	5,431
		利益剰余金	7,909
		その他利益剰余金	7,909
		評価・換算差額等	289
		その他有価証券評価差額金	289
資産合計	**21,726**	**負債・純資産合計**	**21,726**

損益計算書の要旨

（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	11,094
売上原価	7,901
売上総利益	3,192
販売費及び一般管理費	682
営業利益	2,509
営業外収益	903
営業外費用	―
経常利益	3,413
税引前当期純利益	3,413
法人税、住民税及び事業税	981
法人税等調整額	68
当期純利益	2,364

第 1 期 決 算 公 告

令和７年５月28日

東京都港区六本木１－６－１泉ガーデンタワー

ＡＣＰ文京春日特定目的会社

取締役　中村　　武

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	4,337	流動負債	6
流動資産	4,337	固定負債	3,500
固定資産	0		
特定資産合計	**4,337**	**負債合計**	**3,506**
その他の資産	137	社員資本	967
流動資産	108	特定資本金	0
固定資産	24	優先資本金	1,055
繰延資産	3	剰余金	△87
その他の資産合計	**137**	**純資産合計**	**967**
資産合計	**4,474**	**負債・純資産合計**	**4,474**

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月19日　至　令和６年12月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	2
営業費用	89
営業損失	87
営業外収益	0
営業外費用	0
経常損失	87
税引前当期純損失	87
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	87

第 40 期 決 算 公 告

令和７年５月28日

東京都文京区後楽二丁目５番１号

レンタルシステム株式会社

代表取締役　岩﨑　伸一

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	4,659,477
	固定資産	7,075,895
	有形固定資産	6,603,545
	無形固定資産	83,448
	投資その他の資産	388,901
	資産合計	**11,735,372**
負債及び純資産の部	流動負債	4,576,698
	（うち賞与引当金）	（137,224）
	固定負債	408,621
	退職給付引当金	347,251
	役員退職慰労引当金	61,370
	株主資本	6,717,389
	資本金	40,000
	資本剰余金	59,653
	資本準備金	59,653
	利益剰余金	6,617,736
	利益準備金	43,835
	その他利益剰余金	6,573,901
	（うち当期純利益）	（198,643）
	評価・換算差額等	32,663
	その他有価証券評価差額金	32,663
	負債・純資産合計	**11,735,372**

決算公告　令和７年５月28日

東京都千代田区神田東松下町31番地１

株式会社Ｘｐｏｔｅｎｔｉａｌ

代表取締役　下村　　諒

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	142,951,765
	固定資産	6,020,004
	合計	**148,971,769**
負債及び純資産の部	流動負債	89,915,135
	固定負債	117,680,672
	株主資本	△58,624,038
	資本金	93,000,000
	資本剰余金	42,616,305
	資本準備金	38,259,220
	その他資本剰余金	4,357,085
	利益剰余金	△194,240,343
	その他利益剰余金	△194,240,343
	（うち当期純損失）	（162,304,405）
	合計	**148,971,769**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千三百六万二千六百十二円減少し九千万円とし、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替えることといたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年五月二十八日

東京都千代田区神田東松下町三一番地一

株式会社Ｘｐｏｔｅｎｔｉａｌ

代表取締役　下村　諒

第 34 期 決 算 公 告

令和７年５月28日

東京都港区高輪三丁目12番８号

ジーエフ株式会社

代表取締役　児玉　芳彦

貸借対照表の要旨（令和６年３月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	4,239,730,077
	固定資産	2,480,920,759
	合計	**6,720,650,836**
負債及び純資産の部	流動負債	1,662,535,871
	固定負債	437,624,026
	株主資本	4,620,490,939
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	4,600,490,939
	利益準備金	5,500,000
	その他利益剰余金	4,594,990,939
	（うち当期純利益）	（639,862,979）
	合計	**6,720,650,836**

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲の海外検品取次事業及び国内加工事業に関する権利義務を承継し、甲はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）確定した事業年度はありません。

令和七年五月二十八日

東京都港区高輪三丁目一二番八号

（甲）ジーエフ株式会社

代表取締役　児玉　芳彦

東京都港区高輪三丁目一二番八号

（乙）ジーエフアジア株式会社

代表取締役　高木　俊幸

第66期決算公告

令和７年５月28日

茨城県水戸市住吉町284番地の１

株式会社セイブ

代表取締役　市毛　由之

貸借対照表の要旨

（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,028,248
	固定資産	3,720,626
	資産合計	**4,748,874**
負債及び純資産の部	流動負債	3,788,514
	賞与引当金	17,700
	固定負債	308,693
	退職給付引当金	34,981
	負債合計	**4,097,208**
	株主資本	642,225
	資本金	50,000
	資本剰余金	427,835
	資本準備金	20,000
	その他資本剰余金	407,835
	利益剰余金	164,472
	その他利益剰余金	164,472
	（うち当期純利益）	(48,079)
	自己株式	△82
	評価・換算差額等	9,441
	その他有価証券評価差額金	9,441
	純資産合計	**651,666**
	負債・純資産合計	**4,748,874**

第17期決算公告

令和７年５月27日

東京都新宿区市谷加賀町一丁目１番１号

株式会社
DNPフォトイメージングジャパン

代表取締役　林　雅史

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	4,055,810
	固定資産	1,840,598
	有形固定資産	707,445
	無形固定資産	495,917
	投資その他の資産	637,235
	資産合計	**5,896,408**
負債及び純資産の部	流動負債	2,155,555
	（うち賞与引当金）	(119,422)
	固定負債	230,923
	（うち退職給付引当金）	(175,395)
	（うち役員退職慰労引当金）	(7,162)
	負債合計	**2,386,478**
	株主資本	3,509,261
	資本金	100,000
	資本剰余金	800,000
	その他資本剰余金	800,000
	利益剰余金	2,609,261
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	2,584,261
	（うち当期純利益）	(1,040,724)
	評価・換算差額等	668
	その他有価証券評価差額金	668
	純資産合計	**3,509,930**
	負債・純資産合計	**5,896,408**

第45期決算公告

令和７年５月23日

奈良県北葛城郡河合町川合101―１

株式会社ヒラノＫ＆Ｅ

取締役社長　金子　二雄

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	5,572
	固定資産	391
	資産合計	**5,964**
負債及び純資産の部	流動負債	436
	（うち引当金）	(43)
	固定負債	53
	（うち引当金）	(53)
	株主資本	5,482
	資本金	30
	資本剰余金	30
	その他資本剰余金	30
	利益剰余金	5,422
	利益準備金	7
	その他利益剰余金	5,415
	（うち当期純利益）	(45)
	評価・換算差額等	△ 8
	その他有価証券評価差額金	△ 8
	負債・純資産合計	**5,964**

第79期決算公告

令和７年５月27日

東京都渋谷区神宮前二丁目７番７号

オーロラ株式会社

代表取締役　若林　康雄

貸借対照表の要旨

（令和７年２月28日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	4,499
	固定資産	2,986
	資産合計	**7,486**
負債及び純資産の部	流動負債	3,787
	固定負債	928
	株主資本	2,514
	資本金	100
	資本剰余金	301
	資本準備金	301
	利益剰余金	3,241
	利益準備金	87
	その他利益剰余金	3,154
	（うち当期純利益）	(464)
	自己株式	△1,128
	評価・換算差額等	255
	その他有価証券評価差額金	255
	負債・純資産合計	**7,486**

第57期決算公告

令和７年５月27日

東京都渋谷区神泉町８番16号

株式会社パルコスペースシステムズ

代表取締役　車田　恭之

貸借対照表の要旨

（令和７年２月28日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	10,981
	固定資産	1,029
	資産合計	**12,011**
負債及び純資産の部	流動負債	6,667
	賞与引当金	305
	完成工事補償引当金	1
	その他	6,361
	固定負債	601
	退職給付引当金	566
	その他	35
	負債合計	**7,269**
	株主資本	4,730
	資本金	100
	資本剰余金	25
	資本準備金	25
	利益剰余金	4,605
	利益準備金	236
	その他利益剰余金	4,368
	（うち当期純利益）	(763)
	評価・換算差額等	11
	その他有価証券評価差額金	11
	純資産合計	**4,742**
	負債・純資産合計	**12,011**

2024年度決算公告

2025年５月27日

栃木県小山市犬塚129番地２

美濃工業栃木株式会社

代表取締役　中島　一明

貸借対照表の要旨

（2025年２月28日現在）　（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,752
	固定資産	4,050
	繰延資産	0
	資産合計	**7,803**
負債及び純資産の部	流動負債	3,308
	（賞与引当金）	(23)
	（製品保証引当金）	(1)
	固定負債	2,767
	（退職給付引当金）	(76)
	（役員退職慰労引当金）	(13)
	株主資本	1,725
	資本金	100
	資本剰余金	1,534
	資本準備金	1,324
	その他資本剰余金	210
	利益剰余金	90
	その他利益剰余金	90
	（うち当期純利益）	(145)
	評価・換算差額等	1
	その他有価証券評価差額金	1
	負債・純資産合計	**7,803**

第39期決算公告

令和７年５月27日

兵庫県姫路市安富町狭戸117番地

エヌ・ケイ・ケイ株式会社

代表取締役　三上　祐幸

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,561,445
	固定資産	634,064
	資産合計	2,195,509
負債及び純資産の部	流動負債	522,260
	賞与引当金	27,672
	固定負債	68,833
	退職給付引当金	49,883
	役員退職慰労引当金	18,950
	負債合計	591,093
	株主資本	1,604,114
	資本金	40,000
	利益剰余金	1,564,114
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	1,554,114
	（うち当期純利益）	(165,166)
	評価・換算差額等	301
	その他有価証券評価差額金	301
	純資産合計	1,604,415
	負債・純資産合計	2,195,509

第15期決算公告

令和７年５月28日

東京都墨田区太平３丁目３番２号
喜月ビル201

三作株式会社

代表取締役　里中　克行

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	35,834
	固定資産	7,429
	繰延資産	20,466
	資産合計	63,729
負債及び純資産の部	流動負債	25,270
	固定負債	90,665
	株主資本	△52,206
	資本金	17,300
	利益剰余金	△69,506
	その他利益剰余金	△69,506
	（うち当期純利益）	(620)
	負債・純資産合計	63,729

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百三十万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年五月二十八日

東京都墨田区太平三丁目三番二号喜月ビル二〇一

三作株式会社

代表取締役　里中　克行

第１期決算公告

令和７年５月28日

富山県高岡市向野町三丁目43番地17

株式会社ＥＲＣエコロ

代表取締役　柴田　孝吉

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	25,206
	固定資産	—
	合計	25,206
負債及び純資産の部	流動負債	12,816
	固定負債	—
	株主資本	12,390
	資本金	5,000
	利益剰余金	7,390
	その他利益剰余金	7,390
	（うち当期純利益）	(7,390)
	合計	25,206

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年五月二十八日

富山県高岡市向野町三丁目四三番地一七

（甲）株式会社ＥＲＣエコロ
代表取締役　柴田　孝吉

富山県射水市高木三九番地一

（乙）有限会社アグリトープ
取締役　尾有　貴司

第60期決算公告

令和７年５月28日

兵庫県尼崎市潮江一丁目20番１号302Ｃ

株式会社福井しすてむさーびす

代表取締役　大坂　誠

貸借対照表の要旨（令和６年５月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	231,583,849
	固定資産	230,524,500
	資産合計	462,108,349
負債及び純資産の部	流動負債	4,041,876
	株主資本	458,066,473
	資本金	30,000,000
	利益剰余金	428,066,473
	利益準備金	6,450,000
	その他利益剰余金	421,616,473
	（うち当期純利益）	(82,162,099)
	負債・純資産合計	462,108,349

第18期決算公告

令和７年５月28日

埼玉県川口市大字新堀629番地

株式会社太陽技報堂

代表取締役　森　康

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	1,210,719,826
	固定資産	1,379,260,488
	資産合計	2,589,980,314
負債及び純資産の部	流動負債	640,303,560
	固定負債	928,818,000
	株主資本	1,020,858,754
	資本金	30,000,000
	利益剰余金	990,858,754
	利益準備金	5,850,000
	その他利益剰余金	985,008,754
	（うち当期純利益）	(75,142,346)
	負債・純資産合計	2,589,980,314

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十八日

埼玉県川口市大字新堀六二九番地

（甲）株式会社太陽技報堂
代表取締役　森　康

兵庫県尼崎市潮江一丁目二〇番一号三〇二Ｃ

（乙）株式会社福井しすてむさーびす
代表取締役　大坂　誠

第20期決算公告

令和７年５月28日

東京都文京区関口一丁目24番８号

株式会社アカウンティング・アカデミー

代表取締役　北田　純也

貸借対照表の要旨（令和６年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	207
	固定資産	0
	資産合計	207
負債及び純資産の部	流動負債	3
	固定負債	0
	負債合計	3
	株主資本	204
	資本金	10
	利益剰余金	194
	その他利益剰余金	194
	（うち当期純利益）	(11)
	純資産合計	204
	負債・純資産合計	207

第24期決算公告

令和７年５月28日

東京都文京区関口一丁目24番８号

株式会社会計工房

代表取締役　北田　純也

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	880
	固定資産	128
	資産合計	1,009
負債及び純資産の部	流動負債	62
	固定負債	0
	負債合計	62
	株主資本	946
	資本金	10
	利益剰余金	936
	その他利益剰余金	936
	（うち当期純利益）	(91)
	純資産合計	946
	負債・純資産合計	1,009

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十八日

東京都文京区関口一丁目二四番八号

（甲）株式会社会計工房
代表取締役　北田　純也

東京都文京区関口一丁目二四番八号

（乙）株式会社アカウンティング・アカデミー
代表取締役　北田　純也

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の遊技場経営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十八日

長野県松本市出川一丁目二番八号
（甲）株式会社ジェーワン
代表取締役　昌川　将鎬

山梨県富士吉田市松山一五九五番地
（乙）株式会社ジェーリンクス
代表取締役　木原　相範

第10期決算公告　令和７年５月28日

長野県松本市出川１丁目２番８号
株式会社ジェーワン
代表取締役　昌川　将鎬

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	212,023
	固定資産	311,261
	有形固定資産	259,813
	投資その他の資産	51,448
	合計	523,284
負債及び純資産の部	流動負債	184,258
	固定負債	272,322
	株主資本	66,704
	資本金	100
	利益剰余金	66,604
	その他利益剰余金	66,604
	（うち当期純利益）	(13,477)
	合計	523,284

第41期決算公告　令和７年５月28日

山梨県富士吉田市松山1595番地
株式会社ジェーリンクス
代表取締役　木原　相範

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	43,845
	固定資産	357,270
	有形固定資産	257,044
	投資その他の資産	100,226
	合計	401,115
負債及び純資産の部	流動負債	60,117
	固定負債	1,085,954
	株主資本	△744,956
	資本金	18,000
	利益剰余金	△762,956
	利益準備金	500
	その他利益剰余金	△763,456
	（うち当期純利益）	(13,885)
	合計	401,115

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記の通りです。

令和七年五月二十八日

広島県福山市御幸町大字上岩成七四九番地
（甲）株式会社御幸
代表取締役　勝岡　健治

広島県福山市御幸町大字上岩成七四九番地
（乙）広島グラスビーズ産業株式会社
代表取締役　勝岡　正剛

決　算　公　告

令和７年５月28日

広島県福山市御幸町大字上岩成749番地
株式会社御幸
代表取締役　勝岡　健治

貸借対照表の要旨
（令和６年６月30日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	403,340
	固定資産	944,690
	資産合計	1,348,030
負債及び純資産の部	流動負債	45,493
	固定負債	924,322
	株主資本	378,214
	資本金	10,000
	利益剰余金	368,214
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	365,214
	（うち当期純利益）	(80,264)
	負債・純資産合計	1,348,030

決　算　公　告

令和７年５月28日

広島県福山市御幸町大字上岩成749番地
広島グラスビーズ産業株式会社
代表取締役　勝岡　正剛

貸借対照表の要旨
（令和６年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	26,402
	固定資産	27,974
	資産合計	54,376
負債及び純資産の部	流動負債	2,563
	株主資本	51,812
	資本金	10,000
	利益剰余金	41,812
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	38,812
	（うち当期純損失）	(14,203)
	負債・純資産合計	54,376

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十八日

沖縄県宮古島市平良字西里一一〇七番地七
（甲）住宅情報センター株式会社
代表取締役　佐和田　功

沖縄県那覇市おもろまち四丁目二〇番三一号
（乙）株式会社日宅
代表取締役　新田美登里

決　算　公　告

令和７年５月28日

沖縄県宮古島市平良字西里1107番地７
住宅情報センター株式会社
代表取締役　佐和田　功

貸借対照表の要旨
（令和６年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,362,841
	固定資産	750,854
	合計	2,113,695
負債及び純資産の部	流動負債	474,532
	固定負債	373,180
	株主資本	1,265,983
	資本金	90,000
	利益剰余金	1,175,982
	繰越利益剰余金	1,175,982
	（うち当期純利益）	(177,189)
	合計	2,113,695

決　算　公　告

令和７年５月28日

沖縄県那覇市おもろまち４丁目20番31号
株式会社日宅
代表取締役　新田美登里

貸借対照表の要旨
（令和６年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	72,105
	固定資産	5,664
	合計	77,769
負債及び純資産の部	流動負債	59,077
	固定負債	25,930
	株主資本	△7,238
	資本金	10,000
	利益剰余金	△17,238
	繰越利益剰余金	△17,238
	（うち当期純利益）	(3,126)
	合計	77,769

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十八日

沖縄県宮古島市平良字西里一一〇七番地七
（甲）住宅情報センター株式会社
代表取締役　佐和田　功

沖縄県浦添市当山二丁目五番六号
（乙）株式会社てだこ
代表取締役　佐和田健二

決　算　公　告

令和７年５月28日

沖縄県宮古島市平良字西里1107番地７
住宅情報センター株式会社
代表取締役　佐和田　功

貸借対照表の要旨
（令和６年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,362,841
	固定資産	750,854
	合計	2,113,695
負債及び純資産の部	流動負債	474,532
	固定負債	373,180
	株主資本	1,265,983
	資本金	90,000
	利益剰余金	1,175,982
	繰越利益剰余金	1,175,982
	（うち当期純利益）	(177,189)
	合計	2,113,695

決　算　公　告

令和７年５月28日

沖縄県浦添市当山２丁目５番６号
株式会社てだこ
代表取締役　佐和田健二

貸借対照表の要旨
（令和６年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	331,542
	固定資産	38,912
	合計	370,454
負債及び純資産の部	流動負債	133,983
	固定負債	33,779
	株主資本	202,692
	資本金	10,000
	利益剰余金	192,692
	繰越利益剰余金	192,692
	（うち当期純利益）	(1,152)
	合計	370,454

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年五月二十八日

東京都台東区下谷一丁目五番六―六〇九号クレストフォルム上野の杜

（甲）株式会社ＦＶＣ

代表取締役　布施　崇

東京都台東区下谷一丁目五番六―六〇九号クレストフォルム上野の杜

（乙）株式会社イベント・ハーツ

代表取締役　布施　崇

第12期決算公告　令和７年５月28日

東京都台東区下谷一丁目５番６―609号
クレストフォルム上野の杜

株式会社イベント・ハーツ

代表取締役　布施　崇

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,264
	資産合計	2,264
負債及び純資産の部	流動負債	6,644
	固定負債	4,800
	株主資本	△9,180
	資本金	1,000
	利益剰余金	△10,180
	その他利益剰余金	△10,180
	（うち当期純損失）	(341)
	負債・純資産合計	2,264

第15期決算公告　令和７年５月28日

東京都台東区下谷一丁目５番６―609号
クレストフォルム上野の杜

株式会社ＦＶＣ

代表取締役　布施　崇

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	29,843
	固定資産	28,759
	資産合計	58,603
負債及び純資産の部	流動負債	13,004
	固定負債	39,305
	株主資本	6,292
	資本金	1,000
	利益剰余金	5,292
	その他利益剰余金	5,292
	（うち当期純利益）	(6,767)
	負債・純資産合計	58,603

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十八日

横浜市中区翁町一丁目四番五号

（甲）日本設計株式会社

代表取締役　長瀧　大暉

東京都渋谷区東二丁目二六番一六号渋谷ＨＡＮＡビル二階

（乙）株式会社ＮＳホールディングス

代表取締役　長瀧　大暉

決　算　公　告　令和７年５月28日

東京都渋谷区東二丁目26番16号
渋谷ＨＡＮＡビル２階

株式会社ＮＳホールディングス

代表取締役　長瀧　大暉

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	7,654,856
	固定資産	320,460,000
	合計	328,114,856
負債及び純資産の部	流動負債	140,070,000
	固定負債	192,844,000
	株主資本	△4,799,144
	資本金	100,000
	利益剰余金	△4,899,144
	その他利益剰余金	△4,899,144
	（うち当期純損失）	(4,112,342)
	合計	328,114,856

決　算　公　告　令和７年５月28日

横浜市中区翁町一丁目４番５号

日本設計株式会社

代表取締役　長瀧　大暉

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	559,168,058
	固定資産	190,113,808
	繰延資産	67,314
	合計	749,349,180
負債及び純資産の部	流動負債	188,304,946
	固定負債	113,893,875
	株主資本	447,150,359
	資本金	80,000,000
	利益剰余金	417,150,359
	利益準備金	16,760,000
	その他利益剰余金	400,390,359
	（うち当期純利益）	(83,283,276)
	自己株式	△50,000,000
	合計	749,349,180

合併公告

左記会社は、甲が商号を株式会社ＵＲｉＰに変更することを条件に合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十八日

富山市吉作四七〇四番地二

（甲）有限会社ケアサポート・まき

代表取締役　牧　真奈美

富山市吉作四七〇四番地二

（乙）株式会社グリア

代表取締役　牧　真奈美

第16期決算公告

令和７年５月28日

富山市吉作4704番地２

株式会社グリア

代表取締役　牧　真奈美

貸借対照表の要旨

（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	48,420
	固定資産	168,595
	合計	217,016
負債及び純資産の部	流動負債	14,074
	固定負債	250,296
	株主資本	△47,354
	資本金	3,000
	利益剰余金	△50,354
	その他利益剰余金	△50,354
	（うち当期純損失）	(28,770)
	合計	217,016

第22期決算公告

令和７年５月28日

富山市吉作4704番地２

有限会社ケアサポート・まき

代表取締役　牧　真奈美

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	120,187
	固定資産	79,465
	繰延資産	90
	合計	199,743
負債及び純資産の部	流動負債	52,406
	固定負債	116,104
	株主資本	31,231
	資本金	3,000
	利益剰余金	28,231
	その他利益剰余金	28,231
	（うち当期純利益）	(10,152)
	合計	199,743

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十八日

富山市上飯野新町二丁目一〇〇番地

（甲）株式会社タムラ設計.

代表取締役　田村　元宏

富山市上飯野新町二丁目一〇〇番地

（乙）株式会社カフウテイ

代表取締役　田村　元宏

第60期決算公告

令和７年５月28日

富山市上飯野新町二丁目100番地

株式会社カフウテイ

代表取締役　田村　元宏

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	10,848
	固定資産	245,815
	合計	256,663
負債及び純資産の部	流動負債	150
	固定負債	0
	株主資本	256,512
	資本金	32,000
	利益剰余金	578,500
	利益準備金	8,000
	その他利益剰余金	570,500
	（うち当期純利益）	(556)
	自己株式	△353,988
	合計	256,663

第48期決算公告

令和７年５月28日

富山市上飯野新町二丁目100番地

株式会社タムラ設計.

代表取締役　田村　元宏

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	116,977
	固定資産	295,839
	合計	412,817
負債及び純資産の部	流動負債	40,800
	固定負債	432,212
	株主資本	△60,195
	資本金	10,000
	利益剰余金	△70,195
	その他利益剰余金	△70,195
	（うち当期純損失）	(23,969)
	合計	412,817

第18期決算公告

令和７年５月28日
東京都東村山市恩多町五丁目33番３
株式会社たからぶね
代表取締役　船﨑　育子

貸借対照表の要旨
（令和６年６月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	838,783
	固定資産	6,828,786
	合計	7,667,569
負債及び純資産の部	流動負債	103,501,418
	固定負債	71,683,947
	株主資本	△167,517,796
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	△172,517,796
	その他利益剰余金	△172,517,796
	（うち当期純損失）	（203,616）
	合計	7,667,569

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年五月二十八日
東京都東村山市恩多町五丁目三三番三
（甲）株式会社たからぶね
代表取締役　船﨑　育子
東京都東村山市恩多町五丁目三三番三
（乙）有限会社ファンデックス
取締役　船﨑　育子

第95期決算公告

令和７年５月13日
札幌市東区北19条東21丁目２番20号
アルテック株式会社
代表取締役　岡本　昌彦

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	914,426
	固定資産	63,046
	合計	977,472
負債及び純資産の部	流動負債	548,218
	固定負債	11,311
	株主資本	417,943
	資本金	67,500
	資本剰余金	23,324
	利益剰余金	327,119
	利益準備金	1,474
	その他利益剰余金	325,645
	（うち当期純利益）	（27,131）
	合計	977,472

決算公告

令和７年５月28日
神奈川県藤沢市長後678番地
丸屋本店ビル２Ｆ
株式会社サンエンジニアリング
代表取締役　入戸野義満

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	169,632
	固定資産	7,484
	資産合計	177,116
負債及び純資産の部	流動負債	24,945
	固定負債	102,251
	株主資本	49,920
	資本金	10,000
	利益剰余金	39,920
	その他利益剰余金	39,920
	（うち当期純利益）	（5,650）
	負債・純資産合計	177,116

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記の通りです。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年三月二十五日
掲載頁　四十五頁（号外第六十三号）

令和七年五月二十八日
神奈川県藤沢市長後六七八番地丸屋本店ビル二Ｆ
（甲）株式会社サンエンジニアリング
代表取締役　入戸野義満
東京都町田市成瀬が丘二丁目二三番地一一
（乙）株式会社東建設研究所
代表取締役　法量　賢一

決算公告

令和７年５月28日
川崎市川崎区渡田二丁目１番６号
株式会社エムイー
代表取締役　湯村　美恵

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	30,327
	固定資産	83,122
	資産合計	113,449
負債及び純資産の部	流動負債	4,712
	固定負債	59,789
	株主資本	48,947
	資本金	2,000
	利益剰余金	46,947
	その他利益剰余金	46,947
	（うち当期純利益）	（6,101）
	負債・純資産合計	113,449

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年五月二十八日
川崎市川崎区渡田一丁目九番一号
（甲）株式会社丸富不動産
代表取締役　湯村　美恵
川崎市川崎区渡田二丁目一番六号
（乙）株式会社エムイー
代表取締役　湯村　美恵

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年五月二十八日
川崎市川崎区渡田一丁目九番一号
（甲）株式会社丸富不動産
代表取締役　湯村　美恵
川崎市川崎区渡田一丁目九番一号
（乙）株式会社ＭＫＭ
代表取締役　金丸　春一

決算公告

令和７年５月28日
川崎市川崎区渡田一丁目９番１号
株式会社ＭＫＭ
代表取締役　金丸　春一

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	22,325
	固定資産	429,024
	資産合計	451,349
負債及び純資産の部	流動負債	6,793
	固定負債	407,386
	株主資本	37,168
	資本金	2,000
	利益剰余金	35,168
	その他利益剰余金	35,168
	（うち当期純利益）	（9,539）
	負債・純資産合計	451,349

決算公告

令和７年５月28日
川崎市川崎区渡田一丁目９番１号
株式会社丸富不動産
代表取締役　湯村　美恵

貸借対照表の要旨
（令和６年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	242,166	流動負債	108,584
固定資産	1,956,551	固定負債	1,601,650
		株主資本	488,483
		資本金	10,000
		利益剰余金	478,483
		利益準備金	500
		その他利益剰余金	477,983
		（うち当期純利益）	（11,084）
資産合計	2,198,717	負債・純資産合計	2,198,717

官報掲載事項記載書面

官報サービスセンターでは、官報発行サイトで発行された「官報」に掲載された情報を記載した「官報掲載事項記載書面」の交付を行っています。
書面の交付をご希望の方は、最寄りの官報サービスセンターにお問合せください。
（手数料）・１部単位　３２頁までごとにつき１４０円（非課税・配送料別）
・定期送付　１か月当たり２，０００円（非課税・配送料別）
（官報サービスセンター一覧）https://www.cao.go.jp/others/soumu/kanpo/pdf/kanpo_sc.pdf

内閣府

第 38 期 決 算 公 告

2025年５月28日

長野県長野市稲里町1163番地
長野日本無線マニュファクチャリング株式会社
代表取締役　小林　等

貸借対照表の要旨
（2024年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	391,271	流動負債	298,390
固定資産	258,496	（賞与引当金）	(27,216)
		（製品保証引当金）	(783)
		固定負債	227,952
		（退職給付引当金）	(118,590)
		株主資本	123,425
		資本金	90,000
		利益剰余金	33,425
		利益準備金	22,500
		その他利益剰余金	10,925
		（うち当期純利益）	(4,289)
資産合計	649,768	負債・純資産合計	649,768

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年三月三十一日
掲載頁　一一〇頁（号外第七十二号）

令和七年五月二十八日

長野県長野市稲里町一一六三番地
（甲）長野日本無線マニュファクチャリング株式会社
代表取締役　小林　等

長野県上田市踏入二丁目一〇番一九号
（乙）日無工芸株式会社
代表取締役　内藤　忠明

第 7 期 決 算 公 告

令和７年５月28日

宮崎県延岡市瀬之口町二丁目２番地15
株式会社プラウド
代表取締役　上野　剛

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	10,890,664
	固定資産	353,196,491
	資産合計	364,087,155
負債及び純資産の部	流動負債	28,471,133
	固定負債	335,380,205
	株主資本	235,817
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	△2,764,183
	その他利益剰余金	△2,764,183
	（うち当期純利益）	(4,028,233)
	負債・純資産合計	364,087,155

第54期決算公告　令和７年５月28日

宮崎県延岡市瀬之口町二丁目２番地15
株式会社日中商事
代表取締役　上野　剛

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	609,981,065
	固定資産	66,670,274
	資産合計	676,651,339
負債及び純資産の部	流動負債	271,420,383
	固定負債	206,460,000
	株主資本	198,770,956
	資本金	44,800,000
	資本剰余金	28,252,461
	資本準備金	28,252,461
	利益剰余金	125,718,495
	利益準備金	3,035
	その他利益剰余金	125,715,460
	（うち当期純利益）	(13,912,846)
	負債・純資産合計	676,651,339

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十八日

宮崎県延岡市瀬之口町二丁目二番地一
五　代表取締役　上野　剛

宮崎県延岡市瀬之口町二丁目二番地一
五　（乙）株式会社プラウド
代表取締役　上野　剛

第 29 期 決 算 公 告

令和７年５月28日

兵庫県豊岡市日高町池上105番地の１
兵庫ミートプロセッサー株式会社
代表取締役　藤原　征輝

貸借対照表の要旨
（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	230,342
	固定資産	80,170
	合計	310,513
負債及び純資産の部	流動負債	302,178
	固定負債	108,010
	株主資本	△ 99,675
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 109,675
	その他利益剰余金	△ 109,675
	（うち当期純損失）	(53,095)
	合計	310,513

第39期決算公告　令和７年５月28日

兵庫県豊岡市日高町池上105番地の１
テイ．ケイフーズサービス株式会社
代表取締役　藤原　征輝

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	983,324
	固定資産	209,199
	合計	1,192,523
負債及び純資産の部	流動負債	828,485
	固定負債	333,823
	（うち退職給与引当金）	(6,822)
	株主資本	30,215
	資本金	20,000
	利益剰余金	10,215
	利益準備金	600
	その他利益剰余金	9,615
	（うち当期純損失）	(28,412)
	合計	1,192,523

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年六月二十七日を予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十八日

兵庫県豊岡市日高町池上一〇五番地
（甲）テイ．ケイフーズサービス株式会社
代表取締役　藤原　征輝

兵庫県豊岡市日高町池上一〇五番地の一
（乙）兵庫ミートプロセッサー株式会社
代表取締役　藤原　征輝

決　算　公　告

令和７年５月28日

東京都中央区東日本橋一丁目９番２号
株式会社シーエス不動産
代表取締役　説田　充利

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	14,421
	固定資産	16,696
	資産合計	31,117
負債及び純資産の部	流動負債	2,916
	固定負債	1,820
	株主資本	26,381
	資本金	10,000
	利益剰余金	16,381
	利益準備金	2,000
	その他利益剰余金	14,381
	（うち当期純損失）	(1,976)
	負債・純資産合計	31,117

決　算　公　告

令和７年５月28日

東京都中央区東日本橋二丁目５番10号
株式会社さかえや
代表取締役　説田　行孝

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	129,277
	固定資産	1,003,695
	資産合計	1,132,972
負債及び純資産の部	流動負債	181,674
	固定負債	115,789
	株主資本	835,508
	資本金	16,000
	利益剰余金	819,508
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	809,508
	（うち当期純損失）	(21,968)
	負債・純資産合計	1,132,972

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は乙に甲の事業に関する権利義務の一部を承継させ、乙はそれを承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十八日

東京都中央区東日本橋二丁目五番一〇号
（甲）株式会社さかえや
代表取締役　説田　行孝

東京都中央区東日本橋一丁目九番二号
（乙）株式会社シーエス不動産
代表取締役　説田　充利

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁及び戊の権利義務を承継して存続し、乙、丙、丁及び戊は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年五月二十八日

東京都世田谷区玉川三丁目一五番一二―二〇八号
（甲）株式会社グリーン・キャピタル
代表取締役　吉澤　英和

東京都世田谷区玉川三丁目一五番一二―二〇八号
（乙）合同会社二子玉川プロパティーズ
代表社員　吉澤　英和

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一〇〇六号
（丙）合同会社城南プロパティーズ
代表社員　吉澤　英和

東京都世田谷区玉川三丁目一五番一二―二〇八号
（丁）合同会社湘南プロパティーズ
代表社員　吉澤　英和

東京都世田谷区玉川三丁目一番一八―一二〇五号
（戊）合同会社横浜プロパティーズ
代表社員　吉澤　英和

第８期決算公告

令和７年５月28日

東京都世田谷区玉川三丁目15番12―208号

株式会社グリーン・キャピタル

代表取締役　吉澤　英和

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	19,820,821
	固定資産	241,599,969
	資産合計	261,420,790
負債及び純資産の部	流動負債	19,462,330
	固定負債	200,745,872
	負債合計	220,208,202
	株主資本	41,212,588
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	38,212,588
	その他利益剰余金	38,212,588
	（うち当期純損失）	(8,286,661)
	純資産合計	41,212,588
	負債・純資産合計	261,420,790

共同吸収分割公告

左記会社は吸収分割により、甲に対して、乙及び丙はその不動産賃貸事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

三社の株主総会の承認決議は令和七年四月二十八日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和七年五月二十八日

兵庫県赤穂郡上郡町上郡一四四九番地一
（甲）兵庫グループ株式会社
代表取締役　岡本　浩行

兵庫県赤穂郡上郡町大枝四〇五番地
（乙）兵庫シューズ株式会社
代表取締役　森岡　正光

兵庫県赤穂郡上郡町上郡一四四九番地の一
（丙）兵庫アグリシステム株式会社
代表取締役　前平功太郎

吸収分割公告

左記会社は吸収分割により、甲に対して、乙はその飲食店事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

両社の株主総会の承認決議は令和七年四月二十八日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和七年五月二十八日

兵庫県赤穂郡上郡町大枝二七四番地一
（甲）兵庫ライフ株式会社
代表取締役　岡本　浩行

兵庫県赤穂郡上郡町大枝四〇五番地
（乙）兵庫シューズ株式会社
代表取締役　森岡　正光

第１期決算公告

令和７年５月28日

兵庫県赤穂郡上郡町上郡1449番地１

兵庫グループ株式会社

代表取締役　岡本　浩行

貸借対照表の要旨
（令和６年７月31日現在）　（単位：千円）

資産の部 科目	金額	負債及び純資産の部 科目	金額
流動資産	33,487	流動負債	41,005
固定資産	726,160	固定負債	725,795
		株主資本	△7,153
		資本金	1,000
		利益剰余金	△8,153
		（うち当期純損失）	(8,153)
合計	759,647	合計	759,647

第36期決算公告

令和７年５月28日

兵庫県赤穂郡上郡町上郡1449番地の１

兵庫アグリシステム株式会社

代表取締役　前平功太郎

貸借対照表の要旨
（令和６年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	36,617
	固定資産	330,913
	合計	367,530
負債及び純資産の部	流動負債	158,313
	固定負債	272,626
	株主資本	△63,409
	資本金	40,000
	利益剰余金	△103,409
	（うち当期純利益）	(11,525)
	合計	367,530

第46期決算公告

令和７年５月28日

兵庫県赤穂郡上郡町大枝405番地

兵庫シューズ株式会社

代表取締役　森岡　正光

貸借対照表の要旨
（令和６年７月31日現在）　（単位：千円）

資産の部 科目	金額	負債及び純資産の部 科目	金額
流動資産	2,158,302	流動負債	1,436,953
固定資産	979,162	固定負債	968,523
繰延資産	1,062	株主資本	733,049
		資本金	40,000
		利益剰余金	693,049
		（別途積立金）	(70,000)
		（繰越利益剰余金）	(623,049)
		（うち当期純利益）	(204,484)
合計	3,138,525	合計	3,138,525

第４期決算公告

令和７年５月28日

兵庫県赤穂郡上郡町大枝274番地１

兵庫ライフ株式会社

代表取締役　岡本　浩行

貸借対照表の要旨
（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	12,803
	固定資産	2,456
	合計	15,259
負債及び純資産の部	流動負債	24,532
	固定負債	0
	株主資本	△9,273
	資本金	40,000
	利益剰余金	△49,273
	（うち当期純損失）	(3,219)
	合計	15,259

第 27 期 決 算 公 告

2025年５月28日　千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目３番地

エー・シー・エス債権管理回収株式会社

代表取締役社長　松山　正弘

貸借対照表の要旨

（2025年２月28日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	6,729,544	流動負債	931,398
固定資産	1,004,321	役員業績報酬引当金	7,245
		賞与引当金	62,271
		その他	861,882
		固定負債	40,025
		負債合計	**971,424**
		株主資本	6,762,441
		資本金	600,000
		資本剰余金	100,000
		資本準備金	100,000
		利益剰余金	6,062,441
		利益準備金	75,000
		その他利益剰余金	5,987,441
		純資産合計	**6,762,441**
資産合計	**7,733,866**	**負債・純資産合計**	**7,733,866**

損益計算書の要旨

（自　2024年３月１日　至　2025年２月28日）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
売上高	5,378,239	経常利益	1,614,994
売上原価	3,004,572	税引前当期純利益	1,614,994
売上総利益	2,373,667	法人税、住民税及び事業税	463,173
販売費及び一般管理費	790,987	法人税等調整額	16,945
営業利益	1,582,680	当期純利益	1,134,875
営業外収益	34,830		
営業外費用	2,516		

第 81 期 決 算 公 告

令和７年５月28日　東京都中央区日本橋富沢町８番８号

西川株式会社

代表取締役　菅野　達志

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	24,060	流動負債	11,037
固定資産	25,297	（うち固定資産解体費用引当金）	(332)
		固定負債	20,219
		（うち退職給付引当金）	(1,559)
		（うち役員退職慰労引当金）	(1,989)
		負債合計	**31,256**
		株主資本	18,842
		資本金	100
		資本剰余金	16,625
		資本準備金	15,823
		その他資本剰余金	801
		利益剰余金	12,650
		利益準備金	225
		その他利益剰余金	12,424
		自己株式	△ 10,533
		評価・換算差額等	△ 741
		その他有価証券評価差額金	658
		繰延ヘッジ損益	98
		土地再評価差額金	△ 1,498
		純資産合計	**18,101**
資産合計	**49,357**	**負債・純資産合計**	**49,357**

損益計算書の要旨（自　令和６年２月１日　至　令和７年１月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	46,342	経常利益	851
売上原価	27,957	特別利益	2,658
売上総利益	18,385	特別損失	657
販売費及び一般管理費	17,831	税引前当期純利益	2,852
営業利益	553	法人税、住民税及び事業税	93
営業外収益	489	法人税等調整額	1,029
営業外費用	191	当期純利益	1,729

第 28 期 決 算 公 告

2025年５月28日　名古屋市瑞穂区苗代町15番１号

ブラザー販売株式会社

代表取締役社長　安井　宏一

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	22,463	流動負債	6,530
固定資産	1,957	賞与引当金	443
有形固定資産	187	その他	6,087
無形固定資産	534	固定負債	691
投資その他の資産	1,235	役員退職慰労引当金	17
		その他	674
		負債合計	**7,222**
		株主資本	17,083
		資本金	3,500
		資本剰余金	1,500
		資本準備金	1,500
		利益剰余金	12,083
		その他利益剰余金	12,083
		評価・換算差額等	114
		その他有価証券評価差額金	114
		純資産合計	**17,198**
資産合計	**24,420**	**負債・純資産合計**	**24,420**

損益計算書の要旨

（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	38,577	経常利益	3,734
売上原価	24,272	特別利益	0
売上総利益	14,304	特別損失	0
販売費及び一般管理費	10,617	税引前当期純利益	3,734
営業利益	3,687	法人税、住民税及び事業税	1,239
営業外収益	65	法人税等調整額	−99
営業外費用	18	当期純利益	2,594

第 67 期 決 算 公 告

令和７年５月28日　三重県桑名市長島町浦安333番地

長島観光開発株式会社

代表取締役社長　舟橋　純

貸借対照表の要旨

（令和７年２月28日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,263	流動負債	8,042
固定資産	39,441	賞与引当金	199
有形固定資産	36,837	ポイント引当金	55
無形固定資産	763	その他	7,788
投資その他の資産	1,840	固定負債	22,679
		退職給付引当金	23
		役員退職慰労引当金	616
		その他	22,039
		負債合計	**30,721**
		株主資本	13,801
		資本金	1,200
		利益剰余金	12,601
		利益準備金	300
		その他利益剰余金	12,301
		評価・換算差額等	181
		その他有価証券評価差額金	181
		純資産合計	**13,983**
資産合計	**44,705**	**負債・純資産合計**	**44,705**

損益計算書の要旨

（令和６年３月１日から令和７年２月28日まで）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	22,831	経常利益	1,566
売上原価	2,972	特別利益	—
売上総利益	19,858	特別損失	88
販売費及び一般管理費	17,997	税引前当期純損失	1,478
営業利益	1,860	法人税、住民税及び事業税	241
営業外収益	92	法人税等調整額	22
営業外費用	386	当期純利益	1,214

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千四百八十五万一千六百八円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年五月二十八日

東京都千代田区内神田一―九―五ＳＦ内神田ビル二階　株式会社ナノルクス

代表取締役　祖父江基史

貸借対照表の要旨

（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	35,344
	固定資産	3,144
	繰延資産	602
	資産合計	39,091
負債及び純資産の部	流動負債	6,760
	固定負債	38,030
	助成金返済引当金	38,030
	株主資本	△5,907
	資本金	64,851
	資本剰余金	442,816
	資本準備金	252,334
	その他資本剰余金	190,482
	利益剰余金	△513,576
	その他利益剰余金	△513,576
	（うち当期純損失）	(58,525)
	新株予約権	208
	負債・純資産合計	39,091

第３期決算公告　2025年５月28日

埼玉県三郷市上彦川戸852番地１

株式会社メディスケット

代表取締役社長　若菜　純

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	7,720,750
	固定資産	798,022
	資産合計	8,518,773
負債及び純資産の部	流動負債	8,102,980
	賞与引当金	1,019,934
	その他	7,083,046
	株主資本	415,792
	資本金	25,000
	資本剰余金	25,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	365,792
	その他利益剰余金	365,792
	（うち当期純利益）	(22,809)
	負債・純資産合計	8,518,773

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千四百五十七万五千三百四十二円、資本準備金の額を八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十八日

東京都新宿区市谷本村町二番三号

日本チェリー株式会社

代表取締役　荘　凡　頡

第５期決算公告

令和７年５月28日

東京都新宿区市谷本村町２番３号

日本チェリー株式会社

代表取締役　荘　凡　頡

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	49,520
	固定資産	8,913
	資産合計	58,434
負債及び純資産の部	流動負債	83,009
	株主資本	△24,575
	資本金	60,000
	資本剰余金	40,000
	（資本準備金）	(40,000)
	利益剰余金	△124,575
	（その他利益剰余金）	(△124,575)
	（うち当期純損失）	(65,210)
	負債・純資産合計	58,434

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により日本電気株式会社（乙、住所東京都港区芝五丁目七番一号）から、乙の保有するＮＥＣネクサソリューションズ株式会社及びＮＥＣネッツエスアイ株式会社の全株式を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の確定した最終事業年度はありません。乙の最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和七年五月二十八日

東京都港区芝浦三丁目九番一四号

ＮＥＳＩＣホールディングス株式会社

代表取締役　大久保智史

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,358,528
	固定資産	1,711,088
	有形固定資産	304,152
	無形固定資産	85,370
	投資その他の資産	1,321,566
	資産合計	3,069,616
負債及び純資産の部	流動負債	1,360,739
	製品保証引当金	3,994
	役員賞与引当金	614
	工事契約等損失引当金	13,345
	偶発損失引当金	7,917
	その他	1,334,869
	固定負債	293,105
	製品保証引当金	949
	債務保証損失引当金	17,456
	偶発損失引当金	1,789
	株式報酬引当金	1,454
	その他	271,457
	負債合計	1,653,844
	株主資本	1,390,149
	資本金	427,831
	資本剰余金	137,955
	資本準備金	89,892
	その他資本剰余金	48,063
	利益剰余金	856,353
	利益準備金	17,066
	その他利益剰余金	839,287
	（うち当期純利益）	(233,705)
	自己株式	△31,990
	評価・換算差額等	25,623
	その他有価証券評価差額金	30,578
	繰延ヘッジ損益	△4,956
	純資産合計	1,415,772
	負債・純資産合計	3,069,616

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部（甲株式九万株を含む）及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

下記のとおりです。

（丙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年五月二十八日

広島県福山市引野町一丁目一番一号

（甲）株式会社福山中央水産

代表取締役　笹田　博之

広島県福山市引野町一丁目一番一号

（乙）ブルーオーシャンホールディングス株式会社

代表取締役　笹田　博之

広島県福山市引野町四丁目五〇番四一号

（丙）有限会社シーフーズ・ウイッシュ

取締役　笹田　博之

第54期決算公告　令和７年５月28日

広島県福山市引野町一丁目１番１号

株式会社福山中央水産

代表取締役　笹田　博之

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	225,369
	固定資産	156,400
	資産合計	381,770
負債及び純資産の部	流動負債	252,383
	固定負債	173,706
	負債合計	426,089
	株主資本	△44,319
	資本金	30,000
	利益剰余金	△74,319
	その他利益剰余金	△74,319
	（うち当期純損失）	(25,540)
	純資産合計	△44,319
	負債・純資産合計	381,770

第７期決算公告　令和７年５月28日

広島県福山市引野町一丁目１番１号

ブルーオーシャンホールディングス株式会社

代表取締役　笹田　博之

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	52,189
	固定資産	69,616
	資産合計	121,805
負債及び純資産の部	流動負債	6,764
	固定負債	111,113
	負債合計	117,877
	株主資本	3,928
	資本金	10,000
	利益剰余金	△6,071
	その他利益剰余金	△6,071
	（うち当期純損失）	(5,073)
	純資産合計	3,928
	負債・純資産合計	121,805